10年のあゆみ

刊行のことば

日本下水道事業団は，本年11月１日をもって設立10周年を迎えることになりました。

わが国の下水道整備は，社会・経済情勢の進展に伴い生活環境改善の要求と水質環境保全の必要性が高まった昭和40年代から，ようやく本格的に実施されることとなり，昭和46年には飛躍的な事業増を内容とした第３次下水道整備五箇年計画が策定されて，全国的に施設の整備が促進されることとなったのであります。しかし事業の急速な拡充に際しては，技術者の確保，執行体制の強化，先行投資資金の手当など，事業実施主体である地方公共団体の課題が山積しており，この解決を図らなければ計画を達成できないという実情にありました。

その対策として，問題を抱えた地方公共団体を支援する機構が置かれることとなり，昭和47年に事業団の前身である下水道事業センターが設立されたのであります。センターの役割は，地方公共団体からの要請に応じて，下水道に関する技術的援助を行うことを主体とし，計画の策定，根幹的施設の設計・建設，技術者の研修，新技術の試験研究等を実施するほか，建設資金の一部立て替えを行って，これを支援することにありました。その後，昭和50年には地方公共団体の強い要望に基づいて，より積極的な支援を行うために業務の主体を建設業務に移行するなどの改善が図られ，現在の事業団に拡充改組されたもので，設立以来一貫して地方公共団体の下水道整備のために微力を尽くしてきたところであります。

10年間の実績としましては，建設業務において187箇所の終末処理場等の建設を受託，このうち94箇所が通水をみており，主として地方都市におけ

る下水道施設の整備に寄与してきたほか，計画設計業務では延べ144件，技術援助業務では延べ185件の業務を完了して地方公共団体支援の実をあげております。一方，研修業務にあっては実践的な研修課程を終了した8300名の技術者を送り出しており，技術検定業務についても5900名の合格者を数えるに至っております。また試験研究業務では今日的なテーマによってこれまでに64件の研究を完了しており，下水道技術の進歩に貢献して参りました。

この間，事業団の予算は折からの下水道整備促進の動向を反映して年とともに増大し，これに併せて組織・人員も増強を図ってきたところでありますが，これもひとえに政府及び地方公共団体をはじめとする関係各位の御理解と御協力の賜物でありまして，ここに深く感謝申しあげる次第であります。

このたび設立10周年を迎えるに当たり，これまでの経緯と実績をとりまとめて本書を刊行した目的は，これを機により多くの方々に当事業団の役割を御理解いただくことと，今後事業団に業務を委託される地方公共団体におかれて参考資料を求められる際の索引として御利用いただくことを主眼とし，併せて部内の業務資料として活用することとしたものであります。従って内容はごく概括的ではありますが，刊行の趣旨をおくみとりいただき折にふれて御笑覧くだされば幸いに存じます。

全国の下水道事業の進展に伴って，当事業団の業務も順調に推移しており，これまでに蓄積した技術によって今後はさらに有効な支援を行えるものと確信しておりますので，地方公共団体におかれては今後とも一層事業団を御活用くださるようお願い申しあげますとともに，関係各位には引き続き御指導，御支援を賜わりますようお願いをいたしまして，刊行のことばとする次第であります。

昭和57年11月

日本下水道事業団

理事長　久　保　　赳

北海道室蘭市　　蘭東終末処理場（53年９月通水）

岩手県北上川上流　　都南浄化センター（55年１月通水）

宮城県石巻市　　東部下水処理場（56年10月通水）

秋田県秋田湾・雄物川　　秋田臨海終末処理場（57年４月通水）

茨城県勝田市　　勝田終末処理場（55年５月通水）

栃木県宇都宮市　　田川第２終末処理場（53年５月通水）

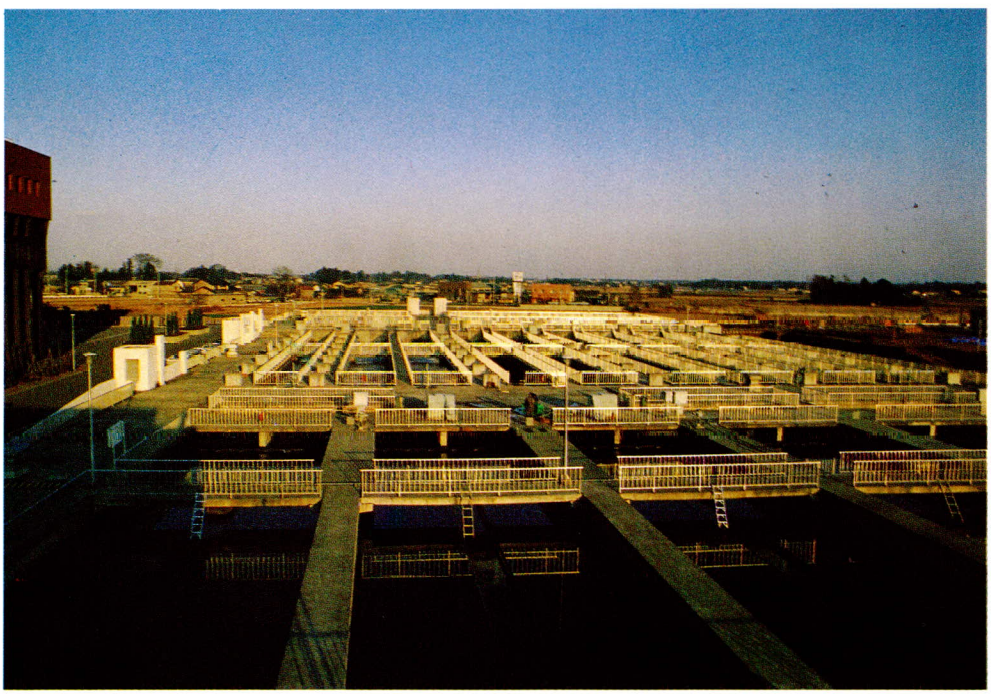

埼玉県東松山市　　市野川終末処理場（52年４月通水）

埼玉県熊谷市　　荒川第３雨水ポンプ場（昭和53年10月竣工）

東京都町田市　　町田下水処理場（52年10月通水）

神奈川県横浜市　　金沢下水処理場（54年10月通水）

新潟県信濃川下流　　新潟処理場（55年９月通水）

長野県野沢温泉村　　野沢温泉終末処理場（54年10月通水）

長野県白樺湖下水道組合　　白樺湖汚水処理場（56年４月通水）

岐阜県恵那市　　恵那市終末処理場（54年４月通水）

静岡県沼津市　　中部終末処理場（53年11月通水）

愛知県春日井市　　勝西浄化センター（51年６月通水）

福井県永平寺町　　志比浄化センター（55年３月通水）

滋賀県近江八幡市　　沖島浄化センター（57年７月通水）

京都府桂川右岸　　洛西浄化センター（54年10月通水）

鳥取県米子市　　皆生下水処理場（55年11月通水）

岡山県玉野市　　玉野浄化センター（56年４月通水）

広島県宮島町　　宮島下水処理場（57年10月通水）

香川県丸亀市　　丸亀終末処理場（51年 6 月通水）

愛媛県今治市　　今治終末処理場（51年 4 月通水）

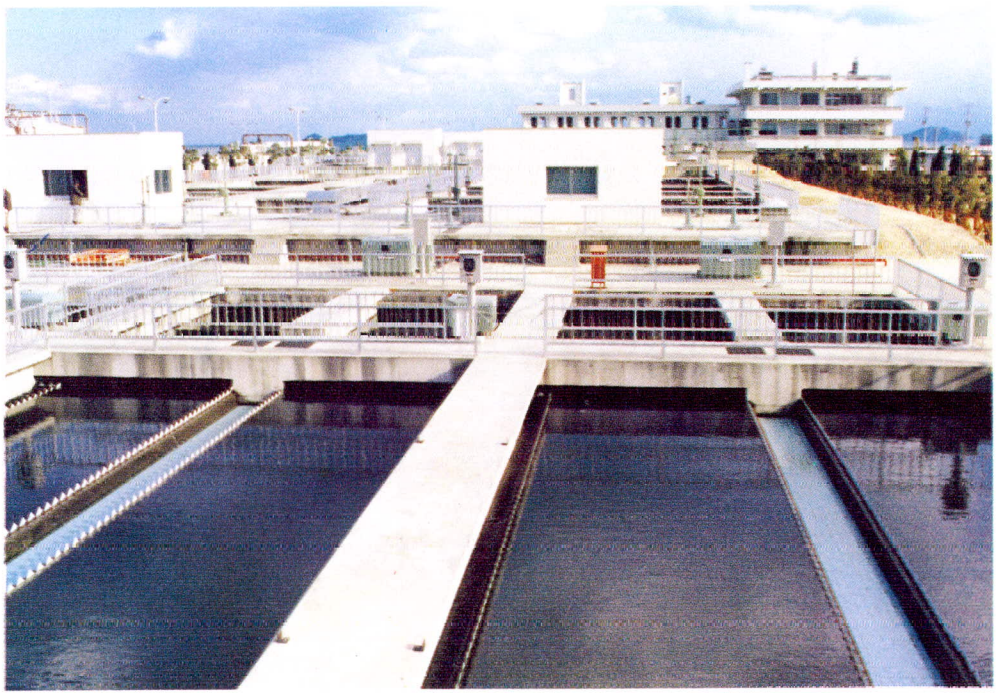

福岡県芦屋町　　芦屋終末処理場（昭和57年３月通水）

沖縄県本部町　　本部終末処理場（50年７月通水）

目　　次

刊行のことば　　理事長　久保　赳 …… (2)

受託施設写真 …… (4)

委託地方公共団体一覧 …… 1

委託地方公共団体一覧図 …… 1
委託地方公共団体一覧表 …… 16

第１章　これまでの経緯 …… 27

1　下水道事業センター設立までの経緯 …… 27
(1)　センター設立の背景 …… 27
(2)　都市計画中央審議会の答申 …… 29
(3)　センターの設立 …… 34
2　下水道事業センターの概況 …… 37
(1)　業務と執行体制 …… 37
(2)　センター設立後の状況 …… 38
3　日本下水道事業団への改組 …… 40
(1)　事業団への改組 …… 40
(2)　業務の概況 …… 42

第２章　業務の実績 …… 45

1　建　　設 …… 45
(1)　建設の概要 …… 45
(2)　これまでの実績と傾向 …… 45
2　実施設計 …… 97
(1)　実施設計の概要 …… 97
(2)　これまでの実績 …… 97
3　計画設計 …… 108
(1)　計画設計の概要 …… 108
(2)　これまでの実績 …… 108
4　技術援助 …… 115
(1)　技術援助の概要 …… 115
(2)　これまでの実績 …… 116
5　研　　修 …… 125
(1)　研修の概要 …… 125
(2)　これまでの実績と傾向 …… 125
6　技術検定 …… 135
7　試験研究 …… 138
(1)　試験研究の概要 …… 138
(2)　これまでの実績と傾向 …… 138
8　そ の 他 …… 158
(1)　地方公共団体との連携 …… 158
(2)　事後点検の実施 …… 159
(3)　技術委員会の活動 …… 161
(4)　国際協力の実績 …… 164
(5)　技術評価委員会の活動 …… 167
(6)　試験研修施設の整備 …… 168

第３章　分析と解説……173

1　実績の分析……173
(1)　建設・実施設計……177
(2)　計画設計……187
(3)　技術援助……187
(4)　研　　修……190
(5)　技術検定……190
(6)　試験研究……196
2　事業団の社会的な役割……197
(1)　下水道技術者の流動性の確保……197
(2)　業務執行の効率性の確保……198
(3)　下水道の建設技術の向上への貢献……198
(4)　建設事業の資金需要の緩和……198
(5)　下水道技術者の技術交流の促進……199
3　事業団に対する評価……203
(1)　建設業務委託の背景……203
(2)　期待に沿えた点及び沿えなかった点……206
4　事業団をとりまく状況……209
(1)　委託地方公共団体の動向……209
(2)　事業団に対する要望の多様化……209

資料・年表……213

あとがき……258

資　料　目　次

資料―1　下水道整備五箇年計画の推移 …… 28
2　〃　（図） …… 28
3　下水道整備のための方策に関する答申 …… 30
4　下水道事業を推進するための執行体制に関する方策についての答申 …… 31
5　下水道事業センター法案に対する附帯決議（衆議院） …… 34
6　〃　（参議院） …… 35
7　下水道事業センター発起人名簿 …… 36
8　下水道整備の今後のあり方についての答申 …… 39
9　下水道事業センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院） … 41
10　〃　（衆議院） … 41
11　建設の実績（総括） …… 47
12　〃　（着手・完了・通水別） …… 47
13　〃　（箇所別） …… 48
14　実施設計の実績（総括） …… 97
15　〃　（箇所別） …… 98
16　計画設計の実績（総括） …… 108
17　〃　（箇所別） …… 109
18　技術援助の実績（総括） …… 116
19　〃　（箇所別） …… 117
20　研修の実績（総括） …… 127
21　〃　（都道府県別） …… 128
22　〃　（地方公共団体別） …… 129
23　試験科目と出題基準 …… 136
24　技術検定の実績 …… 137
25　試験研究の実績（総括） …… 139
26　〃　（テーマ別） …… 140
27　事後点検の実績 …… 160
28　事後点検における指導調査の実績 …… 161
29　技術委員会の構成 …… 163
30　日米下水処理技術委員会への出席者 …… 164
31　技術者交流計画に基づく派遣職員 …… 165

32 集団研修コースリーダー ……166
33 技術協力及び派遣役職員 ……166
34 技術評価委員名簿 ……167
35 諮問事項と答申の状況 ……168
36 試験研修本部施設配置図 ……171
37 事業団の全業務実績 ……174
38 下水道施設の建設等における事業団の受託業務の役割 ……176
39 全国の総事業費と事業団の建設事業費との比較の推移 ……178
40 終末処理場建設工事費（全国：事業団）の比較の推移 ……180
41 供用開始した処理場数の推移 ……181
42 処理場の処理能力（全国：事業団受託分）の比較の推移 ……182
43 建設工事の新規受託箇所と実施設計受託箇所の関係 ……183
44 工種別発注金額の推移 ……186
45 計画設計受託箇所とその後の状況 ……188
46 計画設計が事業採択に果たした役割 ……188
47 計画設計・技術援助の実績の推移 ……189
48 全国の下水道技術者数と事業団の研修了者数の推移 ……192
49 全国の有資格技術者数と事業団の指定講習修了者数の比較 ……193
50 技術検定受検者及び合格者の分類 ……194
51 全国の下水道有資格技術者数と技術検定合格者（公務員）数の比較 ……195
52 事業団の職員構成 ……199
53 委託地方公共団体規模別業務実績 ……200
54 受託事業費と受託定員の推移 ……201
55 設計・積算・施工に関する規準類作成状況 ……202
56 委託する背景となった事情（総括） ……204
57 〃 （受託時期別） ……205
58 〃 （委託団体規模別） ……207
59 期待に沿えた点の集計結果 ……208
60 期待に沿えなかった点の集計結果 ……208
61 規模別委託地方公共団体数の推移 ……210
62 施設能力別受託箇所数の推移 ……211
63 新規の事業量と事業規模の推移 ……212
64 組織変遷図 ……213
65 工事事務所組織の変遷 ……223

66　歴代評議員 ……230
67　歴 代 役 員 ……232
68　歴代幹部職員 ……234
69　事業団の財務 ……241
70　資金構成の推移（受託業務勘定） ……242
71　〃　（一般業務勘定） ……243
72　借入金及び借入条件の推移 ……244
73　出資金・補助金の推移 ……245
74　1地方公共団体当りの出資金と補助金の負担額の推移 ……245
75　予算額及び決算額の推移（受託業務勘定） ……246
76　〃　（一般業務勘定） ……248
77　建設業務協定年表 ……250
78　業 務 年 表 ……253

凡　　例

1．本書の記述及び資料は，特記したものを除き昭和56年度末現在のものとした。
2．用字及び用語は，引用文・専門用語及び固有名詞を除いて，原則として当用漢字及び現代かなづかいによった。
3．資料中の「事業費」は，実施額を記載した。
4．人名については，敬称を省略した。
5．都道府県の序列は，原則として全国市町村要覧によった。
6．市町村等の序列は，特記してあるもの除いて各業務の受託順により，流域下水道関係は後に記載した。
7．処理場等の名称は，原則として受託当初のものを用いた。
8．年度，年月日の元号は，各節の初出のもののみに表示し，その後は省略した。
9．原則として，下水道事業センターは「センター」と，日本下水道事業団は「事業団」と略記した。

委託地方公共団体一覧

委託地方公共団体一覧図

委託地方公共団体の位置を示した○印の中の数字は，16ページ以下の一覧表の「地図番号」に対応する。

北海道地方

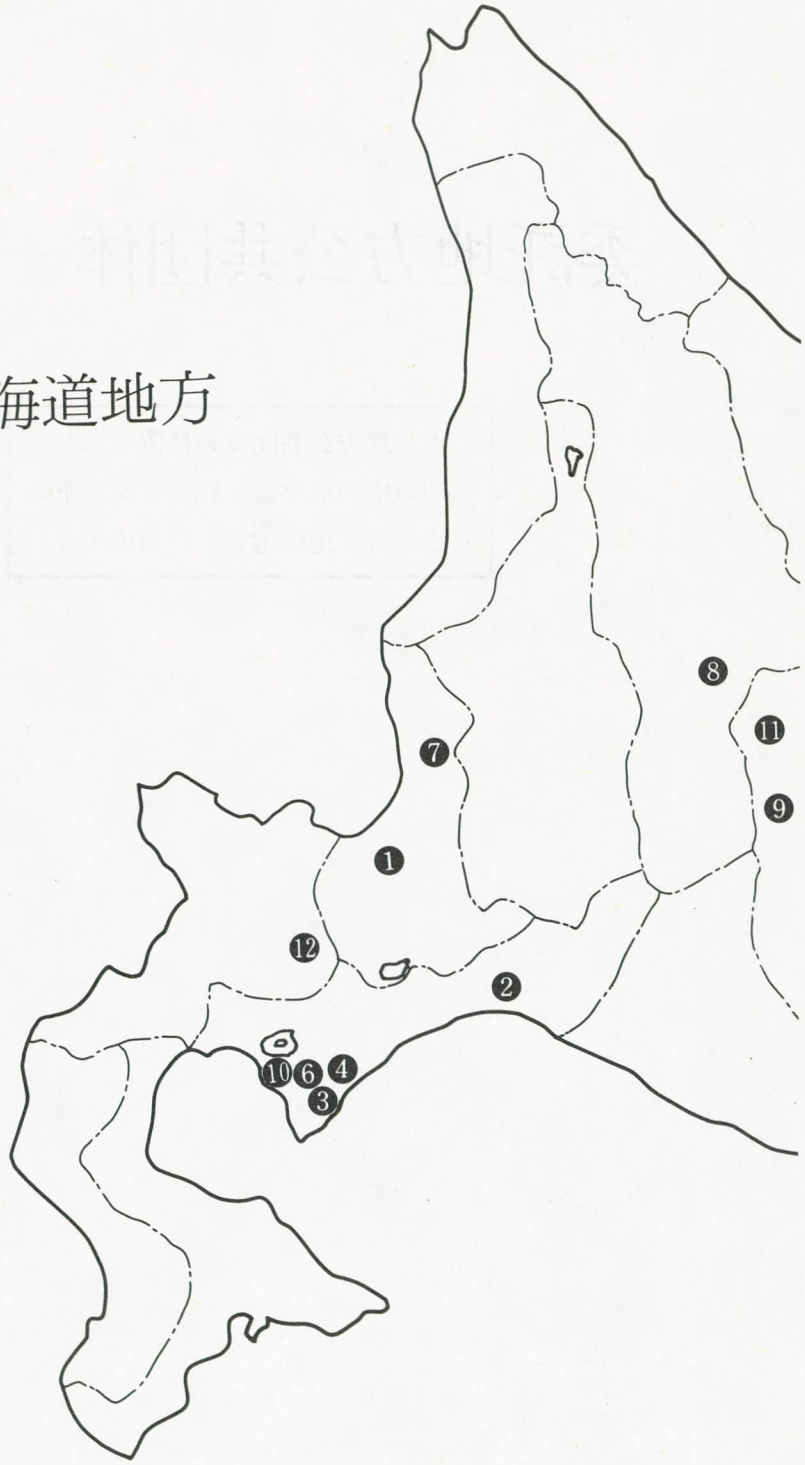

❺

東北地方

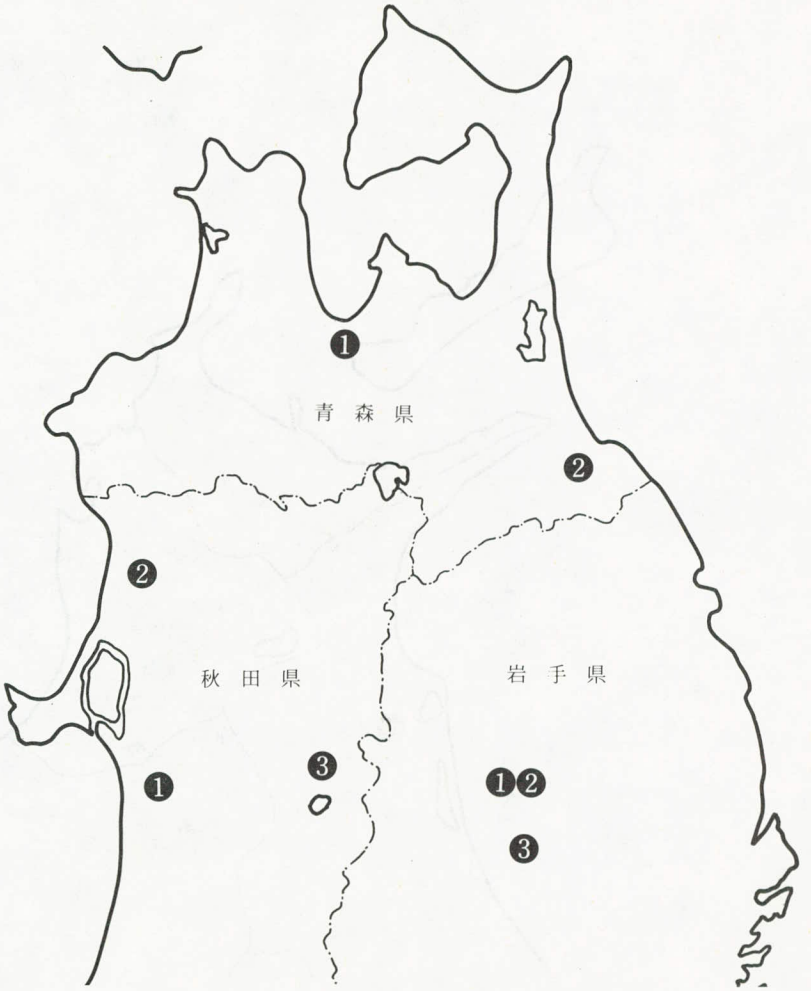

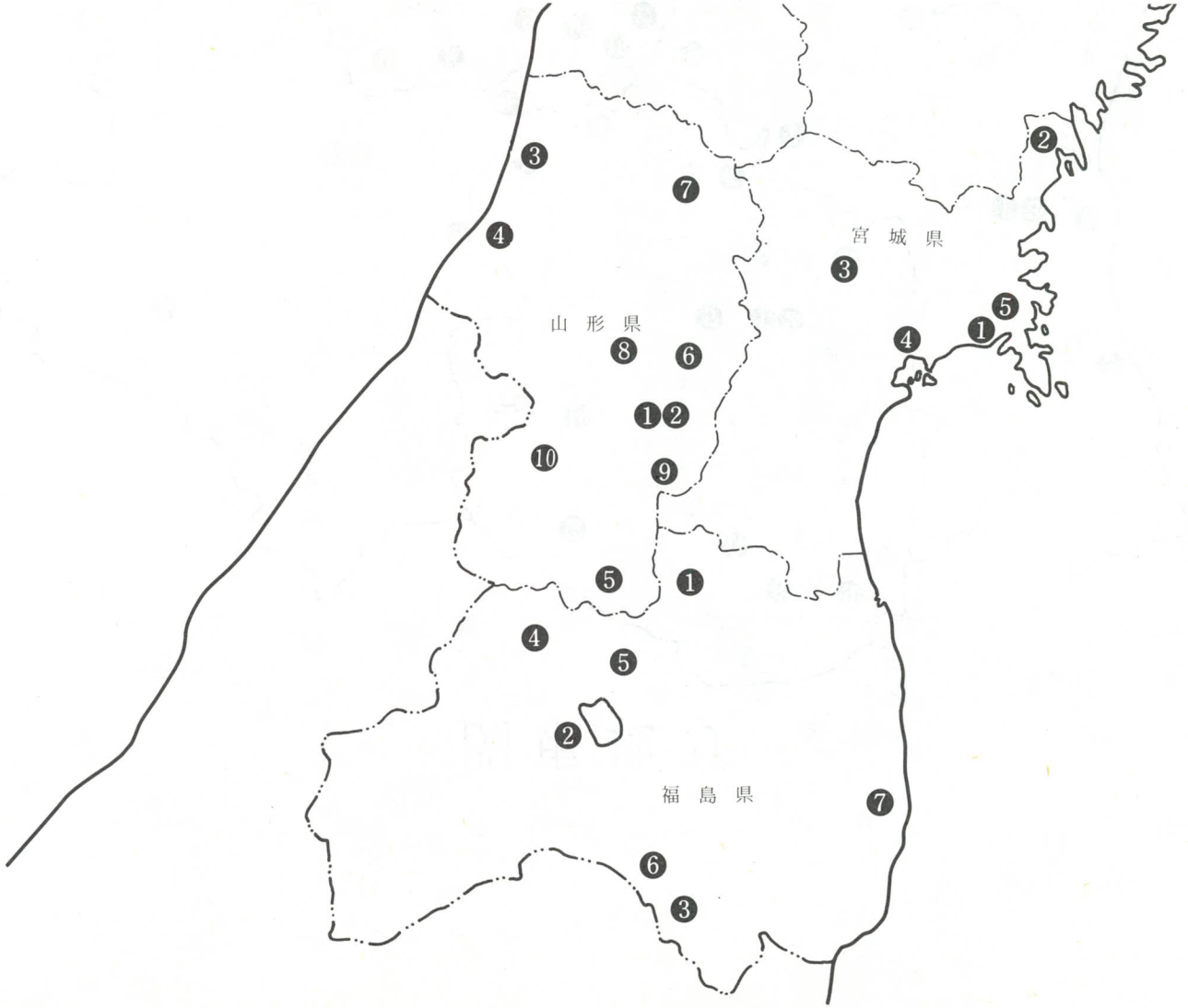
宮 城 県
山 形 県
福 島 県

関東地方

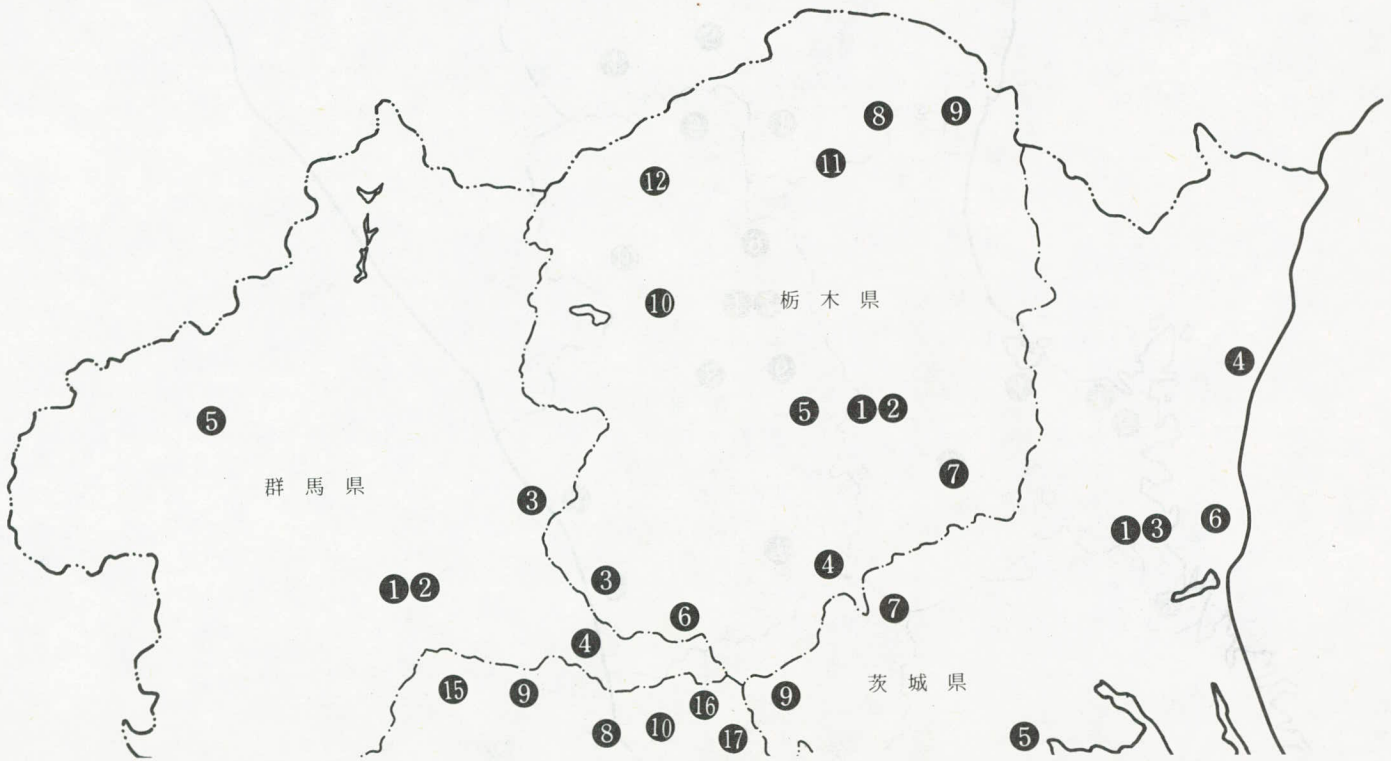

埼玉県
東京都
神奈川県
千葉県

中部地方

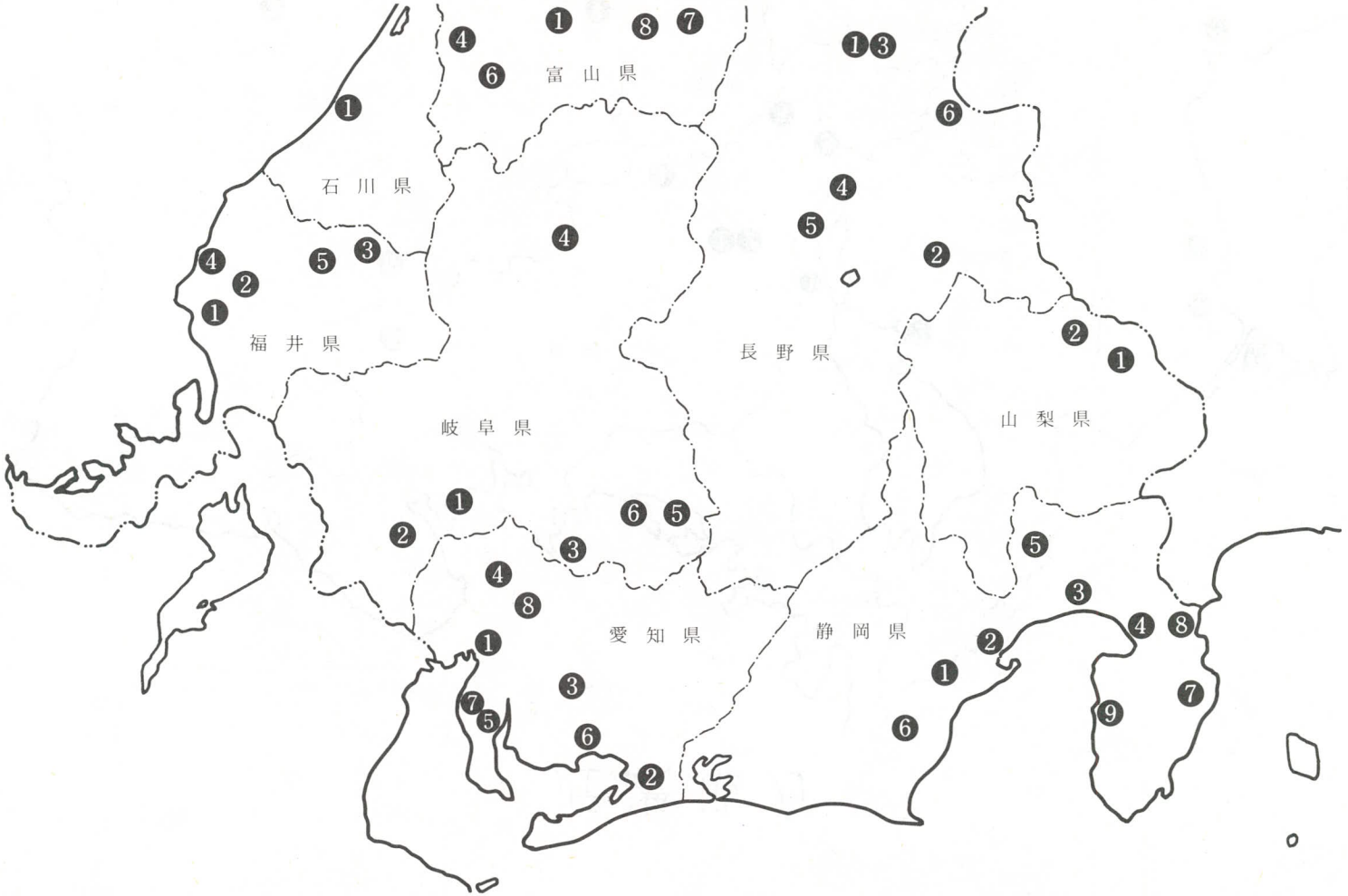
富山県
石川県
福井県
岐阜県
長野県
山梨県
愛知県
静岡県

近畿地方

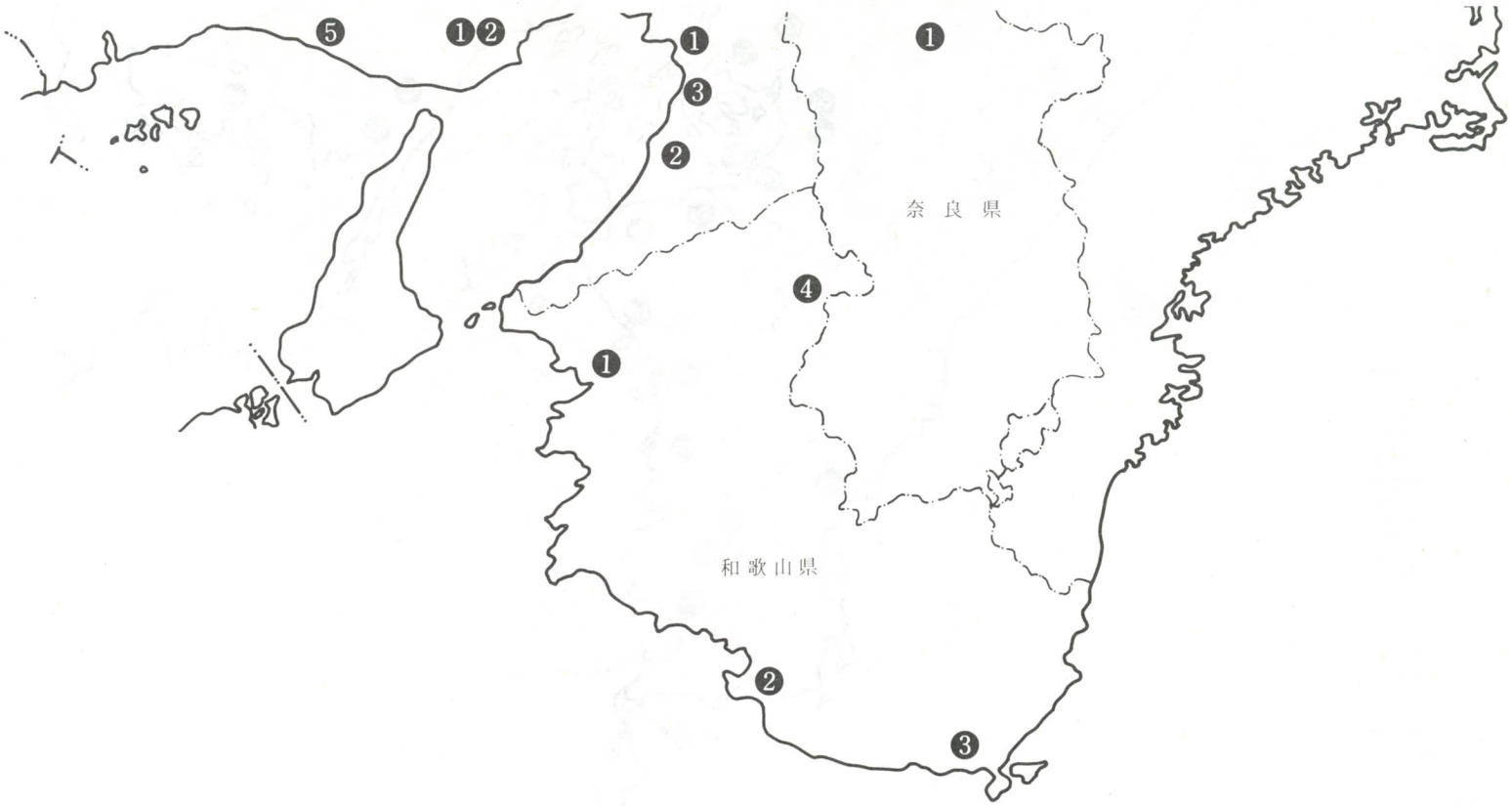
5
1 2
1
3
2
1
奈良県
4
1
和歌山県
2
3

中国・四国地方

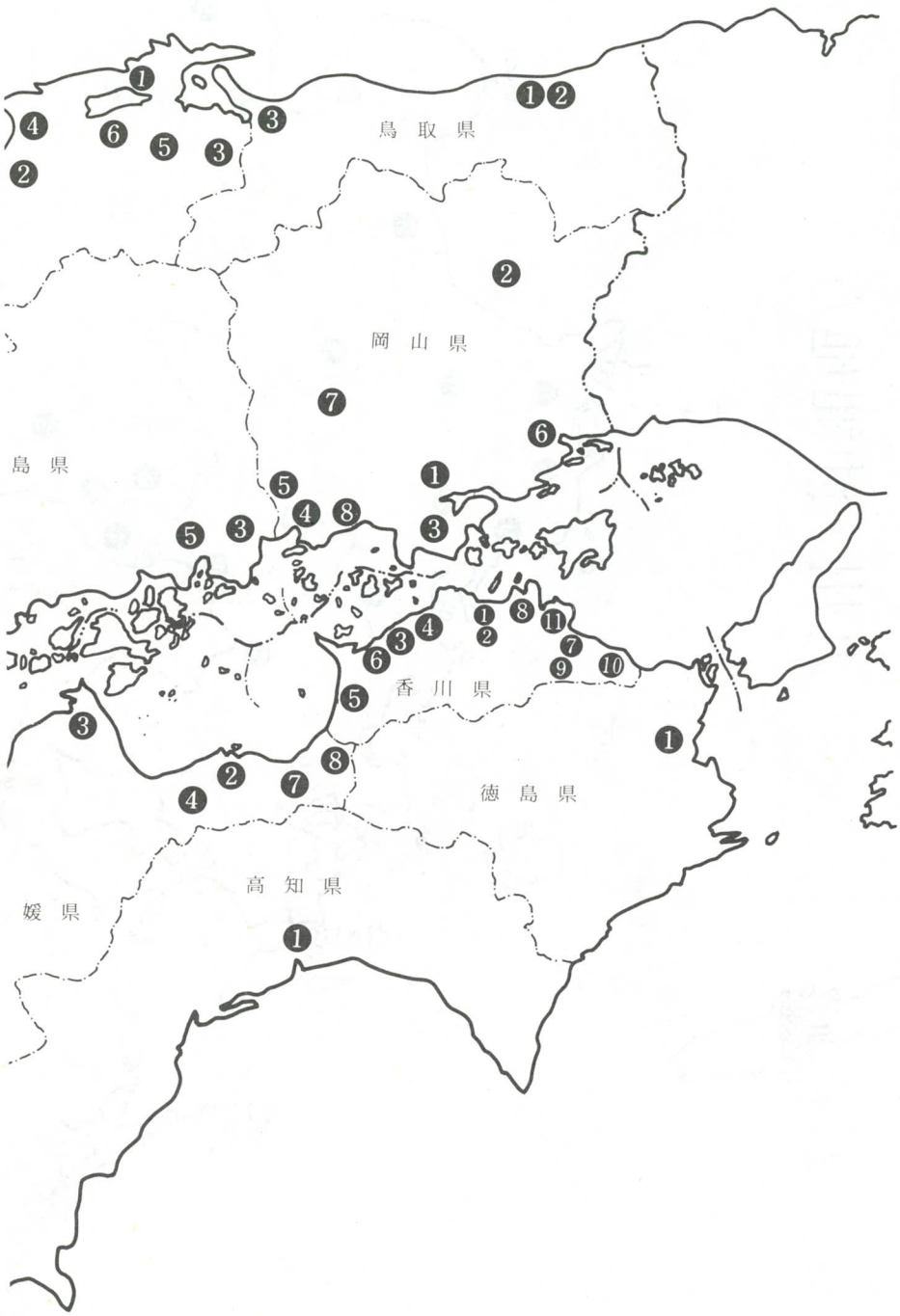
鳥取県
岡山県
島県
香川県
徳島県
高知県
媛県

九州・沖縄地方

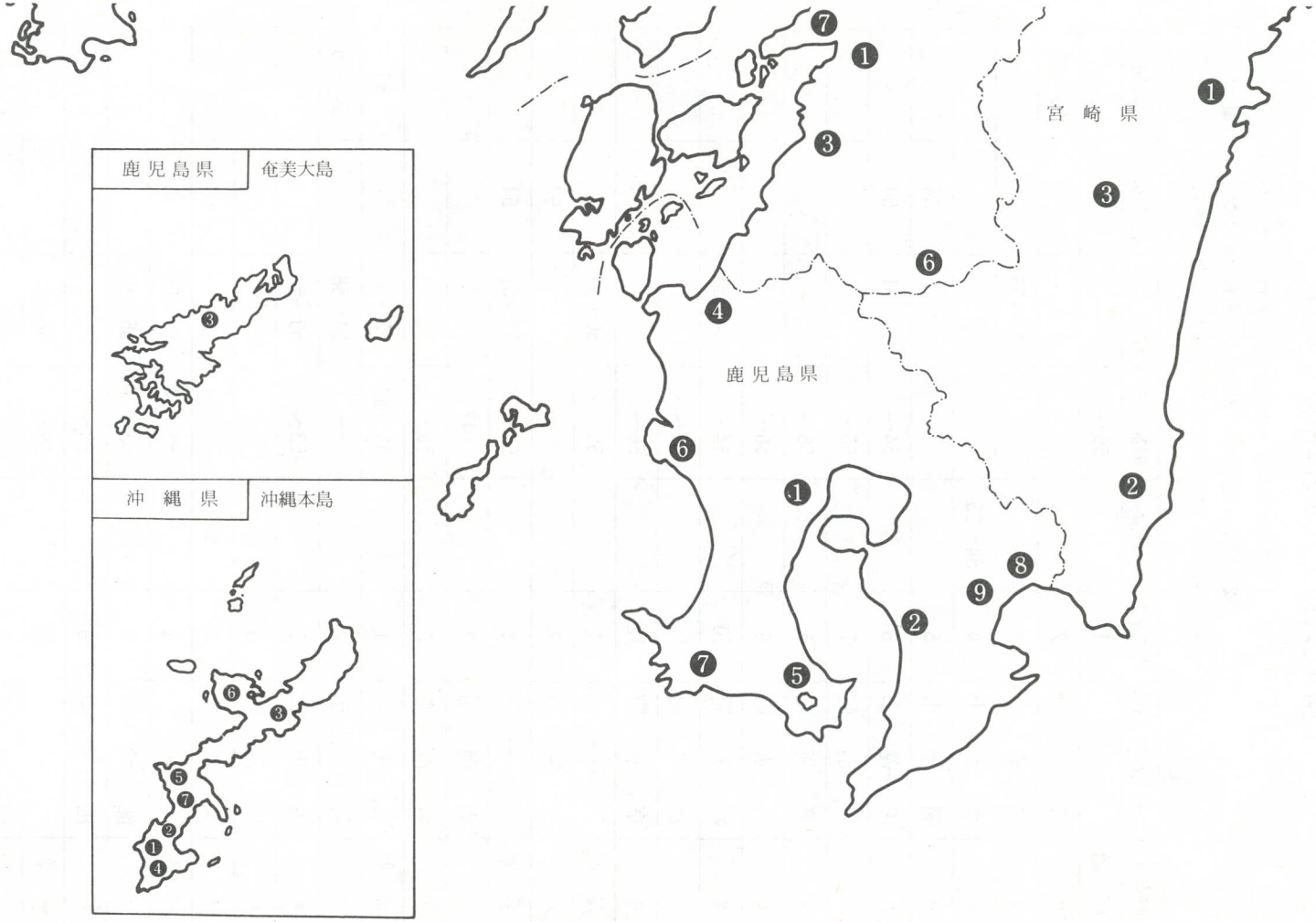
鹿児島県
奄美大島
沖　縄　県
沖縄本島
宮崎県
鹿児島県

委託地方公共団体一覧表

(注) 1．表中の数字は当該業務委託の年度で，予定を含む。
2．順序は都道府県，組合等，市町村（人口による）の順とした。
3．流域下水道の位置は道府県庁の所在地とした。

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
北海道	——	1		56～			
〃	苫小牧市	2					55～57
〃	室蘭市	3			49～53	51	
〃	登別市	4	54～55				
〃	網走市	5				54	
〃	伊達市	6		54～	56～61	54	
〃	当別町	7		56～			
〃	美瑛町	8		56～			
〃	清水町	9		56～			
〃	虻田町	10		54～	54～58		
〃	新得町	11		56～			
〃	京極町	12		56～			
青森県	——	1		55～	56～62		
〃	八戸市	2				53	
岩手県	——	1		54～	50～61	54	
〃	盛岡市	2		47			
〃	紫波町	3		56～			
宮城県	石巻市	1		49～53	52～56		53
〃	気仙沼市	2		53～	54～58		54～55
〃	古川市	3		53～	55～59		
〃	松島町	4				56	
〃	女川町	5	56				
秋田県	—	1		52～54	53～58	56	
〃	能代市	2		53～	55～59		
〃	田沢湖町	3		56～			
山形県	—	1		55～	56～61		
〃	山形市	2					53～54

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
山形県	酒田市	3			51～55	50，53	
〃	鶴岡市	4			51～55	50，52	
〃	米沢市	5		56～			
〃	天童市	6					55
〃	新庄市	7	55～56				
〃	寒河江市	8		54～	55～59		
〃	上山市	9		52～55	53～57		
〃	長井市	10		56～			
福島県	——	1		56～			
〃	会津若松市	2		53～56	54～58		
〃	白河市	3	54～55				
〃	喜多方市	4	54～55				
〃	猪苗代町	5	54				
〃	西郷村	6	54～55				
〃	双葉町	7	55				
茨城県	——	1			50～53		
〃	行方南部下水道組合	2	55				
〃	水戸市	3			55～58	52～53	
〃	日立市	4		54	55～57		
〃	土浦市	5		47			
〃	勝田市	6		52～53 56～	51～55	50，55	
〃	下館市	7		51～53	52～56		
〃	鹿島町	8		54～	56～62		
〃	総和町	9		54～	55～60		
〃	神栖町	10	51				
〃	潮来町	11	49～50	48～49 51	48～55	50～53	
栃木県	——	1		51～	52～60	56	
〃	宇都宮市	2		48，55～	49～58	50～51 53	
〃	足利市	3		47 54～56	48～53 55～58	50～52	
〃	小山市	4		55～	48～51 56～59	49	
〃	鹿沼市	5	49～50	47	48～51	50～51	
〃	佐野市	6		47	48～51	50～51	

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
栃木県	真岡市	7		53～	54～59		
〃	黒磯市	8		49～50	51～55	52	
〃	那須町	9		54～	55～59		
〃	日光市	10	50			49	
〃	塩原町	11		56～			
〃	栗山村	12		53	54～57		53
群馬県	——	1	50	53～	56～61	50	
〃	前橋市	2					50～51
〃	桐生市	3					53～54
〃	太田市	4	56			53	
〃	中之条町	5		56～			
埼玉県	——	1		50 52～55	52～58		
〃	坂戸・鶴ケ島下水道組合	2		54～56	55～58		
〃	毛呂山・越生・鳩山下水道組合	3		56～			
〃	川越市	4		53～55	47～49 53～56		
〃	所沢市	5		55～56	56～58		
〃	越谷市	6		52～53	53～55		
〃	春日部市	7	49				
〃	熊谷市	8		49	50～53	50～51	
〃	深谷市	9	51～52	49～50 54～	55～60		
〃	行田市	10		48	49～53	50～51 54	
〃	東松山市	11		47 53～56	48～52 54～58	50～52 55	
〃	秩父市	12		48	52～55	52, 54	
〃	飯能市	13		50～51 54	51～55		
〃	鳩ケ谷市	14		53～54	54～57		
〃	本庄市	15		56～			
〃	羽生市	16	49	55～			
〃	加須市	17		54～	55～58	54	
千葉県	——	1		49～50 52,54,56	49～58	49,51,54	
〃	千葉市	2				49	
〃	松戸市	3		54～55	55～56	53～54	
〃	市原市	4				55	

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
千葉県	習志野市	5		53～	55～59		
〃	佐原市	6				56	
〃	東金市	7		54～	56～60		
〃	天津小湊町	8	49				
東京都	小菅（区部）	1			50～59	55	52
〃	森ケ崎（〃）	2					
〃	八王子市	3		49～50 53～54	50～57		
〃	町田市	4	49, 56	53～55	48～58	50～51	52
神奈川県	横浜市	1			50～54		
〃	川崎市	2			50～54	53, 55	48,53,55
〃	鎌倉市	3		55～	55～60	54	
〃	大和市	4		50,53,55	52～56	52～53	
〃	秦野市	5		52～54	53～56		
山梨県	小菅村	1	56				
〃	丹波山村	2	56				
新潟県	——	1		50～53	52～55	53～56	54～56
〃	新潟市	2				48	
〃	長岡市	3		47	48～51	50～51	
〃	上越市	4		55			
〃	三条市	5		55～	56～60		
〃	柏崎市	6		50～51 53～54	52～56		
〃	新津市	7		51～52 55～	52～59		
〃	十日町市	8		52～	54～58		
〃	加茂市	9		56～			
〃	栃尾市	10		56～			
〃	新井市	11		56～			
〃	妙高高原町	12		55～			
富山県	——	1	48	56～			
〃	氷見市	2	50	52～56	54～58	56	
〃	魚津市	3	48				
〃	小矢部市	4	48～49				
〃	朝日町	5	49				

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
富山県	福野町	6	48				
〃	宇奈月町	7	50, 52	54～56			
〃	中新川地区	8	56				
石川県	松任市	1		55～	56～60		
長野県	——	1		50 55～56	50～59		
〃	白樺湖下水道組合	2		52～56	53～58		
〃	長野市	3		52～55	53～56		
〃	松本市	4	54～56				
〃	塩尻市	5		52 56～		55	
〃	小諸市	6	56				
〃	中野市	7		54～	56～60		
〃	山ノ内町	8		55～			
〃	野沢温泉村	9		51～52 55～56	52～54 56～57		
岐阜県	——	1	48				
〃	大垣市	2		51～55	52～57		
〃	土岐市	3		49～50 55	55～60	55～56	
〃	高山市	4		48	49～54 56～57	50～51 54～55	
〃	中津川市	5		55		50～52	
〃	恵那市	6		49～50	51～53		
静岡県	——	1		53～	53～60		54～57
〃	清水市	2			51～55	50	
〃	富士市	3		50～52	50～54		
〃	沼津市	4		48	49～53	50～52	53
〃	富士宮市	5		51～54	52～56	53	
〃	藤枝市	6		55～	56～61		
〃	伊東市	7	49	55～56	53～55	50 52～54	
〃	熱海市	8	52～54	55～	55～60	53, 55	53～55
〃	土肥町	9		55～56	56～61	55	
愛知県	名古屋市	1			50～52		
〃	豊橋市	2					53～54
〃	岡崎市	3			53～54	53	
〃	春日井市	4		54, 56	48～51 55～56	50～51	

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
愛知県	半田市	5		53～54	54～56		
〃	蒲郡市	6			48～52	52	
〃	知多市	7	51	52～56	54～58		
〃	尾張旭市	8	55	56～			
三重県	四日市市	1		53，55	53～59	53～56	
〃	鈴鹿市	2	49,51,54			48	
〃	松阪市	3	48				
福井県	武生市	1		50～53	51～55		
〃	鯖江市	2		52～55	54～58		
〃	勝山市	3		55～	56～60		
〃	朝日町	4		56～			
〃	永平寺町	5	52，55	52～53 55～	53～54		
滋賀県	——	1		48，52～	53～59	47	48 51～56
〃	近江八幡市	2		54	55～57	54	
京都府	——	1		48～49 56～	49～57	54，56	
〃	京都市	2			50～52		49～60
〃	宇治市	3	50～51	55～			
〃	亀岡市	4	54	52～54	54～57		
〃	八幡市	5				51	
〃	福知山市	6	48			54	49～51 55
大阪府	——	1		50～51 54～	51～59		56～57
〃	泉北環境整備施設組合	2			55～59	53，56	
〃	堺市	3					55
兵庫県	——	1		55～			55
〃	神戸市	2			50～55		54，56
〃	姫路市	3		53～56	54～58		53～55
〃	西宮市	4		56～			54
〃	高砂市	5			55～59	54～56	
〃	氷上町	6				56	
奈良県	榛原町	1	49				
和歌山県	——	1		56～			
〃	白浜町	2	53～54				

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
和歌山県	串本町	3	52				
〃	高野町	4	49	51～53	52～55	48	52
鳥取県	——	1	48	49～50 55～56	53～58		
〃	鳥取市	2	49				
〃	米子市	3		49～50	50～55		
島根県	——	1	47～49	49～51 53，55～	49～57		48～49
〃	出雲市	2	52，54				
〃	安来市	3	49～50				
〃	平田市	4	56				
〃	東出雲町	5	49～50				
〃	玉湯町	6	49				
岡山県	——	1		56～			
〃	津山市	2		56～			
〃	玉野市	3		50～51	51～55	50	
〃	笠岡市	4		53，55～	54～62		
〃	井原市	5		56～			
〃	備前市	6		56～			
〃	高梁市	7		56～			
〃	金光町	8		53		55	
広島県	——	1		50，53～54 56～	50～58		
〃	広島市	2		55～56	55～58		
〃	福山市	3					51
〃	呉市	4			50～51	50	
〃	尾道市	5	48				
〃	東広島市	6		55		54	
〃	大野町	7				56	
〃	宮島町	8		50 53～55	54～57		
山口県	山口市	1		50～51 53～54	52～57		
〃	岩国市	2		50 52～55	52～56		
〃	防府市	3		51，55	50～54 56～59	50～52	
〃	萩市	4	51～52	54～	56～61		
〃	光市	5				53	

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
山口県	新南陽市	6		49～50 52	50～54	51	
〃	山陽町	7		54～56	55～60		
〃	小郡町	8		55	55～59	55～56	
〃	由宇町	9	52				
徳島県	徳島市	1	49～52	52～54	53～55	50，56	56
香川県	——	1		52～56	54～58	50	
〃	高松市	2			52～57		
〃	丸亀市	3		47	48～56	50～51 53	
〃	坂出市	4		53～54			
〃	観音寺市	5	55	48	48～53	50～51 53	
〃	多度津町	6	50～51			56	
〃	大内町	7	50～51				
〃	牟礼町	8		48	49～53	50～51 54	
〃	白鳥町	9	54				
〃	引田町	10	50～51 53				
〃	津田町	11	48				
愛媛県	御荘町・城辺町	1	49				
〃	新居浜市	2		48～49 52	49～55	50～52	
〃	今治市	3		47，49 53～54	48～56	50～51	
〃	西条市	4		55～	56～60		
〃	八幡浜市	5		55～	56～60		
〃	大洲市	6	48～49				
〃	伊予三島市	7		50 52～53	52～56		
〃	川之江市	8		49～50 54～55	50～53	53	
〃	津島町	9	49				
高知県	高知市	1		54～56	54～57	55	
福岡県	柳川市・三橋町	1	54～56				
〃	福岡市	2		52～53	50～55		
〃	北九州市	3			50～57		51～52
〃	久留米市	4					53
〃	大牟田市	5	48～49				
〃	宗像市	6		54～	56～59		

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
福岡県	芦屋町	7		53～54	54～57		
〃	須恵町	8	52				
〃	新宮町	9	55				
〃	大任町	10	54				
佐賀県	佐賀市	1		48～49	48～53	51	
長崎県	——	1	49			50	
〃	長崎市	2	54	54～	55～59		55～56
熊本県	松橋・不知火下水道組合	1		56～			
〃	熊本市	2	48			47	
〃	八代市	3		54～	55～60		
〃	荒尾市	4		49～52 56	53～58	51～56	
〃	玉名市	5		49～50	50～56		
〃	人吉市	6		52～55	53～56		
〃	宇土市	7		49～50	50～55		
〃	山鹿市	8	48	51	52～53		
大分県	大分市	1	53	51～52 54，56～	50～60	50～54	
〃	日田市	2		53	53～55	53	
〃	中津市	3		56～			
〃	佐伯市	4		56～			
〃	臼杵市	5		54～	55～58		
〃	日出町	6		54～	56～60		
宮崎県	日向市	1		55～56			
〃	日南市	2		52～56	54～59		
〃	西都市	3	54～55				
鹿児島県	鹿児島市	1		50～52 54～56	50～57	49	
〃	鹿屋市	2	52～54				
〃	名瀬市	3	49～50	53～56	54～58		
〃	出水市	4	52～54	56～			
〃	指宿市	5		54～	56～61		
〃	串木野市	6	51，56				
〃	枕崎市	7		53～	55～59		
〃	志布志町	8	53，55				

都道府県名	都市名等	地図番号	計画設計	実施設計	建設工事	技術援助	試験研究
鹿児島県	有明町	9	55				
沖縄県	——	1					55～56
〃	浦添市	2		55～56	56～57		
〃	名護市	3	51 53～54	48～49	49～53	51，54	
〃	糸満市	4	53～54 56	56～			
〃	石川市	5		55～	56～60		
〃	本部町	6	47，56	48	48～50	50	
〃	北中城村	7	56				

第1章　これまでの経緯

第1章　これまでの経緯

1．下水道事業センター設立までの経緯

(1)　センター設立の背景

①　第3次下水道整備五箇年計画までの推移

わが国の下水道整備は，自然条件や生活慣習等の違いにより欧米諸国に比べて大きく立ち遅れてきた。下水道法が制定された明治33年（西歴1900年）前後から大都市の一部で汚水・雨水の滞留防止を目的とした下水道が築造され始めたが，その後，富国強兵を国策とする時代が続いたために下水道事業はほとんど進展をみなかった。第2次大戦後も，公共事業の中心は戦災復興と産業基盤の整備におかれ下水道はいぜんとして重点事業にはならなかったが，昭和30年代に入って，経済活動が急速に活発化したことによる弊害の一つとして都市における生活環境の劣化や河川・湖沼の水質汚濁が進むに及んで，次第に下水道整備の必要性が認識されることとなった。昭和33年（1958年）には新しい下水道法が制定され，昭和38年度を初年度とする第1次下水道整備五箇年計画がスタートして，ようやくわが国においても計画的に下水道整備が行われる時代が訪れたのである。

第1次五箇年計画ではまだ生活環境施設としての下水道を整備することに重点がおかれたが，42年度から始まった第2次五箇年計画には流域下水道の構想や都市河川汚濁対策がとり入れられ，当時急速に進行しつつあった公共用水域の水質汚濁の防止にふみ出した。また下水道整備にかかる行政が建設省に一元化されるなど状況に応じて逐次体制の整備も図られたが，下水道への投資はなお総体的に不足しており，事業費の増大が急務とされていた。

このような状況のなかで45年には都市計画中央審議会から下水道整備の方策に関する答申が出され，総合的な水質保全事業としての下水道の役割が強調されるとともに事業拡充の基本的方向が示された。一方この年には初の水質環境基準が設定され，またいわゆる公害国会で下水道法が改正されてその目的に公共用水域の水質保全が付加されるなど，環境問題に対する世論の高揚と行政の進展が目立った。

第2次五箇年計画は，こうした情勢を反映し，かつ基本となる経済計画の変更や新しい都市計画法の施行ということもあって1年繰り上げて改訂され，46年度から第3次五箇年計画が実施された。第3次計画では，公害国会等において下水道整備が重要視されたために投資額は飛躍的に増大し，水質環境基準の達成を目標として全国的に事業が展開されることとなった。(資料—1，資料—2参照)

資料—1　　下水道整備五箇年計画の推移

(億円)

計画 / 区分	第1次 38～42年度	第2次 42～46年度	第3次 46～50年度	第4次 51～55年度	第5次 56～60年度
公共下水道	3,960	7,800	20,300	54,550	83,910
流域下水道	—	600	3,600	12,500	22,300
都市下水路	310	500	800	2,700	4,600
特定公共下水道	130	100	300	610	270
特定環境保全公共下水道	—	—	—	640	1,020
予備費	—	300	1,000	4,000	—
調整費	—	—	—	—	5,900
計	4,400	9,300	26,000	75,000	118,000

資料—2　　下水道整備五箇年計画の推移

(金額：兆円)

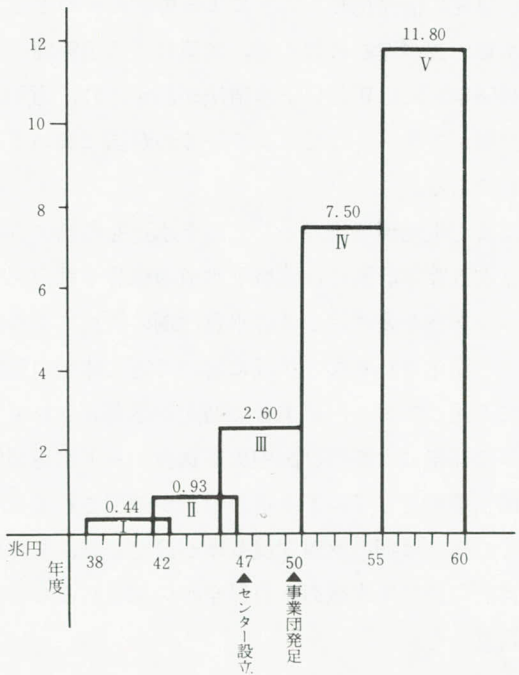

② 事業推進上の問題

第3次五箇年計画は，下水道をめぐる新しい条件と大きな期待のもとに全国的に下水道整備を推進するものであったが，これを達成するためには毎年度所要の事業費を確保することはもちろん，そのほかにも多くの問題を解決する必要があった。

その主要なものの第1は，地方公共団体の下水道技術職員の充足である。下水道事業の急速な拡充と事業実施都市の増加に伴って建設・維持管理に携わる技術職員の需要が急増するとの予想にもかかわらず，実態としてはその総数が著しく不足しており，しかも以前から事業を行ってきた大都市等に偏在していた。このため早期に技術職員を養成し地域的に均衡のとれた配置にすることが必要とされたが，現実には非常に難しい問題であった。

第2には事業執行体制の強化である。事業実施都市の大部分が戦後に事業に着手したこともあってその執行体制は総体的に不備であり，当時事業を実施していた225都市のうち約半数の都市には専ら下水道事業を所管する課さえ無く，増大する事業の執行に不安を抱かせた。このことは直接市町村を指導監督する立場にある府県においても同様で，また国の体制も必ずしも十分とはいえず，下水道整備の促進と将来の維持管理の適正を期するためにはこれら執行体制の強化が不可欠の要件であった。

第3の課題は新技術の開発である。下水処理の主体である生物処理方式の歴史はかなり古いが，これまで応用面で各種の改良が行われ実用に供されてきた。しかしその後，生活様式の変化に伴う汚水量・汚濁負荷の増大，工場廃水の混入，窒素・リンによる富栄養化の進行，発生汚泥量の増加など，従来の方式だけでは対処できない事態が次々に現出した。しかも一方で次第に水質規制が強化される状況にあったために，新技術の開発に開する要望は極めて強いものがあった。

これらのほかにも先行投資にかかる資金の手当など下水道事業をめぐる諸般の問題が山積しており，広く英知を結集して事業の飛躍的な増大に対処することが望まれていた。

(2) 都市計画中央審議会の答申

① 審議会への諮問と答申

建設省は，下水道事業の拡充に際してこれまで2度にわたり都市計画中央審議会にその方策を諮問した。

最初は，第3次五箇年計画の策定を控えた44年12月に下水道整備の方策全般について諮問したものである。これに対する答申は翌45年8月に出され，下水道事業の現代的評価，事業全般にわたる主要な課題及び対策の基本的方向が示されたが，この中の事業執行体制の項において，

地方公共団体を支援する機関として下水道技術協力事業団（仮称）の設置を検討すべきであるとした点が注目された。（資料—3参照）

資料—3　　下水道整備のための方策に関する答申

（昭和45年8月14日
都市計画中央審議会）

まえがき

下水道の整備のための方策に関し検討を重ねた結果，次のとおり結論を得たので，ここに建設大臣に答申するものである。

なお，当審議会は政府がこの答申の趣旨に従って早急に具体的措置を講ずることを要望する。

1．総合的な水質保全事業としての下水道事業の現代的評価（省略）

2．水質環境基準が定められた流域に係る総合的な水質保全計画及び流域総合下水道計画の策定の必要性（省略）

3．水質環境基準等に対応する第3次下水道整備五箇年計画の目標とその財源の確保について（省略）

4．工場廃水等に係る費用負担等の明確化（省略）

5．新市街地の開発に関連する下水道の整備，維持管理等のあり方〈省略）

6．水洗便所への改造の義務づけ等に関する措置の必要性（省略）

7．下水道事業の執行体制の確立の必要性

今後飛躍的な増大を図らなければならない下水道事業を計画的かつ迅速に実施していくためには，総合的な下水道計画の策定，事業量に見合った十分な財源の確保とともに，その執行体制の整備確立が必要である。

下水道事業を具体的に執行していく場合の手順としては，先ず，流域総合下水道計画等総合的な下水道計画，それに基づいた具体の下水道計画，設計及び施行並びに建設された施設の維持管理に大別される。このうち総合的な下水道計画及び具体の下水道計画の策定並びに建設された施設の維持管理は，公的機関により行わなければならないが，設計及び施工に関しては，公的機関の指導監督のもとに民間機関の活用を図ることを検討しなければならない。

そこで，下水道事業の執行体制は，公的機関の体制と，民間機関の体制の両面から検討される必要がある。

(1)　国及び地方公共団体の体制と下水道技術協力事業団（仮称）の設置の必要性

極めて立遅れている下水道の整備を促進するとともに，特に最近すぐれて国家的見地からの対処が迫られている公共用水域の水質の汚濁による公害を防止するための基本的対策である下水道事業を強力に進めていくために，先ず国の下水道に関する行政体制の拡充強化を図らなければならない。

他方具体に事業を実施していく地方公共団体にあっては，事業の計画的かつ迅速な施行を図るため，それに対応した行政体制を強化することが必要である。しかしながら，下水道技術者は，6大都市を中心に極めて偏在しているのが実態である。とくに最近，新都市計画法の施行あるいは水質汚濁に係る環境基準の決定に対応する下水道の整備が急がれ，また新規に事業に着手する中小都市も年々増加しつつあるが，これらの事業を遂行するためにはすべての地方公共団体が画一的に技術者を確保しておく

ことは必ずしも必要でないし，また効果的でもない。そこで偏在している下水道技術者の流動化を図り，これを有効かつ機動的に活用する方途を講ずるとともに，他の部門の技術者の転換を積極的に推進する方策が検討されなければならない。そのため下記の主旨にそった事業を遂行する下水道技術協力事業団（仮称）の設置を検討すべきである。

① 国及び地方公共団体の要請に応じて，流域総合下水道計画等総合的な下水道計画を立案すること。

② 地方公共団体の要請に応じて，具体の下水道計画を作成すること。

③ 地方公共団体の職員等に対し，下水道技術に関する専門的な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

④ 下水道に関する新しい技術の開発とその実用化に関する調査研究等を行うこと。

なお，下水道の建設及び維持管理を適正に行うためには，高度の専門的知識を要求されるので，その建設及び維持管理に関する技術者の資格要件を検討整備する必要がある。

(2) 民間機関の体制の整備（省略）

8．下水道法上措置すべき事項（省略）

答申を受けた建設省では，第3次五箇年計画以降の下水道整備を推進するうえで地方公共団体における技術職員の不足と事業執行体制の不備があい路となっていることにかんがみ，この答申をふまえて46年5月，今度は問題を事業執行体制整備の方策にしぼって再度審議会に諮った。この結論は47年度の重点施策に織り込まれる予定になっていたため，審議会では地方公共団体や関係業界からの意見聴取を含めて短期間に集中審議を行い，同年8月にさきの答申内容を発展させた下水道事業団（仮称）の設置等を骨子とした答申を行った。（資料—4参照）

資料—4　下水道事業を推進するための執行体制に関する方策についての答申

（昭和46年8月16日　都市計画中央審議会）

まえがき

下水道事業を推進するための執行体制に関する方策について検討を重ねた結果，次のとおり結論を得たので，ここに建設大臣に答申するものである。

なお，当審議会は政府がこの答申の趣旨に従って早急に具体的措置を講ずることを要望する。

1．下水道事業に課された責務の重大性と下水道事業の執行体制の確立の必要性

近年，人口と産業の都市地域への集中に伴い，河川，湖沼あるいは海域などの公共水域の水質の汚濁はきわめて甚だしく，水質公害ともいわれる由々しき社会問題を惹起していることは，周知のところである。

政府においても，このような公共用水域の水質の汚濁に対処するため，公害対策基本法に基づき，公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準を定めるとともに，新たに水質汚濁防止法の制定等を行い，水質の保全に努めているところであるが，公共用水域

の水質の保全を図るためには，悪質な下水を排除する者に対する厳重な排出規制とともに，強力な対策事業の推進が必要であり，なかんづく，下水道事業を強力に推進することが必要不可欠の要件と考えられる。

特に都市地域における水質汚濁問題については，その対策事業としての下水道の整備のいかんが，清澄な水をとりもどすための不可欠の方策であるにもかかわらず，下水道整備の現況は，昭和45年度末現在においてもわずか22.8％に過ぎず，欧米諸国に比較すれば，甚だしく立遅れている。このような下水道整備の立遅れを反映して，都市環境は劣悪の一途をたどり，特に最近においては，公共用水域の水質の汚濁による公害問題は，暫時の猶予もゆるされない緊急の社会問題となっている。

政府としても，このような下水道整備の立遅れを早急にとりもどすため，下水道投資の飛躍的拡大を期して，昭和46年度を初年度とする第３次下水道整備五カ年計画を発足させることとしているが，この計画をもってしても，その最終年度である昭和50年度末の下水道整備の見通しは，わずかに38％に過ぎない。

下水道事業の飛躍的な増大を図るためには，事業量に見合った十分な財源の確保を図ることが第１の課題であるが，いかに財源の確保が図られたとしても，それを適正に遂行していくための総合的で効果的な下水道計画の策定及びそれに基づいた迅速かつ円滑な事業の執行に関する体制の確立が図られなければ，下水道事業に課された責務を十分に果すことはできないであろう。また，ここで特に配慮しなければならないことは，整備された下水道施設の維持管理についてである。公共的な施設である下水道の本来的な使命は，建設された施設がいかに有効に公共の用に供されるかにかかっているのであり，特に最近の公共用水域の水質の汚濁の現状にかんがみれば，単に一市町村における水質環境の保全という観点をこえた広域的な見地に立脚した適正な維持管理が要請されている。また，下水道は，最近の水質保全の要請に基づく下水処理の高度化等にも対応するため，新しい下水処理技術等の開発と実用化の促進に関しても特段の配慮が必要である。

ところで，下水道事業を具体に執行していくにあたっては，第一義的には公的機関の体制の整備が必要不可欠であるが，他方民間機関の有効な活用に関しても，十分な配慮がはらわれなければならない。そこで，下水道事業を推進するための執行体制の確立については，公的機関及び民間機関の両面から，その当面している問題点を分析し，それに対応した方策を確立する必要がある。

２．下水道事業執行体制の問題点と体制整備の方策

(1)　地方公共団体の執行体制について（省略）

(2)　民間機関の業務遂行体制について（省略）

(3)　国の立場で緊急にとるべき施策について―下水道事業団（仮称）の設置の必要性について

下水道事業は地方公共団体が主体となって実施していく事業であるから，地方公共団体みずからが，その執行体制の整備に努めなければならないことはいうまでもないが，現実の下水道技術者は大都市を中心に偏在しているのが実態であり，中小都市特に今後新たに下水道事業を実施する都市においては，下水道技術者は皆無に等しく，その執行体制の整備への熱意にもかかわらず，下水道技術者の確保は容易ではない。しかしながら，下水道技術者の確保が困難なるが故に，その事業の実施を中止し，あるいは遅延させてもよいということにはならない。このことは，特に水質環境基準が

定められている流域内の都市をみれば明らかであって，流域全体における総合的かつ効果的な下水道事業の推進が確保されなければ，水質環境基準の達成はできないからである。しかし，この場合においても，各都市が建設期間中に集中的に必要となる下水道技術者を画一的に確保することは，必ずしも必要でもないし，また効率的でもない。このため，これら各都市からは，技術者の流動性が確保されるよう，組織的な技術者のプール機関の設置が強く要請されている。

また，水質環境基準を達成するための下水道事業の実施にあたっては，その総合的かつ効果的な機能を確保するために，特に下水道施設の根幹となる幹線管渠及び終末処理場の建設を先行的に推進し，流域内の上下流を問わず，下水道の各施設が有機的に機能するよう配慮することが肝要である。

このようにみて来ると，下水道事業を実施するうえでの執行体制の確立は，単に地方公共団体の下水道技術者の不足対策にとどまらず，根幹的な施設の先行的な整備のための資金的な手当てをも含めた対策の確立が必要である。また，下水道に関する新技術の開発と実用化については，国の立場から強力に推進する必要があり，民間機関の開発等に係る新技術の実用化についても，公的な評価ないしは認定を行っていく必要がある。

以上のような諸要請を同時に充足させるには，国及び地方公共団体が一体となって，早急に抜本的な制度的措置を講ずることが急務である。

このため，下水道技術者の有効な確保が図られる新しい機構として，次の主旨にそった下水道事業団（仮称）の設置を早急に検討すべきである。

① 下水道事業団は，国の出資による特殊法人とする。

② 下水道事業団は，その業務の遂行に必要な資金を借り入れることができるものとし，国は，下水道事業団に対し，必要な資金的援助を行うものとする。

③ 下水道事業団はおおむね次の業務を行うものとする。

イ 技術的能力の十分でない地方公共団体の要請に応じて，技術者を派遣する等，下水道の建設及び維持管理に関する技術的援助を行うこと。

ロ 技術的能力及び資金的能力の十分でない地方公共団体の要請に応じて，下水道の根幹的な施設の建設を行うこと。

ハ 下水道技術に関する専門的な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

ニ 下水道に関する新しい技術の開発及びその実用化に関する調査研究及び民間機関の開発に係る新技術の評価認定を行うこと。

② 下水道事業団の構想

都市計画中央審議会が下水道事業の拡充に関する種々の問題点を要約し，その解決策の一つとして下水道事業団（仮称）の設置を早急に検討すべきであるとの答申をしたことにより，建設省は直ちに新機構の性格，業務等の検討に入った。その結果，事業団の性格は，

1．国の全額出資による特殊法人とする。

2．下水道の根幹的施設を先行的に整備するため必要な資金の借入れができるものとする。

3．事業団の事務に要する費用について，国は資金的援助を行うものとする。

とし，またその業務としては，

1．地方公共団体の要請に応じて，技術者を派遣するなど下水道の建設及び維持管理に関する技術的援助を行うこと。

2．地方公共団体の要請に応じて，下水道の根幹的施設について資金を立て替えて先行的に整備を行うこと。

3．下水道技術に関する専門的な知識及び技能を習得させるための実務研修を行うこと。

4．下水処理等に関する新しい技術の開発・実用化を促進するための試験等を行うこと。

という構想がたてられ，この内容をもって下水道事業団（仮称）の設立と総額36億円にのぼる，47年度の予算を要求した。

大蔵省は，事業団が地方公共団体の委託に基づいて事業を行うだけであることから，国の全額出資によってこれを設立することに難色を示し，建設省が下水道事業の緊要性と執行体制の実態を力説したにもかかわらず，最終的にその設立は認められなかった。しかし緊急に下水道を整備しなければならない事情と，地方公共団体を援助する新機構の必要性は認められるとして，国と地方公共団体が互いに出資してその目的に沿った建設大臣の認可法人を設立する方向が示された。

(3) センターの設立

① 設立の準備

認可法人の設立ということになって法人の性格はかなり変ったものの，業務内容はおおむね当初構想のとおりとして，建設省で設立の準備が始まった。初年度の予算は既に47年度予算内示の段階で固まっていたので，準備としては根拠法令の制定，発起人会の開催等が主要な事項であった。

組織の名称は「下水道事業センター」と内定して，下水道事業センター法案は47年２月に第68通常国会に提案された。国会では下水道事業のあり方やセンターの運営をめぐって多角的な論議が交わされたが，下水道整備促進の動向を反映して審議は順調に進み，数項目の附帯決議（資料―５，資料―６参照）を付して同年５月に公布，７月に施行の運びとなった。

資料―５　　下水道事業センター法案に対する附帯決議

（昭和47年４月14日　衆議院建設委員会）

政府は，本法の施行にあたり，次の事項について特段の措置を講ずべきである。

1．下水道事業センター職員の給与等の支給基準の決定にあたっては，正常な労使関係を保持するよう十分な考慮を払うこと。

2．下水道の終末処理場における処理の万全を期すため，処理方法等公害の発生を防止する技術開発に対する体制を早急に確立すること。

右決議する。

資料— 6　　下水道事業センター法案に対する附帯決議

（昭和47年５月18日 参議院建設委員会）

政府は，都市における生活環境の悪化に対処して，下水道事業を緊急に推進するため，左記事項について特段の措置を講ずべきである。

1．水質保全を効果的に行なうため，二以上の都道府県に関連する大規模な流域下水道事業を，国等が行なうことについて検討すること。

2．（省略）

3．下水道事業センターにおける技術開発及び技術者養成の実効をあげるため，補助金の増額等について特に考慮すること。

4．下水道事業センター職員の給与等の支給基準の承認にあたっては、正常な労使関係の慣行が保たれるよう十分配慮すること。

右決議する。

法律施行後，建設省は次のとおりセンターの概要を発表した。

1．下水道事業センター法の制定により，地方公共団体の要請に基づき，下水道に関する技術的援助，下水道施設の建設，下水道関係技術者の養成及び技術の開発・実用化の推進をその業務とする下水道事業センターが設立される。

2．センターは，政府及び地方公共団体の出資により，建設大臣の認可を受けて設立される。

設立の発起は，全国知事会の推薦する都道府県知事，全国市長会の推薦する市長及び関係学識経験者15人以上が発起人となって行なわれることを要する。

3．センターの出資金は，試験場等の施設費等に充てられるほか運用基金として積み立てられる予定である。

センターの業務は，技術的援助，下水道施設建設等の受託業務と，その他の業務（試験，研究，教育等）にわかれ，受託業務の運営に必要な費用は受託費により，その他の業務のための運営費は，国及び地方公共団体の補助金並びに基金運用利子によりまかなわれる。

4．センターの発足は47年11月を目途とし，発足にあたり，理事長，理事常勤２名，非常勤２名，監事１名からなる役員と初年度役職員合計60名の組織を予定している。

理事長及び監事は建設大臣が任命し，理事は理事長が建設大臣の認可をうけて任命する。

発足当初の理事長及び監事は，建設大臣が発起人の推薦した者のうちから指名する。

役職員の他，センターには，評議員10人以内で組織される評議員会が置かれる。評議員は，出資地方公共団体の長及び関係学識経験者のうちから，建設大臣の認可をうけて理事長が任命する。

こうして，8月には全国知事会，全国市長会等の協力によって発起人が選任され（資料—7参照），8月，9月の2回にわたる発起人会で，定款案の作成，出資金の募集，補助金の支出，理事長・監事の推薦等センターの設立に関する重要事項が審議決定された。建設省におかれた事務局では発起人会の決定を受けて準備作業を急ぎ，10月には建設大臣の設立認可を得，都道府県からの出資金払込も無事に完了して設立を迎えることとなった。

資料—7　　下水道事業センター発起人名簿（順不同）

代表	愛知県知事	桑原幹根
	福島県知事	木村守江
	栃木県知事	横川信夫
	奈良県知事	奥田良三
	高知県知事	溝淵増巳
	佐賀県知事	池田直
	山口県知事	橋本正之
	名古屋市長	杉戸清
	新潟市長	渡辺浩太郎
	札幌市長	板垣武四
	高知市長	坂本昭
	姫路市長	吉田豊信
	中央公害対策審議会委員 日本大学講師	岩井四郎
	北海道大学教授	寺島重雄
	中央公害対策審議会委員 東京都立大学教授	左合正雄
	(財)日本都市センター理事長 池田市長	武田義三
	全国町村会会長 小国町長	河津寅雄

②　センターの設立

設立に際しては，センターの性格から地方公共団体など数多くの関係者との折衝が必要であり，しかも短期間内に業務を遂行しなければならなかったため事務局は多忙をきわめたが，関係者の協力によって予定どおり47年11月1日には法人設立の登記を完了した。

事務所は，立地条件，必要床面積から新築間もない港区西新橋の第24森ビルに決定し，第1次の人事発令を受けた28名の役職員が参集してセンターの業務を開始した。

2．下水道事業センターの概況

(1) 業務と執行体制

① 業務の特徴

下水道事業センターは，地方公共団体に対する技術的援助を主目的として設立されたが，そのほかにも下水道事業拡充のうえで必須の課題となっていた技術者の養成，新技術の開発を加えて次の業務を行うこととなった。

1．下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助。

2．終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠(かんきょ)，終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の設計及び建設。

3．下水道技術を担当する地方公共団体の職員等の養成及び訓練。

4．下水道に関する技術の関発とその実用化を促進するための研究，調査及び試験。

なお終末処理場等の建設については，地方公共団体において一時的に多額の資金が必要となるので，センターが借入金によってその一部を立て替え，委託団体の資金需要を緩和できることとした。

これらの業務は，いずれも下水道事業を実施する地方公共団体を支援するものであるが，中でも主たる業務である技術的援助と設計・建設がすべて地方公共団体からの委託に基づいて行われるということは他に例のない特徴であった。それだけにセンターとしては，その存在と役割の周知をはかり，委託の勧誘に努める必要があったし，業務執行が受動的となるため計画性の保持に腐心しなければならないという一面があった。

また研修は，建設等の委託に関係なく，地方公共団体等からの応募によって下水道事業担当の職員を養成・訓練するものであるが，即戦力となる技術者を育成するために実習中心の教科内容を組み，全寮制をとって経験の交流をはかることを特色とした。試験研究は，センターが全国的な視野に立って独自に研究テーマを選ぶ固有研究と，地方公共団体からの委託テーマによる受託研究に分け，建設省土木研究所等が既に実施中の基礎的研究とは別に，新技術の評価と実用化の促進に重点をおいて実施することとした。

② 執行体制

センターの組織は，当初，業務に対応して企画総務，技術，研修，.試験（所）の4部を設置し，主体となる受託業務の執行については，受託協定と技術援助，設計等を技術部が担当して，建設工事の監督監理は現地に工事事務所を設けて実施した。その後，業務の増大に伴って昭和48年度に本所機能の一部を分離して関西支所（後に大阪支社）を設け，49年度には本所に経理，計画(技術部振替)，工務の3部を，50年度には東京支社を設置して執行体制を整備した。また研修部及び試験所に関しては，設立以来の懸案であった専用施設の完成に合わせて50年度に試験研修本部を設置し，この中に研修部及び試験部を置いて引続き業務を推進することとなった。

一方職員については，下水道技術者を集中確保するというセンター設立の構想から，主として土木・建築技術者の多い建設省と，下水道・機械・電気技術者を擁する東京都，大阪市等の大都市から技術職員の出向を求めなければならなかった。当時の実情としては，大都市といえども経験の豊富な技術職員の数は限られており，しかもそれぞれ下水道事業の拡充に努めていた時期であったが，各都市の協力と関係役職員の努力によって逐次必要な職員を確保していくことができた。

(2) センター設立後の状況

① 第4次五箇年計画とセンター拡充の要望

46年度から実施された第3次五箇年計画がおおむね順調に推移し，設立後まもない下水道事業センターも全力をあげてその役割を果たしつつあったが，わが国全体の下水道普及率はいぜんとして低く，また水質環境基準の設定がすすみ事業が全国に展開されたこともあって，各地方公共団体は事業費の大幅な増額を軸とした第4次五箇年計画の早期策定に大きな期待をかけていた。これと共にセンターに対しては，業務の重点を技術的援助から設計・建設に移すとともに，水質環境基準の早期達成を必要とする箇所については財政投融資資金を導入して施設の建設を促進するよう強い要望が出された。

建設省では，こうした状況をふまえて第4次五箇年計画の策定を検討することとし都市計画中央審議会にその方策を諮問した結果，48年7月に投資額の大幅増額と財政措置の拡充，事業執行体制の確立等を内容とした答申（資料—8参照）が出され，ここに第4次五箇年計画による下水道事業の飛躍的拡充と，これに伴うセンターの改組，充実への機運が高まってきた。

資料— 8　　下水道整備の今後のあり方についての答申

（昭和48年 7 月23日
都市計画中央審議会）

はじめに

下水道の整備のための基本的な方策については，さきに昭和45年 8 月24日都計審答第 2 号として答申したところであり，基本的には，その答申の考え方を踏襲しつつ，現在の社会的諸情勢から，とくに下水道整備の飛躍的な推進を図るべき時期にあると考え，現在の第 3 次下水道整備五箇年計画を改訂し，新たに第 4 次下水道整備五箇年計画を策定することを必要と認め，その関連に重点をおいて今後措置すべき事項を検討した。

1．下水道の現代的意義（省略）

2．下水道整備の長期目標（省略）

3．今年 5 箇年間に行なうべき施策（省略）

4．下水の高度処理に関する基本方針（省略）

5．下水道整備における財政措置のあり方（省略）

6．下水道事業の執行体制の確立

今後，下水道の整備を飛躍的に推進するためには，国，都道府県，市町村及び下水道事業センターのそれぞれが果たすべき役割を，整備体制の中に的確に位置づけて行くことが要請される。したがって，次のような措置が講ぜられる必要がある。

(1) 県際水域のうち二以上の都府県にわたって総合的な水質保全対策が必要なものに係る流域別下水道整備総合計画は，国が策定することができることとし，これに基づき事業単位として定められた二以上の都府県にわたる大規模な流域下水道については，国の事業として施行する等その効果的な整備の方策を検討する必要がある。

(2) 下水道は，前述したとおり，農山漁村の集落，自然環境の保全を要する観光地等においてもその整備を図って行く必要があるが，これらの下水道は，当該市町村の財政力・技術力をもってしてはその整備が困難な場合が多いと予想されるので，その要請に応じて，都道府県が，その設置及び一定期間の管理を行なうことを検討する必要がある。

(3) 下水道事業センターは，地方公共団体から処理場等下水道施設の設計，工事施行等の委託を受けて本格的にその業務を開始したところであるが，下水道の整備に対する社会的要請の高まりに応じて，新たに下水道の整備に着手する地方公共団体が増加することに伴い，工事等の委託の要請は，ますます増大するとみられるので，第 4 次下水道整備五箇年計画の実施にあたっては，その分担すべき事業量等について検討する必要がある。

また，その機構についても，事業量等に見合った組織・人員を拡充する等いっそうの強化を図る必要がある。

(4) 下水の三次処理，汚泥処理等に関する新技術の開発と実用化を促進するため，土木研究所，下水道事業センター等の関係機構を強化・拡充するとともに，民間の開発に係る新技術の実用化について公的な評価を行なう体制を整備する必要がある。

② 下水道公団の構想

地方公共団体の強い要望と都市計画中央審議会の答申等を受けて，建設省では第３次五箇年計画を繰り上げ改訂して50年度から第４次計画を実施するよう要求し，これに沿ってセンターを下水道公団（仮称）に拡充改組する構想をたてた。下水道公団構想の骨子は，

1．水質環境基準を緊急に達成する必要のある地域の下水道の根幹的施設について，公団へ財政投融資資金を導入してその先行整備を行う。

2．その他の地域の根幹的施設については，従前どおりその建設を受託する。

3．センターが行ってきた技術援助，研修及び試験研究の業務は公団が承継し，その充実を図る。

4．前記の各業務を実施するために，下水道事業センターを下水道公団に改組し、事業費の増額及び執行体制の拡充を図る。

とし，最大の眼目である財政投融資資金の導入については，第４次五箇年計画中に２兆円，初年度には1,500億円を予定し，合わせて組織・人員の大幅な拡充を要求した。

こうして50年度の下水道事業予算をめぐる政府部内の折衝は熱気に満ちたものとなったが，結果的に建設省が要求した五箇年計画の繰り上げ改訂と下水道事業への財政投融資資金の導入は実現しなかったものの，新たに国費投入の平準化を図る特別の地方債制度等が設けられて施設の先行整備が促進されることとなり，これとともにセンターを改組して下水道事業団とし，受託建設業務を中心とした業務の拡充を図ることとなった。

3．日本下水道事業団への改組

(1) 事業団への改組

① 事業団の発足

下水道事業センターを改組するための下水道事業センター法の一部を改正する法律案は，昭和50年２月，第75通常国会に提案され，下水道事業の拡充方策とともに審議された末，両院建設委員会の附帯決議（資料－９，資料－10参照）を付して可決成立し，同年６月に公布，８月に施行された。

他方，建設省及びセンターでは，法案の審議状況に従って改組の準備をすすめ，８月１日を

もって関係者の期待のうちに「日本下水道事業団」が発足した。

資料— 9　　下水道事業センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（昭和50年 3 月25日 参議院建設委員会）

附 帯 決 議

政府は，下水道の整備が，公共用水域の水質保全及び都市環境の整備等のため特に緊急を要することにかんがみ，次の事項について，所要の措置を講ずべきである。

1．（省略）

2．下水の三次処理及び汚泥処理の高度化等に関する新技術の開発及び実用化を促進するとともに，水質汚濁の進行の著しい人口等の集積した地域及び先行的に水質の保全を図るべき閉鎖水域等については，地域の実情に即応した三次処理を実施すること。

3．（省略）

4．終末処理場の建設にあたっては，施設の美観，緑化等に配慮するとともに，周辺環境との調和を図るため，緑地，広場等のオープン・スペースを確保し，公園化する等の施策を講ずること。

5．（省略）

6．法案第26条第 2 項中「特別の事情」は，水質環境基準が定められていない場合であって，急速に水質悪化のおそれのあるとき，災害発生のとき等環境保全上特に必要のある場合に限られるものと解し，運用すること。

右決議する。

資料—10　　下水道事業センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（昭和50年 6 月13日 衆議院建設委員会）

下水道事業センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は，本法の施行に当たり次の諸点に留意し，その運用に遺憾なきを期すべきである。

1．下水道の根幹的施設の先行的整備を行うため，日本下水道事業団に財投資金を導入して同施設の建設を代行させることについて検討すること。

2．本事業団の運営に当たっては，地方公共団体と連絡を密にするとともに，地方公共団体より出向する職員については，その処遇について十分配慮すること。

3．下水道技術者の確保については，更に一層努力するものとし，特に市町村における終末処理場の維持管理を担当する技術者の養成に努めること。

4．（省略）

5．公共用水域の水質を保全するため，除害施設について監督を強化するとともに，下水の三次処理，汚泥処理等の高度処理技術の開発，実用化を促進すること。

右決議する。

② 業務の拡充

センターから事業団への改組によって，業務は質・量ともに拡充された。まず質的には，第1に主業務を技術援助から建設に移行し，根幹的施設の設計から建設までの一貫受託を推進することとしたこと。第2には完成施設の円滑な運転管理のために終末処理場等の維持管理を受託できることとしたこと。第3に，地方公共団体の技術者充足対策の一環として設けられた下水道技術検定を実施することとなったこと。第4に，試験研究の対象を工場排水等の除害施設にまで広げたことなどがあげられる。これらはいずれも当時の地方公共団体の実情や要望を反映した措置であり，これによって事業団の果たす役割は極めて大きなものとなった。

また量的な面でも，49年度に比較して，建設業務が受託箇所数・事業費とも約2倍の伸びとなったのをはじめ，試験研修本館の完成に合わせて研修人員，試験研究テーマ数等も大幅に増大した。

③ 執行体制の整備

業務の拡充とともに執行体制も増強された。役員として副理事長を置いたほか，常勤理事及び監事を増員し，地方公共団体との連携を深めるため非常勤理事及び評議員を増員した。内部組織としては，地方公共団体に対する窓口を統一して本社に業務部を新設し，業務運営の適正化を図るため首席考査役を設けた。これより先，50年度に入ってから附属機関としての試験研修本部と東日本を担当する東京支社を設置してあったので，既存の大阪支社と合わせてここに全国を東西に分け所管する支社体制と，研修・試験を所管する附属機関の体制が整い，事業団の基本的な組織が確立した。また支社の下で建設工事の監督監理にあたる工事事務所も，受託箇所の増加に応じて前年度の14箇所から31箇所に急増した。

一方，組織の拡充に伴って職員の大幅な補充が必要となった。センター設立の際とは異なり既に各方面からセンターへの出向実績があったものの，専門職種ごとに所要の職員を増強するのは容易ではなく，やはり建設省と大都市等に依存しなければならなかったが，関係者の理解と協力によって次第に職員を充足していくことができた。

(2) 業務の概況

① 業務の進展

47年にセンターが設立されてから10年を経過した。この間，事業団は大別して3つの段階を経てきたといえる。第1段階は47～49年度の創設期であり，この期間は将来への基礎固めにあてられた。第2段階は事業団となった50年度から54年度までの発展期であり，五箇年計画の進

展に伴う下水道事業拡充のすう勢を受けて，事業団の業務が飛躍的に伸びた期間であった。第３段階は55年度以降の安定期で，既往の実績をふまえて安定的に業務を実施してきた時期である。個別の業務についてもおおむねこのような傾向をたどってきたが，総体的にみて順調に推移してきたということができよう。

その概況は，まず建設業務においては，中心となる技術職員が主として大都市から出向してきたこともあって当初は当該大都市型の技術をもって実施せざるを得なかったが，次第にこれらの長所を集約した事業団型の技術が蓄積され，しかも受託箇所が全国に及んだことにより多様な条件の中でこれを適用してきたことと，試験研究の成果を積極的に採用したことによって，その実績は高い評価を得ることとなった。

技術援助業務は，下水道技術に関して一元的な助言・指導を行う機関が少なかった状況を改めて，地方公共団体が技術的な問題に直面するつどいつでも相談をし，援助を期待できるようにした点に意義があり，地味な業務ながらその貢献度は大きく，着実な活動を続けている。

研修業務は，人材の育成という基本的な目標に沿って多くの技術者を養成し，訓練してきた。これらの技術者はいま全国の地方公共団体で事業推進の中核として活躍しているが，同窓生としての連帯感に富み，情報交換もひん繁に行うなど，単に知識の習得のみではなく多面にわたる研修の効果が表われている。

技術検定業務は，逐年受検者の増加をみており，地方公共団体の技術者充足という目的とともにわが国の下水道技術者の質的向上に寄与するところとなっている。

試験研修業務は，日進月歩を続ける下水道技術の中にあって，実用化のための試験研究を重点とし，特に事業団の建設部門との連携を図っていることと，新技術の公的評価を行っていることから官民の関係方面から注目されている。また試験研究の実施にあたって不可欠な各種試験設備も，計画的に整備を図ってきており，研究内容の充実に寄与している。

②　今後の課題

わが国の下水道事業が大幅に拡充されてきた時期は，センターが設立されてから事業団となって発展を続けて時期とほぼ一致する。この間の社会情勢の急速な変化は下水道をめぐる諸条件にもさまざまな影響を及ぼしたが，この傾向は今後ますます顕著になるものと考えられ，新しい課題に適確かつ速やかに対処することが必要となるであろう。

事業団の業務に関する今後の課題は，建設業務にあっては，事業の地方への展開に伴い施設の小規模化をはじめ現地条件への最適化をさらに追求すること，閉鎖性水域対策や処理水再利用の関連から効率的な三次処理施設の建設を図ること，下水道の普及に従って増加する汚泥の合理的な処理処分施設を建設することなどであり，また内部的には技術規準の完成度をさらに高めることなどがあげられる。

技術援助業務については，より機動的な援助体制を整備することと，全国各地の終末処理場

の完成に伴う過渡的な維持管理の要請に対処することが課題である。

研修業務では，地方公共団体の要望に即応して教科内容を充実し研修人員の増加を図ることが必要であり，そのための研修施設の拡充が求められている。

試験研修業務では，多様化する技術面の要求に沿って，水処理，汚泥処理，土木施工等の新技術の実用化を一層促進するとともに，省エネルギー・省資源等の見地から既存技術の効率化のための試験研究を重視していくことが課題といえよう。

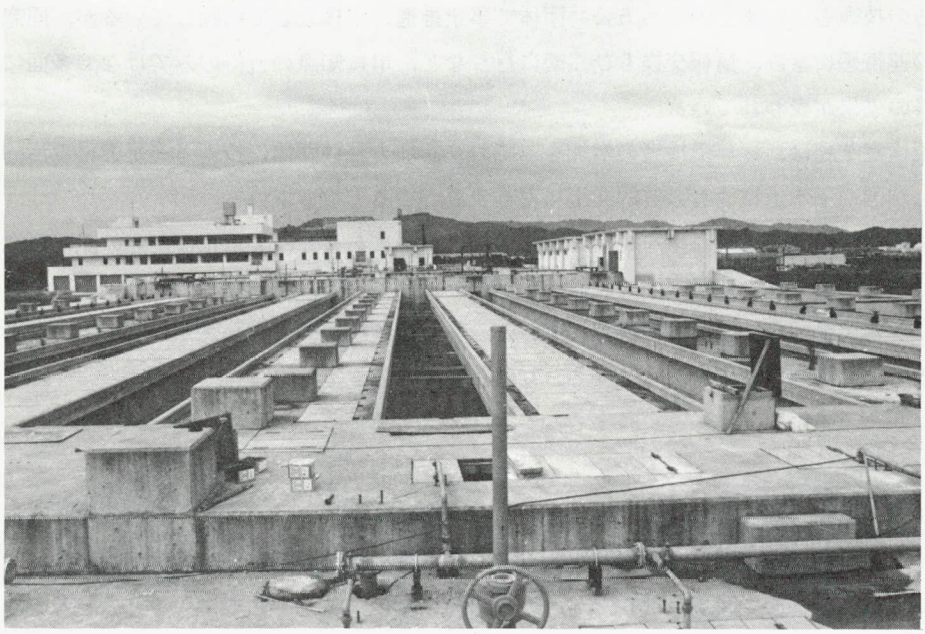

第2章　業務の実績

第2章　業務の実績

1．建　　設

建設業務は，地方公共団体からの要請に基づいて下水道の根幹的施設の建設を行うもので，昭和50年に事業団に改組された際，それまでの技術援助に代って事業団の主業務となったものである。予算のうえでも事業団の年間予算の90%以上を占めており，地方公共団体の支援という点では最も重要な業務である。

(1)　建設の概要

事業団は，下水道の諸施設のうち，その建設に当たって土木・建築・機械・電気等の広い分野にわたる高度な技術が要求される次の各施設の建設を受託している。

① 終末処理場
② 終末処理場以外の処理施設
③ ポンプ施設
④ 終末処理場に直接接続する幹線管渠（かんきょ）

建設を受託する際の方針としては，水質環境基準への適合達成に必要な施設を優先するほか，緊急に施設を整備する必要がある特殊事情にも配慮し，これに委託地方公共団体における事業執行体制，管渠の整備，用地の取得，諸権利との調整などの状況を勘案することとしている。

また施設の建設は，施工の円滑化を期するうえで，本来，実施設計から一貫して受託することが望ましいが，委託地方公共団体において実施設計を作成し，建設工事だけを受託したものもある。

(2)　これまでの実績と傾向

センター設立以降56年度までの建設業務の実績は資料―11，12及び13のとおりである。

この10年間に建設を受託した箇所（協定を基準にしているので都市数，施設件数とは一致しない。）は187箇所となり，これを施設別にみると終末処理場が168件，ポンプ場が36件，幹線管

渠が24件となっている。

終末処理場における汚水処理方式は大部分が標準活性汚泥法であるが，汚水水質の特殊性や処理施設の小規模化など現地条件の多様化に従って一部で特殊な処理方式のものを建設してきた。現在施工中のものを含めてその種類と箇所数をあげると，酸素活性汚泥法は50年度に京都市で施工してから合計４箇所，回転生物接触法は52年度の野沢温泉村から合計８箇所，活性汚泥循環変法は53年度から琵琶湖流域で，深層ばっ気法は54年度から北九州市で２箇所，オキシデーションディッチ法は55年度に近江八幡市で，それぞれ実施した。

建設工事における特殊な工法は，各現地の条件に応じていろいろなものを採用してきたが，主要なものとしては，緩衝溝による振動防止工法（石巻市），長尺杭・群杭工法（江戸川左岸流域），サンドコンパクション工法（信濃川下流流域，柏崎市等），サンドドレーン工法（太田川流域等），動圧密工法（南大阪湾岸流域），連続地中壁工法（江戸川左岸流域，鎌倉市等），特別耐震設計（狩野川流域），大型ケーソン工法・鋼殻（こうかく）体工法（熱海市）などがある。

委託の傾向としては，事業団に改組して建設が主業務となった50年度から指定都市を含めて委託箇所が急増し，その後も年を追って増加してきたが，54年度ごろから事業費の伸びが鈍化し，一方では下水道整備が次第に地方の中小都市に及んできたことに関連して，受託施設の規模が小さくなる傾向をみせはじめた。

施設の区分としては，49年度から流域下水道の処理場建設を受託し，54年度からは事業団施工によっていったん完成した処理場の増設を受託，55年度から汚泥のコンポスト化施設の建設を受託することとなったが，今後さらに多様な委託要請があるものと予測している。

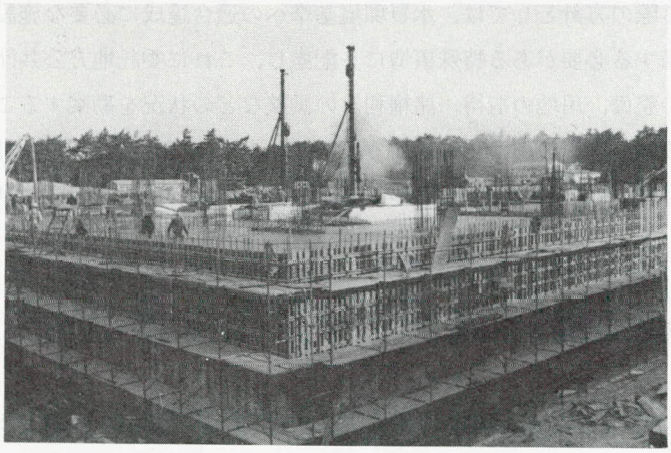

資料—11　　建設の実績（総括）

年　度	当該年度施工箇所数			事業費（千円）
	公共下水道	流域下水道	計	
47	1	—	1	50,000
48	16	—	16	6,377,375
49	23	3	26	21,524,285
50	45	7	52	42,239,286
51	55	8	63	64,702,531
52	64	11	75	83,581,820
53	73	16	89	103,349,115
54	82	17	99	115,742,897
55	99	18	117	124,025,362
56	101	20	121	133,802,013

資料—12　　建設の実績（着手・完了・通水別）

年　度	建設工事着手箇所数			建設工事完了箇所数			終末処理場通水箇所数		
	公共下水道	流域下水道	計	公共下水道	流域下水道	計	公共下水道	流域下水道	計
47	1(1)	—	1(1)	—	—	—	—	—	—
48	15(16)	—	15(16)	1(1)	—	1(1)	—	—	—
49	8(24)	3(3)	11(27)	0(1)	—	0(1)	—	—	—
50	22(46)	4(7)	26(53)	1(2)	—	1(2)	1(1)	—	1(1)
51	11(57)	1(8)	12(65)	7(9)	—	7(9)	8(9)	—	8(9)
52	16(73)	3(11)	19(84)	7(16)	—	7(16)	13(22)	—	13(22)
53	16(89)	5(16)	21(105)	14(30)	1(1)	15(31)	9(31)	1(1)	10(32)
54	23(112)	2(18)	25(130)	11(41)	0(1)	11(42)	11(42)	3(4)	14(46)
55	28(140)	1(19)	29(159)	22(63)	2(3)	24(66)	23(65)	4(8)	27(73)
56	24(164)	4(23)	28(187)	15(78)	0(3)	15(81)	18(83)	3(11)	21(94)

(注)　(　)書は累計

資料—13　建設の実績（箇所別）

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千m³/日）		
北海道	室蘭市	蘭東終末処理場	116.0	948.0	72.1	分流式	標準活性汚泥法
〃	虻田町	幹線管渠（1号，20号）	—	—	—	—	—
〃	伊達市	伊達終末処理場	10.6	144.0	5.3	分流式	標準活性汚泥法
青森県	岩木川流域	岩木川浄化センター	83.8	1,571.0	54.3	分流式合流式	〃
岩手県	北上川上流流域（都南）	都南浄化センター	158.4	3,049.0	80.2	分流式	〃
〃	〃（花北）	北上浄化センター	25.4	397.0	22.9	〃	〃
宮城県	石巻市	東部下水処理場	15.0	226.0	19.8	〃	酸素活性汚泥法
〃	気仙沼市	気仙沼終末処理場	21.2	193.0	30.5	〃	標準活性汚泥法
〃	古川市	師山下水浄化センター	14.2	190.0	11.5	〃	〃
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—

(注)　凡例は 96 ページ参照。

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	24.0	49 〜 53	4,360	五洋建設，久保田鉄工，三菱電機，西原環境衛生研究所，日立製作所
—	トンネル 幅3.4m 高2.3m	トンネル 2,100m 推進 80m	54 〜 58	(2,250)	佐藤・荒井ＪＶ
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	6.3	56 〜 61	(4,600)	日産・岩田JV
〃 〃 〃	〃 〃	39.4	56 〜 62	(8,300)	銭高・若築ＪＶ
濃縮 消化 洗浄 脱水	〃 〃	40.0	50 〜 55	9,188	鹿島建設，西松・高弥ＪＶ，石川島播磨重工業，日立機電工業，三菱電機，酉島製作所，三機工業
濃縮 消化 脱水	〃 〃	22.5	56 〜 61	(5,000)	佐藤・高惣ＪＶ
濃縮 脱水	〃 〃	10.0	52 〜 56	6,454	日産・丸本ＪＶ，久保田鉄工，荏原インフィルコ，東京芝浦電気，昭和ユノックス，三菱重工業
〃 〃	〃 〃	15.0	54 〜 58	(5,690)	日産・小野良ＪＶ，明電舎，日本鋼管，石川島播磨重工業
〃 〃	〃 〃	14	55 〜 59	(4,220)	森・橋本ＪＶ
—	泥水セミシールド推進 φ1,100〜1,350	3,271m	56 〜 58	(1,400)	森・橋本ＪＶ

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理能力(千㎥/日)		
秋田県	能代市	能代終末処理場	53.0	688.0	30.9	分流式 合流式	標準活性汚泥法
〃	〃	中川原ポンプ場	—	—	汚水(晴)48.0㎥/分 (雨)77.0㎥/分 雨水28.8㎥/秒	〃	—
〃	秋田湾・雄物川流域	秋田臨海終末処理場	152.0	2,708,0	120.0	分流式	標準活性汚泥法
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
山形県	酒田市	酒田終末処理場	53.0	313.0	30.1	合流式 分流式	標準活性汚泥法
〃	鶴岡市	鶴岡終末処理場	30.0	365.0	21.4	分流式	〃
〃	〃	切添中継ポンプ場	—	—	汚水8.4㎥/分 雨水862.8㎥/秒	〃	—
〃	上山市	上山終末処理場	16.8	259.2	13.2	〃	標準活性汚泥法
〃	寒河江市	寒河江終末処理場	14.1	230.0	10.8	〃	〃
〃	最上川流域	村山浄化センター	33.8	635.6	23.4	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	14.5	55 〜 59	(4,830)	フジタ・中田ＪＶ
—	汚水 雨水	汚水（晴） 10.0m³/分 （雨） 29.0m³/分 雨水 1.1m³/秒	56 〜 59	(2,000)	フジタ・中田ＪＶ
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	30.0	53 〜 58	(8,690)	西松・中田ＪＶ，銭高・安藤ＪＶ，三菱重工業，荏原製作所，荏原インフィルコ，明電舎，月島機械
—	泥水推進 φ1,650	233m	54 〜 55	182	銭高・東北シールドＪＶ
濃縮 消化 洗浄 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	16.3	51 〜 55	4,869	鹿島・林ＪＶ，荏原製作所，荏原インフィルコ，住友重機械工業，日立製作所，アカタ工業，明電舎
濃縮 消化 脱水	〃 〃	20.2	51 〜 55	4,850	奥村・勝村ＪＶ，酉島製作所，三菱重工業，日立製作所，西原環境衛生研究所
—	汚水	5.8m³/分	53 〜 55	595	奥村・勝村ＪＶ，日立機電工業，荏原製作所，日立製作所
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	9.6	53 〜 57	(3,890)	大都・升川ＪＶ，栗村製作所，三菱化工機，東京芝浦電気，西原環境衛生研究所，石川島播磨重工業
〃 〃 〃	〃 〃	10.8	55 〜 59	(4,770)	松村・国井ＪＶ，住友重機械工業，石川島播磨重工業，日立製作所
〃 〃 〃	〃 〃	23.4	56 〜 61	(6,720)	奥村・升川ＪＶ

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理能力(千㎥/日)		
福島県	会津若松市	会津若松市下水浄化工場	53.0	510.0	50.6	分流式	標準活性汚泥法
茨城県	潮来町	潮来終末処理場	18.0	375.0	8.0	〃	〃
〃	〃	浪逆第2中継ポンプ場	—	—	9.6㎥/分	〃	—
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	〃	潮来中継ポンプ場	—	—	3.5㎥/分	〃	—
〃	勝田市	勝田終末処理場	21.0	439.5	21.0	合流式 分流式	標準活性汚泥法
〃	下館市	下館市水処理センター	15.8	212.0	11.1	分流式	〃
〃	水戸市	水戸市下水処理場	61.9	796.0	79.5	合流式	〃
〃	日立市	滑川処理場	148.0	1,683.0	116.0	分流式	〃
〃	総和町	総和水処理センター	20.1	368.0	13.8	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	18.9	54 〜 58	(5,400)	三井・会津ＪＶ，石川島播磨重工業，富士電機製造，粟村製作所，電業社機械製作所，西原環境衛生研究所
〃 〃 〃	〃 〃	2.0	48 〜 55		株木建設，住友重機械工業，富士電機製造
—	汚水	9.6m³/分	50 〜 51	1,965	月島機械，富士電機製造，株木建設
—	開削 φ300	826m	50		株木建設
—	汚水	3.5m³/分	53 〜 54		小松・常総ＪＶ，月島機械，富士電機製造
濃縮消化脱水	水処理施設 （終沈・塩混を除く） 汚泥処理施設	12.7	51 〜 55	4,654	前田・株木ＪＶ，日立金属，日立製作所，日立プラント建設
濃縮消化洗浄脱水	水処理施設 汚泥処理施設	9.6	52 〜 56	4,667	清水・新日本土木ＪＶ，三菱重工業，石川島播磨重工業，富士電機製造，日立製作所，日立プラント建設
〃 〃 〃 〃	雨水ポンプ場 雨水沈殿池 塩素混和池	雨天時 343.2	55 〜 58	(3,600)	株木・大都ＪＶ，三菱重工業
濃縮脱水コンポスト	好気性発酵処理施設	20.0m³/日	55 〜 57	(950)	日立機電工業，浅川組，日立製作所
濃縮脱水	水処理施設 汚泥処理施設	15.0	55 〜 60	(6,200)	青木・鈴縫ＪＶ

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
茨城県	鹿島町	鹿島町浄化センター	17.0	407.2	10.0	分流式	標準活性汚泥法
〃	霞ヶ浦流域（湖北）	霞ヶ浦浄化センター	428.0	8,612.0	500.0	合流式	〃
栃木県	足利市	第1下水処理場	57.0	603.0	56.9	分流式 合流式	〃
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	〃	第1下水処理場（増設）	57.0	603.0	56.9	分流式 合流式	標準活性汚泥法
〃	小山市	小山終末処理場	45.0	610.0	34.0	合流式	〃
〃	〃	扶桑水処理センター	4.3	58.0	2.2	分流式	〃
〃	鹿沼市	黒川終末処理場	17.0	223.0	18.1	〃	〃
〃	佐野市	佐野終末処理場	45.4	898.0	54.0	合流式	〃
〃	宇都宮市	田川第2終末処理場	138.0	2,188.0	123.7	分流式 合流式	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	10.0	56 〜 62	(5,300)	五洋・常総ＪＶ
〃 〃 〃	〃 〃	28.0	50 〜 53	7,032	株木・フジタＪＶ，熊谷・大都ＪＶ，日立製作所，日立金属，日立プラント建設，荏原インフィルコ
〃 〃 〃	〃 〃	28.5	48 〜 53	5,372	大成建設，久保田鉄工，荏原製作所，日新電機，三機工業，明電舎
—	開削φ1,650 〃 φ1,800 推進φ1,650	706m 692m 243m	50 〜 52		佐田建設，中川ヒューム管工業，岩澤建設，鉄建建設，日本ヒューム管
濃縮消化脱水	水処理施設 雨水滞水池	29.0	55 〜 58	(1,390)	大成・古久根ＪＶ，久保田鉄工
濃縮消化洗浄脱水	水処理施設 汚泥処理施設	34.4	48 〜 51	3,461	フジタ工業，高岳製作所，荏原インフィルコ，荏原製作所，富士電機製造
濃縮脱水	〃 〃	3.9	56 〜 59	(1,780)	久保田・磯部ＪＶ
濃縮消化洗浄脱水	〃 〃	18.1	48 〜 51	3,082	鉄建建設，タクマ，三菱重工業，荏原製作所，富士電機製造
〃 〃 〃 〃	〃 〃	27.0	48 〜 51	5,055	奥村組，日立プラント建設，東京芝浦電気，荏原製作所，日本碍子，酉島製作所
濃縮消化脱水焼却	(合流)水処理施設 汚泥処理施設	58.0	49 〜 56	9,016	清水建設，日本国土開発，清水・日本国土開発ＪＶ，日立プラント建設，久保田鉄工，石川島播磨重工業，富士電機製造，西原環境衛生研究所，日本碍子

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
栃木県	宇都宮市	田川第2終末処理場（増設）	138.0	2,188.0	123.7	分流式合流式	標準活性汚泥法
〃	〃	今宮中継ポンプ場	—	—	6.0㎥/分	分流式	—
〃	黒磯市	黒磯終末処理場	14.6	192.4	16.8	〃	標準活性汚泥法
〃	真岡市	真岡下水処理場	16.5	372.0	8.6	〃	〃
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	栗山村	湯西川終末処理場	3.2	16.0	0.8	分流式	回転生物接触法
〃	那須町	湯本終末処理場	1.4	49.4	1.9	〃	標準活性汚泥法
〃	鬼怒川上流流域	鬼怒川上流浄化センター	59.6	866.0	41.0	〃	〃
〃	巴波川流域	巴波川浄化センター	54.0	1,241.9	41.8	〃	〃
〃	北那須流域	北那須浄化センター	41.7	729.0	22.7	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮消化脱水焼却	(分流)水処理施設 濃縮槽1槽	21.8	56〜58	(1,170)	小松・日東ＪＶ
—	汚水	6.0m³/分	56〜58	(450)	東鉄工業
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	19.4	51〜55	3,435	地崎・東急ＪＶ，荏原インフィルコ，石川島播磨重工業，久保田鉄工，日新電機，三菱電機
〃 〃 〃	水処理施設 汚泥処理施設	8.7	54〜59	(4,280)	竹中土木・若築ＪＶ，神戸製鋼所，荏原製作所，神鋼電機，三菱重工業
—	開削 φ900〜1,200	1,902m	55〜57	(662)	久保田・増渕ＪＶ
貯留脱水	水処理施設 汚泥処理施設	0.8	54〜57	(1,019)	久保田建設，アタカ工業，高岳製作所
濃縮消化脱水	〃 〃	1.9	55〜59	(1,900)	佐田・三平ＪＶ
濃縮消化洗浄脱水	〃 〃	16.0	52〜58	(4,500)	三井・渡辺ＪＶ，石川島播磨重工業，電業社機械製作所，タクマ，三菱電機，久保田鉄工，村本・渡辺ＪＶ
濃縮消化脱水	〃 〃	15.0	53〜58	(4,670)	間・大塩ＪＶ，石川島播磨重工業，由倉工業，三機工業，三菱電機，東京芝浦電気
〃 〃 〃	〃 〃	11.7	54〜60	(4,800)	銭高・渡辺ＪＶ，前澤工業

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
群馬県	利根川上流流域	県央水質浄化センター	382.9	7,946.0	254.9	分流式	標準活性汚泥法
埼玉県	川越市	月吉ポンプ場	—	—	15.0㎥/分	〃	—
〃	〃	滝ノ下終末処理場	80.0	895.0	78.0	合流式	標準活性汚泥法
〃	東松山市	市野川終末処理場	14.0	244.0	10.4	分流式 合流式	〃
〃	〃	幹線管渠（市野川）	—	—	—	—	—
〃	〃	高坂終末処理場	12.0	97.2	8.7	分流式	〃
〃	〃	幹線管渠（高坂）	—	—	—	—	—
〃	行田市	緑町ポンプ場	—	—	汚水 77.5㎥/分 雨水 25.0㎥/秒	分流式 合流式	—
〃	熊谷市	荒川第3雨水ポンプ場	—	—	19.8	分流式	—
〃	飯能市	飯能市終末処理場	32.4	412.3	25.0	合流式	標準活性汚泥法

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮脱水	水処理施設 汚泥処理施設	50.0	56 〜 61	(14,800)	鹿島・佐田ＪＶ，
—	汚水	15.0m³/分	47 〜 49	147	西松建設，前沢バルブ工業，東京芝浦電気
濃縮後既設処理場へ	水処理施設 汚泥処理施設	41.0	53 〜 56	4,158	青木・佐田ＪＶ，久保田鉄工，住友重機械工業，日立製作所，東京芝浦電気
濃縮消化洗浄脱水	〃 〃	10.4	48 〜 52	4,701	熊谷組，住友重機械工業，日立製作所，三菱重工業，月島機械
—	推進φ2,200 開削φ1,200	1,001m 45m	48 〜 52		熊谷組，日本高圧コンクリート，羽田ヒューム管
濃縮消化脱水	〃 〃	8.7	54 〜 58	(4,789)	村本建設・井上工業ＪＶ，粟村製作所，川崎重工業，住友重機械工業，三菱電機
—	推進φ800	613m	55 〜 56		小松建設工業
—	汚水 雨水	汚水 15.0m³/分 雨水 10.0m³/秒	49 〜 53	2,256	西松建設，前沢工業，荏原製作所，富士電機製造
—	雨水		50 〜 53	1,692	三菱・古久根ＪＶ，前沢工業，酉島製作所，神鋼電機
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	20.0	51 〜 55	4,879	鉄建・西武ＪＶ，明電舎，安宅建設工業，三菱重工業，電業社機械製作所，久保田鉄工

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
埼玉県	飯能市	幹線管渠（原町川寺）	—	—	—	—	—
〃	秩父市	金室終末処理場	51.2	496.6	41.5	分流式 合流式	標準活性汚泥法
〃	越谷市	越谷第1ポンプ場	—	—	汚水 46.2㎥/分 雨水 289.8㎥/秒	合流式	—
〃	鳩ケ谷市	里ポンプ場	—	—	汚水 68.3㎥/分 雨水 512.6㎥/秒	分流式 合流式	—
〃	深谷市	深谷終末処理場	26.0	397.0	17.2	分流式	標準活性汚泥法
〃	坂戸・鶴ケ島下水道組合	北坂戸終末処理場	62.6	527.0	39.4	〃	〃
〃	加須市	花崎終末処理場	16.0	183.0	14.0	〃	〃
〃	所沢市	所沢下水処理場	130.0	980.0	72.8	分流式 合流式	〃
〃	中川流域	中川終末処理場	80.0	790.0	85.0	分流式	〃
千葉県	松戸市	新松戸終末処理場	20.0	278.0	9.6	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
—	開削 φ600×2連 φ1,200	254m 138m	54 〜 55		鉄建・西武ＪＶ
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	24.5	52 〜 55	4,425	飛島・西武ＪＶ，安川電機製作所，日立金属，川崎重工業，荏原インフィルコ
—	汚水 雨水	汚水 46.2㎥/分 雨水 289.8㎥/秒	53 〜 55	1,737	浅野・古久根ＪＶ，電業社機械製作所，前沢工業，神鋼電機
—	〃 〃	汚水 68.3㎥/分 雨水 512.6㎥/秒	54 〜 57	(3,300)	三菱・浦和土建ＪＶ，前沢工業，久保田鉄工，日新電機，日立製作所
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	21.8	55 〜 60	(7,329)	鴻池・古郡ＪＶ
濃縮 脱水	〃 〃	29.4	55 〜 58	(2,808)	アイサワ・福川ＪＶ，アタカ工業
〃 〃	〃 〃	14.0	55 〜 58	(5,297)	東急・丸磯ＪＶ，小松建設工業，積水奥村機械，日立金属，安川電機製作所
濃縮 消化 洗浄 脱水	汚泥処理施設の一部（コンポスト施設）	10.0	56 〜 58	(1,018)	西武建設，荏原製作所
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	85.0	52 〜 58	(13,528)	フジタ・三井ＪＶ，清水・日本国土ＪＶ，西松・不動ＪＶ，日立プラント建設，月島機械，前沢工業，日立製作所，東京芝浦電気
濃縮 脱水	水処理施設の一部	4.6	55 〜 56	958	西武・新日本土木ＪＶ，神綱電機，三菱重工業

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
千葉県	習志野市	津田沼浄化センター	103.0	989.0	76.0	分流式 合流式	標準活性汚泥法
〃	東金市	東金浄化センター	14.2	169.0	8.8	分流式	〃
〃	江戸川左岸流域	江戸川第2終末処理場	1,471.0	16,217.0	1,079.0	分流式 合流式	〃
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
東京都	町田市	町田下水処理場	197.2	2,457.0	157.2	分流式	標準活性汚泥法
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	〃	町田下水処理場（増設）	197.2	2,457.0	157.2	分流式	標準活性汚泥法
〃	東京都（区部）	小菅処理場	323.0	1,633.0	450.0	合流式	〃
〃	〃	森ケ崎処理場	2,324.0	12,882.0	1,810.0	分流式 合流式	〃
〃	〃	〃（南部汚泥処理プラント）	—	—	汚泥量 29.7㎥/日	—	—

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	43.5	55 〜 59	(9,000)	奥村・勝村ＪＶ，大本・白井ＪＶ
濃縮 消化 脱水	〃 〃	5.3	56 〜 60	(3,350)	鴻池・内野屋ＪＶ
濃縮 脱水	〃 〃	58.0	49 〜 59	(20.500)	大林・不動ＪＶ，佐藤・坂田ＪＶ，三機工業，三菱重工業，三菱電機，久保田鉄工
—	泥水シールド φ4,750	1,587m	49 〜 53	2,789	西松建設，熊谷組
濃縮 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設	20.7	48 〜 53	6,500	青木建設，日立金属，電業社機械製作所，三菱電機，西原環境衛生研究所，月島機械
—	推進　φ1,650 シールド φ1,500 トンネル φ1,500	398m 639m 1,292m	48 〜 51		大林組，間組，帝国ヒューム管，三井建設，羽田ヒューム管
濃縮 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設	62.1	54 〜 58	(4,700)	青木・トーアＪＶ，電業社機械製作所，日立金属，三菱電機，月島機械
〃 〃 〃	水処理施設	300	50 〜 58	(13,580)	大成建設
消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	665	50 〜 59	(21,100)	奥村組，大林組，西松建設，鹿島建設，日産・大木ＪＶ
濃縮 脱水 焼却	汚泥処理施設 連絡施設 φ8,000	汚泥量 19.8千m³/日 3,300m	55 〜 59	(28,030)	間組・大末ＪＶ，大成・奥村・鉄建ＪＶ，鹿島・熊谷・西松ＪＶ，戸田建設，東洋・りんかいＪＶ

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
東京都	八王子市	北野下水処理場	130.3	969.0	134.1	分流式 合流式	標準活性汚泥法
神奈川県	横浜市	緑下水処理場	852.0	8,096.0	443.0	合流式	〃
〃	〃	金沢下水処理場	800.0	4,949.0	416.0	〃	〃
〃	川崎市	加瀬下水処理場	380.0	1,871.0	122.0	〃	〃
〃	大和市	中部下水処理場	114.0	1,070.0	113.0	分流式 合流式	〃
〃	秦野市	秦野市浄水管理センター	28.0	307.0	24.0	分流式	〃
〃	鎌倉市	七里ガ浜終末処理場	111.0	1,178.0	58.9	〃	〃
新潟県	長岡市	長岡下水処理場	96.7	1,483.0	96.8	合流式	〃
〃	柏崎市	柏崎終末処理場	20.0	214.0	14.0	分流式	〃
〃	〃	八坂中継ポンプ場	—	—	2.1㎥/分	〃	—

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設	52.1	50 〜 57	(11,000)	間組・村本建設ＪＶ，三菱重工業，三菱電機，電業社機械製作所，前澤工業，日立金属，三機工業
濃縮 北部処理場へ圧送	水処理施設の設備 場内ポンプ場	74.0	50 〜 54	3,431	日立製作所，三菱重工業，日立金属，久保田鉄工，月島機械，三井建設，栗本鉄工所，水道機工，大同機工，日立機電工業
濃縮 金沢汚泥基地へ圧送	管理本館，水処理施設の設備，濃縮槽	69.0	50 〜 54	10,335	西松建設，奥村組，久保田鉄工，前澤工業，丸島水門製作所，三菱電機，日本鋼管，アタカ工業，森田鉄工所，荏原製作所，日立金属
濃縮 脱水 焼却	水処理施設 焼却設備	61.0	50 〜 54	4,510	鹿島建設，荏原製作所，荏原インフィルコ，東京芝浦電気，大同特殊鋼
濃縮 消化 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設	50.0	52 〜 56	8,318	飛島・奈良ＪＶ，三機工業，日新電機，三菱重工業，日本碍子，富士電機製造
濃縮 脱水	〃 〃	24.0	53 〜 56	5,367	清水・小田急ＪＶ，神戸製鋼所，日立製作所，日立プラント建設
〃 〃	〃 〃	40.0	55 〜 60	(7,470)	熊谷・奈良ＪＶ
濃縮 消化 脱水	〃 〃	55.8	48 〜 51	4,293	前田・福田ＪＶ，前沢工業，日立製作所，神鋼電機，荏原インフィルコ
〃 〃 〃	〃 〃	15.1	52 〜 56		前田・植木ＪＶ，荏原製作所，前沢工業，東京芝浦電気，住友重機械工業
—	汚水	2.1m³/分	54 〜 56	7,890	前田・植木ＪＶ，前沢工業，東京芝浦電気

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
新潟県	柏崎市	柳橋中継ポンプ場	—	—	7.6㎥/分	分流式	—
〃	新津市	新津終末処理場	8.9	87.0	5.7	〃	標準活性汚泥法
〃	〃	北上雨水ポンプ場	—	—	㎥/分 798.0	〃	—
〃	十日町市	十日町終末処理場	9.5	148.0	16.9	〃	標準活性汚泥法
〃	三条市	三条雨水ポンプ場	—	—	㎥/分 1,056.0	〃	—
〃	信濃川下流流域	新潟処理場	147.4	2,976.0	202.8	分流式合流式	標準活性汚泥法
富山県	氷見市	氷見公共下水道センター	15.5	214.6	13.6	分流式	〃
石川県	松任市	松任中央浄化センター	8.2	93.2	4.9	〃	回転生物接触法
長野県	野沢温泉村	野沢温泉終末処理場	3.6	189.0	19.4	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
—	汚水	7.6㎥/分	54〜56		前田・植木ＪＶ，電業社機械製作所，前沢工業，東京芝浦電気
濃縮 消化 洗浄 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	5.7	52〜56	3,875	福田・近藤ＪＶ，電業社機械製作所，前沢工業，三菱重工業，三機工業，神鋼電機
—	雨水	798.0㎥/分	56〜59	(4,112)	本間・近藤ＪＶ
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	12.7	54〜58	(6,350)	佐藤・第一ＪＶ，三菱電機，前沢工業，荏原インフィルコ，日立製作所
—	雨水	㎥/分 1,056.0	56〜60	(2,800)	福田・加賀田ＪＶ
濃縮 消化 洗浄 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	47.0	52〜55	8,273	大成・加賀田ＪＶ，熊谷・本間ＪＶ，明電舎，荏原製作所，久保田鉄工，荏原インフィルコ，石川島播磨重工業，月島機械
濃縮 脱水	〃 〃	13.6	54〜58	(5,818)	住友・真柄ＪＶ，荏原製作所，荏原インフィルコ，富士電機製造
濃縮 消化 脱水	〃 〃	8.5	56〜60	(3,000)	竹中土木・真柄ＪＶ
濃縮 消化 コンポスト	〃 〃	9.7	52〜54	(2,696)	三菱・守谷ＪＶ，三菱化工機，日新電機，東京芝浦電気
〃 〃 〃	好気性発酵処理施設	4t/日	56〜57		三菱・守谷ＪＶ，栗本鉄工所

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千m³/日）		
長野県	長野市	東部終末処理場	151.5	1,181.1	146.0	分流式	標準活性汚泥法
〃	白樺湖下水道組合	白樺湖汚水処理場	36.9	137.5	8.0	〃	回転生物接触法
〃	中野市	中野浄化管理センター	7.4	117.0	7.7	〃	標準活性汚泥法
〃	諏訪湖流域	豊田終末処理場	212.0	4,162.0	157.0	〃	〃
〃	〃	〃（増設）	〃	〃	〃	〃	〃
岐阜県	高山市	宮川終末処理場	32.0	255.0	29.0	〃	〃
〃	〃	幹線管渠（三町）	—	—	—	〃	—
〃	〃	宮川終末処理場（増設）	32.0	255.0	29.0	〃	標準活性汚泥法
〃	恵那市	恵那市終末処理場	9.7	218.0	7.5	〃	〃
〃	大垣市	大垣市浄化センター	87.9	1,106.0	89.1	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 熱処理 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	28.8	53 〜 56	8,543	奥村・守谷ＪＶ，荏原インフィルコ，荏原製作所，粟村製作所，富士電機製造，日立製作所，三菱重工業
濃縮 消化 乾燥	水処理施設 汚泥処理施設（コンポスト施設含む）	4.0	53 〜 58	(2,434)	大日本土木・村本ＪＶ，新潟鉄工所，高岳製作所
濃縮 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	7.7	56 〜 60	(4,420)	大林・守谷ＪＶ
濃縮 消化 洗浄 脱水 焼却	〃 〃	39.0	50 〜 54	(11,447)	藤森土木建設，鹿島建設，大成建設，酉島製作所，三機工業，石川島播磨重工業，前沢工業，富士電機製造，月島機械
〃	〃	36.0	54 〜 59		大日本土木・池田建設ＪＶ，月島機械
濃縮 消化 脱水	〃 〃	30.5	49 〜 54	(4,976)	大成建設，三機工業，荏原製作所，日立製作所
—	開削φ1,350 φ1,500	318m 33m			富士田工務店，大同コンクリート工業
濃縮 消化 脱水	水処理施設の機械電気設備	—	56 〜 57		大成建設，日立製作所
〃 〃 〃	水処理施設 汚泥処理施設	7.5	51 〜 53	1,628	間組・大日本土木ＪＶ，大日本土木，荏原インフィルコ，電業社機械製作所，高岳製作所
〃 〃 〃	〃 〃	31.9	52 〜 57	(8,086)	鴻池・土屋ＪＶ，鉄建・岐建木村ＪＶ，積水奥村機械，鉄建建設，電業社機械製作所，荏原製作所，明電舎，日本碍子

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
岐阜県	土岐市	土岐市浄化センター	17.0	367.9	12.0	分流式	標準活性汚泥法
静岡県	沼津市	中部終末処理場	35.1	334.0	24.1	分流式 合流式	〃
〃	富士市	富士下水処理場	40.8	749.2	40.0	分流式	〃
〃	清水市	北部終末処理場	32.0	312.0	30.2	分流式 合流式	〃
〃	富士宮市	星山浄化センター	33.0	417.0	23.0	分流式	〃
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	伊東市	玖須美中継ポンプ場	—	—	12.8㎥/分	分流式	—
〃	熱海市	第2浄水管理センター	32.4	486.0	45.0	〃	標準活性汚泥法
〃	藤枝市	藤枝市浄化センター	40.0	468.0	30.8	〃	〃
〃	土肥町	土肥終末処理場	9.7	88.0	4.8	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	13.2	55 〜 60	(7,200)	佐藤・徳倉ＪＶ
濃縮 消化 脱水	〃 〃	24.1	49 〜 53	3,410	竹中土木・竹中工務店ＪＶ，西原環境衛生研究所，電業社機械製作所，三菱重工業，明電舎
濃縮 消化 洗浄 脱水	〃 〃	40.0	50 〜 54	6,664	飛島・石井ＪＶ，電業社機械製作所，三菱重工業，月島機械，東京芝浦電気
濃縮 脱水	〃 〃	30.2	51 〜 55	5,839	住友・静和ＪＶ，安川電機製作所，久保田鉄工，前沢工業，月島機械，電業社機械製作所
〃 〃	〃 〃	23.0	52 〜 56	5,627	戸田・日本国土ＪＶ，電業社機械製作所，三菱化工機，明電舎，月島機械
—	シールドφ1500 推進φ1,350 Ｂ.Ｃ・1300×1300	1,597m 47m 28m	54 〜 56		戸田・日本国土ＪＶ
—	汚水	12.8㎥/分	53 〜 55	734	大木建設，日立機電工業，松下電器産業
濃縮 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	30.0	55 〜 60	(17,114)	五洋・東洋・竹中・青木ＪＶ，大成・石川島播磨ＪＶ
濃縮 消化 脱水	〃 〃	25.0	56 〜 61	(7,500)	前田・木内ＪＶ
濃縮 脱水	〃 〃	4.8	56 〜 61	(2,800)	東亜・富士工ＪＶ

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
静岡県	狩野川流域	東部浄化センター	52.0	1,059.0	68.0	分流式	標準活性汚泥法
愛知県	春日井市	勝西浄化センター	49.7	619.0	65.5	〃	〃
〃	〃	〃（増設）	〃	〃	〃	〃	〃
〃	蒲郡市	蒲郡終末処理場	40.2	792.0	97.7	分流式	〃
〃	〃	城山ポンプ場	—	—	汚水 66.0㎥/分 雨水 4.9㎥/秒	分流式 合流式	—
〃	名古屋市	守山下水処理場	240.0	1,594.0	170.0	〃 〃	標準活性汚泥法
〃	岡崎市	八帖終末処理場	44.7	440.0	28.0	合流式	回転生物接触法
〃	半田市	北浜田排水ポンプ場	—	—	19.0㎥/秒	分流式	—
〃	知多市	南部浄化センター	32.3	567.2	22.0	〃	標準活性汚泥法
三重県	四日市市	日永終末処理場	25.0	369.2	32.4	分流式	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千㎥/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	35.0	53 〜 60	(9,394)	住友・小野ＪＶ，鉄建・東鉄ＪＶ
〃 〃	〃 〃	16.4	48 〜 51	3,254	佐藤工業，三機工業，酉島製作所，三菱電機，石川島播磨重工業
〃 〃	水処理施設	16.4	55 〜 56	613	地崎・日本土建ＪＶ
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	48.9	48 〜 52	6,634	鹿島建設，久保田鉄工，日新電機，荏原製作所，粟村製作所，日本碍子，安川電機製作所，鈴中工業
—	汚水，雨水	汚水 10.0㎥/分 雨水 3.2㎥/秒	48 〜 51		飛島建設，前沢工業，酉島製作所，安川電機製作所，家治川組
名城処理場へ圧送	水処理施設	43.0	50 〜 52	8,060	清水建設，鹿島建設，日立金属，前沢工業，酉島製作所，明電舎，荏原製作所
濃縮 消化 脱水	水処理施設		53 〜 54	1,364	竹中土木・小原ＪＶ，三菱化工機，高岳製作所
—	雨水	19.0㎥/秒	54 〜 56	2,467	名工・徳倉ＪＶ，荏原製作所，日本碍子，高岳製作所，東洋電機製造
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	14.7	54 〜 58	(6,697)	飛島・太平ＪＶ，石川島播磨重工業，栗田工業，日立製作所
濃縮 脱水	〃 〃	16.2	53 〜 59	(3,680)	株木・日本土建ＪＶ

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千m³/日）		
福井県	武生市	家久浄化センター	24.0	305.0	25.0	分流式合流式	標準活性汚泥法
〃	永平寺町	志比浄化センター	2.3	15.0	1.1	分流式	回転生物接触法
〃	鯖江市	環境衛生センター	32.8	900.0	55.0	〃	標準活性汚泥法
〃	〃	幹線管渠（立待御幸）	—	—	—	—	—
〃	勝山市	勝山浄化センター	10.6	229.0	10.0	分流式	標準活性汚泥法
滋賀県	近江八幡市	沖島浄化センター	1.0	9.0	0.4	〃	オキシデーションディッチ法
〃	琵琶湖流域（湖南中部）	湖南中部浄化センター	300.0	8,007.0	355.0	〃	活性汚泥循環変法
〃	〃（湖西）	湖西浄化センター	48.0	1,879.0	30.0	〃	〃
京都府	京都市	吉祥院処理場	63.0	587.0	165.0	合流式	酸素活性汚泥法・ステップエアレーション法
〃	亀岡市	亀岡終末処理場	22.0	341.0	20.0	分流式	標準活性汚泥法

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	13.0	51 〜 55	4.378	熊谷組，三菱重工業，荏原インフィルコ，日立製作所，電業社機械製作所
—	水処理施設	1.1	53 〜 54	436	真柄・木原ＪＶ，栗田工業，神鋼電機
濃縮 消化 脱水 焼却	水処理施設 汚泥の一部	18	54 〜 58	(6,215)	前田・木原ＪＶ，荏原インフィルコ，荏原製作所，東京芝浦電気
—	φ1,650	1,660m	55 〜 57	(1,391)	前田・木原ＪＶ
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	13.0	56 〜 60	(4,600)	日本国土・坂川ＪＶ
濃縮 天日乾燥	水処理施設 汚泥処理施設 の一部	0.2	55 〜 57	(320)	西武建設，住友重機械工業，神鋼電機
濃縮 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設	64.0	53 〜 57	(14,631)	大成・鴻池ＪＶ，フジタ・辻寅ＪＶ，電業社機械製作所，住友重機械工業，荏原インフィルコ，三菱重工業，日立製作所
〃	〃 〃	30.0	55 〜 59	(8,126)	三井・昭建ＪＶ，清水・不動ＪＶ
鳥羽処理場へ圧送	水処理施設	40.0	50 〜 52	2,206	奥村組，昭和ユノックス，住友重機械工業，日新電機
濃縮 消化 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設 の一部	10.0	54 〜 57	(2,799)	青木・公成ＪＶ，住友重機械工業，日新電機，東洋電機製造，西原環境衛生生研究所

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
京都府	桂川右岸流域	洛西浄化センター	428.0	5,088.0	427.0	分流式	標準活性汚泥法
大阪府	泉北環境整備施設組合	羽衣ポンプ場	—	—	雨水 11.0㎥/秒 汚水 11.0㎥/分	〃	—
〃	南大阪湾岸流域	北部処理場	319.0	11,435.0	630.0	〃	標準活性汚泥法
兵庫県	神戸市	東灘処理場	620.0	3,079.0	350.0	合流式	〃
〃	〃	ポートアイランド処理場	45.0	436.0	41.0	分流式	〃
〃	姫路市	東部終末処理場	25.0	486.0	59.0	分流式 合流式	酸素活性汚泥法及び標準活性汚泥法
〃	高砂市	伊保終末処理場	37.0	481.0	32.0	分流式	標準活性汚泥法
和歌山県	高野町	高野山下水処理場	22.0	124.0	5.0	〃	回転生物接触法
〃	〃	中の橋中継ポンプ場	—	—	12.0㎥/分	〃	—
鳥取県	米子市	皆生下水処理場	8.9	130.0	31.7	〃	標準活性汚泥法

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 消化 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設 の一部	53.0	49 〜 57	(14,426)	前田建設工業，飛鳥建設，日新電機，東急建設，久保田鉄工，三機工業，電業社機械製作所，荏原製作所，三菱化工機
—	雨水 汚水	雨水 11.0m³/秒 汚水 11.0m³/分	55 〜 59	(2,800)	松村・浅川ＪＶ
濃縮 消化 脱水 焼却	敷地造成 水処理施設	45.0	51 〜 59	(23,582)	敷地造成等工事：27社 処理場工事：熊谷・銭高ＪＶ，大林・森本ＪＶ
機械濃縮 消化 脱水	水処理施設の 一部	88.0	50 〜 52	864	熊谷組，三菱化工機，三菱電機
濃縮 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	20.0	51 〜 55	7,300	不動建設，電業社機械製作所，銭高・太平ＪＶ，川崎重工業，佐藤・新井ＪＶ，三菱重工業，神戸製鋼所，三菱電機
濃縮 脱水 焼却	水処理施設 汚泥処理施設 の一部	59.0	54 〜 58	(1,740)	戸田・神崎ＪＶ，鹿島・吉田ＪＶ，荏原製作所，三菱化工機，三菱電機，神戸製鋼所，昭和ユノックス，日本碍子
濃縮 消化 脱水 焼却	〃 〃	16.0	55 〜 59	(3,553)	竹中土木・塩谷運輸ＪＶ，三菱重工業
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	4.0	52 〜 55	2,235	松村・浅川ＪＶ，三菱化工機，松下電器産業
—	汚水	12.0m³/分	53 〜 55	288	三菱化工機
内浜処理場へ圧送	水処理施設	31.7	50 〜 55	5,986	熊谷・美保ＪＶ，東京芝浦電気，荏原インフィルコ，粟村製作所，三菱重工業

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
鳥取県	天神川流域	天神浄化センター	59.4	2,035.0	160.0	分流式	標準活性汚泥法
島根県	宍道湖流域（東部）	東部浄化センター	210.9	4,041.0	230.0	〃	〃
〃	〃	幹線管渠（東部1号）	—	—	—	—	—
岡山県	玉野市	玉野浄化センター	44.7	499.0	26.7	分流式	標準活性汚泥法
〃	笠岡市	笠岡ポンプ場	—	—	雨水 21.4㎥/秒	〃	—
〃	〃	笠岡終末処理場	28.0	191.0	18.0	〃	標準活性汚泥法
広島県	呉市	広下水処理場	63.9	849.4	51.9	〃	〃
〃	宮島町	宮島下水処理場	6.6	46.0	5.0	〃	〃
〃	広島市	旭町下水処理場	113.3	820.2	118.2	合流式	ステップエアレーション法
〃	〃	千田下水処理場	75.6	510.0	86.3	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮消化洗浄脱水	水処理施設 汚泥処理施設	20.0	53 〜 58	(8,500)	熊谷・森本ＪＶ，西松・浅野ＪＶ，前沢工業，三菱重工業，荏原製作所，住友重機械工業，東京芝浦電気，西松・不動ＪＶ
〃 〃 〃 〃	〃 〃	72.5	49 〜 57	(12,465)	大成・森本ＪＶ，青木・大本ＪＶ，五洋・東洋ＪＶ，日本碍子，久保田鉄工，日立製作所，石川島播磨重工業，松江土建，横河橋梁，日立金属，富士電機製造
—	φ2,600	946m	51 〜 54	1,390	西松建設
濃縮消化洗浄脱水	水処理施設 汚泥処理施設	28.2	51 〜 55	3,682	大本・アイサワＪＶ，富士電機製造，久保田鉄工，月島機械，日立製作所，電業社機械製作所
—	雨水	13.8㎥/秒	54 〜 56	1,004	五洋・吉本ＪＶ，日本鋼管，久保田鉄工，高岳製作所
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	9.0	56 〜 62	(5,100)	大本・アイサワＪＶ
濃縮脱水	〃 〃	17.3	50 〜 51	991	日産・松本ＪＶ，三菱電機，石川島播磨重工業，月島機械，日立製作所
〃 〃	〃 〃	5.0	54 〜 57	(1,800)	地崎・松本ＪＶ，オルガノ，高岳製作所
濃縮脱水焼却	〃 〃	29.6	55 〜 58	(3,006)	浅沼・山陽ＪＶ，日本碍子，日立製作所
濃縮消化洗浄脱水焼却	〃 〃	48.3	55 〜 58	(10,194)	前田・増岡ＪＶ，西島製作所，川崎重工業，日立機電工業，荏原インフィルコ，東京芝浦電気

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千m³/日）		
広島県	太田川流域（西部）	西部浄化センター	581.6	8,534.0	548.0	分流式	標準活性汚泥法
山口県	防府市	防府終末処理場	58.5	835.0	52.6	分流式合流式	〃
〃	〃	〃（増設）	〃	〃	〃	〃	〃
〃	新南陽市	新南陽市終末処理場	21.3	264.5	15.6	分流式	〃
〃	〃	幹線管渠（福川）	—	—	—	—	—
〃	山口市	山口市浄水センター	62.0	550.0	51.0	分流式	標準活性汚泥法
〃	〃	幹線管渠（山口第1）	—	—	—	—	—
〃	岩国市	一文字終末処理場	27.3	261.0	28.3	合流式	標準活性汚泥法
〃	山陽町	山陽町浄化管理センター	27.3	522.0	21.5	分流式	〃
〃	〃	幹線管渠（厚陽第1）（厚狭第1）	—	—	—	—	—

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	57.3	50〜58	(19,210)	フジタ・不動ＪＶ，鹿島・白石ＪＶ，大林・日本国土ＪＶ，間・東亜ＪＶ，三菱電機，荏原インフィルコ，荏原製作所，竹中工務店・大末ＪＶ，日立プラント建設，石川島播磨重工業，明電舎，三菱重工業
濃縮消化洗浄脱水	〃 〃	12.8	50〜54	3,471	大豊建設，日立機電工業，酉島製作所，日立製作所，東京芝浦電気，月島機械，大本・大豊ＪＶ
〃 〃 〃 〃	水処理施設	12.8	56〜59	(1,748)	大豊・中村ＪＶ，日立機電工業
〃 〃 〃 〃	水処理施設 汚泥処理施設	15.6	50〜54	3,881	奥村・和泉ＪＶ，森田鉄工所，三菱重工業，安川電機製作所，オルガノ，久保田鉄工，日本碍子，電業社機械製作所，奥村・洋林ＪＶ
—	開削 ϕ1500	400m	53〜54	200	奥村・洋林ＪＶ
濃縮消化洗浄脱水	水処理施設 汚泥処理施設	14.6	52〜57	(4,837)	大林・技工団ＪＶ，安川電機製作所，久保田鉄工，三菱化工機，日立製作所，三菱重工業，荏原インフィルコ
—	開削・推進 ϕ1,200 ϕ1,350	761m 433m	54〜56	363	大林・技工団ＪＶ
濃縮消化洗浄脱水	水処理施設 汚泥処理施設	14.4	52〜56	6,312	住友・勝井ＪＶ，明電舎，荏原インフィルコ，石垣機工，久保田鉄工，電業社機械製作所
濃縮消化脱水	〃 〃	10.0	55〜60	(3,500)	日本国土・洋林ＪＶ
—	ϕ900 ϕ1,100	1,063m	56〜60	(700)	アイサワ工業

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理能力(千㎥/日)		
山口県	小郡町	長谷終末処理場	25.8	595.0	20.5	分流式 合流式	標準活性汚泥法
〃	萩市	萩浄化センター	17.1	270.0	15.2	分流式	〃
徳島県	徳島市	中央下水処理場	71.0	670.0	63.3	合流式	回転生物接触法，高速散水炉床法
香川県	丸亀市	丸亀終末処理場	25.3	469.0	22.8	分流式 合流式	標準活性汚泥法
〃	〃	城西ポンプ場	—	—	汚水 15.0㎥/分 雨水 14.0㎥/秒	〃 〃	—
〃	〃	城北ポンプ場	—	—	汚水 0.1㎥/分 雨水 2.7㎥/秒	〃 〃	—
〃	〃	幹線管渠（塩屋）（昭和2号）	—	—	—	—	—
〃	〃	塩屋中継ポンプ場	—	—	—	分流式	—
〃	観音寺市	観音寺終末処理場	34.7	387.0	16.5	分流式 合流式	標準活性汚泥法
〃	〃	観音寺第1ポンプ場	—	—	汚水 50.0㎥/分 雨水 10.0㎥/秒	〃 〃	—

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	10.2	55 〜 59	(2,800)	間・日立ＪＶ，安川電機製作所，久保田鉄工
〃 〃 〃	〃 〃	15.2	56 〜 61	(6,000)	間・協和ＪＶ
〃 〃 〃	水処理施設	32.0	53 〜 55	2,443	不動・姫野ＪＶ，日新電機，東洋電機製造，タクマ，久保田鉄工
〃 〃 〃	水処理施設 汚泥処理施設	17.2	48 〜 51	8,656	大林組，荏原製作所，明電舎，石川島播磨重工業，三機工業，石垣機工
—	汚水 雨水	汚水 15.0m³/分 雨水 14.0m³/秒	51 〜 53		大林組，石川島播磨重工業，三菱重工業，明電舎
—	〃 〃	汚水 0.1m³/分 雨水 2.7m³/秒	54 〜 56		大林・りんかいＪＶ，栗田工業，日立製作所，明電舎
—	開削 φ1,000 φ1,350	 1,040m 1,150m	56		大林・りんかいＪＶ
—	汚水	2.2m³/分	55 〜 56		大林・りんかいＪＶ，アタカ工業，明電舎，石垣機工，三機工業
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	16.5	48 〜 53	4,573	住友建設，前沢工業，電業社機械製作所，酉島製作所，荏原インフィルコ，日立製作所，日本碍子
—	汚水 雨水	汚水 50.0m³/分 雨水 10.0m³/秒	50 〜 52		日産建設，電業社機械製作所，前沢工業，日立製作所

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理能力(千m³/日)		
香川県	観音寺市	幹線管渠(第1号)	—	—	—	—	—
〃	牟礼町	牟礼終末処理場	15.0	383.0	6.9	分流式	標準活性汚泥法
〃	高松市	東部下水処理場	113.3	1,538.0	200.0	〃	〃
〃	中讃流域	大束川浄化センター	50.0	1,024.0	54.0	〃	〃
愛媛県	今治市	今治終末処理場	68.7	661.0	34.4	分流式 合流式	〃
〃	〃	北浜ポンプ場	—	—	汚水 16.6m³/分 雨水 3.7m³/秒	〃	—
〃	〃	立花ポンプ場	—	—	9.2m³/分	分流式	—
〃	新居浜市	新居浜下水処理場	51.3	322.0	30.8	〃	標準活性汚泥法
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	川之江市	川之江終末処理場	6.5	100	3.6	分流式 合流式	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
—	開削・推進 φ1,200	2,551m	50〜52		住友建設，有明土建工業，日本ヒューム管，帝国ヒューム管，東海興業，日産建設，日本ゼニスパイプ
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	6.9	49〜53	2,367	浅沼・大末ＪＶ，高岳製作所，神鋼電機，三菱化工機，三菱重工業，荏原製作所
〃	〃 〃	50.0	52〜57	(11,200)	五洋・竹中土木ＪＶ，フジタ・アイサワＪＶ，久保田鉄工，電業社機械製作所，荏原インフィルコ，タクマ，日新電機，安川電機製作所，石垣機工
〃	〃 〃	15.0	54〜58	(7,978)	熊谷・穴吹ＪＶ，大林・大豊ＪＶ，三菱重工業，日立製作所，川崎重工業，荏原インフィルコ，三菱電機
濃縮消化脱水	〃 〃	34.4	48〜52	6,553	間組、電業社機械製作所，久保田鉄工，安川電機製作所，東亜ヒューム管，栗本鉄工所，西原環境衛生研究所
—	汚水 雨水	汚水 16.6m³/分 雨水 3.7m³/秒	50〜52		間組，久保田鉄工，酉島製作所，安川電機製作所
—	汚水	9.2m³/分	54〜56		間組，安川電機製作所，前沢工業，久保田鉄工，アイサワ工業
濃縮消化脱水焼却	水処理施設 汚泥処理施設	30.8	49〜55	7,757	鹿島建設，富士電機製造，住友重機械工業，荏原インフィルコ，荏原製作所
—	開削 Ｂ.Ｃ.	836m	53		鹿島建設
濃縮消化脱水	〃 〃	3.6	50〜53	2,527	五洋・井原ＪＶ，荏原インフィルコ，久保田鉄工，日新電機，日立製作所

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理能力(千m³/日)		
愛媛県	川之江市	幹線管渠(川之江第1号)	—	—	—	—	—
〃	伊予三島市	伊予三島終末処理場	9.2	120.0	5.1	分流式	標準活性汚泥法
〃	〃	三島汚水中継ポンプ場	—	—	4.1m³/分	〃	—
〃	西条市	西条終末処理場	26.0	368.0	27.9	〃	標準活性汚泥法
〃	八幡浜市	八幡浜浄化センター	47.5	316.0	26.6	分流式 合流式	〃
高知県	高知市	潮江下水処理場	34.2	529.4	36.9	〃 〃	〃
福岡県	福岡市	和白下水処理場	120.0	803.0	80.0	分流式	〃
〃	〃	西戸崎第2下水処理場	8.5	65.0	6.5	〃	〃
〃	北九州市	日明下水処理場	394.2	4,995.0	362.0	分流式 合流式	ステップエアレーション法
〃	〃	〃 (増設)	〃	〃	〃	〃 〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
—	推進 φ2,400	200m	56〜59	(371)	地崎・佐伯ＪＶ
濃縮消化脱水焼却	水処理施設 汚泥処理施設	5.1	52〜56	2,979	西松・井原ＪＶ，電業社機械製作所，高岳製作所，荏原インフィルコ，神鋼電機
—	汚水	1.4m³/分	54〜55		西松・井原ＪＶ，荏原インフィルコ，高岳製作所
濃縮消化天日乾燥床	水処理施設 汚泥処理施設	27.9	56〜60	(7,200)	住友・白石基礎ＪＶ
濃縮消化脱水	〃 〃	13.3	56〜60	(8,000)	三井・大任ＪＶ
下知下水処理場へ圧送	水処理施設	35.8	54〜57	(6,600)	鹿島・大旺ＪＶ，神戸製鋼所，荏原製作所，明電舎，電業社機械製作所
濃縮消化脱水	〃	20.0	50〜52	1,665	フジタ工業，荏原製作所，荏原インフィルコ，東京芝浦電気，菅原工務店
〃 〃 〃	水処理施設 汚泥処理施設	6.5	53〜55	4,644	前田・松本ＪＶ，久保田鉄工，荏原製作所，安川電機製作所
〃 〃 〃	水処理施設	50.0	50〜51	1,000	奥村組，日立金属，西原環境衛生研究所
〃 〃 〃	〃	18.0	54〜55	900	奥村組，西原環境衛生研究所

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
福岡県	北九州市	新町下水処理場	136.1	1,721.0	136.1	分流式合流式	ステップエアレーション法
〃	〃	〃（増設）	〃	〃	〃	〃〃	〃
〃	〃	北湊下水処理場	83.7	1,266.0	99.0	〃〃	〃
〃	芦屋町	芦屋終末処理場	22.0	200.0	15.8	分流式	標準活性汚泥法
〃	宗像市	宗像終末処理場	47.0	1,097.0	28.2	〃	〃
佐賀県	佐賀市	佐賀終末処理場	3.0	338.0	24.1	〃	長時間エアレーション法（標準活性汚泥法）
〃	〃	八田ポンプ場	—	—	42.6㎥/分	〃	—
〃	〃	幹線管渠（厘外）	—	—	—	—	—
長崎県	長崎市	三重下水処理場	7.2	145.0	11.0	分流式	標準活性汚泥法
熊本県	玉名市	玉名終末処理場	10.6	137.7	7.7	分流式合流式	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮消化脱水	水処理施設	23.3	51〜54	(1,300)	間組，神鋼ファウドラー，久保田鉄工，石川島播磨重工業，日立製作所，大本・塩見ＪＶ，西原環境衛生研究所，太平・松尾ＪＶ
〃〃〃	〃	23.3	56〜57	(532)	太平・松尾ＪＶ，西原環境衛生研究所，神鋼ファウドラー，日立製作所
濃縮消化	〃	17.5	52〜53	592	アイサワ・若築ＪＶ，荏原インフィルコ
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	15.8	54〜57	(3,650)	株木・塩見ＪＶ，荏原インフィルコ，電業社機械製作所，安川電機製作所
〃〃〃	〃 〃	13.2	56〜59	(6,000)	浅沼・為廣ＪＶ，松尾・岡崎ＪＶ
濃縮消化脱水乾燥	〃 〃	24.14	48〜53	9,207	佐藤・松尾ＪＶ，酉島製作所，日立金属，川崎重工業，三菱電機，西原環境衛生研究所
—	汚水	42.6m³/分	48〜52		鉄建建設，酉島製作所，住友重機械工業，三菱電機
—	シールド φ1,650	4,483m	48〜49		西松建設，奥村組，日本ヒューム管，大同コンクリート工業
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	11.0	55〜59	(6,200)	住友・大進ＪＶ
〃〃〃	〃 〃	7.7	50〜56	5,953	鴻池・浅野ＪＶ，酉島製作所，三菱重工業，安川電機製作所，荏原インフィルコ

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理能力(千㎥/日)		
熊本県	宇土市	宇土終末処理場	15.2	175.0	10.3	分流式	標準活性汚泥法
〃	山鹿市	山鹿処理場	26.0	344.0	34.5	分流式合流式	〃
〃	荒尾市	大島終末処理場	11.0	126.4	6.9	分流式	〃
〃	人吉市	人吉浄水苑	14.6	148.0	10.6	〃	〃
〃	八代市	八代終末処理場	27.2	330.0	27.0	〃	〃
大分県	大分市	弁天終末処理場	88.0	1,083.0	65.1	〃	〃
〃	〃	弁天ポンプ場	—	—	5.7㎥/秒	〃	—
〃	〃	宮崎終末処理場	90.0	940.0	62.1	〃	標準活性汚泥法
〃	〃	原川終末処理場	36.6	3,047.1	27.6	〃	酸素活性汚泥法
〃	日田市	日田終末処理場	15.0	147.2	11.7	〃	標準活性汚泥法

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千㎥/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	10.3	50 〜 55	4,000	森組，積水奥村機械，神鋼電機，酉島製作所，西原環境衛生研究所，日立製作所
濃縮 消化 天日乾燥	水処理施設	15.0	52 〜 53	752	森本・東洋ＪＶ，東京芝浦電気，日本碍子，粟村製作所
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	6.9	53 〜 58	(6,000)	戸田・佐藤組ＪＶ，久保田鉄工，酉島製作所，富士電機製造
〃 〃 〃	〃 〃	8.3	53 〜 56	4,144	日産・森ＪＶ，酉島製作所，石川島播磨重工業，三菱重工業，東京芝浦電気
〃 〃 〃	〃 〃	17.5	55 〜 60	(6,000)	飛島・藤永ＪＶ
濃縮 脱水	〃 〃	11.8	50 〜 53	3,045	佐伯建設，三菱重工業，久保田鉄工，三菱化工機，石川島播磨重工業，三菱電機，大豊・佐藤建設ＪＶ
—	雨水	2.9㎥/秒	50 〜 53		浅田組・高山総合工業ＪＶ，日立製作所，日立プラント建設，三菱電機
濃縮 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	13.8	53 〜 55	1,359	松村・梅林ＪＶ，三菱重工業，石垣機工，石川島播磨重工業，東京芝浦電気
〃 〃	〃 〃	26.0	55 〜 60	(7,030)	清水・梅林ＪＶ，久保田鉄工，新日本製鉄
濃縮 消化 脱水	〃 〃	11.7	53 〜 55	1,415	森本組，三菱電機，住友重機械工業，月島機械，久保田鉄工，石川島播磨重工業

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口（千人）	処理面積（ha）	処理能力（千㎥/日）		
大分県	臼杵市	臼杵終末処理場	28.0	193.0	7.1	分流式	標準活性汚泥法
〃	日出町	日出浄化センター	8.6	162.0	5.6	〃	〃
宮崎県	日南市	日南終末処理場	75.0	105.9	45.0	分流式合流式	〃
鹿児島県	鹿児島市	南部処理場	244.8	3,529.0	122.4	分流式	〃
〃	名瀬市	幹線管渠（長浜）	—	—	—	—	—
〃	〃	名瀬終末処理場	24.7	166.0	17.5	分流式	標準活性汚泥法
〃	枕崎市	枕崎終末処理場	16.6	163.0	11.6	〃	〃
〃	〃	松之尾中継ポンプ場	—	—	4.2㎥/分	—	—
〃	指宿市	指宿終末処理場	10.0	200.0	9.6	分流式	標準活性汚泥法
沖縄県	本部町	本部終末処理場	9.0	120.0	6.0	〃	〃

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
濃縮 消化 天日乾燥	水処理施設 汚泥処理施設	7.1	55 〜 58	(2,820)	大豊・後藤ＪＶ
濃縮 消化 脱水	〃 〃	3.6	56 〜 60	(2,100)	東急・高山ＪＶ
〃 〃 〃	〃 〃	7.5	54 〜 59	(4,528)	大日本土木，粟村製作所，オルガノ，神鋼電機
濃縮 脱水 焼却	〃 〃	88.4	50 〜 57	(11,500)	銭高・小牧ＪＶ，日本碍子，明電舎，石川島播磨重工業，電業社機械製作所，三菱重工業
—	シールド φ1,350 開削 φ1,200	2,674m	54 〜 58	(2,041)	戸田建設
濃縮 消化 天日乾燥	水処理施設 汚泥処理施設	6.4	55 〜 58	(2,323)	戸田建設・佐藤組ＪＶ
濃縮 脱水	〃	5.8	55 〜 59	(3,940)	浅野・坂本ＪＶ，三菱重工業，神鋼電機
—	汚水	4.2m³/分	56 〜 58	(259)	浅野・坂本ＪＶ
濃縮 消化 脱水	水処理施設 汚泥処理施設	6.4	56 〜 61	(3,000)	浅野・丸福ＪＶ
濃縮 脱水	〃 〃	6.0	48 〜 50	3,079	戸田建設，東京芝浦電気，久保田鉄工

都道府県名	都市名等	施設名	事業計画			排除方式	下水処理方式
			処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理能力(千m³/日)		
沖縄県	本部町	浜元ポンプ場	—	—	11.1m³/分	分流式	—
〃	〃	渡久地ポンプ場	—	—	14.5m³/分	〃	—
〃	〃	東ポンプ場	—	—	2.7m³/分	〃	—
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	名護市	名護終末処理場	20.0	240.0	10.4	分流式	標準活性汚泥法
〃	〃	港中継ポンプ場	—	—	18.0m³/分	〃	—
〃	〃	幹線管渠	—	—	—	—	—
〃	浦添市	城間中継ポンプ場	—	—	5.3m³/分	分流式	—
〃	〃	前田中継ポンプ場	—	—	5.8m³/分	〃	—
〃	石川市	石川終末処理場	19.4	343.0	12.0	〃	標準活性汚泥法

汚泥処理方式	受託概要				施工業者名
	施設内容	規模（千m³/日）	施工年度	事業費（百万円）	
—	汚水	11.1m³/分	48〜50		
—	〃	14.5m³/分	〃		
—	〃	2.7m³/分	〃		
—	開削 φ350〜φ700	5,163m	〃		
濃縮脱水焼却	水処理施設 汚泥処理施設	5.2	49〜53	3,385	三井・東洋建設ＪＶ，荏原インフィルコ，東京芝浦電気，三井建設
—	汚水	18.0m³/分	〃		三井建設，荏原製作所
—	開削・推進 φ300〜φ800	2,998m	〃		東洋建設，三井建設
—	汚水	5.3m³/分	56〜57	(320)	大都・大城ＪＶ，三菱重工業
—	〃	4.7m³/分	〃	(184)	三菱重工業，日新電機
濃縮消化脱水	水処理施設 汚泥処理施設	3.1	56〜60	(2,000)	大都・大城ＪＶ

凡　　例

1．「事業計画」及び「受託規模」の数字は小数点以下１位まで記載した。ただし幹線管渠の受託規模は１位どまりとした。

2．「施工年度」で57年度以降にわたるものは予定を記載した。

3．「事業費」の単位は100万円とした。（　）書は57年度以降の施工分を含む見込額である。

4．「施工業者名」は順不同で，“株式会社”等の表記は省略した。“ＪＶ”は建設共同企業体の略である。

5．処理場の受託規模は，土木施設の規模とした。

2. 実 施 設 計

(1) 実施設計の概要

実施設計は，支社の土木・建築・機械・電気等の専門技術者が箇所ごとにプロジェクトチームを組んで担当してきた。プロジェクトチームは，設計開始前に委託地方公共団体の希望，意見，事業計画認可内容，現地条件等を十分に調査してから，基本設計を行い，技術的な問題点を部内に設置された技術委員会で検討したのち，詳細設計に入る。全体として実施設計に要する期間は3～4箇年度にわたるのが通例である。

(2) これまでの実績

昭和56年度までの実施設計の実績は，資料—14及び15のとおりである。

これまでに実施設計を受託した地方公共団体は191にのぼり，施設別には終末処理場が194件，ポンプ場が38件，幹線管渠（かんきょ）が24件となっている。

資料—14　　実施設計の実績（総括）

実施年度	公共下水道		流域下水道		計	
	件数	事業費(千円)	件数	事業費(千円)	件数	事業費(千円)
47	9	360,700	—	—	9	360,700
48	12	430,330	2	38,560	14	468,890
49	16	559,650	4	164,610	20	724,260
50	21	699,320	7	516,470	28	1,215,790
51	18	693,630	4	252,600	22	946,230
52	33	918,380	8	430,380	41	1,348,760
53	51	1,658,840	12	677,670	63	2,336,510
54	65	1,720,530	14	552,240	79	2,272,770
55	84	2,056,740	17	656,340	101	2,713,080
56	99	2,355,030	26	881,660	125	3,236,690

資料—15　　実施設計の実績（箇所別）

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費（千円）
北海道	伊達市	伊達終末処理場	54～	66,000
	蛇田町	蛇田1号，20号幹線	54～55	87,460
		蛇田下水終末処理場	55～	
	京極町	京極下水終末処理場	56～	9,950
	当別町	当別終末処理場	56～	21,980
	美瑛町	美瑛下水終末処理場	56～	15,390
	新得町	新得終末処理場	56～	10,200
	清水町	清水終末処理場	56～	16,560
	函館湾流域	函館湾流域下水道浄化センター	56～	68,560
青森県	岩木川流域	岩木川浄化センター	55～	106,980
岩手県	盛岡市（北上川上流流域（都南））	都南浄化センター	47	56,170
		中川原ポンプ場		
		中川原圧送幹線，中央幹線		
	紫波町	紫波浄化センター	56～	26,010
	北上川上流流域（花北）	北上浄化センター	54～	121,000
宮城県	石巻市	東部下水処理場	49～53	110,970
	古川市	師山下水浄化センター	53～54	113,180
		汚水第2中継ポンプ場	55～	
		古川市1号汚水幹線	55	
	気仙沼市	気仙沼終末処理場	53～	129,150
秋田県	能代市	能代終末処理場	53～	148,790
		中川原ポンプ場	55～	
	田沢湖町	生保内浄化センター	56～	17,780

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費（千円）
秋田県	秋田湾・雄物川流域（臨海）	秋田臨海終末処理場	52～54	174,560
		臨海幹線	54	
山形県	上山市	上山終末処理場	52～55	94,650
	寒河江市	寒河江終末処理場	54～	104,620
	米沢市	米沢浄水管理センター	56～	44,000
	長井市	五十川下水処理場	56～	27,670
	最上川流域（村山）	村山浄化センター	55～	114,890
	最上川流域（置賜）	置賜浄化センター	56～	38,480
福島県	会津若松市	会津若松市下水浄化工場	53～56	130,680
	阿武隈川上流流域（県中）	県中浄化センター	56～	94,670
茨城県	土浦市（霞ケ浦流域(湖北)）	霞ケ浦浄化センター	47	45,000
	潮来町	潮来終末処理場	48	37,340
		浪逆第1，第2中継ポンプ場，潮来中継ポンプ場	49，51	
		潮来3号幹線	51	
	下館市	下館市水処理センター	51～53	95,620
	勝田市	勝田終末処理場	52～53 56～	37,560
	日立市	滑川処理場	54	14,160
	総和町	総和水処理センター	54～	111,570
	鹿島町	鹿島町浄化センター	54～	80,800
栃木県	足利市	第1下水処理場	47，54～56	67,300
	佐野市	佐野終末処理場	47	35,000
	鹿沼市	黒川終末処理場	47	29,830
	宇都宮市	田川第2終末処理場	48，55～	116,030
		今宮，鶴田中継ポンプ場	55～	
	黒磯市	黒磯終末処理場	49～50	65,110

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費(千円)
栃木県	栗山村	湯西川終末処理場	53	23,000
	真岡市	真岡下水処理場	53～	94,040
		流入幹線	54	
	那須町	湯本終末処理場	54～	49,000
	小山市	扶桑水処理センター	55～	51,440
	塩原町	塩原水処理センター	56～	20,230
	鬼怒川上流流域(鬼怒上)	鬼怒川上流浄化センター	51～55	105,950
	巴波川流域	巴波川浄化センター	52～56	120,530
	北那須流域	北那須浄化センター	53～	113,940
	鬼怒川上流流域(中央)	中央浄化センター	56～	30,900
群馬県	中之条町	四方終末処理場	56～	9,500
	利根川上流流域(県央)	県央水質浄化センター	53～	206,420
埼玉県	東松山市	市野川終末処理場	47	35,980
		高坂終末処理場	53～56	86,350
	秩父市	金室終末処理場	48	33,310
	行田市	緑町ポンプ場	48	33,110
	熊谷市	荒川第3雨水ポンプ場	49	34,590
	深谷市	深谷終末処理場	49～50 54～	134,540
		唐沢川排水ポンプ場	49～50	
	飯能市	飯能市終末処理場	50～51	105,020
		原町川寺幹線	54	
	越谷市	越谷第1ポンプ場	52～53	34,290
	川越市	滝ノ下終末処理場	53～55	95,890
	鳩ケ谷市	里ポンプ場	53～54	37,500
	加須市	花崎終末処理場	54～	73,400

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費(千円)
埼玉県	坂戸・鶴ケ島下水道組合	北坂戸終末処理場	54～56	78,260
	羽生市	羽生市水質浄化センター	55～	83,110
	所沢市	所沢下水処理場	55～56	4,810
	毛呂山，越生，鳩山下水道組合	毛呂山処理センター	56～	22,840
	本庄市	本庄水質管理センター	56～	46,900
	中川流域	中川終末処理場	50，52～55	338,660
千葉県	習志野市	津田沼浄化センター	53～	177,840
	松戸市	新松戸終末処理場	54～55	47,100
	東金市	東金浄化センター	54～	69,400
	江戸川左岸流域	江戸川第2終末処理場	49～50 52，54，56	188,390
東京都	八王子市	北野下水処理場	49～50 53～54	100,980
	町田市	町田下水処理場	53～55	44,600
神奈川県	大和市	中部下水処理場	50 53，55	101,270
	秦野市	秦野市浄水管理センター	52～54	137,000
	鎌倉市	七里ガ浜終末処理場	55～	49,670
新潟県	長岡市	長岡下水処理場	47	30,000
	柏崎市	柏崎終末処理場	50～51 53～54	149,660
		柳橋，八坂中継ポンプ場	53～54	
	新津市	新津終末処理場	51～52	85,690
		北上雨水ポンプ場	55～	
	十日町市	十日町終末処理場	52～	109,580
	三条市	三条市終末処理場	55～	109,660
		三条雨水ポンプ場	55～	
	上越市	上越市終末処理場	55	34,600
	妙高高原町	赤倉浄化センター	55～	31,680

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費（千円）
新潟県	新井市	新井終末処理場	56～	14,200
	加茂市	加茂市浄化センター	56～	19,060
	栃尾市	栃尾終末処理場	56～	15,350
	信濃川下流流域（新潟）	新潟処理場	50～53	237,800
富山県	氷見市	氷見公共下水道センター	52～56	88,430
	宇奈月町	宇奈月浄化センター	54～56	73,400
	小矢部川流域	二上浄化センター	56～	23,000
石川県	松任市	松任中央浄化センター	55～	68,000
長野県	野沢温泉村	野沢温泉終末処理場	51～52 55～56	94,240
	塩尻市	塩尻市浄化センター	52，56～	75,190
	長野市	東部終末処理場	52～55	155,660
	白樺湖下水道組合	白樺湖汚水処理場	52～56	55,490
	中野市	中野浄化管理センター	54～	82,280
	山ノ内町	山ノ内終末処理場	55～	26,000
	諏訪湖流域	豊田終末処理場	50，55～56	97,020
岐阜県	高山市	宮川終末処理場	48	58,630
	恵那市	恵那市終末処理場	49～50	32,610
	土岐市	土岐市浄化センター	49～50，55	66,670
	大垣市	大垣市浄化センター	51～55	146,000
	中津川市	中津川浄水管理センター	55	21,000
静岡県	沼津市	中部終末処理場	48	47,290
	富士市	富士下水処理場	50～52	138,860
	富士宮市	星山浄化センター	51～54	123,310
	伊東市	湯川終末処理場	55～56	23,000
	熱海市	第2浄水管理センター	55～	209,540

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費（千円）
静岡県	藤枝市	藤枝市浄化センター	55～	115,780
	土肥町	土肥汚水中継ポンプ場	55～56	22,000
		土肥汚水幹線	55～56	
	狩野川流域（東部）	東部浄化センター	53～	116,200
愛知県	知多市	南部浄化センター	52～56	131,300
	半田市	北浜田排水ポンプ場	53～54	39,000
	春日井市	勝西浄化センター	54，56	17,000
		高蔵寺浄化センター	56	6,680
	尾張旭市	東部終末処理場	56～	44,000
三重県	四日市市	雨水１号幹線	53	46,830
		日永終末処理場	55	
福井県	武生市	家久浄化センター	50～53	95,680
	鯖江市	環境衛生センター	52～55	154,050
	永平寺町	志比浄化センター	52～53	22,390
		中央浄化センター	55～	34,000
	勝山市	勝山浄化センター	55～	87,000
	朝日町	朝日町浄化センター	56～	29,000
滋賀県	近江八幡市	沖島浄化センター	54	28,600
	琵琶湖流域	湖南中部浄化センター	48，52～56	437,200
		湖西浄化センター	54～	167,970
京都府	亀岡市	亀岡終末処理場	52～54	97,600
	宇治市	東宇治下水処理場	55～	53,730
	桂川右岸流域	洛西浄化センター	48～49	96,330
	木津川左岸流域	綴喜浄化センター	56～	11,700
大阪府	南大阪湾岸流域	北部処理場	50～51 54～	353,140

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費(千円)
兵庫県	姫路市	東部終末処理場	53～56	161,830
	西宮市	甲子園浜浄化センター	56～	65,000
		山手中津浜幹線	56	
	揖保川流域	揖保川浄化センター	55～	126,440
和歌山県	高野町	高野山下水処理場	51～53	56,280
		中の橋中継ポンプ場	53	
	紀の川下流流域	伊都浄化センター	56～	18,120
鳥取県	米子市	皆生下水処理場	49～50	81,900
	天神川流域	天神浄化センター	49～50 55～56	105,430
島根県	宍道湖流域(東部)	東部浄化センター	49～51 53, 55	195,050
	宍道湖流域(西部)	西部浄化センター	56～	57,880
岡山県	玉野市	玉野浄化センター	50～51	59,900
	笠岡市	笠岡ポンプ場	53	99,330
		笠岡終末処理場	55～	
	金光町	小田川ポンプ場	53	19,450
	津山市	津山浄化センター	56～	46,900
	備前市	備前浄化センター	56～	15,780
	井原市	井原浄化センター	56～	34,480
		井原1号汚水幹線		
	高梁市	高梁浄化センター	56～	61,390
		高梁ポンプ場		
	児島湖流域	児島湖浄化センター	56～	9,060
広島県	宮島町	宮島下水処理場	50, 53～55	43,400
	広島市	旭町下水処理場	55～56	106,420
		千田下水処理場		

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費（千円）
広島県	東広島市	東広島浄化センター	55	20,560
	太田川流域（西部）	西部浄化センター	50,53～54 56	112,630
	太田川流域（瀬野川）	東部浄化センター	56～	52,500
山口県	新南陽市	新南陽市終末処理場	49～50	72,350
		福川汚水幹線	52	
	山口市	山口市浄水センター	50～51 53～54	135,300
	岩国市	一文字終末処理場	50,52～55	121,230
	防府市	防府終末処理場	51,55	73,570
	山陽町	山陽町浄化管理センター	54～56	107,840
		厚狭東第1，厚陽第1幹線	54，56	
	萩市	萩浄化センター	54～	154,960
		浜崎汚水中継ポンプ場	56～	
		川内第1汚水幹線	56	
	小郡町	長谷終末処理場	55	9,970
徳島県	徳島市	中央下水処理場	52～54	84,730
香川県	丸亀市	丸亀終末処理場	47	28,300
	観音寺市	観音寺終末処理場	48	45,370
		観音寺第1ポンプ場		
	牟礼町	牟礼終末処理場	48	18,450
	坂出市	西部ポンプ場	53～54	41,780
	中讃流域	大束川浄化センター	52～56	151,350
愛媛県	今治市	今治終末処理場	47	98,700
		立花ポンプ場	53～54	
		北浜ポンプ場	49	
	新居浜市	新居浜市下水処理場	48～49，52	60,560

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費（千円）
愛媛県	川之江市	川之江終末処理場	49～50	92,230
		川原中継ポンプ場	54～55	
	伊予三島市	伊予三島終末処理場	50，52～53	77,110
		三島汚水中継ポンプ場	53	
	西条市	西条終末処理場	55～	112,450
	八幡浜市	八幡浜浄化センター	55～	88,500
高知県	高知市	潮江下水処理場	54～56	88,390
福岡県	福岡市	西戸崎第２下水処理場	52～53	81,580
	芦屋町	芦屋終末処理場	53～54	86,180
	宗像市	宗像終末処理場	54～	86,900
佐賀県	佐賀市	佐賀終末処理場	48～49	74,550
		八田ポンプ場	48～49	
		厘外汚水幹線	48	
長崎県	長崎市	三重下水処理場	54～	103,130
熊本県	宇土市	宇土終末処理場	49～50	53,600
	玉名市	玉名終末処理場	49～50	72,190
	荒尾市	大島終末処理場	49～52，56	81,510
	山鹿市	山鹿処理場	51	22,900
	人吉市	人吉浄水苑	52～55	90,940
	八代市	八代終末処理場	54～	98,010
	松橋・不知火下水道組合	松橋・不知火浄水管理センター	56～	27,900
大分県	大分市	弁天ポンプ場	51～52	29,600
		原川終末処理場	54	103,670
		宮崎終末処理場	56～	12,230
	日田市	日田終末処理場	53	14,310

都道府県名	都市名等	施設名	実施年度	事業費(千円)
大分県	日出町	日出浄化センター	54～	41,010
	臼杵市	臼杵終末処理場	54～	79,800
	中津市	中津終末処理場	56～	61,900
	佐伯市	佐伯市終末処理場	56～	36,000
宮崎県	日南市	日南終末処理場	52～56	92,850
	日向市	日向終末処理場	55～56	79,280
鹿児島県	鹿児島市	南部処理場	50～52 54～56	117,490
	枕崎市	枕崎終末処理場	53～	149,560
		松之尾中継ポンプ場	56	
	名瀬市	名瀬終末処理場	54～56	90,850
		長浜汚水幹線	53，56	
	指宿市	指宿終末処理場	54～	77,550
	出水市	出水市終末処理場	56～	36,000
沖縄県	本部町	本部終末処理場	48	37,350
		浜元，渡久地，東ポンプ場		
		本部，大浜，東幹線		
	名護市	名護終末処理場	48～49	29,970
		港中継ポンプ場		
		幹線管渠		
	石川市	石川終末処理場	55～	63,780
	浦添市	城間中継ポンプ場	55～56	16,200
		伊祖城間１号汚水幹線		
	糸満市	糸満終末処理場	56～	33,340

3. 計 画 設 計

(1) 計画設計の概要

計画設計は，地方公共団体が下水道事業を実施する際に必要な都市計画事業認可，下水道事業認可等の法的手続に関連して，下水道基本計画及び事業計画を策定し，関係図書を作成するものであるが，基本計画等の適否はその後の事業の施行に大きな影響を及ぼすだけに極めて重要な業務である。

設計は，原則として①基礎調査の実施，②基本計画の作成，③事業計画認可申請図書の作成の3段階に分けて，それぞれ委託地方公共団体と密接な連絡を保ちながら実施し，最善の計画をたてるよう努めてきた。

(2) これまでの実績

昭和56年度までの計画設計の実績は，資料―16及び17のとおりである。

資料―16　計画設計の実績（総括）

実施年度	件数	事業費(千円)
47	2	26,950
48	15	205,530
49	26	248,400
50	15	114,269
51	13	156,195
52	12	86,495
53	9	58,440
54	21	210,800
55	16	198,450
56	15	188,610

資料—17　　計画設計の実績（箇所別）

都道府県名	都市名等（処理区名）	受託内容	実施年度	事業費（千円）
北海道	登別市	基礎調査，基本計画，事業計画 1,500ha 1,500ha 155ha	54	12,010
			55	14,670
宮城県	女川町	基礎調査 266ha	56	3,400
山形県	新庄市	基礎調査，基本計画，事業計画 920ha 920ha 295ha	55	15,090
			56	19,800
福島県	白河市	基礎調査，基本計画，事業計画 1,100ha 1,100ha 307ha	54	15,970
			55	18,700
	喜多方市	基礎調査，基本計画，事業計画 820ha 820ha 136ha	54	14,300
			55	13,670
	猪苗代町	事業計画 160ha	54	21,700
	西郷村（白河）	基礎調査，基本計画，事業計画 1,000ha 840ha 114ha	54	7,680
			55	6,890
	双葉町	事業計画 48ha	55	11,780
茨城県	潮来町	基本計画，事業計画 335ha 180ha	49	5,900
			50	5,670
	神栖町（深芝）	事業計画 344ha	51	22,340
	行方南部下水道組合	事業計画 735ha	55	27,280
栃木県	鹿沼市	基本計画，事業計画 610ha 290ha	49	7,680
			50	9,160
	日光市（湯本）	基礎調査，事業計画 28ha 28ha	50	3,050
群馬県	利根川上流流域（県央）	事業計画 24,000ha	50	41,620
	太田市	事業計画 497ha	56	7,000
埼玉県	春日部市	事業計画 300ha	49	10,720

都道府県名	都市名等（処理区名）	受託内容	実施年度	事業費（千円）
埼玉県	羽生市	基本計画，事業計画 810ha 150ha	49	15,580
	深谷市	基礎調査，基本計画，事業計画 7,037ha 6,615ha 300ha	51	18,450
			51	9,340
			52	17,010
千葉県	天津小湊町	基礎調査 330ha	49	2,110
東京都	町田市（町田）	事業計画 1,870ha	49	20,600
	〃（鶴川）	事業計画 521ha	56	33,500
山梨県	小菅村	事業計画 43ha	56	10,300
	丹波山村	事業計画 33ha	56	9,200
富山県	小矢部川流域	事業計画 5,432ha	48	10,600
	小矢部市	基本計画，事業計画 380ha 420ha	48	6,020
			49	7,040
	魚津市	基本計画，事業計画 728ha 411ha	48	18,120
	福野町	事業計画 241ha	48	8,000
	朝日町	基礎調査，基本計画 348ha 348ha	49	4,670
	氷見市	事業計画 214ha	50	11,990
	宇奈月町	基礎調査，基本計画，事業計画 254ha 254ha 28ha	50	3,780
			52	7,790
	中新川地区	基礎調査 1,062ha	56	9,400
長野県	松本市（両島）	基礎調査，基本計画，事業計画 2,200ha 2,200ha 258ha	54	4,900
			55	19,780
			56	18,900
	小諸市	基礎調査 734ha	56	3,900
岐阜県	木曽川右岸流域	事業計画 13,300ha	48	24,220

都道府県名	都市名等（処理区名）	受託内容	実施年度	事業費（千円）
静岡県	伊東市	基礎調査，基本計画，事業計画 220ha 220ha 250ha	49	4,500
			49	8,250
	熱海市	基礎調査，基本計画，事業計画 1,146ha 812ha 671ha	52	5,980
			53	16,330
			54	20,570
愛知県	知多市	事業計画 266ha	51	17,730
	尾張旭市	事業計画 255ha	55	23,230
三重県	松阪市	基本計画，事業計画 2,500ha 310ha	48	22,570
	鈴鹿市	基本計画，事業計画（雨水） 4,400ha 2,873ha	49	15,640
			51	12,160
			54	13,910
福井県	永平寺町（志比）	基礎調査，基本計画，事業計画 7 ha 7 ha 7 ha	52	4,270
	〃（中央）	基本計画，事業計画 178ha 35ha	55	10,220
京都府	福知山市	基本計画，事業計画 663ha 747ha	48	19,370
	宇治市	基本計画，事業計画 840ha 128ha	50	3,130
			51	6,350
	亀岡市	事業計画 37ha	54	3,610
奈良県	榛原町	事業計画 254ha	49	15,360
和歌山県	高野町	事業計画 124ha	49	12,960
	串本町	基礎調査 220ha	52	1,600
	白浜町	基礎調査，基本計画，事業計画 616ha 317ha 115ha	53	2,870
			54	4,330
鳥取県	天神川流域	事業計画 2,031ha	48	14,000
	鳥取市（千代水）	基本計画，事業計画 779ha 856ha	49	24,500

都道府県名	都市名等（処理区名）	受託内容	実施年度	事業費（千円）
島根県	宍道湖流域（東部）	事業計画 4,041ha	47	17,250
			49	5,070
	〃（西部）	事業計画 4,508ha	48	16,250
	安来市	基本計画，672ha 事業計画 153ha	49	2,516
			50	6,820
	東出雲町	基本計画，373ha 事業計画 50ha	49	2,057
			50	2,640
	玉湯町	基本計画，168ha 事業計画 93ha	49	5,997
	出雲市	基礎調査，2,470ha 基本計画，1,329ha 事業計画 250ha	52	4,940
			54	3,220
			54	12,670
	平田市	基礎調査，520ha 基本計画 308ha	56	6,450
広島県	尾道市	事業計画 500ha	48	16,890
山口県	萩市	基礎調査，1,120ha 基本計画，740ha 事業計画 270ha	51	7,560
			52	15,560
	由宇町	基礎調査，240ha 基本計画 240ha	52	4,280
徳島県	徳島市（北部）	基本計画，722ha 事業計画 722ha	49	22,270
	〃（中央）	基本計画，675ha 事業計画 675ha	50	2,720
			50	9,010
			51	10,240
			52	2,890
香川県	津田町	基本計画，300ha 事業計画 220ha	48	13,520
	大内町	基礎調査，390ha 基本計画，170ha 事業計画 165ha	50	4,610
			51	11,015

都道府県名	都市名等（処理区名）	受託内容	実施年度	事業費（千円）
香川県	引田町	基礎調査，基本計画，事業計画（雨水） 310ha 155ha 107ha	50	4,180
			51	964
			53	3,230
	多度津町	基礎調査，基本計画，事業計画 910ha 810ha 160ha	50	4,730
			51	7,230
	白鳥町	基礎調査 450ha	54	2,670
	観音寺市	事業計画（雨水） 238ha	55	9,330
愛媛県	大洲市	基本計画，事業計画 400ha 270ha	48	7,690
			49	10,070
	津島町	基本計画，事業計画 153ha 153ha	49	13,600
	御荘町 城辺町	基本計画，事業計画 444ha 197ha	49	16,050
福岡県	大牟田市（手鎌）（南部）	基本計画，事業計画 1,516ha 497ha	48	18,610
			49	8,220
	須恵町	基礎調査 650ha	52	2,670
	大任町	基礎調査 110ha	54	1,440
	柳川市 三橋町	基礎調査，基本計画，事業計画 979ha 1,447ha 260ha	54	5,530
			55	9,450
			56	20,830
	新宮町	基礎調査 654ha	55	3,500
長崎県	県（長崎市三重）	基礎調査，基本計画，事業計画 260ha 260ha 160ha	49	5,040
			49	8,010
	長崎市（三重）	事業計画 145ha	54	6,390
熊本県	熊本市（秋津）（蓮台寺）	事業計画 855ha	48	13,610
	山鹿市	基本計画，事業計画 450ha 340ha	48	14,890
大分県	大分市（東部）	事業計画（処理場） 475ha	53	8,500

都道府県名	都市名等（処理区名）	受託内容	実施年度	事業費（千円）
宮崎県	西都市	基礎調査，848ha　基本計画，848ha　事業計画，158ha	54	8,890
			55	14,670
鹿児島県	名瀬市	基本計画，308ha　事業計画，165ha	49	6,170
			50	11,120
	串木野市	基礎調査，652ha　基本計画，428ha	51	2,600
			56	5,670
	鹿屋市	基礎調査，1,170ha　基本計画，978ha　事業計画，106ha	52	3,300
			53	5,660
			54	10,780
	出水市	基礎調査，800ha　基本計画，490ha　事業計画，178ha	52	2,930
			53	6,110
			54	14,110
	志布志町	基礎調査，690ha　基本計画，824ha	53	2,970
			55	6,770
	有明町	基礎調査，246ha	55	2,120
沖縄県	本部町	基本計画，130ha　事業計画，130ha	47	9,700
	〃（増設）	基本計画，510ha　事業計画，288ha	56	14,780
	名護市	事業計画（ポンプ場），30ha	51	2,610
	〃（増設）	基本計画，529ha　事業計画，529ha	53	3,330
			54	13,780
	糸満市	基礎調査，860ha　基本計画，742ha　事業計画，170ha，323ha	53	9,440
			54	12,340
			56	11,000
	北中城村	基礎調査，342ha　基本計画，342ha	56	5,840
計	89都市等	96箇所	144件	

4．技　術　援　助

(1)　技術援助の概要

技術援助では，地方公共団体の要請に応じて次のような業務を実施してきた。

①　下水道の整備に関する計画案の作成

○計画区域・計画下水量等の調査・助言
○根幹的施設の予定位置の調査，助言
○終末処理場の配置・構造等の調査，助言
○既定計画の再検討，助言
○高度処理等の検討
○浸水問題等の分析
○河川等の汚濁追跡調査
○流域別下水道整備総合計画の策定調査

②　下水道の施工に関する技術的援助

○実施設計図書の妥当性の調査，助言
○地質・環境工法の調査，助言
○工事施行及び工法変更の助言，指導

③　下水道の維持管理に関する技術的援助

○終末処理場の維持管理全般の助言，指導
○維持管理体制の相談
○下水道使用料等の経営全般の助言，指導

④　その他下水道に関する全般的技術指導

業務の実施に当たっては，地方公共団体の要請によって事業団職員を直接現地へ派遣する場合と，職員を派遣せず必要に応じてコンサルタントを利用したり，また問題によっては学識経験者の協力を得ることなどがあった。

(2) これまでの実績

昭和56年度末における技術援助の実績は，資料—18及び19のとおりである。

下水道事業においては，施設の建設もさることながらその維持管理が極めて重要である。このため事業団では，50年度に沖縄県本部町において終末処理場の初期運転に関する技術援助を実施して以来，毎年数箇所の処理場で初期運転対策，活性汚泥のバルキング対策，汚泥の処理処分対策及び除害施設の設置指導等に関する技術援助を行ってきた。長期にわたる例としては，55年8月から57年3月まで事業団職員数名を派遣して，新潟県信濃川下流流域下水道・新潟処理場の維持管理業務の一部を実施した。

また技術援助の一環として供用開始都市会議を開催し，事業団へ施設の建設を委託した地方公共団体だけではなく他の地方公共団体をも対象として，施設の供用開始に備えた体制づくりを支援してきた。(159ページ参照)

この10年間に，全国各地の下水道施設は急速に整備されてきた。これに伴って，今後，施設の維持管理に関する諸問題が地方公共団体の大きな関心事になるものと思われ，事業団に対する維持管理の技術援助要請も次第に増加するものと予想されている。

資料—18　　技術援助の実績（総括）

（単位：千円）

種類／年度	実施設計の見直し等に関するもの		調査・試験に関するもの		施工方法の検討等に関するもの		維持管理に関するもの		合　計	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
47	2	6,800	—	—	—	—	—	—	2	6,800
48	3	9,910	—	—	—	—	—	—	3	9,910
49	2	3,080	2	4,300	1	9,790	—	—	5	17,170
50	29	80,270	4	31,020	—	—	7	16,920	40	128,210
51	27	50,730	—	*5,670	—	—	3	5,930	30	62,330
52	12	78,310	—	—	1	740	4	4,140	17	83,190
53	19	145,090	1	5,500	2	5,260	3	2,950	25	158,800
54	19	152,740	—	—	1	670	5	3,590	25	157,000
55	10	78,280	3	50,230	1	5,830	4	22,740	18	157,080
56	14	87,950	2	18,950	—	—	4	27,780	20	134,680
合　計	137	693,160	12	115,670	6	22,290	30	84,050	185	915,170

(注)　※51年度の事業費5,670千円は50年度からの繰越のため件数には入れない。

資料—19　　技術援助の実績（箇所別）

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
○実施設計の見直し等に関するもの				
北海道	室蘭市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	51	2,030
	伊達市	処理場の実施設計に係る調査，検討	54	8,110
山形県	酒田市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	3,370
		〃	53	9,780
	鶴岡市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	10,160
		中継ポンプ場に係る実施設計の検討	52	14,620
茨城県	勝田市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	5,810
	潮来町	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	280
		〃	51	1,230
		幹線の築造工事に伴う実施設計の検討	52	700
	水戸市	遮集(しゃしゅう)幹線に係る基本計画及び実施設計の検討	52	1,570
		遮集幹線の実施設計に係る調査，検討	53	5,990
栃木県	小山市	処理場(消化槽，洗浄槽)の実施設計に係る検討	49	430
	宇都宮市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	7,950
		〃	51	4,600
		焼却炉の詳細設計	53	3,000
	足利市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	5,280
		〃	51	1,440
	佐野市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	2,450
		〃	51	1,090
	鹿沼市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	2,660
		〃	51	290

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
栃　木　県	黒　磯　市	放流渠及び吐口の実施設計に係る検討	52	3,100
	北那須流域	処理場の実施設計の検討	56	4,450
	巴波川流域	散気装置の見直し	56	5,500
	鬼怒川上流流域	処理場の詳細設計に係る検討	56	500
群　馬　県	太　田　市	事業計画に係る検討	53	31,610
埼　玉　県	熊　谷　市	ポンプ場の実施設計の検討	50	3,500
		雨水ポンプ場の建設工事に係る設計図書の作成	51	1,160
	行　田　市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	1,120
		ポンプ場の建設工事に係る設計図書の作成	51	1,120
		ポンプ場の実施設計に係る助言	54	570
	東松山市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	1,330
		処理場等の建設工事に係る設計図書の作成	51	2,520
	秩　父　市	処理場の実施設計に係る検討	52	6,340
		〃	54	5,780
	加　須　市	処理場の実施設計に係る検討，調査	54	1,500
千　葉　県	松　戸　市	処理場の増設計画に伴う調査等（金ケ作地区）	53	9,140
		〃　（新松戸地区）	53	9,390
		処理場の増設計画に係る調査，検討	54	2,550
		〃	54	2,780
	江戸川左岸流域	処理場（沈砂地，ポンプ室）の基本設計に係る調査，検討	51	6,660
		処理場の実施設計に係る調査，検討	54	9,720
東　京　都	町　田　市	基本計画の再検討，事業計画変更に伴う図書作成	50	4,390
		処理場の建設工事に係る設計図書の作成	51	2,650
神奈川県	大　和　市	処理場の実施設計に係る調査，検討	52	42,200
		〃	53	35,390

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
神奈川県	鎌倉市	処理場の処理方式に係る調査，検討	54	35,050
		処理場の実施設計に係る調査，検討	54	47,460
新潟県	新潟市	公共下水道計画に係る基本的な事項の調査，検討	48	6,190
	長岡市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	2,770
		〃	51	320
	信濃川下流流域	汚泥処理施設の実施設計に係る調査，検討	54	5,500
富山県	氷見市	処理場の実施設計に係る検討	56	1,000
長野県	塩尻市	処理場の実施設計に係る調査，検討	55	9,000
岐阜県	高山市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	1,490
		〃	51	2,270
	中津川市	処理場の位置に係る調査，検討	50	790
		処理場の位置選定	51	2,280
		処理場の施設の配置に係る検討	52	860
	土岐市	処理場の実施設計に係る検討	55	12,950
		〃	56	10,010
静岡県	沼津市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	1,490
		〃	51	2,450
		処理場（滅菌設備）の実施設計に係る調査，検討	52	1,050
	清水市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	8,940
	伊東市	公共下水道の実態調査，検討及びポンプ場の計画に係る検討	50	340
		ポンプ場の実施設計に係る調査，検討	52	1,360
		基本構想（宇佐美地区）の策定	53	530
		ポンプ場の実施設計等に係る調査，検討	53	1,200
		ポンプ場の実施設計に係る調査，検討	54	780

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
静岡県	熱海市	処理場改善計画に伴う基本計画策定	53	20,670
		景観影響調査	55	1,420
	富士宮市	遮集幹線建設に係る設計等の調査，検討	53	2,000
	土肥町	処理場の実施設計に係る調査，検討	55	7,800
愛知県	岡崎市	処理場の実施設計に係る調査	53	1,280
三重県	鈴鹿市	公共下水道計画に係る基本的な事項の調査，検討	48	3,040
	四日市市	処理場の実施設計に係る調査，検討等	53	3,540
		処理場の実施設計に係る調査，検討	54	1,500
		処理場の建設に係る設計等の調査，検討	54	1,400
		汚泥棟の発注設計	55	2,390
		〃	56	780
滋賀県	近江八幡市	ポンプ場等の実施設計に係る助言	54	640
	琵琶湖流域	流域下水道の計画に係る基本的な事項の調査，検討	47	3,000
京都府	八幡市	汚水幹線の実施設計に係る調査，検討	51	550
	福知山市	事業計画の変更に係る助言	54	680
	桂川右岸流域	処理場の実施設計の検討	56	14,000
大阪府	泉北環境整備施設組合	ポンプ場の実施設計に係る調査，検討	53	5,440
		ポンプ場等の実施設計に係る調査，検討	56	5,000
兵庫県	高砂市	処理場の実施設計に係る助言	54	310
		処理場の実施設計に係る調査，検討	55	7,670
		〃	56	24,780
	氷上町	処理場の実施設計に係る調査，検討	56	1,290
和歌山県	高野町	公共下水道計画に係る基本的な事項の調査，検討	48	680
岡山県	玉野市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	1,060
	金光町	ポンプ場の実施設計に係る調査，検討	55	13,900

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
広島県	呉　市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	810
	東広島市	処理場の実施設計に係る調査，検討	54	6,230
	大野町	事業計画策定に係る助言	56	930
山口県	防府市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	600
		〃	51	480
	新南陽市	処理場の設計変更に係る調査，検討	51	90
	光　市	幹線管渠の実施設計に係る調査，検討	53	400
	小郡町	処理場の実施設計に係る調査，検討	55	3,950
		〃	56	12,890
香川県	丸亀市	ポンプ場及びポンプ場流入管の実施設計に係る調査，検討	50	1,450
		処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	2,640
		ポンプ場の実施設計に係る調査，検討	53	1,310
	観音寺市	処理場及びポンプ場の建設工事に係る設計図書の作成	50	2,140
		処理場の実施設計に係る調査，検討	51	1,830
		処理場等の建設工事に係る設計図書の作成	51	1,660
	牟礼町	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	1,390
		処理場等の建設工事に係る設計図書の作成	51	1,490
	多度津町	事業計画に変更に伴う調査，検討	56	150
	大束川・金倉川流域	流域下水道の事業計画内容に係る調査，検討	50	1,460
愛媛県	今治市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	2,240
		処理場等の建設工事に係る設計図書の作成	51	2,560
	新居浜市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	50	1,340
		処理場等の建設工事に係る設計図書の作成	51	1,400
		処理場の実施設計に係る調査，検討	52	330
高知県	高知市	処理場の実施設計に係る調査，検討	55	2,200

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
佐賀県	佐賀市	処理場の建設工事に係る設計図書の作成	51	700
熊本県	熊本市	公共下水道の計画に係る基本的な事項の調査，検討	47	3,800
	荒尾市	処理場の一部位置変更に伴う実施設計の調査，検討	51	2,090
		処理場の位置変更に伴う実施設計の調査，検討等	52	5,890
		処理場及びポンプ場の実施設計に係る調査，検討	53	3,780
		処理場の実施設計に係る調査，検討	54	22,060
		〃	55	17,000
		〃	56	6,670
大分県	大分市	処理場の実施設計に係る調査，検討	50	1,020
		〃	51	430
		〃	52	290
		〃	53	300
		処理場の実施設計に係る助言	54	120
	日田市	処理場の実施設計に係る調査，検討	53	340
鹿児島県	鹿児島市	処理場の実施設計に係る調査，検討	49	2,650
沖縄県	名護市	中継ポンプ場及び幹線管渠の一部変更に伴う実施設計の調査，検討	51	5,340
計	137件			693,160
○調査・試験に関するもの				
宮城県	松島町	処理場放流水の影響調査	56	12,950
栃木県	日光市	処理場の酸化ディッチの処理機能及び設計諸元等の検討	49	3,850
群馬県	利根川上流流域	三次処理の調査，検討及び水準点の設置	50	2,500
千葉県	千葉市	排水区域の下水量に係る実態調査	49	450
東京都	東京都	小河内ダムの水質調査	55	9,100
神奈川県	川崎市	汚泥溶融炉の安全性についての調査，検討	53	5,500

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
神奈川県	川崎市	溶融炉の技術評価	55	25,000
静岡県	熱海市	水処理，水質管理及びその解析	55	16,130
徳島県	徳島市	高級処理化の検討等	50	6,850
		回転生物接触法の技術調査	56	6,000
長崎県	大村湾流域	潮流調査，水質汚濁解析	50	18,300
地域振興整備公団	中核工業団地	工業団地における汚水処理実態調査，汚水処理基礎調査	50	3,370
		〃　（繰越）	51	5,670
計	12件			115,670
○施工方法の検討等に関するもの				
北海道	網走市	雨水幹線管渠の工事に係る技術指導	54	670
茨城県	潮来町	幹線管渠の建設工事の施行に係る技術的助言，指導	52	740
		幹線管渠の建設工事に係る技術指導	53	1,190
埼玉県	東松山市	推進工法の設計及び地質調査	55	5,830
千葉県	江戸川左岸流域	幹線管渠の江戸川横断区間の設計に係る地質工法，構造及び工事等の調査，検討	49	9,790
新潟県	信濃川下流流域	ポンプ場の機械設備等工事施行に係る指導	53	4,070
計	6件			22,290
○維持管理に関するもの				
青森県	八戸市	処理場の維持管理	53	1,140
岩手県	北上川上流流域	処理場の維持管理	54	620
秋田県	秋田湾・雄物川流域	処理場の維持管理	56	290
茨城県	勝田市	処理場の維持管理	55	560
栃木県	佐野市	処理場の建築附帯設備の機能保全	50	2,370
	鹿沼市	処理場の建築附帯設備の機能保全	50	2,370
	足利市	処理場の維持管理	52	880

都道府県名	都市名等	受　託　内　容	実施年度	事業費（千円）
埼　玉　県	東松山市	処理場の建築附帯設備の機能保全	50	2,370
		処理場の維持管理	52	1,250
千　葉　県	市　原　市	処理場の維持管理	55	290
	佐　原　市	処理場の維持管理	56	480
新　潟　県	長　岡　市	処理場の建築附帯設備の機能保全	50	2,370
	信濃川下流流域	処理場の維持管理	55	21,750
		〃	56	11,230
		〃	56	15,780
岐　阜　県	高　山　市	処理場の維持管理	54	920
		〃	55	140
愛　知　県	春日井市	処理場の建築附帯設備の機能保全	50	2,070
		処理場の運転調整等に係る業務の予備的訓練	51	1,260
	蒲　郡　市	処理場の維持管理	52	1,050
京　都　府	桂川右岸流域	処理場の維持管理	54	670
山　口　県	防　府　市	処理場の維持管理	52	960
香　川　県	丸　亀　市	処理場の運転調整等に係る業務の予備的訓練	51	2,580
	観音寺市	処理場の維持管理	53	870
香　川　県	牟　礼　町	処理場の維持管理	54	370
愛　媛　県	今　治　市	処理場の建築附帯設備の機能保全	50	2,370
		処理場の運転調整等に係る業務の予備的訓練	51	2,090
	川之江市	処理場の維持管理	53	940
沖　縄　県	本　部　町	処理場の維持管理全般の技術指導	50	3,000
	名　護　市	処理場の維持管理	54	1,010
計	30件			84,050

5．研　　修

研修業務は，地方公共団体等の要請により，下水道技術担当職員の養成及び訓練を目的として実施するものである。センター設立以来昭和56年度末までの間に，下水道の計画，建設及び維持管理に関する研修を修了した研修生は全国で約8300名に達し，各地方公共団体の下水道事業を推進するために大いに活躍中である。

(1)　研修の概要

事業団が実施する研修は，業務の種類によって，①計画設計，②実施設計，③工事監督管理，④維持管理，⑤監督指導の５コースに分け，これをさらに具体的な専攻教科に細分して，研修生の経験・知識に合わせて効率よく実施することとしてきた。

研修方式としては，講義による研修と同時に実験・演習を重視しており，理論と実務を併せて習得し，研修修了者が直ちに第一線で活躍できるよう配慮した。

また専攻教科の中には，下水道法第22条の規定に基づく指定講習が設けられており，建設大臣の指定を受けた実施設計コース「管渠（かんきょ）中級」，「処理場中級」と工事監督管理コース「工事管理中級」，及び厚生大臣と建設大臣の指定を受けた維持管理コース「維持管理中級」がこれに当たる。

研修期間は20日間程度のものが多いが，維持管理コースの「維持管理II」と「総合管理」の研修は終末処理場において実地研修を行うため延べ約４ケ月にわたる長期研修となっている。

研修施設は，センター設立から49年度までは仮設の研修所及び建設省の研修施設等の使用を余儀なくされたが，50年３月に試験研修本館が完成し，50年度以降はこの本格的な施設において研修を行ってきた。

一方，研修執行体制も，設立当初は極めて弱体であったが，50年度に試験研修本部が設置されたのに伴い教授等のスタッフを置いて体制を充実し今日に至っている。ただ研修期間が次第に長期化し，かつ教科内容が多様にわたってきたため，指導に当たっては内部教授陣のみではなく，建設省，下水道先進都市及び大学の先生方にも協力を依頼している現状である。

(2)　これまでの実績と傾向

56年度までの研修実績の総括は資料―20のとおりであり，都道府県別及び地方公共団体別の研修生派遣状況は資料―21及び22のとおりである。

資料が示すように，50・51年度は研修人員が計画を大きく下回ったが，52年度には1000名を超え，53年度には初めて計画人員1200名を超えた。これは事業団研修の周知を図ったこととあいまって，下水道技術研修に対する地方公共団体の評価がようやく確かなものとなってきた証拠と考えられた。

専攻別に実績の推移をみると，現在までは実施設計コースの管渠関係が圧倒的に多くなっており，地方公共団体の普及率向上への意欲がうかがえる。この傾向は今後も当分続くものと推測されるが，一方維持管理コースの実績も下水処理施設の供用開始の増加に合わせて漸増傾向を示しており，これからさらに顕著になるものとみられる。

下水道は，時代の要請によってその果すべき役割が多様化してきており，今後予想される新しい知識や技術の習得についての需要に対応するため，引続き教科内容を充実し，施設及び体制の整備を図ることが必要である。

資料—20　　研修の実績（総括）

コース	専攻	年度別内訳										合計
		47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	
計画設計	認可			64	28	35	48	42	49	46	58	370
	流域総合		61	44	31	24	16	20	15	14	11	236
実施設計	管渠 I	69	163	206	271	238	256	305	248	211	258	2,225
	管渠 II★		32	103	115	150	172	201	283	261	249	1,566
	管渠 III						134	234	160	159	133	820
	処理場 I★		62	33	48	39	40	20	54	39	39	374
	処理場II(設備)					16	27	34	43	32	44	196
	処理場 III						8	9		7	11	35
工事監督管理	工事管理★		28		46	56	50	45	66	62	80	433
維持管理	維持管理 I		30	31	27	16	47	43	55	54	70	373
	維持管理 II				23	16	12	11	26	13	16	117
	維持管理 III★		29	35	32	69	56	92	109	119	102	643
	総合管理				12	8	8	4	10	7	9	58
	水質 I				14	10	13	17	20	26	33	133
	水質 II					21	46	66	61	68	48	310
	水質 III						17	22	19	27	46	131
監督指導	指導 I				9	15	11	8		8	7	58
	指導 II					63	49	21	23	21	14	191
	指導 III							7	8	6	9	30
計		69 (100)	405 (600)	516 (738)	656 (1,100)	776 (1,200)	1,010 (1,200)	1,201 (1,200)	1,249 (1,200)	1,180 (1,200)	1,237 (1,200)	8,299
累計			474	990	1,646	2,422	3,432	4,633	5,882	7,062	8,299	

(注)　専攻欄の★印は指定講習，計の（　）は計画人員

資料—21　　研修の実績（都道府県別）

名　称	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	計
北海道	3	17	37	50	45	63	58	79	91	61	504
青　森	1	6	8	12	11	20	26	21	17	23	145
岩　手	3	9	9	7	13	13	17	22	16	18	127
宮　城	1	9	10	21	31	35	30	33	36	35	241
秋　田	0	3	2	11	9	26	15	12	17	12	107
山　形	0	6	3	5	6	15	15	21	18	16	105
福　島	2	7	9	11	12	17	22	11	22	23	136
茨　城	2	16	16	23	35	37	33	57	52	33	304
栃　木	1	6	13	24	25	31	32	32	24	47	235
群　馬	2	11	7	10	15	23	29	25	17	19	158
埼　玉	13	28	27	41	57	66	67	75	103	102	579
千　葉	3	13	17	26	27	36	48	59	60	63	352
東　京	3	24	31	28	32	48	51	57	46	54	374
神奈川	3	16	21	24	23	37	47	56	58	53	338
新　潟	0	4	16	16	15	22	33	29	33	36	204
山　梨	0	0	3	5	5	6	13	13	9	12	66
長　野	3	10	12	14	13	30	43	34	37	30	226
富　山	1	6	8	9	7	16	13	14	10	13	97
石　川	1	6	5	4	8	7	27	30	18	13	119
岐　阜	0	9	15	21	14	21	24	17	20	15	156
静　岡	1	12	12	10	15	22	24	27	24	36	183
愛　知	1	12	11	22	31	30	34	41	41	59	282
三　重	1	8	9	9	6	6	6	9	7	5	66
福　井	2	6	5	7	8	4	8	18	8	10	76
滋　賀	0	6	9	6	14	27	26	27	18	30	163
京　都	1	3	11	12	12	13	20	26	23	22	143
大　阪	5	9	9	13	17	13	28	23	29	24	170
兵　庫	2	6	13	18	27	33	33	29	25	29	215
奈　良	0	10	18	22	20	14	20	19	23	20	166
和歌山	0	2	5	2	5	6	14	13	2	13	62
鳥　取	0	5	4	6	8	5	14	15	11	10	78
島　根	0	2	2	5	4	9	10	14	15	16	77
岡　山	2	11	13	8	10	13	24	22	6	15	124
広　島	1	6	8	9	8	14	23	27	30	43	169
山　口	1	6	9	13	23	31	33	30	33	39	218
徳　島	0	3	1	1	4	6	4	3	1	0	23
香　川	1	6	8	18	10	17	18	11	13	14	116
愛　媛	0	4	10	14	12	16	17	12	20	14	119
高　知	1	4	1	1	4	9	8	8	3	3	42
福　岡	1	8	12	20	15	22	22	21	17	26	164
佐　賀	0	3	4	2	6	5	12	10	6	7	55
長　崎	1	7	8	8	14	19	21	25	20	23	146
熊　本	2	8	8	15	25	31	41	41	29	23	223
大　分	0	8	6	11	18	13	15	20	20	20	131
宮　崎	2	3	4	1	3	6	5	8	8	11	51
鹿児島	0	1	8	3	3	6	7	7	7	9	51
沖　縄	2	11	16	15	16	22	28	23	15	19	167
小　計	69	376	493	633	741	981	1,158	1,226	1,158	1,218	8,053
国公団等	0	29	23	23	35	29	43	23	22	19	246
計	69	405	516	656	776	1,010	1,201	1,249	1,180	1,237	8,299

資料—22　　研修の実績（地方公共団体別）

（注）都市名は順不同。

都道府県名	研修生派遣市町村名及び研修受講者数
北　海　道 7	札幌市，函館市，小樽市，旭川市，室蘭市，釧路市，帯広市，苫小牧市，北見市， 145　7　9　33　2　5　11　11　14
	厚岸町，栗山町，三笠市，千歳市，江別市，士別市，滝川市，根室市，名寄市， 2　2　2　6　8　2　11　5　5
	網走市，深川市，恵庭市，鵡川町，妹背牛町，厚真町，白老町，広島町，石狩町， 17　6　2　3　1　4　12　16　3
	美幌町，芽室町，稚内市，伊達市，音更町，遠軽町，京極町，浦幌町，登別市， 14　4　1　5　2　1　1　1　1
	中漂津町，留萌市，釧路町，池田町，紋別市，幕別町，南幌町，歌志内市，栗沢町 4　5　4　3　2　4　2　2　1
	枝幸町，大樹町，倶知安町，門別町，美瑛町，清水町，興部町，奈井江町， 1　2　1　1　2　5　2　2
	留辺藻町，当別町，新得町，鷹栖町，斜理町，士幌町，長沼町，余市町，比布町， 2　7　4　3　4　1　2　2　1
	広尾町，標茶町，上磯町，富良野市，美唄市，静内町，砂川市，和寒町，芦別市， 5　3　2　1　3　2　1　3　7
	沼田町，本別町，赤平市，当麻町，津別町，上川町，歌登町，七飯町，標津町， 1　1　2　3　4　2　2　3　3
（計504名）	浜頓別町，別海町，愛別町，十勝川管理組合 1　1　3　1
青　森　県 12	青森市，弘前市，八戸市，十和田市，五所川原市，藤崎町，むつ市，黒石市， 14　22　57　24　3　1　2　3
（145）	岩木町，板柳町，田舎館村，百石町，建設技術センター 2　1　2　1　1
岩　手　県 46	盛岡市，釜石市，都南村，宮古市，矢巾町，紫波町，滝沢村，花巻市，北上市， 22　13　4　13　4　3　1　8　2
（127）	雫石町，一関市，二戸市，江釣子村，久慈市，水沢市 3　4　1　1　1　1
宮　城　県 86	仙台市，石巻市，古川市，塩釜市，気仙沼市，岩沼市，多賀城市，柴田町，利府町 23　12　8　8　6　12　20　10　9
	山元町，蔵王町，川崎町，泉市，名取市，白石市，大河原町，角田市，村田町， 1　1　3　12　2　6　8　4　5
（241）	七ケ浜町 5
秋　田　県 68	秋田市，能代市，昭和町，田沢湖町，男鹿市，天王町，五城目町，本荘市，平鹿町 13　1　3　1　1　3　2　5　1
（107）	鹿角市，鷹巣町，大館市，横手市，大曲市，大森町，飯田川町 1　3　1　1　1　1　1
山　形　県 16	天童市，鶴岡市，高畠町，米沢市，上山市，東根市，長井市，寒河江市，村山市， 12　14　10　4　4　11　5　7　3
（105）	県建設技術センター，山形市，酒田市，白鷹町，南陽市，新庄市，河北町 1　8　3　1　3　2　1

都道府県名	研修生派遣市町村名及び研修受講者数
福　島　県 28 （136）	いわき市，福島市，郡山市，会津若松市，原町市，相馬市，浪江町，須賀川市， 7　15　9　10　11　22　3　6 本宮町，鏡石町，矢吹町，白河市，猪苗代町，保原町，三春町，二本松市，富岡町 5　2　1　1　2　1　1　1　1 双葉町，西郷村，県建設技術センター 3　1　6
茨　城　県 95 （304）	水戸市，日立市，土浦市，勝田市，結城市，取手市，古河市，潮来町，筑南組合， 5　9　13　19　28　1　5　13　11 波崎町，新治村，守谷町，利根町，筑波町，高萩市，下館市，石岡市，鹿島町， 2　1　3　3　1　1　31　6　3 竜ケ崎市，総和町，神栖町，千代田村，阿見町，岩井市，県コンサル，鹿島開発， 11　9　9　3　4　4　2　6 行方南部組合，友部町，那珂町 3　2　1
栃　木　県 63 （235）	宇都宮市，足利市，小山市，佐野市，鹿沼市，真岡市，黒磯市，壬生町，藤原町， 35　14　14　11　14　13　9　4　2 大田原市，石橋町，県下水道公社，栃木市，矢板市，塩原町，那須町，今市市， 8　2　17　2　1　2　4　6 大平町，田沼町，国分寺町，栗山村，葛生町，益子町，西那須野町，日光市 2　1　3　1　1　2　3　1
群　馬　県 27 （158）	前橋市，高崎市，桐生市，太田市，館林市，伊勢崎市，伊香保町，草津町，沼田市 10　26　12　7　7　8　10　9　4 月夜野町，水上町，藤岡市，新町，渋川市，中之条町，富岡市，安中市，榛名町， 3　2　8　1　2　2　3　3　2 松井田町，玉村町，吉岡村，大間々町 2　1　2　7
埼　玉　県 62 （579）	所沢市，川越市，川口市，浦和市，大宮市，熊谷市，上尾市，越谷市，草加市， 25　35　33　13　30　5　25　16　2 秩父市，与野市，蕨市，戸田市，和光市，東松山市，狭山市，鴻巣市，志木市， 11　11　12　19　9　34　24　4　12 久喜市，深谷市，北本市，富士見市，八潮市，吹上町，新座市，坂戸市，三郷市， 7　21　10　1　14　12　11　14　4 加須市，上福岡市，本庄市，春日部市，岩槻市，大井町，大利根町，鷲宮町， 6　7　6　6　10　5　3　2 行田市，蓮田市，毛呂山町，飯能市，入間市，毛呂山・越生・鳩山組合，久喜組合 2　2　3　6　6　2　3 坂戸・鶴ケ島組合，県下水道公社，秩父組合，秩北組合，越生町，小川町，庄和町， 1　20　4　3　1　1　2 菖蒲町，栗橋町 1　1
千　葉　県 45 （352）	千葉市，市川市，船橋市，松戸市，柏市，市原市，習志野市，佐原市，茂原市， 59　5　14　17　19　37　5　23　6 成田市，銚子市，佐倉市，八千代市，木更津市，野田市，流山市，酒々井町，沼南町， 1　11　17　10　7　4　1　1　4 鎌ケ谷市，袖ケ浦町，東金市，富津市，栄町，八街町，小見川町，四街道市，印西町， 7　10　8　3　13　5　7　3　1 八日市場市，旭市，一宮町，富里村，君富組合，浦安市，白井町，大網白里町 1　1　1　2　2　1　2　1

都道府県名	研修生派遣市町村名及び研修受講者数
東　京　都 47	武蔵野市，八王子市，府中市，立川市，調布市，町田市，小平市，国立市， 7　10　13　6　10　30　14　9
	国分寺市，昭島市，青梅市，福生市，羽村町，保谷市，狛江市，武蔵村山市， 14　1　13　1　4　9　3　19
	多摩市，瑞穂町，東村山市，東大和市，清瀬市，稲城市，日野市，秋川市， 20　10　6　6　3　5　7　2
	東久留米市，田無市，江戸川区，足立区，練馬区，世田谷区，目黒区，葛飾区， 2　1　37　13　6　12　15　8
（374）	江東区，板橋区，大田区，新都市建設公社 4　1　1　5
神奈川県 3	横浜市，川崎市，横須賀市，藤沢市，小田原市，鎌倉市，茅ケ崎市，平塚市， 38　31　21　52　9　9　12　19
	相模原市，大和市，逗子市，厚木市，秦野市，海老名市，座間市，伊勢原市， 12　34　5　22　17　11　4　3
（338）	箱根町，寒川町，綾瀬市，愛川町，大井町，南足柄市，松田町，山北町，開成町 2　10　7　1　2　2　3　4　5
山　梨　県 25	甲府市，富士吉田市，河口湖町，山中湖村，山梨市，塩山市，忍野村，春日居町， 13　2　5　2　4　3　3　1
（66）	石和町，県コンサル，中道町，足和田村，小菅村，丹波山村 2　1　2　1　1　1
新　潟　県 27	新潟市，長岡市，見附市，燕市，新津市，柏崎市，十日町市，亀田町，五泉市， 31　10　13　13　17　15　6　3　5
	上越市，三条市，加茂市，山北町，村上市，田上町，守門村，青梅町，紫雲寺町， 8　3　6　4　3　1　2　2　1
	新井市，栃尾市，越路町，湯之谷村，妙高高原町，大潟町，能生町，中条町， 8　4　1　7　1　3　3　2
（204）	糸魚川市，村松町，津川町，六日町，小千谷市 1　1　1　1　1
富　山　県 7	富山市，高岡市，新湊市，小杉町，福光町，氷見市，大山町，井波町，魚津市， 33　2　8　4　3　10　2　1　2
	栃波市，小矢部市，滑川市，婦中町，宇奈月町，福野町，城端町，入善町，上市町， 1　4　4　1　1　2　2　1　1
（97）	大沢野町，立山町，福岡町，黒部市 4　1　2　1
石　川　県 12	金沢市，小松市，加賀市，美川町，珠州市，松任市，内灘町，寺井町，羽咋市， 20　17　6　5　3　5　7　3　5
	津幡町，七尾市，輪島市，高松町，鶴来町，宇ノ気・七塚組合，内浦町，県住宅公社， 6　2　1　3　3　6　1　1
（119）	根上町，野々市町，辰口町，七塚町，宇ノ気町，志賀町，能都町 2　2　1　2　3　1　2
長　野　県 40	長野市，松本市，塩尻市，諏訪市，下諏訪町，岡谷市，茅野市，須坂市，真田町， 73　12　8　21　11　12　4　2　4
	野沢温泉村，中野市，山の内町，上田市，駒ケ根市，飯田組合，佐久組合，飯山市， 8　6　4　3　2　5　7　1
（226）	更植市，白樺組合 2　1

都道府県名	研修生派遣市町村名及び研修受講者数
岐　阜　県 46 （156）	大垣市，関市，瑞浪市，多治見市，恵那市，高山市，中津川市，土岐市，岐阜市， 4　3　11　15　9　23　6　13　7 美濃加茂市，各務原市，岐南町，川辺町，下呂町，美濃市，県建設技術センター， 2　5　3　2　1　2　2 柳津町，可児市 1　1
静　岡　県 9 （183）	静岡市，浜松市，清水市，富士市，沼津市，三島市，熱海市，焼津市，富士宮市， 15　5　16　31　10　6　10　12　13 下田市，修善寺町，藤枝市，函南町，韮山町，伊豆長岡町，大仁町，伊東市， 2　2　8　3　10　1　3　2 磐田市，袋井市，島田市，戸田村，舞阪町，雄踏町，福田町，土肥町，竜洋町， 8　2　1　1　5　1　2　2　1 豊田町 2
愛　知　県 63 （282）	岡崎市，一宮市，春日井市，豊田市，半田市，大府市，蒲郡市，知多市，豊明市， 2　10　38　8　13　3　36　5　8 豊橋市，瀬戸市，豊川市，小牧市，安城市，御津町，音羽町，新城市，知立市， 3　2　27　9　8　2　1　3　4 西尾市，高浜市，尾西市，三好町，岩倉市，武豊町，犬山市，常滑市，東浦町， 5　2　4　1　3　2　4　1　6 県下水道公社，刈谷市，稲沢市，一宮町，小坂井町 5　1　1　1　1
三　重　県 6 （66）	津市，桑名市，久居市，二見町，鈴鹿市，松阪市，尾鷲市，伊勢市，県技センター， 25　8　5　4　7　3　1　2　4 名張市，県建設技術センター 1　4
福　井　県 12 （76）	武生市，三国町，鯖江市，敦賀市，勝山市，朝日町，永平寺町，芦原町，金津町， 8　8　18　6　9　3　3　5　2 丸岡町 2
滋　賀　県 86 （163）	大津市，草津市，守山市，栗東町，近江八幡市，野州町，八日市市，甲西町， 13　21　10　7　3　7　2　2 彦根市，長浜市，中主町 6　3　3
京　都　府 41 （143）	京都市，福知山市，八幡市，長岡京市，向日市，亀岡市，大山崎町，宇治市，加茂町， 6　13　14　14　14　9　14　5　1 田辺町，綾部市，宮津市，城陽市，舞鶴市，久美浜町，園部町，下水道公社 1　1　1　3　3　1　1　1
大　阪　府 17 （170）	堺市，豊中市，守口市，八尾市，吹田市，岸和田市，枚方市，寝屋川市，茨木市， 16　2　5　12　12　5　16　6　4 池田市，泉大津市，箕面市，大東市，摂津市，柏原市，交野市，美原町，富田林市， 5　7　11　11　4　1　1　1　1 四条畷市，藤井寺市，泉北組合，寝屋川北部組合，寝屋川南部組合，大和川下流組合， 1　8　12　3　5　3 富田林組合 1

都道府県名	研修生派遣市町村名及び研修受講者数
兵　庫　県 26 （215）	神戸市，尼崎市，西宮市，明石市，姫路市，加古川市，伊丹市，宝塚市，高砂市， 1　17　25　6　19　20　8　12　17 川西市，芦屋市，豊岡市，竜野市，赤穂市，太子町，篠山町，城崎町，柏原町， 7　1　4　7　11　1　3　3　1 三田市，小野市，三木市，加西市，安富町，社町，西脇市，相生市 5　4　5　3　1　1　6　1
奈　良　県 61 （166）	奈良市，橿原市，天理市，大和郡山市，桜井市，榛原町，生駒市，広陵町，香芝町， 5　17　4　23　17　3　5　4　4 田原本町，三郷町，川西町，大和高田市，王寺町，河合町，当麻町，明日香村 6　3　3　2　3　4　1　1
和歌山県 29 （62）	和歌山市，太地町，高野町，御坊市，白浜町，有田市，高野口町 22　1　6　1　1　1　1
鳥　取　県 19 （78）	鳥取市，米子市，倉吉市，羽合町，東郷町，境港市，三朝町，関金町 19　8　11　2　7　8　3　1
島　根　県 30 （77）	松江市，安来市，東出雲町，出雲市，斐川町，平田市，県土地開発公社，大社町 17　4　3　7　6　1　8　1
岡　山　県 4 （124）	岡山市，倉敷市，玉野市，総社市，笠岡市，和気町，備前市，美作町，津山市， 17　31　26　14　7　2　4　2　3 高梁市，勝央町，井原市 5　6　3
広　島　県 28 （169）	広島市，呉市，福山市，大竹市，宮島町，五日市町，東広島市，府中町，廿日市町 59　28　9　6　11　5　6　9　5 尾道市 3
山　口　県 37 （218）	下関市，岩国市，宇部市，山口市，下松市，徳山市，防府市，長門市，小野田市， 5　20　2　9　16　3　19　4　12 新南陽市，小郡町，山陽町，光市，萩市，柳井市，美弥市，由宇町，大和町， 28　4　17　10　19　1　4　2　2 熊毛町，玖珂町 3　1
徳　島　県 3 （23）	徳島市，鴨島町，羽ノ浦町，脇町 8　7　4　1
香　川　県 7 （116）	高松市，丸亀市，観音寺市，牟礼町，津田町，志度町，坂出市，大内町，引田町， 33　27　15　14　2　1　10　3　1 多度津町 3
愛　媛　県 7 （119）	松山市，今治市，新居浜市，八幡浜市，伊予三島市，川之江市，西条市，北条市， 7　24　17　2　17　25　7　6 大洲市，宇和島市，松前町，東予市，丹原町 2　2　1　1　1
高　知　県 6 （42）	高知市，中村市，須崎市，伊野町，土佐山田町，土佐市，安芸市，南国市 17　6　3　1　2　2　4　1

都道府県名	研修生派遣市町村名及び研修受講者数
福　岡　県 34 （164）	北九州市，福岡市，大牟田市，飯塚市，春日市，古賀町，宗像市，柳川市，小郡市， 28　8　10　2　10　5　15　2　2 甘木市，福間町，新宮町，芦屋町，那珂川町，大野城市，筑紫野市，大宰府市， 1　1　1　7　11　9　7　5 久留米市，岡垣町 4　2
佐　賀　県 6 （55）	佐賀市，鳥栖市，唐津市，伊万里市，基山町，鹿島市，武雄市 18　6　16　4　1　1　3
長　崎　県 18 （146）	長崎市，佐世保市，諫早市，長与町，大村市，香焼町，小浜町，多良見町，島原市 30　15　4　21　37　15　1　2　3
熊　本　県 8 （223）	熊本市，八代市，荒尾市，山鹿市，本渡市，玉名市，宇土市，人吉市，水俣市， 30　11　11　14　27　15　20　25　7 岱明町，長洲町，西合志町，菊池市，阿蘇町，宮原町，御船町，松橋・不知火組合 8　5　8　14　6　7　2　4 松橋町 1
大　分　県 9 （131）	大分市，別府市，日田市，佐伯市，津久見市，豊後高田市，日出町，臼杵市， 48　24　16　8　6　2　1　12 中津市，三重町，竹田市 3　1　1
宮　崎　県 1 （51）	宮崎市，延岡市，都城市，日南市，日向市，西都市，県住宅公社 19　13　2　4　4　7　1
鹿児島県 2 （51）	鹿児島市，枕崎市，名瀬市，伊集院町，指宿市，出水市，串木野市，川内市， 9　3　9　2　4　6　2　5 鹿屋市，志布志町，県住宅公社，加治木町，姶良町 5　1　1　1　1
沖　縄　県 50 （167）	那覇市，浦添市，宜野湾市，石川市，沖縄市，名護市，北谷町，嘉手納町，本部町， 36　10　13　9　10　22　3　5　2 糸満市，豊見城村，南風原町 3　1　3
国及び公団等 246 （246）	建設省，北海道開発庁，地域振興整備公団，(旧)宅地開発公団，(旧)日本住宅公団， 133　5　53　23　27 住宅・都市整備公団，ブラジル国（サンパウロ） 4　1

計	区　分	都道府県	市町村	国	公団等	計
	人　数	1,381	6,672	138	108	8,299

6．技　術　検　定

事業団は，日本下水道事業団法に基づいて，昭和50年度から毎年１回，下水道の設置等の設計，下水道の工事の監督管理または下水道の維持管理を担当する者の技術検定を実施している。

この技術検定制度は，下水道法第22条に定める設計者等の資格を短期間で取得させることにより，上水道，工業用水道，河川，道路等の実務経験を有する技術者の下水道部門への転換・導入を促進し，下水道技術者の確保を図ろうとするものである。

技術検定は，計画設計を行うに必要な技術を対象とする第１種技術検定，実施設計及び工事の監督管理を行うに必要な技術を対象とする第２種技術検定，下水道の維持管理を行うに必要な技術を対象とする第３種技術検定の３種類に区分し，資料―23に示す科目と出題基準をもって実施している。検定合格者には，検定区分に対応して下水道法に定める資格取得に必要な実務経験年数が大幅に短縮される。

技術検定試験は，毎年11月中旬の日曜日に全国10都市（札幌市，仙台市，東京都，新潟市，名古屋市，大阪市，広島市，高松市，福岡市及び那覇市）で実施してきた。受検資格については制限を設けていないため，地方公共団体の職員のみならず，民間からも多数の受検者があり，下水道技術者の質的向上の役割も併せて果している。

技術検定の実施状況は資料―24のとおりである。

資料—23　　試験科目と出題基準

種別	科　　目	基　　準
第1種	下水道計画	下水道の配置，構造及び能力に関する計画を策定するために必要な知識を有すること。
	下水道設計	1　下水道並びに下水道に設けられる機械設備及び電気設備の機能及び構造に関する一般的な知識を有すること。 2　下水道の強度計算及び構造計算に必要な知識を有すること。 3　下水道工事の施工法に関する一般的な知識を有すること。 4　下水道の設計図書に関する一般的な知識を有すること。
	施工管理法	下水道工事の施工計画の作成方法及び工程管理，品質管理，安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。
	下水処理	下水，汚泥等の処理に関する一般的な知識を有すること。
	法　　規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること。
第2種	下水道設計	1　下水道並びに下水道に設けられる機械設備及び電気設備の機能及び構造に関する一般的な知識を有すること。 2　下水道の強度計算及び構造計算に必要な知識を有すること。 3　下水道工事の施工法に関する一般的な知識を有すること。 4　下水道の設計図書に関する一般的な知識を有すること。
	施工管理法	下水道工事の施工計画の作成方法及び工程管理，品質管理，安全管理等工事の施工の管理方法に関する一般的な知識を有すること。
	下水処理	下水，汚泥等の処理に関する概略の知識を有すること。
	法　　規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること。
第3種	下水処理	下水，汚泥等の処理に必要な知識を有すること。
	工場排水	1　工場及び事業場からの排水並びに排水が下水道に与える影響に関する一般的な知識を有すること。 2　除害施設の機能及び構造に関する一般的な知識を有すること。
	運転管理	処理施設及びポンプ施設の運転その他の管理に必要な知識を有すること。
	安全管理	処理施設及びポンプ施設の安全管理に関する一般的な知識を有すること。
	法　　規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること。

資料—24　　技術検定の実績

区　　分	検定区分	申込者数 (A)	受検者数 (B)	合格者数 (C)	受検率 (B)/(A)	合格率 (C)/(B)
第1回 (50年度)	第1種	3,020人	2,388人	121人	79.1%	5.1%
	第2種	5,624	4,566	535	81.2	11.7
	第3種	842	743	189	88.2	25.4
	計	9,486	7,697	845	81.8	11.0
第2回 (51年度)	第1種	2,099	1,228	123	58.5	10.0
	第2種	6,291	4,303	254	68.4	5.9
	第3種	925	736	171	79.6	23.2
	計	9,315	6,267	548	67.3	8.7
第3回 (52年度)	第1種	1,675	908	48	54,2	5.3
	第2種	5,971	3,905	416	65.4	10.7
	第3種	1,067	847	196	79.4	23.1
	計	8,713	5,660	660	65.0	11.7
第4回 (53年度)	第1種	1,299	737	42	56.7	5.7
	第2種	6,158	4,196	216	68.1	5.1
	第3種	1,395	1,146	216	82.2	18.8
	計	8,852	6,079	474	68.7	7.8
第5回 (54年度)	第1種	1,266	660	49	52.1	7.4
	第2種	6,657	4,269	618	64.1	14.5
	第3種	1,925	1,567	383	81.4	24.4
	計	9,848	6,496	1,050	66.0	16.2
第6回 (55年度)	第1種	1,145	633	50	55.3	7.9
	第2種	6,096	4,125	498	67.7	12.1
	第3種	2,213	1,832	312	82.8	17.0
	計	9,454	6,590	860	69.7	13.1
第7回 (56年度)	第1種	1,151	596	50	51.8	8.4
	第2種	7,833	5,304	824	67.7	15.5
	第3種	2,566	2,107	599	82.1	28.4
	計	11,550	8,007	1,473	69.3	18.4
合　　計 (第1回) 〜 (第7回)	第1種	11,655	7,150	483	61.3	6.8
	第2種	44,630	30,668	3,361	68.7	11.0
	第3種	10,933	8,978	2,066	82.1	23.0
	計	67,218	46,796	5,910	69.6	12.6

7．試　験　研　究

下水道に関する新しい技術の開発とその実用化を促進することは，立ち遅れたわが国の下水道整備を推進するうえで極めて重要な条件の一つである。事業団の試験研究業務はこの目的に向って着実なあゆみを続けてきており，事業団が行う各種の業務はもちろん，広くわが国の下水道事業の進展に貢献するよう努めてきた。

(1)　試験研究の概要

試験研究業務は，受託研究として地方公共団体から委託を受けて実施するもの(昭和48年度開始）と建設省からの委託により実施するもの（50年度開始）があり，これとは別に固有研究として事業団が全国的な視野から自主的に研究テーマを定め，国及び主要地方公共団体から支出される事業運営補助金によって実施するもの（49年度開始）がある。またこのほか，50年度から発足した技術評価委員会（167ページ参照）を中心に，下水道に関する新技術の適切な導入を図るための技術評価を実施してきた。

個々の研究テーマは，50年度から研究基本目標によって統括しているが，現在の基本目標は次のとおりである。

① 汚泥の処理処分に関する技術
② 湖沼等の富栄養化防止に関する三次処理等の技術
③ 二次処理施設の改良に関する技術
④ 除害施設に関する技術
⑤ 下水道施設の合理的設計施工に関する技術
⑥ 新技術の評価のための調査

試験研究施設及び執行体制は，センター設立当初は非常に小規模なものであったが，その後年を追って拡充に努めてきた。特に50年度に試験研修本館が完成し，試験研修本部が設置されたことによって，それ以降実験設備（169ページ参照），組織及び人員の増強が図られ，多くのテーマによる本格的な試験研究を行ってきた。

(2)　これまでの実績と傾向

これまでの試験研究の実績は，資料—25及び26のとおりであり，この成果は毎年試験部報及び事業団広報誌等に公表してその普及を図っている。

試験研究の傾向としては，従来水処理に関するものが多くを占めていたが，下水道事業の進展を反映して次第に汚泥処理処分に関するものが増加してきており，また既存の技術や設備の見直し・改良という地道な研究も多くなってきている。

わが国の下水道整備は五箇年計画に基づいて実施されており現在第5次計画が進行中であるが，これに示された重点目標を達成するために新技術にかけられた期待は非常に大きなものがあり，さらに実効のある試験研究をすすめることが必要である。

資料—25　　試験研究の実績（総括）

区分／年度	固有研究		下水道事業調査		技術評価調査		地方受託		計	
	テーマ数	調査費(千円)(含共通経費)	テーマ数	調査費(千円)(含人件費)	テーマ数	調査費(千円)	テーマ数	調査費(千円)	テーマ数	調査費(千円)
48年度		—		—		—	4	13,800	4	13,800
49年度	3	38,873	1	70,000		—	4	7,900	8	116,773
50年度	6	71,246	6	191,000		—	3	4,000	15	266,246
51年度	6	82,079	7	225,000		—	6	14,039	19	321,118
52年度	7	106,396	7	235,000		—	7	28,000	21	369,396
53年度	9	80,044	7	210,000		—	13	74,600	29	364,644
54年度	8	80,098	7	185,000	2	25,000	13	60,100	30	350,198
55年度	7	79,166	7	168,000	2	25,000	18	90,805	34	362,971
56年度	7	80,268	7	164,000	2	25,000	11	98,900	27	368,168

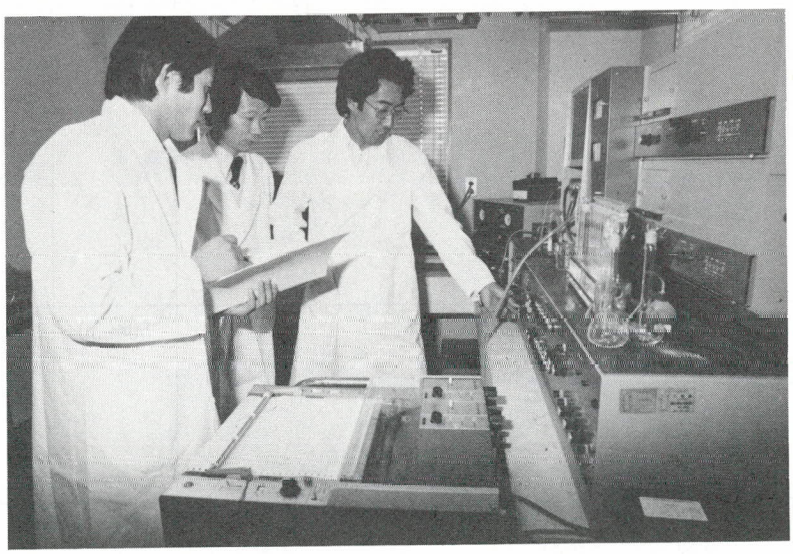

資料—26　　試験研究の実績（テーマ別）

〈固有研究等〉

研　究　テ　ー　マ　名	実施年度	調査費(千円) (除共通経費)
汚泥の処理処分に関する技術		
1　汚泥脱水機の試験調査	49～51	8,941
2　汚泥処理消化プロセスからの脱離液の処理調査	50～51	37,823
3　汚泥焼却設備の試験調査	50～52	28,994
4　下水汚泥の焼却に伴う大気汚染調査	50～52	50,855
5　下水汚泥の資源化に関する調査	50～56	141,555
6　下水汚泥の農業利用に関する調査	50～59	177,870

研　究　内　容　の　概　要
真空脱水機，フィルタープレス脱水機，遠心脱水機の3機種の脱水機について，汚泥性状に応じた脱水特性，維持管理性，経済性などの比較評価を行い，濃縮—脱水，消化—脱水，埋立，焼却などの汚泥処理処分方式に対する脱水機選択の基準を明らかにした。
濃縮，消化，脱水などの汚泥処理プロセスからの上澄液，分離液はＢＯＤ，ＳＳ，Ｎ，Ｐなどの濃度が非常に高く，水処理プロセスに大きい負担を与えている場合がある。したがってこれら返送水の水処理プロセスへの影響に関する実態調査を行うとともに，返送水の処理実験を行った。これによって汚泥処理プロセスの適正な管理，返送水の貯留効果，処理方式とその効果，処理費用などを明らかにした。
多段炉，流動床炉，回転炉床焼却設備の3機種の焼却炉について各種汚泥による運転調査を行い，設備の占用面積，運転操作性，排ガス性状，経済性などの比較検討を行って，汚泥性状，処理場の立地条件に応じた汚泥焼却設備の機種選定条件を明らかにした。
ルーカス炉，立型多段炉，流動床炉の3機種の焼却炉について排ガス中の窒素酸化物，イオウ酸化物，重金属などの濃度測定を行って，排ガスが大気汚染に与える影響を調査した。さらに大気汚染物質の除去目的に応じた排ガス処理施設の基本フローを作成して大気汚染防止策を明らかにした。
下水道事業の進展に伴い年々増加している下水汚泥を資源として有効に利用するため，次の調査を行った。 ①　建設資材への有効利用 生汚泥，消化汚泥，熱処理汚泥，焼却灰，コンポストについて，それぞれ土質工学的特性を調査し，埋立，盛土，道路，埋戻しなど土工材料としての適性を明らかにした。また，コンクリート骨材，セメント，アスファルト，ブロック等の建設用製品化について調査を行った。 ②　下水汚泥の熱分解生成物の利用 熱分解による有用資源の回収や，熱分解生成物の消化プロセスでのメタンガス発生の促進剤としての利用について調査した。
下水汚泥の資源的有効利用を図るうえで，堆肥(たいひ)化技術の確立，安全性の確認，施用効果の確認などを行うために，①各種脱水ケーキの堆肥化方法，②堆肥化の管理指標，③土壌及び作物中における重金属の挙動，④堆肥の土壌中における分解過程，⑤堆肥の施用試験，⑥堆肥施用に伴うモニタリング方法などについての調査を行っている。さらに下水汚泥の緑地利用法に関する調査を行っている。

研　究　テ　ー　マ　名	実施年度	調査費(千円) (除共通経費)
7　汚泥新型シックナー，新型脱水機の試験調査	52～54	24,956
8　汚泥管理手法の改善に関する調査	52～57	62,277
9　新型焼却設備の試験調査	53～55	19,434
10　最終処分に応じた汚泥処理システムに関する試験調査	53～57	22,448
11　生脱水，焼却方式汚泥処理の省エネルギー面からみた管理手法の試験調査	55～57	13,105

研　究　内　容　の　概　要
従来の重力濃縮では余剰汚泥の濃縮効果が低いため，水処理や後続の汚泥処理プロセスに悪影響を与えている例がある。これに対処する機械的方式として開発された遠心濃縮機，加圧浮上濃縮機について余剰汚泥による実験調査を行い，濃縮性能，適用条件などを明らかにした。さらに，ベルトプレス脱水機，スクリュープレス脱水機について，数種類の下水汚泥を用いて脱水試験を行い，適用範囲，性能，問題点を明らかにした。
下水処理場の汚泥処理プロセスの最適な管理手法を明らかにするため，次の調査を行っている。 ①　重力濃縮における運転操作因子と濃縮性の関係 ②　余剰汚泥に対する機械濃縮の適用条件 ③　嫌気性消化槽の攪拌（かくはん）や運転管理条件と消化効率の関係
新たに開発された2機種の焼却設備について，実プラントによる運転調査により，操作性，安全性，経済性に関する調査を行い，技術評価委員会において評価がなされた。 ①　汚泥蒸発乾燥設備：汚泥中の水分を非揮発性流動油を媒体として，多重効用かんで真空蒸発させた後，残りの油混合汚泥を遠心分離により大部分の油を分離し，得られた含油乾燥物は水分を蒸発させる熱源として焼却する方式。 ②　回転炉床焼却設備：耐火材を内張りした円筒炉体と回転する円盤炉床からなり，汚泥は回転する炉床外周部に落下供給され内側炉心部へ移動しながら順次乾燥，焼却される方式。
下水汚泥の最終処分は，各自治体のおかれている自然的，社会的，経済的条件等によってその方式が決められる。汚泥処理システムは，各プロセスの方法を選択し，それを組み合わせることによって最終処分の方法に適した形にする必要がある。本調査は，最終処分法に対し最も適切な汚泥処理システムの選択基準を確立するために，既設処理場の実態調査により，各処理プロセスの適用条件，経済性，運転操作，環境上の条件等を検討して，それらのプロセスの組み合わせによる汚泥処理システムとその選定条件を明らかにする調査を行っている。
下水処理施設が普及するにつれて，下水処理場から発生する汚泥は年を追って増加の一途をたどっている。本調査は生汚泥脱水—焼却方式の汚泥処理プロセスについて省エネルギーの見地から運転管理手法を明らかにするため，横型加圧脱水機，流動焼却炉，多段炉のパイロットプラントによる実験と，実プラントの運転実態調査を行い，凝集剤の添加量など運転操作条件とエネルギー消費の関係，自燃焼却等について調査を行っている。

研　究　テ　ー　マ　名	実施年度	調査費(千円) (除共通経費)
湖沼等の富栄養化防止に関する三次処理等の技術		
1　琵琶湖水質汚濁防止のための高度処理技術の開発研究	49～54	349,799
2　処理場放流水の環境への影響調査手法の開発と実用化	50～51	6,688
3　富栄養化防止のための指標の開発と実用化	50～52	9,946
4　富栄養化防止指標から見た水処理プロセスの試験調査	53～54	10,833
5　凝集沈殿法の管理手法に関する調査	55	8,206
6　微生物による高度処理技術の試験調査	56～60	4,154

研　究　内　容　の　概　要
近畿圏の重要な水資源である琵琶湖は近年周辺地域の開発によって水質汚濁が進行しており，特に富栄養化を防止するためには下水の高度処理技術の実用化を早急に図ることが必要である。このため49年度に琵琶湖に近接する大津市下水処理場内に実験プラントを建設し，50年度から(1)リン除去，(2)浮遊物質除去，(3)窒素除去，(4)溶解性物質除去などのための高度処理技術が実用化段階に至るまでの種々の技術的問題についての研究調査を行い，高度処理プロセスの設計指針(案)を作成した。
下水処理場からの放流水の放流先の環境への影響調査の手法として，各種の拡散方程式の解析解を導き，三浦半島逗子湾における放流水の拡散シミュレーションによりその適用性を明らかにした。
公共用水域の富栄養化を防止できる放流水質や除去すべき栄養塩を検討するために必要な指標として，次の目的に使われる藻（そう）類培養試験法の開発調査を行った。 ① 湖沼水，河川水，海水及び各種排水のＡＧＰ（藻類生産の潜在能力）の評価 ② 放流水域のＡＧＰに及ぼす各種排水の影響 ③ 富栄養化防止を目的とした高度処理水質の評価 ④ 水域の藻類増殖制限栄養塩の検討
富栄養化防止指標として開発した藻類培養試験法を用いて，各種高度処理プロセスの処理水質の比較評価を行い，各処理プロセスの富栄養化防止の意義を明らかにした。
リンや浮遊性有機物除去を目的とする凝集沈殿法について，その最適運転管理手法を見い出すため，凝集沈殿プロセスを有する下水処理場において運転管理に関するヒアリングを行い，設置の目的，処理水量，運転方法，汚泥処理法の現状と問題点を調査した。また，凝集沈殿施設での処理の効果を検討するために，凝集沈殿による大腸菌，ＣＯＤ除去の効果について調査を実施した。さらに，凝集剤のエアレーションタンク注入方式の汚泥処理に対する影響とその対策についても併せて調査を行った。
ＣＯＤによる総量規制や窒素，リンの規制など下水処理場からの放流水質の向上に対する要求は次第に高まりつつある。このような要求にこたえ，しかも経済的な処理方法として微生物の特性を生かしたＢＯＤ，ＳＳ，ＣＯＤの高度な除去と，窒素，リンの相当程度の除去を目的とした高度処理技術を開発することが必要である。このため，循環式生物処理施設などの高度処理パイロットプラントによる高度処理技術の開発調査を行っている。

研　究　テ　ー　マ　名	実施年度	調査費(千円) (除共通経費)
二次処理施設の改良に関する技術		
1　下水処理場の自動制御に関する試験調査	49～59	38,573
2　既設処理場の改善指針に関する調査	50～56	125,950
3　小規模下水処理場のユニットプロセスの試験調査	52～56	30,707
4　生物処理性から見た水処理プロセス選択に関する試験調査	53～55	18,448
除害施設に関する技術		
1　除害施設の管理に関する調査	51～57	62,116

研　究　内　容　の　概　要
下水処理場における処理効率の向上，省エネルギー及び省力化の観点から，現時点で適用可能な自動制御技術について，パイロットプラントによる実験及び実プラントでの調査により適用上の問題点を明らかにし，その技術改善を図るための調査及び自動制御技術を実用化するため，下水処理施設のユニットプロセスごとの各種自動制御装置の適用条件，効果，経済性などに関する調査を行っている。
流入下水量の増加や流入負荷変動などにより，下水処理場の安定した運転が困難になったり，所定の処理水質が得られない例がある。既設処理場においてこのようなトラブルに対処するため，主としてエアレーションタンクについて，次のような施設の改善策，運転管理法を検討し，改善指針(案)を作成した。 ① 流入負荷の増加への対応　：ＲＢＣを組み込む等の機能向上 ② エネルギーコストの低減　：散気装置の改善やブロアの制御 ③ バルキング防止　：添加物による改善や運転操作の変更
小規模下水処理場においては，処理場の立地条件や維持管理条件等が大規模処理場とは異なり，それらを考慮した処理プロセスの選択が必要となる。本調査では，小規模下水道への適用が有効と考えられる長時間エアレーション法，オキシデーションディッチ法，回転生物接触法について，パイロットプラントによる実験や実施設での調査により，処理機能，適用条件，運転管理手法等を明らかにした。
標準活性汚泥法を中心とした生物処理プロセスは，ＢＯＤ，ＳＳの除去には大変優れたプロセスであるが，ＣＯＤで表されるような難分解性物質に対しては，必ずしも効果的でない場合がある。このような難分解性物質の除去に効果的な処理プロセスを選択するためには，排水中の難分解性成分を表す指標を導入し，その生物処理性を明らかにする必要がある。各種の排水について生物処理性を検討し，各種生物処理プロセスの適用性，適用範囲などを明らかにした。
下水処理場の適正な管理が行われるためには，下水道管理者は除害施設の設置や運転管理についての指導を行うとともに，除害施設からの排水水質の監視を行う必要がある。本調査は，各種工場排水と除害施設の実態調査により，業種別の除害施設標準フローシート及び運転管理や施設改善指導要領を明らかにした除害施設マニュアル(案)を作成した。さらにこれらをもとに，監視，指導のケーススタディを実施し，監視体制や実務上の問題点についての検討を加え除害施設マニュアルの整備を行っている。

研　究　テ　ー　マ　名	実施年度	調査費(千円) (除共通経費)
下水道施設の合理的設計施工に関する技術		
1　下水処理場設計の省力化	49～51	14,357
2　覆蓋（ふくがい）式下水処理場の環境条件の試験調査	52～53	14,936
3　下水道施設の特殊工法の試験調査	52～56	23,884
4　下水管渠（かんきょ）に流入する漏水防止技術に関する調査	53～56	41,757
5　軟弱地盤における基礎工法の合理化に関する試験調査	56～59	8,065
6　小規模下水道に適した施設の開発に関する調査	56～59	7,822

研　究　内　容　の　概　要
下水処理場設計の省力化を図り，また建設コストの適正な評価を行うため，各種水量規模で標準設計による土木・建築施設，機械電気設備の設計，積算を行い，設計負荷量と施設の容量及び建設コストの相関式を求めた。さらに標準設計の手法を用いて自動設計，自動積算システムの開発を行った。
下水処理場の建設に対し，地域住民から要求の多い覆蓋施設について，設置の適否，構造と設備，効果，経済性など設計上の資料を得るため次の調査を行った。 ① 覆蓋の目的，方法を分類し，施設ごとの必要度，効果の分析 ② 覆蓋式処理場における作業性など維持管理上の問題点の解明 ③ 悪臭発生源，臭気成分と濃度等に対応する脱臭方法の検討
下水処理場は，河川の下流域，河海沿岸や埋立地等の軟弱地盤に建設され，大規模な地下構造になる例があり，特殊な工法が採用されている。こうした特殊工法については，下水道構造物に適合した十分な技術基準が確立されていなかったので，次の調査を行い，設計，施設管理上の指針を明らかにした。 ① 長尺杭に働くネガティブフリクションの作用と群杭による低減効果についての実測値による解析 ② 地盤改良工法による振動伝播（でんぱ）の低減対策とその効果の解析
下水管渠における地下水浸入，雨水浸入の実態を明らかにし，その防止対策を確立するため次の調査を行った。 ① 地下水位，降雨量，流入下水量，水道給水量，マンホール蓋（ふた）からの雨水浸入量，誤接合による浸入量などを調査し，浸入水量に与える影響の解明 ② 管渠の管種，地盤，埋戻土，基礎工，接合方法による水密性の評価 ③ 管渠補修工事による浸入水防止効果と経済性の検討
軟弱地盤における基礎工は従来から杭基礎が採用されることが多く，支持力や施工の安全性確保のため多大な費用を伴っている。本調査では経済的で安全な基礎工法を検討するため，杭基礎のほかこれまで主として仮設工法として用いられてきた各種の地盤改良工法を含めて，支持方式と支持力，各工法の適用土質，経済性，施工管理方法等の実態調査，実験解析を行っている。
下水道の整備は都市を中心とした整備から，農村地域，観光地等の小規模地域に移行しつつある。このような地域の下水道は，従来の都市型下水道の技術のわくを超えて，その自然条件，社会条件に適したシステムや施設の採用を図る必要がある。そのため処理場，ポンプ場の無人運転，汚泥の地域還元，施設の簡易化による施工性，経済性の向上などを目標とした下水道施設の開発を行い，それらによる計画，設計手法を確立するための調査を行っている。

研　究　テ　ー　マ　名	実施年度	調査費(千円) (除共通経費)
新技術評価のための調査		
1　酸素活性汚泥法の技術評価	53～55	26,758
2　小規模下水処理場用回転生物接触装置の技術評価	54～56	34,383
3　資源利用のため汚泥コンポスト装置の技術評価	56～58	13,859

〈地方受託研究〉

課　　題	委託団体
汚泥の処理処分に関する技術	
1．汚泥蒸発乾燥法の技術調査	福知山市
2．汚泥回転気流焼却炉の技術調査	前橋市
3．スラッジケーキ等と特殊セメントによる混練固化物の物性試験並びに解析	東京都
4．石巻市公共下水道東部下水処理場の汚泥脱水実験	石巻市
5．久留米市津福終末処理場スクリュープレス脱水機の技術調査	久留米市
6．桐生市境野下水処理場における空気酸化低温熱処理パイロットプラントの技術調査	桐生市

研　究　内　容　の　概　要
京都市吉祥院処理場での標準活性汚泥法との比較運転調査及び大分市春日終末処理場での調査結果をもとに酸素活性汚泥法の除去特性，特徴，設計及び維持管理にあたっての留意事項，経済性などを明らかにし，技術評価委員会の答申のために必要な資料を作成した。
山形市流通センター終末処理場，野沢温泉村終末処理場，永平寺町志比浄化センターの回転生物接触装置の運転調査をもとに除去特性，特徴，設計及び維持管理に当っての留意事項，経済性などを明らかにし，技術評価委員会の答申のために必要な資料を作成した。
下水汚泥を農業利用するために汚泥のコンポストを計画する処理場が増加している。しかしコンポスト化装置の設計諸元や運転管理指標が十分確立されていないため，方式や機種の選択，仕様の決定が円滑に行われ難い状況である。このため，天童市などにおけるコンポスト化装置の運転調査を行い，装置の適用性，生成コンポストの性状，運転管理条件，建設費及び維持管理費など汚泥コンポスト化装置の技術評価に必要な調査を行っている。

実施年度	調査費(千円)	研　究　内　容　の　概　要
49～51	5,500	三重効用かんを用いた蒸発乾燥設備の運転性能と乾燥汚泥性状の調査を行った。
50～51	2,000	ルーカス炉の性能と運転管理技術の調査及び排ガス臭気の調査を行った。
52	5,000	脱水汚泥及び焼却灰のセメント混練固化物について強度及び重金属溶出試験を行った。
53	8,000	水産加工排水を含む下水の酸素活性汚泥法による処理施設から発生する汚泥の脱水法に関する実験調査を行った。
53	2,000	嫌気性消化汚泥のスクリュープレス脱水機による脱水性能，維持管理性の調査を行った。
53～54	13,500	空気吹込型の低温熱処理方式の適用性検討のため実験調査を行った。

課　　題	委託団体
7．川崎市公共下水道加瀬処理場の建設に係る技術的調査	川　崎　市
8．姫路市における皮革排水汚泥の焼却に関する技術調査	姫　路　市
9．新型脱水機（スクリュープレス）の技術調査	西　宮　市
10．神戸市における汚泥処理システムに関する技術調査	神　戸　市
11．スクリュープレス脱水機の技術調査	堺　　市
12．乾燥段付流動燃焼炉の試験調査	兵　庫　県
13．川崎市公共下水道加瀬下水処理場汚泥溶融炉の事後評価に係る技術的援助	川　崎　市
14．汚泥蒸発乾燥設備の改良に関する調査	福知山市
15．天童終末処理場における汚泥処理施設機械（コンポスト化）に関する技術調査	天　童　市
16．沖縄県中部流域下水処理場における消化ガス発電に関する技術調査	沖　縄　県
17．西町処理場汚泥消化ガス発電等に係る調査	苫小牧市
18．神戸市における汚泥熱処理分離液の処理実験プラントに関する調査	神　戸　市
湖沼等の富栄養化防止に関する三次処理等の技術	
1．宍道湖流域下水道放流水の影響調査	島　根　県
2．琵琶湖中部流域下水処理場実施設計諸元研究	滋　賀　県
3．PBS型超高速造粒沈殿装置の技術調査	福　山　市
4．琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターの水質に関する技術調査	滋　賀　県
5．沼津市中部浄化プラント放流水が狩野川河口及び沿岸に与える影響調査	沼　津　市

実施年度	調査費(千円)	研究内容の概要
53	4,700	重金属の溶出防止等を目的としたアーク炉建設のため，パイロットプラントによる性能の調査を行った。
53～55	11,500	重油燃焼式汚泥溶融炉，乾燥多段乾留炉の2種類の炉について皮革排水汚泥の焼却調査を行った。
54	5,000	嫌気（けんき）性消化汚泥の脱水性能，経済性調査を行った。
54	4,200	汚泥の集中処理システムの確立のため濃縮—脱水—焼却のパイロット実験調査を行った。
55	5,000	混合生汚泥のスクリュープレス脱水機による脱水性能，経済性の調査を行った。
55	7,500	乾燥段付流動焼却炉の焼却性能，排ガス処理性能，経済性等を調査した。
55	6,000	汚泥溶融炉の熱収支，排ガス，排水等の調査と溶融スラグ利用法を検討した。
55	2,000	スクリュープレスのパイロットプラントを用いて，汚泥蒸発乾燥設備の重油の回収方法改善の実験調査を行った。
55	5,000	立型サイロ式のコンポスト化装置の運転性能，経済性などの調査を行った。
55～56	35,000	消化ガス発生量の現況調査と将来予測及びガス発電による費用効果についての調査を行った。
55～57	6,500	消化ガス発生量の現況調査と将来予測及びガス発電による費用効果についての調査を行った。
56	8,000	熱処理分離液の処理プロセスの合理的運転条件を得るため，実験プラントによる調査を行った。
48～49	5,700	宍道湖の富栄養化防止のため処理場放流水質の予測に関する調査を行った。
48	5,000	富栄養化防止のための放流水質の検討及び高度処理プロセスの設計諸元に関する調査を行った。
51	4,489	処理場の過負荷とCOD規制に対処するため超高速造粒沈殿装置の機能調査を行った。
52	5,000	下水のCOD除去に関する予備的調査を行った。
53	1,000	放流先の河口及び沿岸海域に与える処理水の影響予測調査を行った。

課　　題	委託団体
6．実施設計基本調査	滋賀県
7．気仙沼市下水処理場放流水の影響調査	気仙沼市
8．各種洗剤の下水道に対する影響に関する調査	建設省
9．循環方式窒素除去プロセスの運転管理に関する技術調査	滋賀県
10．信濃川下流流域下水道新潟処理場の処理水の再利用に関する技術調査	新潟県
二次処理施設の改良に関する技術	
1．生田処理場酸素活性汚泥法の技術調査	川崎市
2．二次処理における凝集剤添加の効果	住宅公団
3．吉祥院処理場酸素活性汚泥法の技術調査	京都市
4．深層曝気（ばっき）法の評価	北九州市
5．高野町公共下水道実施設計に伴う技術調査	高野町
6．川崎市公共下水道等々力環境センター実施設計に伴う調査	川崎市
7．栗山村特定環境保全公共下水道西川処理場の技術調査	栗山村
8．特定環境保全事業豊南処理場の試験調査	豊橋市
9．山形市流通センター終末処理場の技術調査	山形市
10．熱海市錦ケ浦処理場実施設計に関する技術調査	熱海市
11．長崎市散気装置関係設備の効率調査	長崎市
12．徳島市公共下水道中央下水処理場に係る技術的援助	徳島市
13．泉北下水処理場最適運転化における施設の運用に関する調査	大阪府

実施年度	調査費(千円)	研究内容の概要
53～55	42,000	下水のCOD除去に関する各種処理プロセスの比較実験調査を行った。
54～55	15,200	処理水放流による湾内水質への影響調査を行った。
55	5,005	3種類の合成洗剤と1種類の石けんについて生物処理性と生物阻害性の調査を行った。
55～56	33,000	既設二次処理施設の循環法への改造の検討，窒素除去機能と運転管理因子の調査を行った。
54～56	15,000	農作物の生育試験により処理水中の塩素イオン濃度と生育との関係に関する調査を行った。
48	3,000	酸素活性汚泥法による水処理特性,発生汚泥の性状等の調査を行った。
48～49	5,000	エアレーションタンクへの硫酸バンドの注入によるSS除去の向上に関する調査を行った。
49～60	16,500	酸素発生装置の改善や運転管理方法の検討，施設の耐久性調査を行った。
51～52	2,600	深層ばっ気法と標準法との並列運転により,処理特性の調査を行った。
52	4,000	回転生物接触法による処理施設の設計諸元に関する調査を行った。
53	1,000	公園の地下部分に設置する酸素活性汚泥法施設の設計諸元に関する調査を行った。
53	1,000	温泉排水を含む下水の回転生物接触法による処理施設の設計諸元に関する実験調査を行った。
53～54	1,800	畜産排水を含む下水の回転生物接触法を主とする生物処理方式の実験調査を行った。
53～54	2,000	回転生物接触装置を有する下水処理場の処理機能に関する調査を行った。
53～55	23,500	高速エアレーション沈殿法による処理施設の水処理機能改善方法の調査を行った。
55～56	6,800	微細気泡（きほう）による散気と散気量の自動制御を行う施設の処理機能，経済性の調査を行った。
56	400	回転生物接触法による増設施設の設計諸元の検討に関する調査を行った。
56～57	4,500	汚泥の熱処理施設を有する処理場の機能改善のための実験調査を行っている。

課　　題	委託団体
下水道施設の合理的設計・施工に関する技術	
1．琵琶湖埋立に伴う濁水処理調査	滋賀県
2．管渠に流入する地下水等の実態調査	住宅公団
3．鶴川処理場臭気対策調査	町田市
4．狩野川東部浄化センター地震影響度調査	静岡県
5．下水道取付管施工に伴う継手部分等水密性に関する調査	住宅公団

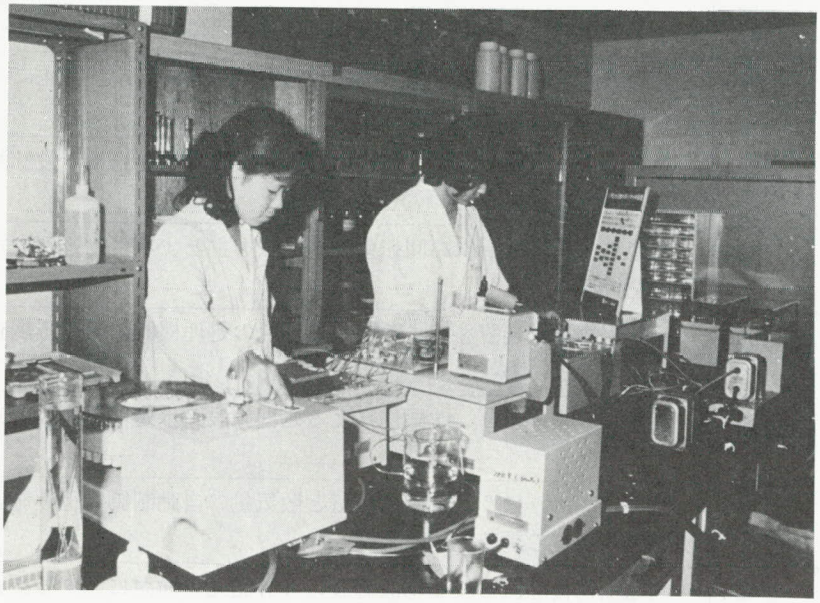

実施年度	調査費(千円)	研　究　内　容　の　概　要
51	4,450	しゅんせつ・埋立工事により発生する余水中のＳＳを除去する方法として凝集沈殿の実験調査を行った。
52，54	15,000	管渠施設への雨水等の浸入個所とその原因について都市での実態調査を行った。
52	2,000	汚泥脱水及びコンポスト装置からの臭気の土壌脱臭法による除去効果に関する調査を行った。
54～57	17,800	耐震設計法のため地震と地盤，構造物の挙動観測及び解析を行っている。
55～56	13,000	管渠継手部の各種接合工法の水密性，施工性，経済性，耐久性に関する調査を行った。

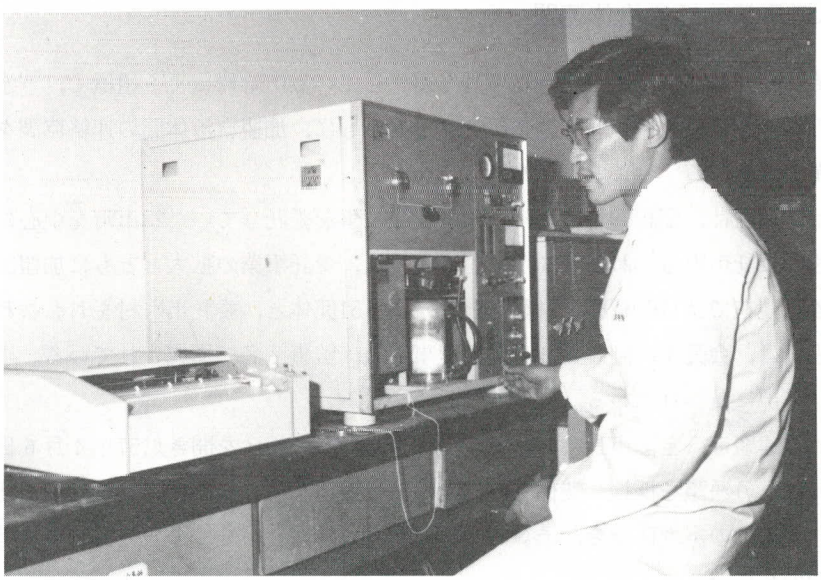

8．そ　の　他

(1)　地方公共団体との連携

事業団設立のいきさつにさかのぼるまでもなく，地方公共団体との連携は，事業団にとって存立にかかわる重要性をもっている。

事業団の経営は，地方公共団体からの受託事業収入，出資金，補助金に依存しており，職員構成でも，３分の１は地方公共団体からの出向をあおいでいる。地方公共団体との関係も，出資金，補助金をいただく47都道府県187市，建設工事の委託団体延べ162団体、実施設計の委託団体延べ191団体，計画設計及び技術援助の委託団体延べ162団体、研修生派遣団体延べ926団体など，極めて多くの地方公共団体との間に，多方面にわたる協力関係を保っている。

これら関係する地方公共団体との間には，具体的な受託事業の進め方等，さまざまな問題についての個別の意見交換が日常的に行われているが，ここでは，関係地方公共団体の会議，連合体について特記したい。

①　下水道事業委託自治体連盟

委託自治体連盟は，事業団に建設工事等を委託している市町村による組織で，下水道事業の建設工事の委託及び実施について調査研究するとともに，加盟自治体間の連絡協調を密にし，下水道事業の促進に資することを目的としている。

委託自治体連盟は，昭和49年７月に，当時建設工事を委託していた23市町を中心に，実施設計，計画設計委託市町も加わって30市４町で発足し，受託事業の拡大とともに加盟団体を加えて，57年４月現在では116市28町２村５組合の合計151団体と，委託市町村をおおむねカバーしている。役員は，会長１，副会長２ほか，理事20名，監事２名で構成されている。事務局は全国市長会経済部に置かれている。

委託自治体連盟は，全国市長会の開催時期等にあわせて総会を開き（57年４月６日，第９回総会が行われた。）決議を採択し関係官庁，国会への陳情を行うほかに，毎秋，加盟団体のうちから会場を選んでの実地研修会，予算の政府原案可決時に合わせての研究会，事務担当者の研修会等を開催している。

②　流域下水道事業委託都道府県事務連絡会

流域下水道連絡会は，流域下水道の設計及び建設工事を事業団に委託し，または委託しよう

とする都道府県の担当課長と，事業団の関係部長により構成され，相互の連絡協調と，受託事業の円滑な執行等を図ることを目的としている。

流域下水道連絡会は，51年11月，全国流域下水道主管課長会議の席上での提案に基づき，同年12月，15府県で発足し，毎年加盟団体を加えて，57年４月現在で22都府県が加盟している。事務局（幹事県）は大阪府土木部下水道課に置かれている。

流域下水道連絡会は，毎年秋に会議を開き（56年11月25日，第６回の会議が行われた。）意見の交換を行っている。

③　終末処理場供用開始都市会議

事業団では，終末処理場の建設工事を委託している地方公共団体のうち，近く通水を迎える団体を対象に，供用開始都市会議を50年以来毎年開催している（56年11月５，６日第７回会議を行った。）。

供用開始都市会議は，通水予定の２年前にあたる地方公共団体を招集し，マニュアル集「供用開始の手引」を参考に供用開始の準備等について研修及び意見交換を行い，適切な運営に導くことを目的としている。近年は，維持管理に関心が強まるとともに，事業団に建設工事を委託していない市町村から参加の要望が高まってきたため，55年度からは，おおむね２年後に供用を開始するすべての地方公共団体を対象として会議を開催することとした。

56年度の供用都市会議には27団体から40名が出席し，全地方公共団体に対する窓口としての役割を果たしている。

(2)　事後点検の実施

事業団では，建設を受託した終末処理場及びポンプ施設で，すでに運転を開始しているものについて，運転及び保守状況，水質管理状況，並びに維持管理の効率化に関する調査を実施し，委託団体に対して適切な技術指導を行うとともに，今後の計画，設計及び施工に反映させるなど業務の充実に資することを目的として，事後点検を実施してきた。事後点検は，原則として年１回の割合で２年間に２回実施することにしており，業務部及び支社の関係課，並びに実施対象施設に係る受託工事を現在も担当しているか，若しくは過去に担当した工事事務所の職員で構成したチームを現地に派遣することによって実施している。初年度は現地２日，次年度は１日の日程で，当該都市の下水道担当課及び終末処理場において維持管理の概況を聴取した後，実際の施設を点検して，必要な指導及び助言を行っている。増設工事を委託した都市及び政令指定都市等（東京都を含む10大都市）は，維持管理の経験が豊富にあるため，事後点検はこれらの都市以外の都市の施設を対象にして，52年度から実施しており，昭和56年度までに52箇所，延べにして88箇所に達している。（資料—27参照）

事後点検の結果見出された施設の問題点及び収集整理されたノウハウ等は，今後の計画，設計及び施工に反映させるとともに，その一部は事業団の設計基準及び工事仕様書に採用したりして，維持管理の容易な施設づくりに寄与しているところである。

また，事後点検の際に見出された施設の問題点及び事後点検を実施しない委託都市から提起された施設の問題点のうち，施設の引渡時に予想されなかった機能上及び安全管理上の不具合箇所で，事業団及び施工業者の責に帰さないものについては，事業団の費用をもって補修する制度を56年度に新設し，活用されている。この制度を新設したことにより，事後点検が一層充実するとともに，委託団体との信頼関係が強化された。

さらに，事後点検に関連した問題点及び委託都市から提起された問題点のうち，主として維持管理に係るもので，さらに詳細な調査を実施する必要があるものについては，コンサルタント等へ委託し，その解決を図っている。また，これらの問題点は当該都市だけでなく，他都市でも共通の問題点となっている場合が多く，このため調査資料は広く他都市においても利用され，維持管理の適正化に資しているところである。なお，これまでの調査実績は資料—28のとおりである。

資料—27　　事後点検の実績

年　度	都　市　名　等　（　順　不　同　）	
	1　　回　　目	2　　回　　目
52年度	小山市，鹿沼市，佐野市，長岡市，春日井市，丸亀市，今治市（計７箇所）	————
53年度	潮来町，足利市，東松山市，町田市，蒲郡市，防府市，大分市（計７箇所）	小山市，鹿沼市，佐野市，長岡市，春日井市，丸亀市，今治市（計７箇所）
54年度	室蘭市，宇都宮市，恵那市，沼津市，牟礼町，観音寺市，川之江市，佐賀市，名護市（計９箇所）	潮来町，足利市，東松山市，町田市，蒲郡市，防府市，大分市（計７箇所）
55年度	酒田市，野沢温泉村，高山市，富士市，岡崎市，永平寺町，新南陽市，新居浜市，宇土市，鹿児島市，㈱北上川上流，㈱諏訪湖，㈱桂川右岸（計13箇所）	室蘭市，宇都宮市，恵那市，沼津市，牟礼町，観音寺市，川之江市，佐賀市，名護市（計９箇所）
56年度	鶴岡市，下館市，勝田市，黒磯市，飯能市，秩父市，八王子市，武生市，高野町，米子市，玉野市，徳島市，伊予三島市，玉名市，大分市，㈱信濃川下流（計16箇所）	酒田市，野沢温泉村，高山市，富士市，岡崎市，永平寺町，新南陽市，新居浜市，宇土市，鹿児島市，㈱北上川上流，㈱諏訪湖，㈱桂川右岸（計13箇所）
計	52　箇　所	36　箇　所

資料—28　　事後点検における指導調査の実績

年　度	調　　査　　名	対象都市名等(順不同)
52年度	① 湿式脱硫装置調査実験	長　岡　市
	② 終末処理場染色排水処理実験	蒲　郡　市
53年度	① 管渠内地下水流入実態調査（その１）	鹿　沼　市
	② 〃　（その２）	本　部　町
	③ 終末処理場における工場排水の流入に係る処理実態調査	名　護　市
54年度	① 終末処理場初期運転におけるし尿等の混入対策調査	恵那市，春日井市，高山市
	② 終末処理場使用電力実態調査	東　松　山　市
55年度	① し尿等の混入対策調査及び処理実験	恵那市，春日井市，高山市，横浜市，
	② 終末処理場使用電力実態調査	町　田　市
	③ 小規模処理場の実態調査	永平寺町他６都市
	④ 施設の耐久性についての実態調査（コンクリートの劣化に関する調査）	今治市他30都市
56年度	① 施設の耐久性についての実態調査（コンクリートの劣化に関する調査）	今治市他９都市
	② 軟弱地盤における構造物の実態調査	千　葉　県
	③ 金属材料の腐食に関する調査	新津市他10都市
	④ 脱臭設備運転の実態調査	町　田　市
	⑤ 分流式終末処理場の維持管理実態調査	名　古　屋　市

(3)　技術委員会の活動

①　技術委員会の発足とその目的

技術委員会は50年10月，事業団における下水道の技術に関する重要事項を調査審議することを目的として設置した。以来，下水処理方式や機種の選択，新技術の採用，設計基準や施工基準の策定等の高度な技術的判断を公正な立場で実施してきた。

技術委員会の審議事項は次のように規定されており，それらを調査審議するためそれぞれ部会が設けられている。

ア．実施設計の基準に関すること（設計基準部会）

イ．建設工事の監理基準及び検査基準に関すること（施工基準部会）

ウ．高度の技術的判断を要するプロジェクトの設計（重要な設計変更を含む）に関すること（設計検討部会）

エ．前各号に掲げるもののほか技術に関する重要事項に関すること（技術委員会）

②　技術委員会の構成

技術委員会には設計基準，施工基準，設計検討の3部会を置き，各部会は専門委員会を設けている。技術委員会の委員は業務・計画担当理事，工務担当理事，常任参与のほか関係部長，次長等で構成し，各部会もほぼ同様の委員構成になっている。また専門委員会委員は本社，支社等の幹部技術職員で構成している。(資料—29参照)

③　審議内容とその成果

ア．技術委員会

技術委員会は各部会の総括を行うもので，新技術，調査実験，維持管理等，広範な技術的事項について年4～5回委員会を開催している。その内容は次のとおりである。

ａ．実施設計に関するもの

水産加工排水，皮革排水等の特殊な排水処理の方式や，特に検討の必要な処理場の建設計画，環境対策等について審議した。

ｂ．新技術等に関する調査，実験の検討

処理方式の選定や新技術採用のための調査，実験を評価し，実施設計に反映させている。主なものは，酸素活性汚泥法，汚泥溶融炉，回転生物接触法，コンポスト，染色排水処理，超微細気泡方式，循環式脱窒法，消化ガス発電等で，その他多様な分野にわたって検討を行っている。

ｃ．処理場の維持管理，事後点検に関すること

イ．設計基準部会

実施設計の合理化のため，設計に関する基準，標準，指針，要領，資料の作成を行うものである。これらは基本，土木，建築，機械，電気の各専門委員会で審議し，合同専門委員会，設計基準部会の審議を経て，施行している。土木，建築，電気の設計指針と機械標準仕様書については，施行済であり，事業団内外で広く活用されている。

さらに土木設計標準図，建築設計参考図，機械設計参考図，電気設計参考図等も作成しているほか53年度から小規模処理場の標準化作業を行い，土木，建築，機械，電気の設計指針，設計標準図を作成中である。

また54年度にはシステム開発専門委員会が発足し，設計，施工，調査，実験の情報が将来への設計積算の自動化へ結びつくよう検討しており，56年度から技術情報の管理を一部，実施している。

ウ．施工基準部会

建設工事の工事監理基準，検査基準に関する重要事項を審議するため，52年度に設置し部会に次の２つの委員会をおいた。

ａ．工事監理基準専門委員会

適切な監督業務の実施をはかるため請負工事監督実施基準を策定した。また工種ごとの工事施工管理の基準として土木工事施工管理基準を策定し，さらに機械・電気設備工事施工管理指針等を策定中である。

ｂ．工事検査基準専門委員会

建設工事の検査の適切な実施をはかるため請負工事検査基準を策定し，検査事務について請負工事検査事務の手引きをとりまとめた。

エ．設計検討部会

設計検討部会は年３～４回開催している。その内容は個々の実施設計における次の事項を対象としている。

ａ．基礎工法，新工法の検討を必要とする大規模処理施設の設計

ｂ．大規模処理場の段階的施設築造計画の検討

以上を中心に処理方式の検討，施設の特殊構造，特殊工法等，高度な技術的検討を要する事項について審議を行っている。審議には必要に応じ外部の特別委員（学識経験者）が参加し，現地調査会も開いている。

これまで審議した内容は処理場の基礎構造，地盤改良工法に関するものが多いが，初期流入対策，省エネ対策等も審議し事業団の設計の方向付けを行っている。

資料—29　　技術委員会の構成

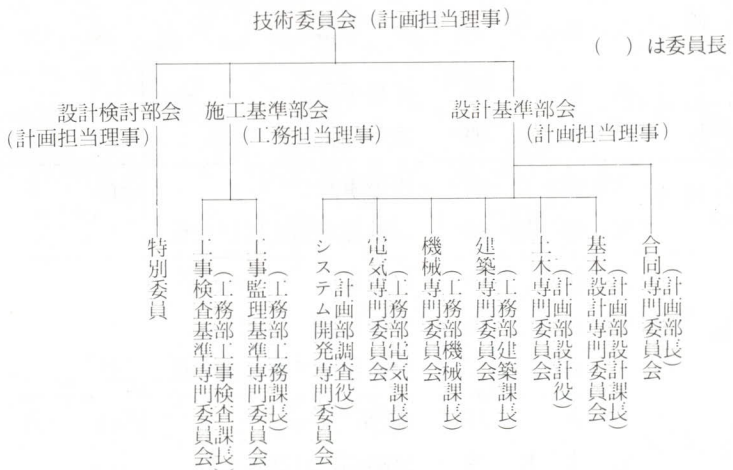

(4) 国際協力の実績

人類が地球上で社会生活を営むかぎり，常に環境との調和が必要であり，このための努力が世界中でなされている。水質汚濁は現在世界でかかえている大きな問題の一つであり，後世に良好な水環境を残すために，各国において懸命にその保全にとりくんでいる状況である。社会体制や自然条件が異なろうとも水質保全施策は共通な面が多い。このため，各国間で情報を交換し，技術交流を図ることが必要であり，事業団においても，いろいろな分野で国際協力を行い，情報の収集，共同研究，開発途上国への研修への協力を行っている。代表的な国際協力の実績は次のとおりである。

① 日米下水処理技術委員会への協力

日米下水処理技術委員会は，公害に関する日米閣僚会議のもとに開催されている委員会であり，46年以降定期的に開催され，両国の技術開発に大きく寄与している。事業団は，本委員会への役職員の出席，委員会決定に基づく技術者交流及び共同研究の面で協力を行っている。

ア 本委員会への役職員の出席

本委員会への事業団役職員の出席状況は，資料—30のとおりである。

資料—30　　日米下水処理技術委員会への出席者

回	出席者氏名	役職名	備考
第3回 (49年)	遠山　啓 杉木昭典	センター技術部長 センター試験所長	
第4回 (50年)	久保　赳	理事	団長
第5回 (52年)	久保　赳 杉木昭典	副理事長 試験部長	
第6回 (53年)	久保　赳 奥野長晴	副理事長 試験部総括主任研究員	団長
第7回 (55年)	久保　赳 柏谷　衛 大宮一夫	副理事長 誠験部長 試験部総括主任研究員	
第8回 (56年)	久保　赳 田中和博	理事長 試験部試験課長	団長

イ　技術者交流計画に基づく派遣職員

委員会が決定した技術者交流計画に基づいて事業団から派遣された職員は，資料—31のとおりである。

資料—31　　技術者交流計画に基づく派遣職員

氏　名	所　属	派　遣　先	期　間
亀田泰武	試験所試験課	ロサンゼルス郡広域下水道庁	48.9.22～49.3.21
堂々　功	企画総務部企画課	シカゴ地方下水道特別自治体	49.6.26～49.12.25
稲葉紀久雄	東京支社設計課	米国環境保護庁	50.8.30～51.2.29
田中和博	東京支社設備課	〃	52.8.27～53.3.2
弘元晋市	試験部試験課	〃	52.9.1～52.12.31
森　忠洋	〃	〃	54.9.1～55.3.5
平林正行	計画部設計課	ロサンゼルス郡広域下水道庁	56.9.1～57.2.28

ウ　共同研究による協力

第2回委員会において提案された共同研究については，事業団もその一部を担当し，委員会で成果を発表するほか，報告書を送り，技術情報の交換につとめている。現在（第8回）までに同意された研究項目は次のとおりである。

- ○　特定物質の生物学的除去
- ○　プロセスコントロールと水質監視のための計測機器開発
- ○　汚泥の農業利用
- ○　汚泥焼却炉の排煙処理
- ○　省エネルギー
- ○　運転管理技術
- ○　小規模処理システム
- ○　下水の再利用

②　開発途上国に対する技術協力

ア　集団研修への協力

国際協力事業団は，48年度から水質汚濁・下水道の集団研修コースを設けて，開発途上国の下水道中堅技術者の研修を実施しているが，事業団は，この研修にコースリーダーと数多くの講師を派遣してその運営に協力している。コースリーダーをつとめた職員は資料—32のとおりである。

資料—32　　集団研修コースリーダー

回	氏　名	所　属
第1回～第2回	西田哲夫	研修部研修企画課長
第3回～第8回	奥野長晴	試験部総括主任研究員
第9回	中尾正和	試験部試験課

イ　専門家の派遣

政府は，開発途上国へ専門家を派遣して下水道に関する種々の援助・指導を行っているが，事業団が関与した技術協力及び派遣役職員は資料—33のとおりである。

資料—33　　技術協力及び派遣役職員

年	事　項	派遣先	氏　名	所　属
51年～53年	下水道計画調査	マレーシア・ペナン市	柏谷　衛 新淵　昭光 中川　幸男	試験部長 計画部設計役 計画部調査役
52年	技術協力計画調査	モロッコ	石川　忠男	計画部計画課
53年	建設市場調査	イラン	畑　正一	企画総務部総務課長
53年	帰国研修員巡回指導	韓国、インドネシア、フィリピン	奥野　長晴	試験部総括主任研究員
53年	経済基盤施設調査	イラク、サウジアラビア、アラブ首長国連邦	曽根　啓介	企画総務部企画課長
53年～55年	下水道計画調査	マレーシア、アロースター市	柏谷　衛 安藤　茂 松井　大悟	試験部長 業務部援助課長 計画部調査役
54年	下水道計画・水処理技術調査	シンガポール、マレーシア、タイ	本郷　文男	理　事
54年	下水道・排水計画調査	タイ・バンコク市	柏谷　衛 田中　和博 松井　大悟	試験部長 試験部試験課長 計画部調査役
54年～55年	水質汚濁防止指導	シリア	明石　哲也	大阪支社設計第二課
54年	下水道・汚水処理調査	エジプト、クエート、アラブ首長国連邦、タイ	竹本　直一 中尾　正和	企画総務部企画課長 計画部計画課
54年	施設建設計画調査	トリニダッド・トバゴ	内海　康夫	工務部建築課長
55年	下水処理計画調査	タイ	安藤　茂	業務部援助課長
55年	下水道計画調査	マレーシア・ポートクラン市	安田　靖一 安藤　茂 前田　正博	常任参与 業務部援助課長 計画部計画課
56年	経済基盤施設調査	エジプト、スーダン、タンザニア、エチオピア、ケニア、ジンバブエ	鈴木　省三	企画総務部総務課長

以上のほか、先進諸国への職員派遣、海外諸国からの訪問者との意見交換等を通じ，国際協力の実績を積みあげてきている。

(5) 技術評価委員会の活動

近年の下水道技術の進歩にはめざましいものがある。事業団や地方公共団体が行う下水道の計画や設計業務においても，新しく開発された技術を適切に導入することが望ましく，そのためには新技術の導入の適否，実用化のための条件などを公平に判断し，評価することが必要である。このような必要性から49年５月，当時のセンターに技術評価委員会が設置され，同年７月に第１回の委員会が開催された。

技術評価委員会は，国または地方公共団体の部局の長，学識経験者及び事業団の理事から選ばれた委員で構成され，その下部機構として水処理専門委員会，下水処理場の自動制御専門委員会，下水汚泥の処理処分専門委員会が設けられている。57年８月現在の技術評価委員会の構成は資料—34のとおりである。

技術評価委員会への諮問は理事長が行い，技術評価委員会は各専門委員会からの調査，審議事項の報告をもとに審議を行って，議決された事項を技術評価報告書として理事長に答申する。答申の内容は広報資料などによって事業団の内外へ発表しているほか，新技術に関する機能の特徴や適用範囲，設計諸元などを設計基準などに取り入れて事業団の業務に反映している。

現在までの諮問と答申の状況は資料—35に示すとおりである。

資料—34　　技術評価委員名簿

57年８月16日現在

会　長	左合正雄	東京理科大学教授
委　員	松本順一郎	東北大学教授
	玉木　勉	建設省都市局下水道部長
	福井経一	建設省土木研究所下水道部長
	安部理夫	仙台市建設局長
	藤井秀雄	東京都下水道局施設管理部長
	深谷　一	名古屋市下水道局次長
	谷　和夫	大阪市下水道局長
	中山茂也	岡山市下水道局長
	米田啓一	(社)日本下水道協会技監
	本郷文男	日本下水道事業団理事
	卜部壮一	日本下水道事業団理事

資料—35　　諮問事項と答申の状況

諮問事項	諮問	第1次答申	第2次答申	第3次答申
① 下水処理場の自動制御について	49年7月	50年10月	55年6月	
② 酸素活性汚泥法について	49年7月	50年10月	53年11月	56年6月
③ 既存の汚泥焼却設備について	50年7月	55月6月		
④ 回転焼却設備について	52年8月	55年10月		
⑤ 蒸発乾燥焼却設備について	52年8月	54年8月		
⑥ 小規模下水処理場用回転生物接触装置について	52年8月	53年11月		
⑦ 資源利用のための汚泥コンポスト化装置について	56年6月			

(6) 試験研修施設の整備

① 試験研修本館の建設及び用地の取得

センターの設立にあたり，緊急の課題は，試験研修業務の充実を図るための試験研修本館の建設であった。建設地については，関係方面の下水道事業に対する深い理解と熱意により，試験研修業務に必要な規模の用地と処理水が確保でき，研修施設として好適な環境を有する戸田市の荒川左岸流域下水道処理センター内の一区画が選定された。48年12月に工事に着手し，50年3月，鉄筋コンクリート6階建の試験研修本館が完成した。同本館は，建築面積1,280m²，延面積5,234m²で，1階及び2階は事務室，図書室，実験実習室，3階は教室，製図室，講堂兼視聴覚教室、4階は食堂，浴室等，5階及び6階は寮室(38室150名収容)が配置され，年間1,500名の研修及び各種の試験研究が実施可能となった。

試験研修本館用地約4,600m²については，当初埼玉県の土地使用許可による使用であったが，52年3月に2,967m²，同年8月に1,276m²を埼玉県から取得した。その後，取得した土地には試験研修関係諸施設が建設され，今後の研修需要及び試験業務の増大に対処していくための総合実習棟・実験棟等の建設用地が確保できないので，この建設用地として，56年9月，現有土地の東側に隣接する旧堤敷地6,655m²を埼玉県から取得した。この旧堤敷地については，57年度に整地，フェンス設置等の工事を行う予定である。(資料—36参照)

② 研修用施設及び機器の整備

○ 仮設研修所

48年5月，試験研修本館建設までの暫定的な研修施設を荒川処理センター内に建設した。

同施設はプレハブ平家建580m²で，本館（教室，事務室，会議室等），厚生棟（教養室，会議室等）及び寮棟（8室32人収容）であった。

○ **水質試験室**

50年度に，本館2階に設置。PH，DO，BOD，CDO等の水質一般分析，汚泥脱水試験，生物細菌試験等を行う実習室で，ドラフトチャンバー，分光器，活性汚泥自動定量培養装置，その他各種の機器を設置している。

○ **計装設備シュミレータ**

52年度に，本館1階に設置。処理場の監視盤，計装設備等の機能，問題点を理解するための実習施設で，流量計，水位計シュミレータ，計装設備等がある。

○ **ポンプ実習棟**

53年度に，本館西側に建設(鉄骨造り62m²)。ポンプ設備の構造，機能等を理解するための実習施設で，うず巻ポンプ，汚泥ポンプ，貯留タンク，制御盤等を設置している。

○ **汚泥脱水機シュミレータ**

53年度に，本館西側に設置。汚泥脱水設備の機構，運転操作，保守点検要領等を理解するための小型汚泥脱水機である。

○ **土質重金属実験棟**

54年度に，本館南側に建設（鉄筋コンクリート2階建延面積210m²)。1階は土質試験室で，3連式変水位透試験器，電動式一面剪断試験機，3軸圧縮試験装置等を設置し，土の粒度分析，液性限界，塑性限界，透水試験，圧縮試験等を行うことができる。2階は機器分析室で，原子吸光光度計及びガスクロマトグラフを設置し，カドミウム，水銀，銅，PCB等の分析を行うことができる。

○ **最終沈殿池シュミレータ**

54年度に，本館西側に設置。処理場における最終沈殿池を小型化したもので，活性汚泥の固液分離機構を理解するための実習施設である。

○ **除害施設シュミレータ**

54年度に，本館2階に設置。重金属排水の除害施設を理解するための実習施設で，操作盤、反応タンク，凝集タンク等がある。

○ **コンクリート実験棟**

55年度に，本館西側に建設（鉄骨造り98m²)。各種の材料試験，コンクリートのスランプ，空気量，圧縮強度，化学試験等を行う実験室で，洗い分析試験装置，万能材料試験機，油圧式モルタル圧縮試験機，コンクリート透水試験機等を設置している。

③ 試験研究用施設及び機器の整備

○ **生物室及び分析室**

50年度に，本館2階に設置。生物室は，下水汚泥コンポスト化実験で供試した脱水ケーキ，返送コンポスト，投入混合物，一次発酵物等の分析を行う実験室で，BOD自動測定装置，定温乾燥器等を設置している。分析室は，試験部内で行った実験及び現地実験で得た各種試料を分析する実験室で，一般分析室にはBOD自動測定装置，TOD—TOC自動分析装置等を設置し，機器分析室には原子吸光光度計，ガスクロマトグラフ等の分析機器を設置している。

○ **水処理実験棟**

51年度に，本館南側に建設（鉄骨造り2階建延424㎡）。下水による実用化試験を行うための施設で，最初沈殿池，エアレーションタンク，最終沈殿池，受水槽，電気計装設備等からなる二次処理実験プラント（処理能力最大60㎥/日）を設置している。

なお，56年度以降4カ年の予定で連続式自動逆洗型急速ろ過設備，循環式懸濁生物処理設備等の高度処理実験プラントを設置することになっている。

○ **汚泥貯留槽**

53年度に，屋外実験場に設置。実験に使用する汚泥を貯留し，必要に応じ濃縮及び脱水実験に供するための施設である。

○ **汚泥処理実験棟**

54年度に，水処理実験棟南側に設置（鉄骨造り2階建延182㎡）。汚泥の処理処分に関する種々の実験を行うための施設で，汚泥の減量化，処理処分の効率化等の実験を行う脱水実験設備及び汚泥のコンポスト化実験を行う堆肥試験装置を設置している。

○ **汚泥乾燥，焼却，脱臭の各実験設備**

55年度，屋外実験場に設置。汚泥乾燥実験設備は，コンポスト化実験，汚泥焼却実験等に供する汚泥の前処理を行う施設であり，焼却実験設備は，竪形流動式焼却炉（処理能力3トン/日）で，生汚泥の焼却方式，焼却炉のスケールアップ等について調査研究する施設である。脱臭実験設備は，オゾン酸化，酸，アルカリ洗浄法，活性炭吸着法等の各種組合せの脱臭実験を行う施設である。

○ **汚泥濃縮タンク**

55年度に，屋外実験場に設置。汚泥の投入法，負荷率，滞留時間，運転操作時間と汚泥の濃縮性について調査研究する施設である。

○ **堆肥化装置**

55年度に，東松山市市野川終末処理場に設置。コンポスト化設備の設計に必要なデータを得るため，コンポスト化実験を実機条件に近い状況で行う施設である。

○ **移動実験室**

55年度に，堺市泉北下水処理場に設置。移動可能なプレハブ実験室で，現地調査を行う場合に水質分析，資料保存等に使用する施設である。

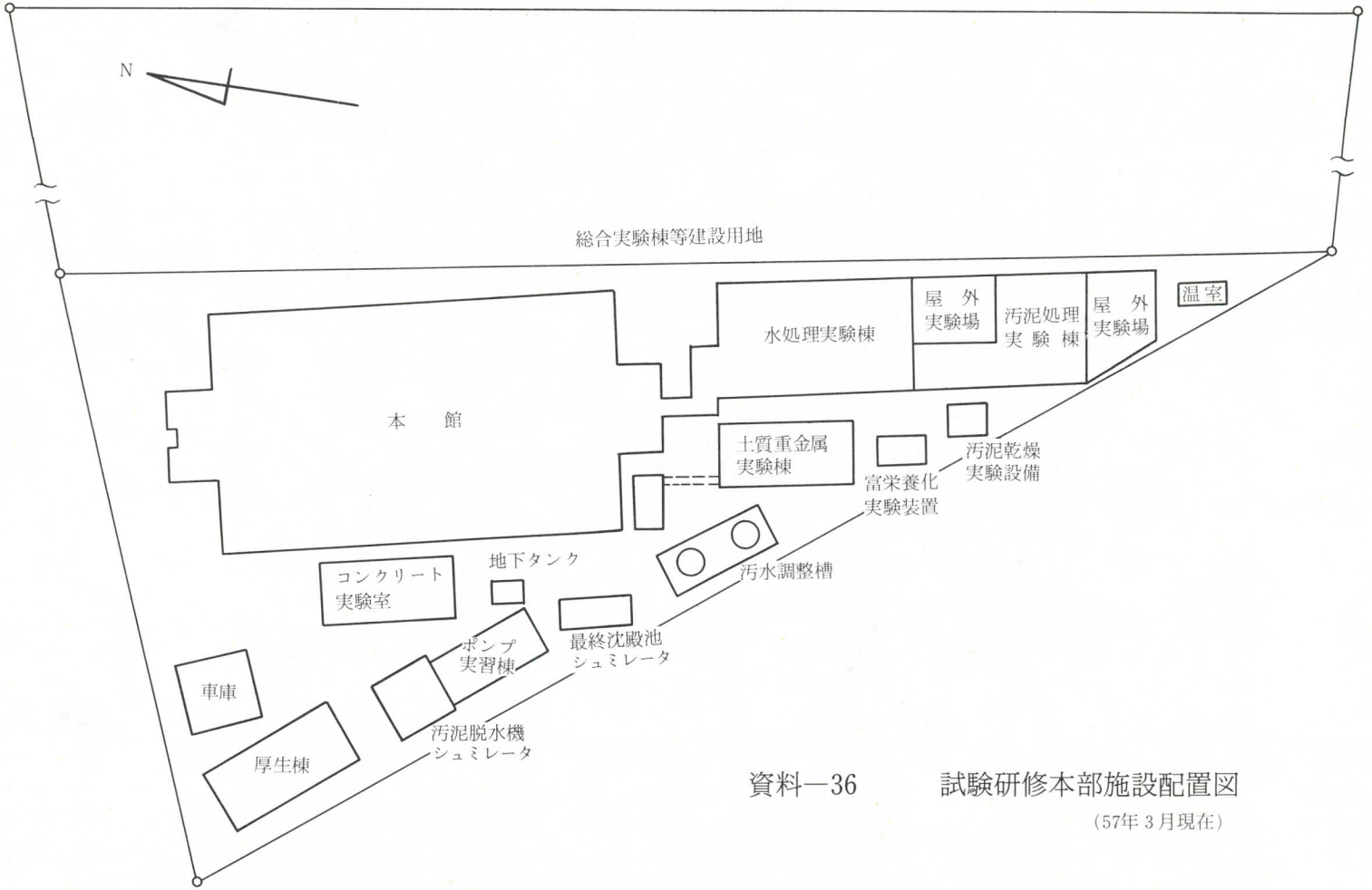

資料—36　　試験研修本部施設配置図

（57年３月現在）

第３章　分析と解説

第3章　分析と解説

日本下水道事業団は，下水道事業センターとして，昭和47年に国と地方公共団体の出資によって設立され，50年に業務を拡充のうえ現在の体制に移行し，今日に至っているものである。この間，事業団は，下水道整備の促進のために総力をあげて活動してきた。その結果，事業団の56年度までの事業実績は，資料—37に示すとおりとなっている。

① 事業団が受託した建設工事は合計187箇所で，うち94箇所において通水をしている。

② 計画設計・技術援助業務については，計画設計144件，技術援助185件を受託している。

③ 技術者の研修，技術検定業務については，約8,300人の研修と47,000人弱の技術検定を行い技術者の養成に寄与している。

④ 試験研究業務については，64のテーマについて試験研究を完了している。

1　実　績　の　分　析

事業団の業務には，地方公共団体の委託を受けて行う建設工事，実施設計，計画設計及び技術援助と国及び地方公共団体からの業務運営補助金等をもって行う研修，技術検定及び試験研究とがある。

下水道事業は，下水道法により地方公共団体が事業主体となって実施するものとされており，事業団は，この下水道事業の事業主体である地方公共団体を支援することをその役割としている。

事業団は，業務の実施に当たっては，資料—38のように地方公共団体における下水道事業の実施手順のなかで，直接，計画設計，実施設計及び建設工事を受託するほか，各段階において設計の見直しなど各種の技術援助を受託することとし，下水道事業の促進に寄与してきたところである。

以下，事業団の業務である建設業務，実施設計業務，計画設計業務，技術援助業務，研修業務，技術検定業務及び試験研究業務について，この10年間の実績を多角的に分析することとする。

資料—37　　事業団の全業務実績

区分／年度	建設					実施設計		
	箇所	新規	金額	通水箇所	完了箇所	箇所	新規	金額
	箇所	箇所	百万円	箇所	箇所	箇所	箇所	百万円
47	1 (1・0)	1 (1・0)	50	—	—	9	9	361
48	16 (16・0)	15 (15・0)	6,377	—	1	14	14	469
49	26 (23・3)	11 (8・3)	21,524	—	—	20	16	724
50	52 (45・7)	26 (22・4)	42,239	1	1	28	16	1,216
51	63 (55・8)	12 (11・1)	64,703	8	7	22	11	946
52	75 (64・11)	19 (16・3)	83,582	13	7	41	21	1,349
53	89 (73・16)	21 (16・5)	103,349	10	15	63	25	2,337
54	99 (82・17)	25 (23・2)	115,743	14	11	79	33	2,273
55	117 (99・18)	29 (28・1)	124,025	27	24	101	34	2,713
56	121 (101・20)	28 (24・4)	133,802	21	15	125	41	3,236

56年度までの実績	受託箇所	通水箇所	完了箇所	受託箇所
	箇所	箇所	箇所	箇所
	187 (164・23)	94 (83・11)	81 (78・3)	220

(注)　箇所の欄の（　）は，公共・流域の内訳である。

計画設計		技術援助		研修		技術検定		試験研究		
件数	金額	件数	金額	回数	人数	受検者数	合格者数	固有	受託	計
件	百万円	件	百万円	回	人	人	人	テーマ	テーマ	テーマ
2	27	2	7	2	69	—	—	—	—	—
15	206	3	10	12	405	—	—	—	4	4
26	248	5	17	15	516	—	—	3	5	8
15	114	40	128	29	656	7,697	845	6	9	15
13	156	30	62	40	776	6,267	548	6	13	19
12	86	17	83	40	1,010	5,660	660	7	14	21
9	58	25	159	45	1,201	6,079	474	9	20	29
21	211	25	157	45	1,249	6,496	1,050	10	20	30
16	198	18	157	45	1,180	6,590	860	9	25	34
15	189	20	135	45	1,237	8,007	1,473	9	18	27

受託件数	処理件数	延べ回数	延べ人員	受検者総数	合格者総数	完了テーマ数
件	件	回	人	人	人	テーマ
144 (89都市)	185	318	8,299	46,796 合格率12.6%	5,910	64

資料—38　下水道施設の建設等における事業団の受託業務の役割

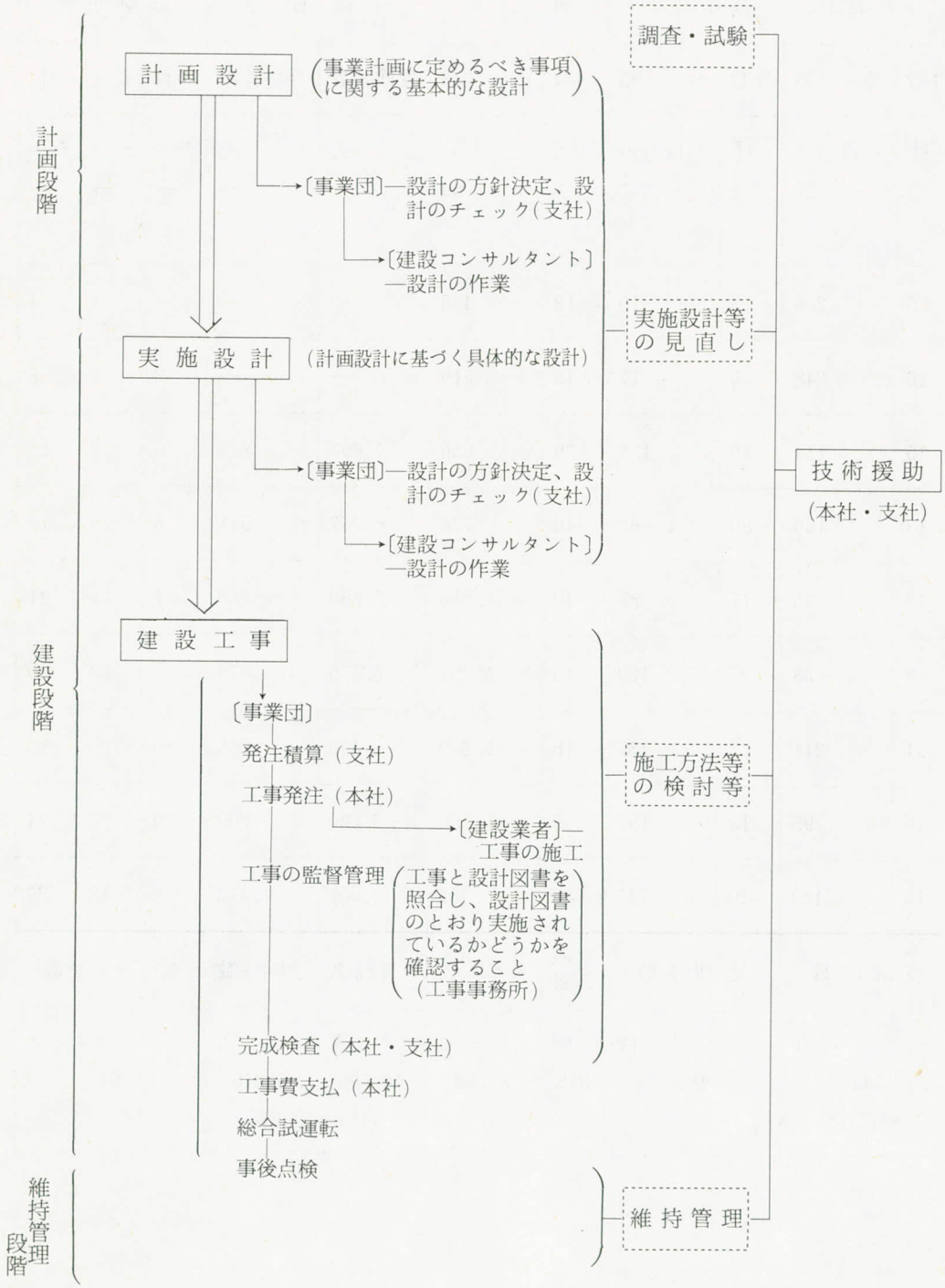

(1) 建設・実施設計

① 事業団事業と全国総事業との比較

ア　事業団の建設事業費（実施設計費を含む。）と全国の下水道の総事業費とを比較すると，その特徴から前期（47年度から51年度まで）と後期（52年度から56年度まで）とに分けることができる。資料—39に示すとおり，前期は，センターから事業団へ移行した経緯にもみられるように，事業団の建設事業費の全国の総事業費に対する比率は，47年度の0.1%から51年度の8.8%へと大幅に上昇してきたが，後期，52年度以降は大きな変動がみられず，定着する傾向にある。

後期の定着化の傾向として，全国の総事業費との比較では7%台となり，管渠(かんきょ)・処理場別では，管渠が１%弱，処理場が約20%程度となっている。

イ　資料—39からも明らかなように事業団の建設事業費の大部分は終末処理場が占める。この事業団の終末処理場の建設事業費と，全国の終末処理施設の建設事業費（用地費・補償費を除く。）とを比較すると，資料—40のとおり，51年度以前は事業費の大幅な伸びを反映して，急増しているが，それ以降はアの全国の総事業費との比較と同様に定着する傾向にあり，21～24%に相当するものとなっている。

ウ　事業団の終末処理場の建設工事による通水箇所は50年度の沖縄県本部町を始めとして，56年度までで増設を含め公共下水道83箇所，流域下水道11箇所，計94箇所となっている。最近５年間（51年度から55年度まで）に全国で新たに供用を開始した処理場123箇所のうち約40%の48箇所は事業団が建設したものとなっている（資料—41参照）。

エ　全国の処理場の処理能力は，55年度末で2,630万m³/日（晴天時１日最大処理量）となっている。事業団の受託によるものの処理開始は，50年度（本部終末処理場）から始まる。49年度を基準にして，全国の処理場整備量と事業団の受託に係るものとを比較すると，全国の処理場の処理能力が870万m³/日増加したのに対し，事業団が55年度までに完了した箇所の処理能力の累計は150万m³/日となり，約17%に相当することになる（資料—42参照）。

資料－39　　全国の総事業費と

区分	年度	47 全国(A)	47 事業団(B)	47 (B)/(A) (%)	48 全国(A)	48 事業団(B)	48 (B)/(A) (%)
公共下水道	管渠	2,882	0	0.0	2,927	3	0.1
	処理場	1,502	4	0.3	1,489	65	4.4
	計	4,384	4	0.1	4,416	68	1.5
流域下水道	管渠	・・・	－	－	・・・	－	－
	処理場	・・・	－	－	・・・	0	－
	計	708	－	－	786	0	0.0
特定環境保全公共下水道	管渠						
	処理場						
	計						
特定公共下水道	管渠	・・・	－	－	・・・	－	－
	処理場	・・・	－	－	・・・	－	－
	計	21	－	－	26	－	－
都市下水路		188	－	－	224	－	－
合計	管渠	・・・	－	－	・・・	3	－
	処理場	・・・	4	－	・・・	65	－
	計	5,301	4	0.1	5,452	68	1.2

区分	年度	52 全国(A)	52 事業団(B)	52 (B)/(A) (%)	53 全国(A)	53 事業団(B)	53 (B)/(A) (%)
公共下水道	管渠	6,293	47	0.7	7,947	39	0.5
	処理場	2,697	604	22.4	3,312	726	21.9
	計	8,990	651	7.2	11,259	765	6.8
流域下水道	管渠	843	23	2.7	1,068	13	1.2
	処理場	1,174	175	14.9	1,431	275	19.2
	計	2,017	198	9.8	2,499	288	11.5
特定環境保全公共下水道	管渠	28	0	0.0	53	－	－
	処理場	15	0	0.0	24	4	16.7
	計	43	0	0.0	77	4	5.2
特定公共下水道	管渠	28	－	－	40	－	－
	処理場	20	－	－	24	－	－
	計	48	－	－	64	－	－
都市下水路		532	－	－	678	－	－
合計	管渠	7,724	70	0.9	9,786	52	0.5
	処理場	3,906	779	19.9	4,791	1,005	21.0
	計	11,630	849	7.3	14,577	1,057	7.3

(注) 1．全国は総事業費である。
2．事業団には実施設計費を含むものとし，建設工事は事業費ベース（当年度補助＋当年度施越＋前年度債務＋地方単独）で表示した。

事業団の建設事業費との比較の推移

（単位：億円）

49			50			51		
全 国 (A)	事業団(B)	(B)/(A) (%)	全 国 (A)	事業団(B)	(B)/(A) (%)	全 国 (A)	事業団(B)	(B)/(A) (%)
2,520	25	1.0	3,558	54	1.5	3,993	50	1.3
1,175	194	16.5	1,883	305	16.2	1,934	504	26.0
3,695	219	5.9	5,441	359	6.6	5,927	554	9.3
・・・	—	—	633	4	0.6	467	7	1.5
・・・	3	—	549	72	13.1	718	95	13.2
812	3	0.4	1,182	76	6.4	1,185	102	8.6
						8	—	—
						4	—	—
						12	—	—
・・・	—	—	・・・	—	—	15	—	—
・・・	—	—	・・・	—	—	36	—	—
34	—	—	49	—	—	51	—	—
219	—	—	289	—	—	330	—	—
・・・	25	—	・・・	58	—	4,813	57	1.2
・・・	197	—	・・・	377	—	2,692	599	22.3
4,760	222	4.7	6,961	435	6.2	7,505	656	8.8

54			55			56(実績見込)		
全 国 (A)	事業団(B)	(B)/(A) (%)	全 国 (A)	事業団(B)	(B)/(A) (%)	全 国 (A)	事業団(B)	(B)/(A) (%)
9,233	44	0.5	9,884	83	0.8	9,661	90	0.9
3,867	775	20.0	4,188	782	18.7	4,932	947	19.2
13,100	819	6.3	14,072	865	6.1	14,593	1,037	7.1
1,190	3	0.3	1,558	1	0.1	1,481	—	—
1,783	344	19.3	1,563	389	24.9	1,466	322	22.0
2,973	347	11.7	3,121	390	12.5	2,947	322	10.9
69	—	—	72	—	—	60	—	—
46	14	30.4	47	12	25.5	51	10	21.6
115	14	12.2	119	12	10.1	111	10	9.9
17	—	—	22	—	—	19	—	—
21	—	—	18	—	—	13	0	0
38	—	—	40	—	—	32	0	0
683	—	—	700	—	—	650	—	—
11,192	47	0.4	12,236	84	0.7	11,871	90	0.8
5,717	1,133	19.8	5,816	1,183	20.4	6,462	1,280	19.8
16,909	1,180	7.0	18,052	1,267	7.0	18,333	1,370	7.5

資料—40　　終末処理場建設工事費（全国：事業団）の比較の推移

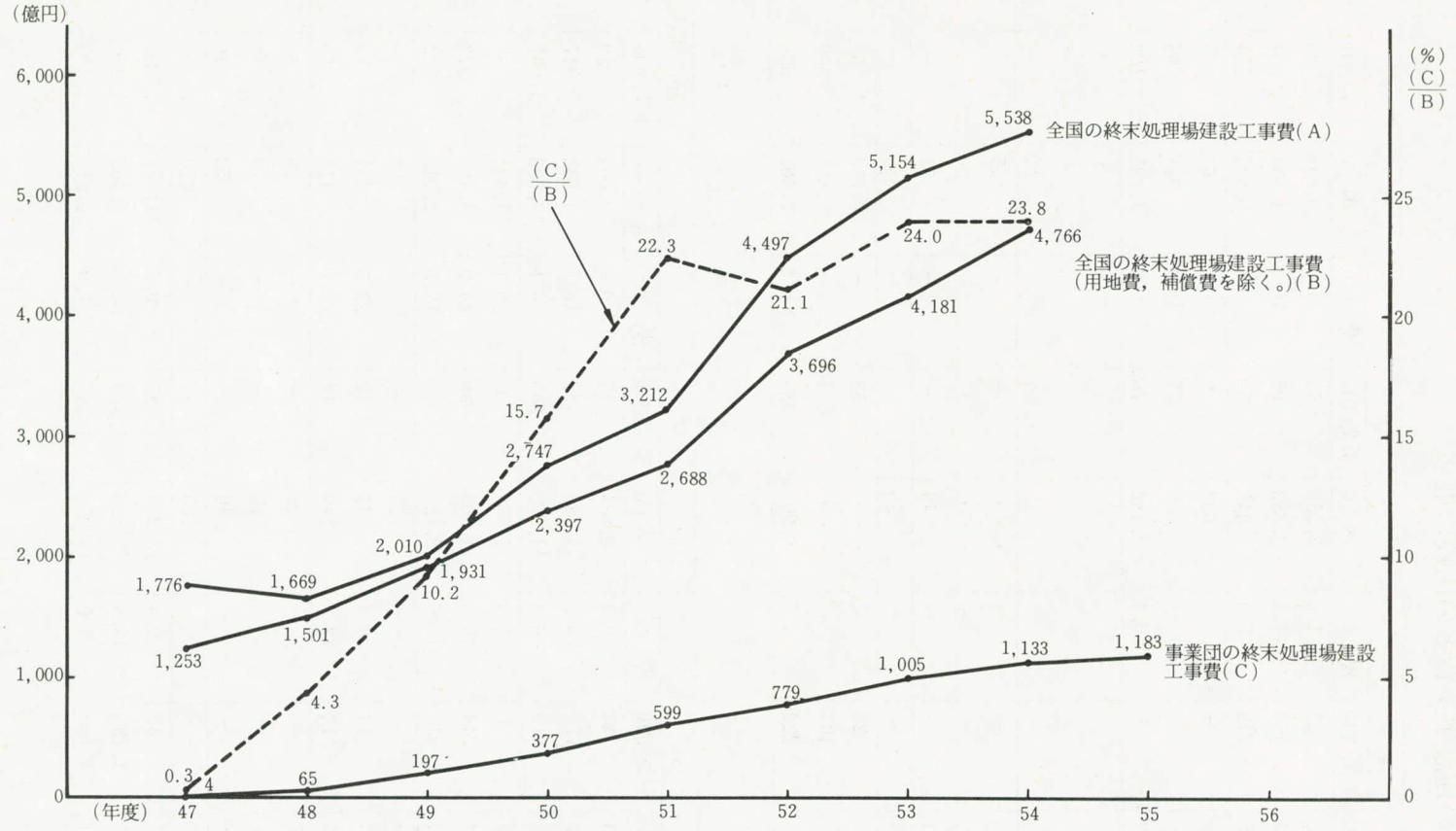

（注）　全国の終末処理場建設工事費は，建設業務統計（建設省計画局）による。

資料—41　　供用開始した処理場数の推移

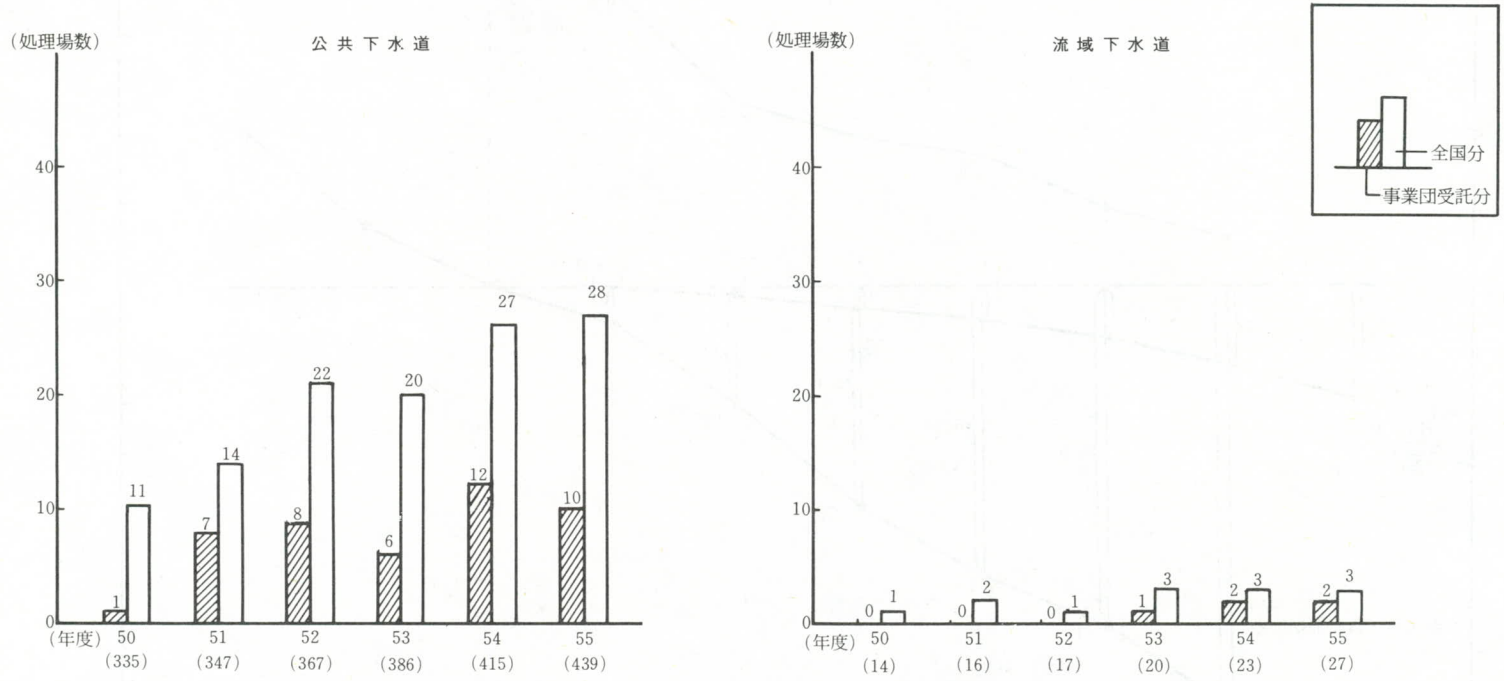

（注）　1．（　）書きは，全国の処理場数で，処理稼動中のものである。
　　2．資料は，「下水道統計」(㈳日本下水道協会）による。

資料—42　　処理場の処理能力（全国：事業団受託分）の比較の推移

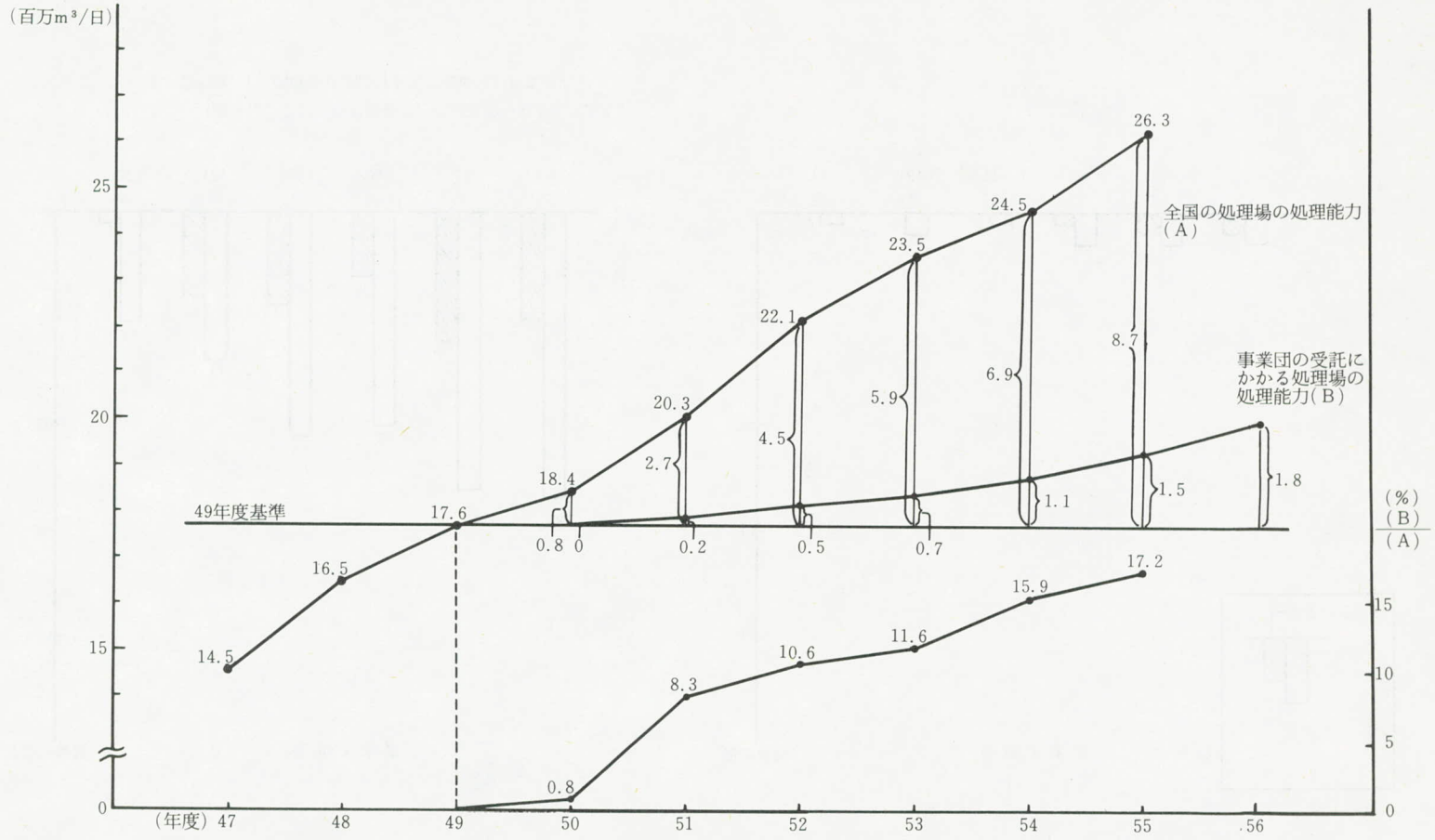

（注）　1．事業団受託分は完了箇所に係るものである。　　2．全国の処理場の処理能力は，「下水道統計」(㈳日本下水道協会）による。

② 実施設計の傾向

実施設計は，事業団設立以来着実に受託個所数が増大してきている。実施設計は，建設業務と密接に関連している点に特色がある。実施設計を受託した箇所は，ほとんど引続き建設業務を受託してきており、実施設計と建設の受託時期は，１～２年程度の間隔をおいているのが通常である。このことを建設業務の側からみると，資料—43のとおり，各年度の建設の新規の受託箇所の大部分が全部又は一部，実施設計を事業団で受託したものとなっている。ただし，50～51年度は，指定都市からの受託が多く，かつ指定都市は自前で実施設計を行う傾向にあるため，例外的にこれらの年度においては，事業団の実施設計に係らない箇所が多くなっている。

実施設計の各年度における１箇所当たりの金額は，50年度の4,300万円から56年度の2,600万円へと減少傾向にある。これは，受託箇所の規模の中小化や，一括して行っていた設計を数年度に分割して行うこととしたこと等に伴うものと思われる。

資料—43　　建設工事の新規受託箇所と実施設計受託箇所の関係

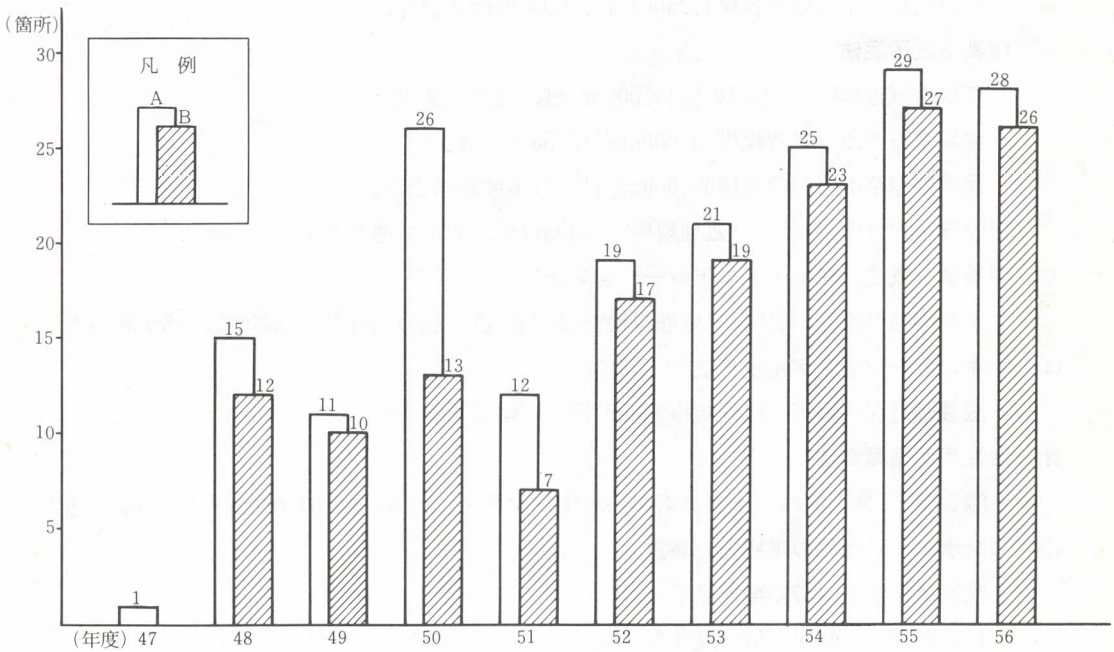

（注）　Aは各年度の建設工事の新規受託箇所数を，BはAの新規箇所のうち事業団が実施設計を行ったものの箇所数を表す。

③ 新技術を採用した施設の施工実績

下水道技術は，下水の高度処理技術，汚泥の処理処分等を中心として，パイロットプラント及び実プラントを用いた研究・開発により急速な進歩を遂げてきた。

事業団は多数の専門技術者から構成されており，また試験研究部門を有していることから，施設の建設に当たっては，地域の特性を十分に考慮して，これらの新しい技術の積極的な活用に努めてきた。新技術による施工の主なものは，次のとおりである。

(ア) 回転生物接触法

長野県野沢温泉村（処理規模9,700m³/日，54年度通水）
福井県永平寺町（処理規模1,150m³/日，54年度通水）
愛知県岡崎市（処理規模28,000m³/日，54年度通水）
徳島県徳島市（処理規模31,700m³/日，55年度通水）
長野県白樺湖下水道組合（処理規模8,800m³/日，55年度通水）
和歌山県高野町（処理規模4,000m³/日，55年度通水）
栃木県栗山村（処理規模800m³/日，56年度通水）
石川県松任市（処理規模4,250m³/日，59年度通水予定）

(イ) 酸素活性汚泥法

京都市（吉祥院）（処理規模40,000m³/日，52年度通水）
宮城県石巻市（処理規模20,000m³/日，56年度通水）
兵庫県姫路市（処理規模59,000m³/日，57年度通水予定）
大分県大分市（原川）（処理規模26,000m³/日，59年度通水予定）

(ウ) 深層ばっ気法（ジェットエアレーション法）

北九州市（新町，日明）（処理規模23,300m³/日，84,400m³/日，54年度，55年度通水）

(エ) オキシデーションディッチ法

滋賀県近江八幡市（処理規模200m³/日，57年度通水予定）

(オ) 活性汚泥循環変法

滋賀県（琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター）（処理規模64,000m³/日，56年度通水）

(カ) コンポスト（汚泥の堆肥化）装置

茨城県日立市（57年度稼動予定）
長野県野沢温泉村（57年度稼動予定）
埼玉県所沢市（58年度稼動予定）
長野県白樺湖下水道組合（58年度稼動予定）

(注)1 回転生物接触法とは，1本の軸に合成樹脂などを成形した円盤を数枚以上取付けた回転体を反応タンク内に設置し，下水と空気とを交互に接触することにより

生物処理を行う方法で，送気や汚泥返送の必要がないなど，その運転管理は標準活性汚泥法などに比べて容易である。

2　酸素活性汚泥法とは，空気の代わりに90%以上の濃度の酸素をエアレーションタンクへ供給することにより，酸素溶解効率を高め，効率的で安定した処理を行うものであり，エアレーション時間が空気法に比べて著しく短いため，所要敷地面積が少なくてすむなどの長所がある。

3　深層ばっ気法とは，処理場敷地の制約からエアレーションタンクの水深を通常の約2倍の10m程度とした活性汚泥による水処理方式であり，各種の散気方式のうち，新町，日明では，ジェットエアレータを採用している。

4　オキシデーションディッチ法とは，長円形循環水路型のエアレーションタンクにローター式のエアレーション装置を橋架けして水面で回転させ，汚水に酸素を供給しながら循環・混合流を与える長時間エアレーションの活性汚泥法である。本法は高度な管理技術がなくても良質の処理水が得られ，小規模処理場に採用されている。

5　活性汚泥循環変法とは，エアレーションタンクを好気性ゾーンと嫌気性ゾーンに分け，好気性ゾーンにおいてアンモニア性窒素を硝化菌の働きで亜硝酸，硝酸性窒素に変換させ，さらに嫌気性ゾーンにおいて脱窒菌の働きで窒素ガスまで分解させることにより，窒素の除去を行うものである。

6　コンポストとは，下水汚泥等の有機物を装置化された発酵槽内で好気的条件下で分解あるいは無機化することにより，取扱い易く，貯蔵し易く，施用上及び生育作物に悪影響を及ぼさない安定した物質を作成することをいう。

④　工種別事業費の推移

事業団は，地方公共団体から建設工事の委託を受けた場合，土木，建築，機械，電気，化学等の各専門技術者の高度な技術と豊富な経験を活用して，その建設に当たっており，終末処理場，ポンプ場等の建設は，土木・建築工事，機械設備工事，電気設備工事に分けて，それぞれ専門業者に発注している。

発注金額等の推移は，資料—44のように，53年度までは事業団の建設事業費の大幅な伸びを反映し，センター設立以来7年目にして，1,000億円を超える発注金額となったが，53年度以降は横ばいの状態になっている。ちなみに発注件数も年間約400件と大きな変動はなく，1件当たりの発注金額は単純平均で約3億円程度となっている。

また，発注金額を土木・建築，機械，電気の工種別割合でみると，建設工事が主な業務となった50年度以降は，土木・建築が約65%，機械が約20%，電気が約15%となっている。

なお，事業団は，終末処理場等の建設工事の実施に当たって，業者の施工能力の向上等を図るため，土木・建築工事についてはジョイント・ベンチャー方式を積極的に採用している。この結果，地元中堅業者は経験と実績を有する業者と共同して施工することが可能となっている。

資料—44　　工種別発注金額の推移

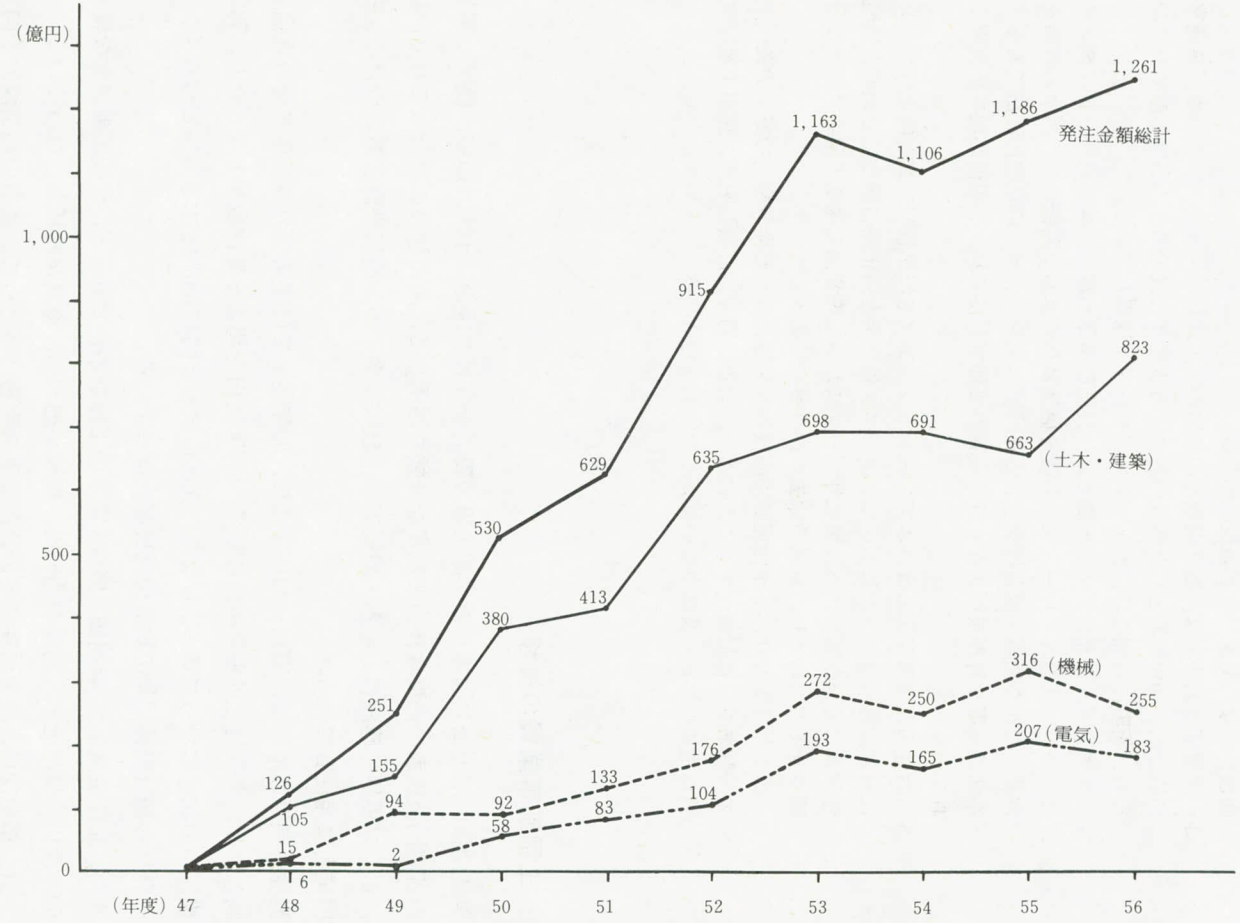

⑤ 終末処理場の経済性の追求

事業団は，終末処理場の建設に当たっては，地方公共団体の意向を十分勘案しながら，事業団の豊富な情報，卓越した技術力を生かして対処している。下水道施設は都市の根幹的施設であるため耐久性等を十分考慮する必要があるが，実施設計の第一段階の基本設計においては，各種の処理方式・施工方法等による建設費及び維持管理費を十分に比較して，経済的な処理方式の採用，機器の選定及び建設工法の採用に努めている。また先行投資的要素を減少させるため，初期の流入水量，水質を十分検討し，それに見合う規模の施設を設置し，維持管理費の軽減を図るとともに，施設の分割段階施工を図り，初期投資を少なくするよう努めてきている。

(2) 計画設計

計画設計は，56年度までに89都市との間で144件の協定を結び96箇所（処理区単位）で業務を実施してきた。

計画設計は，技術的援助を主たる業務としたセンター時代においては，業務の大半を占めていた。50年度から53年度までは，事業団への移行により，建設業務に重点が移ったこともあって実績は落ちこんだものの，その後，下水道事業が地方中小都市にも及んだという背景もあり，事業の基本となる計画設計の実績も再び増えてきているところである。

計画設計と建設工事等の関連度という観点で整理したものが資料—45である。計画設計を実施した96箇所のうち，流域下水道及び単独公共下水道（処理場をもつ箇所）は80箇所である。このうち，41箇所で処理場建設に着手しており，そのうち，35箇所85％の処理場建設を事業団が受託している。この割合はここ数年でみると，100％となっており，関連度は高い。しかし一方，事業団が計画設計を受託しながら処理場着手に至っていない箇所が39箇所，49％となっている。

また，最近の計画設計が事業採択に果たした役割を表したものが資料—46である。すなわち，各年度の新規事業採択都市数（単独公共，特環に限る。）のうち事業団が計画設計を受託した都市数の割合は約20％となっている。今後，新規採択都市が小規模化することを考えると事業団の役割がさらに増加するものと考えられる。

(3) 技術援助

技術援助の実施に当たっては，協定の締結を行うものと，行わないもの（簡易な技術指導）がある。協定に基づく技術援助は47年度から56年度までの10年間に総件数185件，総額９億1,500万円である（資料—47参照）。技術援助の内容を分類すると，1）実施設計の見直し等に関する

ものは137件で74%，2）調査・試験に関するものは12件で７%，3）施工方法の検討等に関するものは６件で３%，4）維持管理に関するものは30件で16%である。また185件に対して事業団の直営で実施したものは75件で40%，コンサルタント等を活用したものは110件で60%である。

維持管理については，50年度に本部町の終末処理場の運転開始に伴い維持管理の技術援助を実施したのを始めとして毎年実施している。しかし維持管理の技術援助は，原則として現地３日程度の短期的なものであるため，近年，事業団から終末処理場の引渡しを受けた地方公共団体から，維持管理技術者が養成されるまでの当分の間，事業団職員が常駐して維持管理の技術指導をしてほしいという要請が強くなってきた。このため，55年度から，新潟県信濃川下流流域下水道新潟処理場に業務部援助課分室を設置して維持管理業務を試行した。今後，地方都市における下水道整備の促進に伴い，維持管理に関する技術援助の増加が予想される。

また，簡易な技術援助は，協定を締結して行うほどのものではなく，現地で２～３日にわたる助言や相談程度の軽易な対応で問題の解決が可能なものであるが，内容は下水道の計画，設計，工事及び維持管理など下水道全般に及ぶものである。このような問題の解決要請が51年ごろから多くなり，56年度では25件となっている。そのうち，維持管理に関するもの16件で64%，計画・設計に関するもの８件で32%，工事に関するもの１件で４%である。

資料—45　　計画設計受託箇所とその後の状況

項　　目	箇所数	割　　合	
計画設計受託箇所数(A)	96	—	—
流域・単独公共箇所数(B)	80	B/A＝83%	—
うち事業採択箇所数(C)	60	C/B＝75%	—
うち建設着手箇所数(D)	41	D/C＝68%	D/B＝51%
うち事業団受託箇所数(E)	35	E/D＝85%	E/B＝44%

資料—46　　計画設計が事業採択に果たした役割

年度	新規事業採択都市数(単独公共・特環)(A)	うち事業団計画設計受託都市数(B)	(B)/(A)
55	23	6	18%
56	19	3	16%

資料—47　　計画設計・技術援助の実績の推移

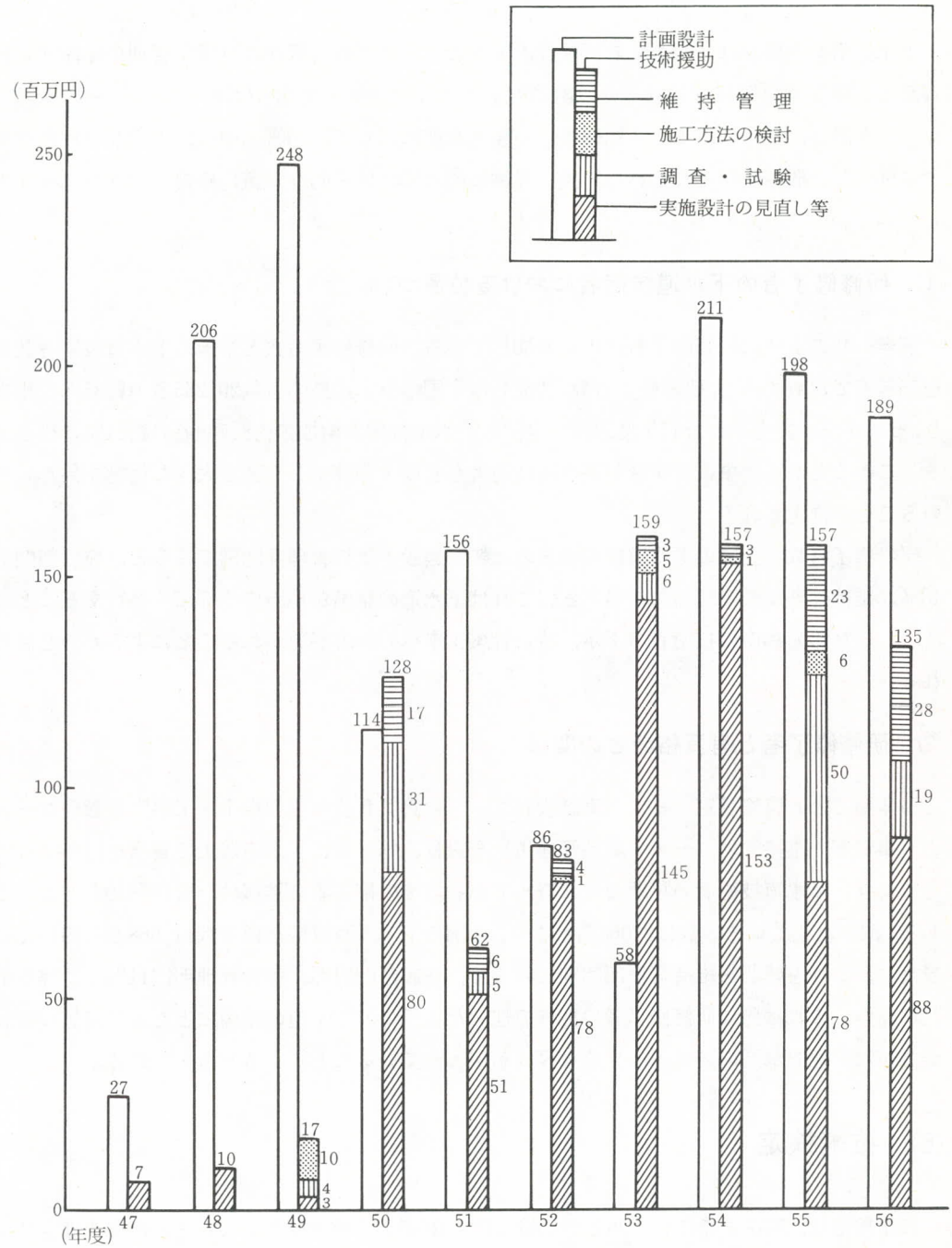

(4) 研修

下水道事業の業務は，大きく計画設計，実施設計，工事監督管理及び維持管理の4段階に分かれる。事業団の研修はこれらの段階に対応する4コースと監督指導のためのコースの計5コースを設け，さらに，これらを研修生の技術水準に応じて，初級，中級，上級及び特別クラクに細分し，研修生がそれぞれの知識，経験に応じて，体系的な知識の修得ができるよう配慮している。

① 研修修了者の下水道技術者における位置づけ

資料—48のように研修修了者は年々増加している。研修修了者数と全国の下水道技術者数とを55年度で比較すると，研修修了者数7,062名は全国の下水道技術者数20,265名の約35%に相当し，センターが設立された47年度以来の全国の下水道技術者増加数約8,700名の約81%に相当する。このことから，事業団研修が下水道技術者を養成・訓練するうえで大きな役割を果たしていることが推定される。

研修修了者数と全国の下水道技術者との比較を建設・維持管理部門別でみると，建設部門で48%，維持管理部門で17%に相当する。これは下水道の整備が地方中小都市へ移行することに伴い，これらの都市の技術者の不足，特に管渠工事への対応が急がれることによるものと思われる。

② 研修修了者と有資格者との関係

事業団では，資格認定コース（実施設計コースの管渠II及び処理場I，工事監督管理コースの工事管理，維持管理コースの維持管理III）を設け，修了者に下水道法上の資格を付与することにより，下水道技術者の早期養成に努めている。その修了者の推移は，資料—49のとおりである。54年度までにその数は2,065名となり，全国の下水道有資格技術者数11,668名の約18%に当たり，これを建設・維持管理部門別でみると，建設部門21%，維持管理部門11%と，建設部門が高い。これは先に研修修了者の推移で述べたように，下水道の整備に当たって，施設建設が急がれ，建設部門の技術者の早急な育成が望まれていることによると考えられる。

(5) 技術検定

技術検定は，現在までに46,796名が受検し，5,910名の合格者を出している。合格率は全体で約13%で受検者と合格者の傾向については，資料—50のとおりである。

職業別についてみると，公務員に限らず民間からの受検が多い傾向にある。技術検定は，もっ

ぱら地方公共団体の職員に対して，下水道技術の有資格者となるための実務経験を短縮させることにより，下水道部門への導入の円滑化を目的とするものであって，民間の受検を直接そのねらいとするものではない。しかし，このような民間からの受検は，結果として民間技術者の資質の向上に寄与しているものと思われる。

年齢別では，受検者，合格者とも20歳代が半数を占め，次いで30歳代となっている。学歴別では，受検者，合格者ともに大学卒，高校卒が多いが，大学卒の方が合格率が高い。専攻別では，受検者，合格者とも土木の専攻者が半数近くを占め，以下，機械，電気の順となっている。

また，技術検定合格者と下水道有資格技術者との関係をみると，54年度までの公務員の技術検定合格者数846名は，全国の下水道有資格技術者数の11,648名の７％に相当しており，下水道技術検定が下水道有資格技術者の確保に寄与していることがうかがえる。

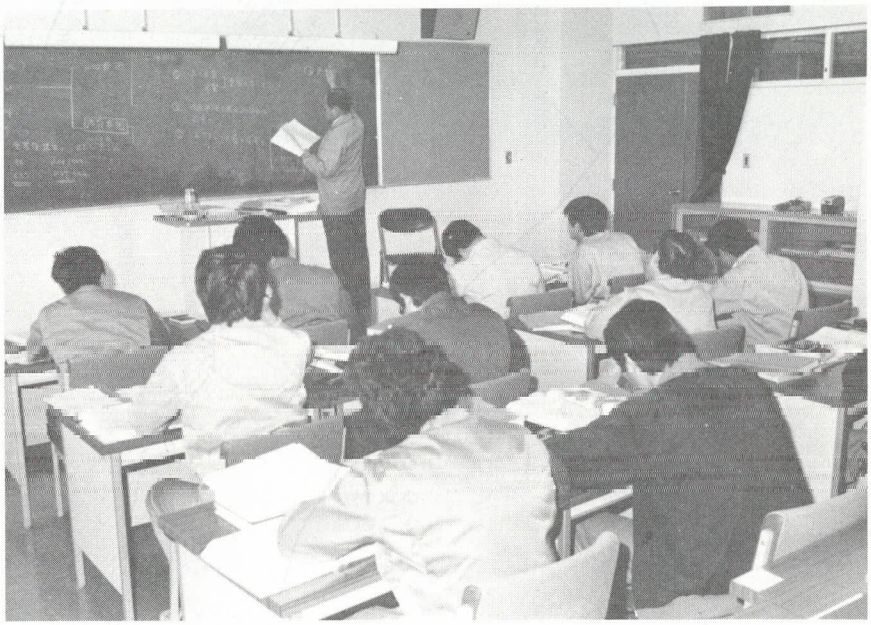

資料—48　　全国の下水道技術者数と事業団の研修修了者数の推移

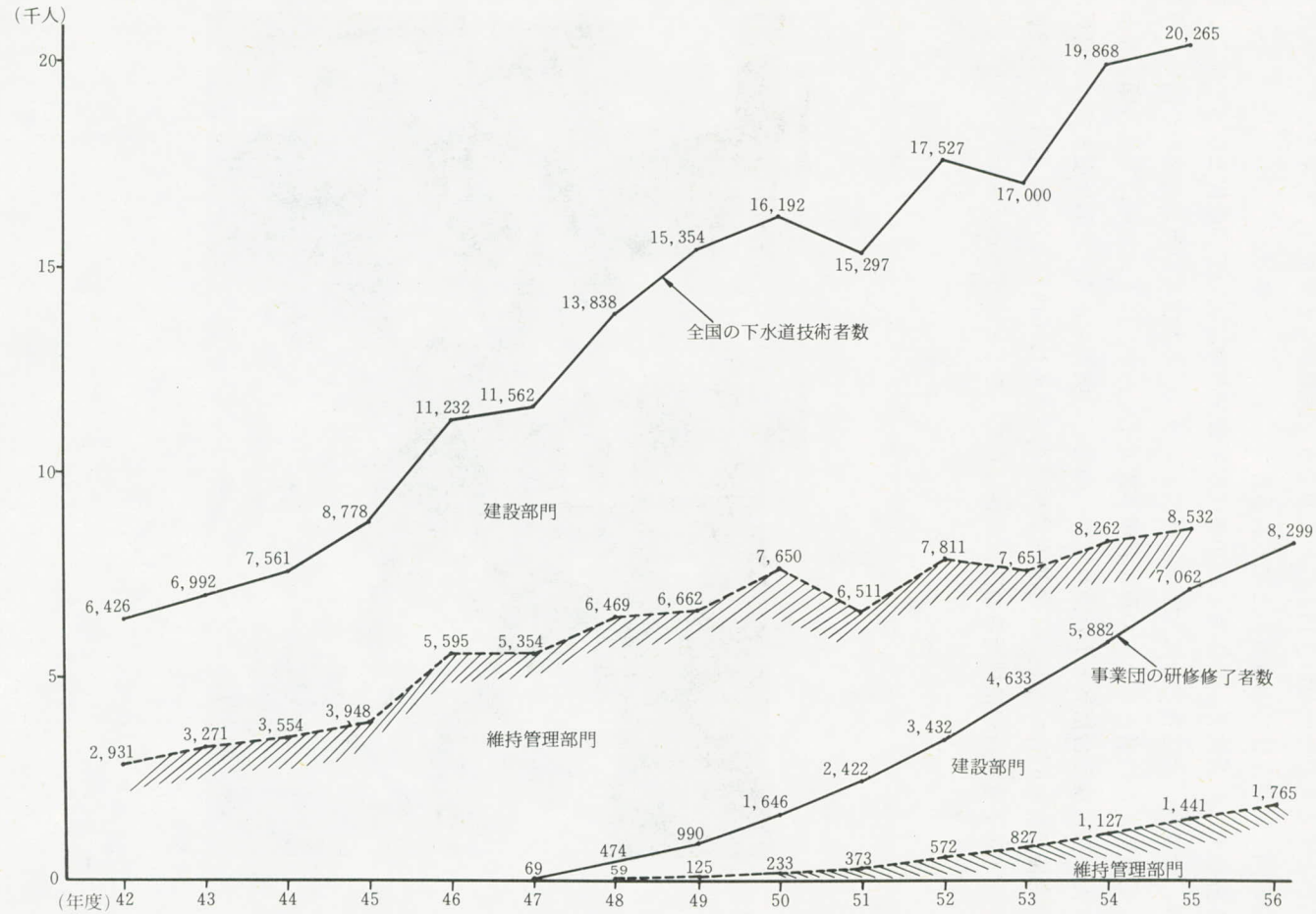

（注）　全国の下水道技術者数は,「下水道統計」(社)日本下水道協会）による。

資料—49　　全国の有資格技術者数と事業団の指定講習修了者数の比較

（単位：人）

区分＼年度		48	49	50	51	52	53	54
建設	指定講習修了者	122	258	467	712	974	1,240	1,643
	全国下水道有資格者	—	—	4,732	6,021	6,009	7,538	7,668
維持管理	指定講習修了者	29	64	96	165	221	313	422
	全国下水道有資格者	—	—	2,455	2,560	3,227	2,818	3,980
合計	指定講習修了者	151	322	563	877	1,195	1,553	2,065
	全国下水道有資格者	—	—	7,187	8,581	9,236	10,419	11,668

(注)1．指定講習修了者数は，累計である。

2．全国下水道有資格者は，「日本の下水道」（建設省下水道部）による。

資料—50　　技術検定受検者及び合格者の分類

(ア) 職　業　別

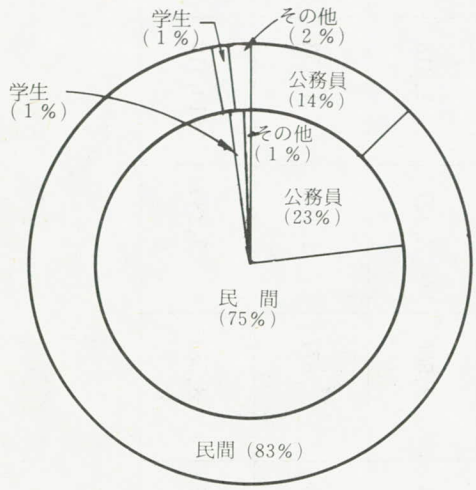

(イ) 年　齢　別

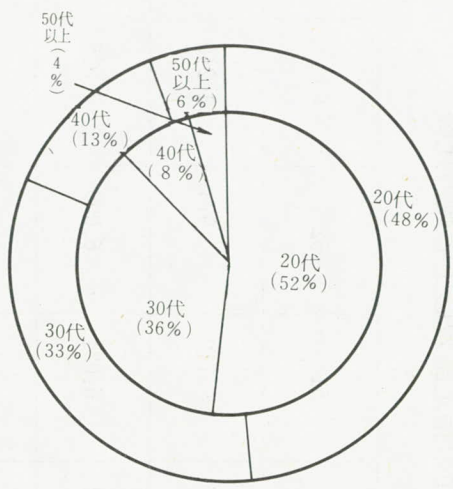

(ウ) 学　歴　別

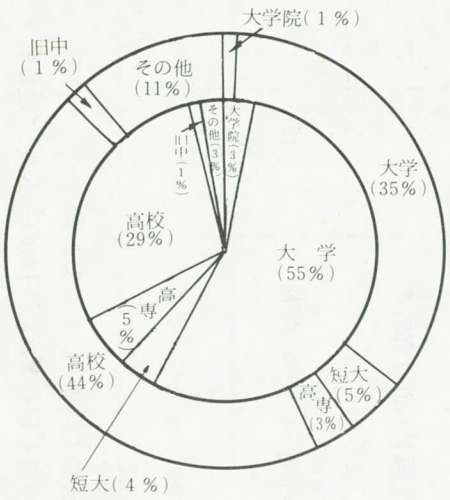

(エ) 専　攻　別

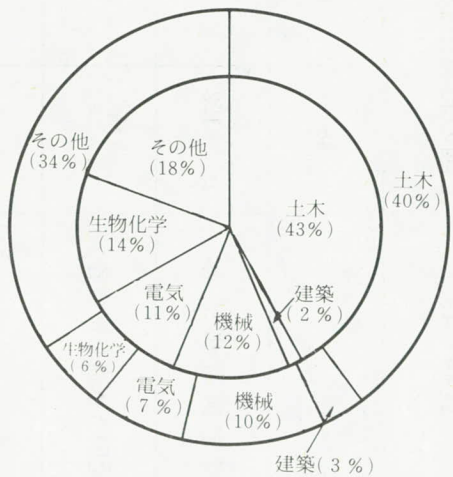

(注) 1．外側の円は受検者，内側の円は合格者を示す。
2．対象者はともに，第1回から第6回までのそれぞれの累計であり，その数は，受検者38,789名，合格者4,437名である。

資料—51　　全国の下水道有資格技術者数と技術検定合格者（公務員）数の比較

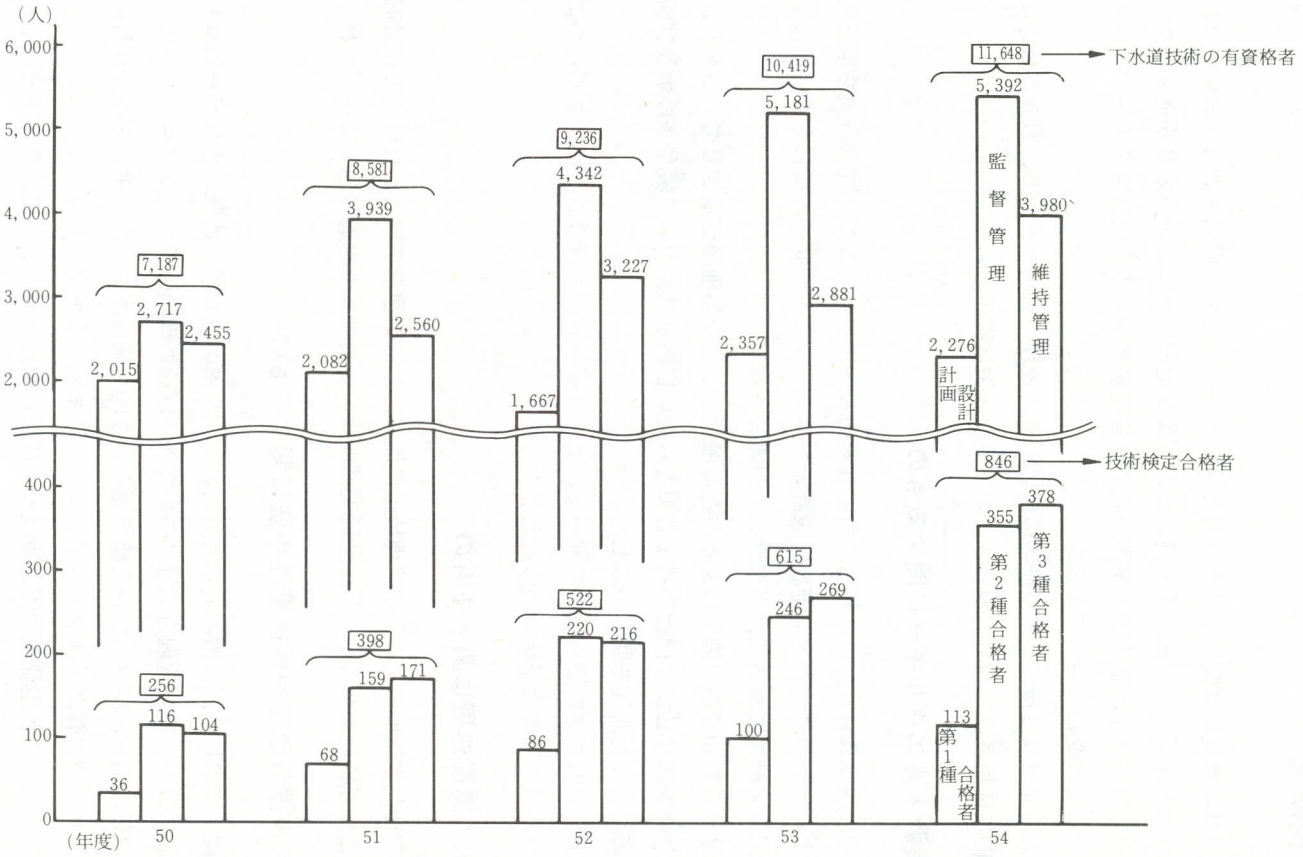

（注）　1．技術検定合格者は累計である（公務員の合格者に限る。）。
　　2．下水道技術の有資格者は，「日本の下水道」（建設省下水道部）による。

(6) 試験研究

下水道及び除害施設に関する技術開発とその実用化のための研究・調査・試験等は，現在までに64テーマを完了している。その内訳は，国及び地方公共団体からの業務運営補助金により行う固有研究14テーマ，下水道事業調査費による建設省からの受託研究７テーマ，地方公共団体等からの受託研究43テーマである。

試験研究の成果は直接に下水道施設の建設や維持管理に採用されたり，設計基準等に反映されて間接的に活用されている。現在までの主要な成果は次のとおりである。

① 省資源・省エネルギーに関するもの

下水汚泥の建設資材としての利用の可能性を明らかにした。また，脱水汚泥を堆肥化して緑農地利用するためのコンポスト施設の設計のマニュアル案を作成し，これをもとに日立市，所沢市，野沢温泉村等において実用プラントが建設された。

汚泥処分量の増加に伴い焼却による汚泥の減量が必要な処理場が増加しているおり，省エネルギーのため焼却に必要な補給燃料を必要としない自燃焼却について縦型多段炉及び流動床炉における実用化の可能性を明らかにした。

汚泥の消化ガスを発電燃料として利用し，エネルギー回収を行うシステムを明らかにした。これにより沖縄県等で実用化が図られた。

② 下水の高度処理に関するもの

従来の物理化学処理による三次処理技術に比べ，生物処理を主体とした極めて経済的な高度処理方式の処理機能を明らかにし，琵琶湖湖南及び湖西流域下水道の施設に採用された。

③ 既存施設の改善や維持管理手法に関するもの

既設処理場における流入汚水の過負荷対策，バルキング対策，消費エネルギー節減対策等に関する施設の改善，運転管理方式等についての「既設処理場改善マニュアル」を作成した。

汚泥の濃縮，消化，脱水について機能低下の原因を明らかにした。またその改善策について調査中であり，汚泥管理手法をマニュアルとしてまとめる予定である。

酸素活性汚泥法や新型焼却炉等の新技術を採用した処理場において，その事後評価を行うとともに最適な運転管理の方式を確立し，新技術の実用化や普及に寄与した。

④ 小規模下水道に関するもの

下水道の整備が大都市から地方都市や都市周辺部に拡大するに従い，従来の都市型の下水道

技術をそのまま適用できない小規模な下水道が増加しているので，小規模な下水道に適した処理プロセスの選択と，それらの処理機能，適用条件，運転管理方法を既存施設の実態調査等により明らかにした。また今後開発，改善すべき処理プロセスや装置の方向を示した。

⑤　新技術の開発及び評価に関するもの

処理場用地面積の制約条件や高濃度な流入下水等に対応する処理法として，酸素活性汚泥法の処理機能，運転管理方法等を明確にした。これは大分市，石巻市等の施設設計に反映された。

回転生物接触法の評価により，設計指標，運転管理指標を確立し，野沢温泉村，岡崎市，栗山村等で採用された。また処理水の安定化によりさらに維持管理を容易にするための施設条件について現在調査中である。

このほか，汚泥コンポスト化装置，オキシデーションディッチについて技術評価のための調査を行っている。

2　事業団の社会的な役割

事業団は，１で述べたとおり，建設，設計，技術援助，研修，技術検定及び試験研究の各業務を通して全国の下水道の普及を支援してきた。ところで，事業団は，その組織，経理等執行体制のうえから次に掲げる特色を有しており，各業務を実施する過程においても重要な役割を果たしている。

(1)　下水道技術者の流動性の確保

事業団は，国及び大都市等の協力を得て技術者をプールし，技術者の不足する地方都市等を援助することをねらって設立されたものである。事業団の人員構成についてみると，資料—52に示すとおりプロパー職員，国からの出向職員及び地方公共団体からの出向職員がそれぞれ約３分の１ずつを占めており，このうち地方公共団体からの出向職員は，その約70％が下水道の先進都市である指定都市からの出身者である。他方，事業団の業務の実績は，建設業務については，資料—53に示すとおり現在までの建設受託箇所187箇所のうち119箇所，64％が人口20万以下の都市から受託したものとなっており，研修業務については，56年度までの研修生累計8,299名のうち4,560名，55％が人口20万以下の都市から派遣されているものである。

このようなことから，事業団は，その組織と業務を通して国や下水道の先進都市等の下水道

技術者を下水道整備の緊急度の高い中小都市等にふりむけて活用する場となっていることが明らかであり，技術者のより有効な活用に寄与しているといえよう。

(2) 業務執行の効率性の確保

事業団は，センターとして設立されて以来，限られた組織・定員で相当量の事業を消化してきている。センターから事業団への移行の過程を経て，その業務，特に地方公共団体から受託して行う建設，実施設計，計画設計及び技術援助の業務については，56年度に至るまで事業量を逐次拡大してきたが，定員の増加率は事業量のそれを下回るものにとどまっている。センターから事業団へ移行した50年度の受託事業費436億円を基準とすると，56年度の1,374億円は約3.1倍である。これに対して定員は，資料—54のとおり，50年度の393名から56年度の696名へと約1.8倍になったにすぎない。この結果，事業団の業務の主柱である，建設及び設計業務については，56年度において，1,370億円の事業量を技術職員596名で執行することとなり，１人当たりの事業量は約２億3,000万円となった。

事業団は，このような状況に対して職員配置の合理化，業務の省力化等の経営努力によって対処してきており，こうした業務執行の効率性の維持によって，委託団体の負担の増大を防止しているところである。

(3) 下水道の建設技術の向上への貢献

事業団は，試験研究業務を行うことによって下水道整備のための新技術の開発とその実用化を促進しているが，このほかさらに建設・設計業務の実施を通して下水道の設計，積算及び施工の技術の向上を図っており，下水道の設計，積算及び施工に当たって業務の合理化・省力化等を推進するため，内部の各業務の実務書として各種の規準類を定めてきた。現在までに作成したものは，資料—55に掲げるとおりであるが，これらは，単に事業団自体の建設・設計業務に利用されるだけでなく，事業団に委託していない都市の下水道建設に当たっても広く参照されている。

(4) 建設事業の資金需要の緩和

下水道の建設は，一時に多額の資金を要するが，事業団は，工事費の一部を立替えることができることとしている。

資金立替えとなる工事費は，当年度補助対象事業費のうちの一般市費と施越事業費（翌年度補助対象事業費）であり，前者は都道府県，指定都市及び公営競技による収益金の多額な団体

については立替えの対象からはずしている。

56年度までの実績は，累計で一般市費108億円，施越事業費522億円，計630億円であり，それぞれ事業団の建設事業費累計（国庫補助対象）6,926億円の1.5%，7.5%，9.1%に相当する。このような資金立替えによって事業団は資金需要の緩和に相当の役割を果してきている。

(5) 下水道技術者の技術交流の促進

(1)で述べたとおり，事業団は，その約3分の2が国及び地方公共団体からの出向者によって占められている。57年7月初めまでの累計で国からは約620名，地方公共団体からは約670名，延べ1,290名が出向してきている（資料—52参照）。これらの出向者は，事業団に2～3年間程度在職しており，その期間中，建設，設計，技術援助，試験研究等の業務を遂行するなかで職員相互の技術交流が行われている。このため，事業団自体が全国の下水道技術者の効果的な技術研さんの場としての役割を果たしている。

資料—52　　事業団の職員構成

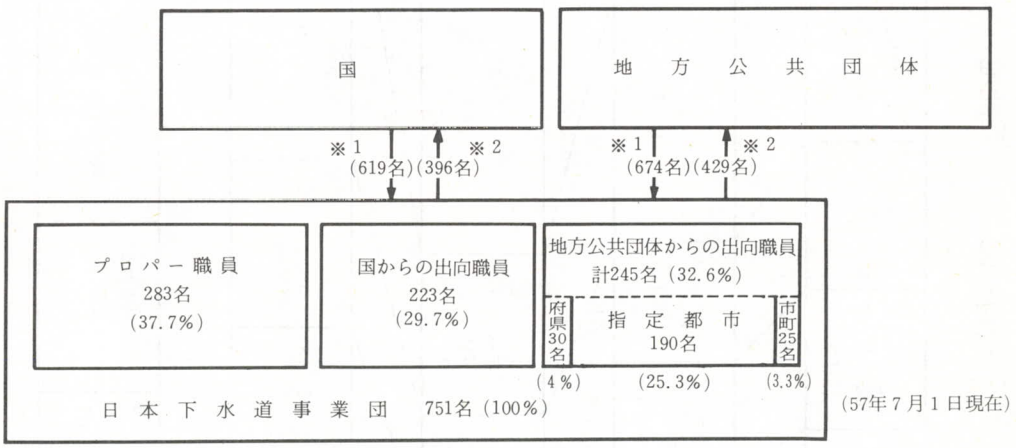

※1　国と地方公共団体からの出向者累計である。
※2　出向者のうち国と地方公共団体に復帰した者の累計である。

資料—53　委託地方公共団体規模別業務実績

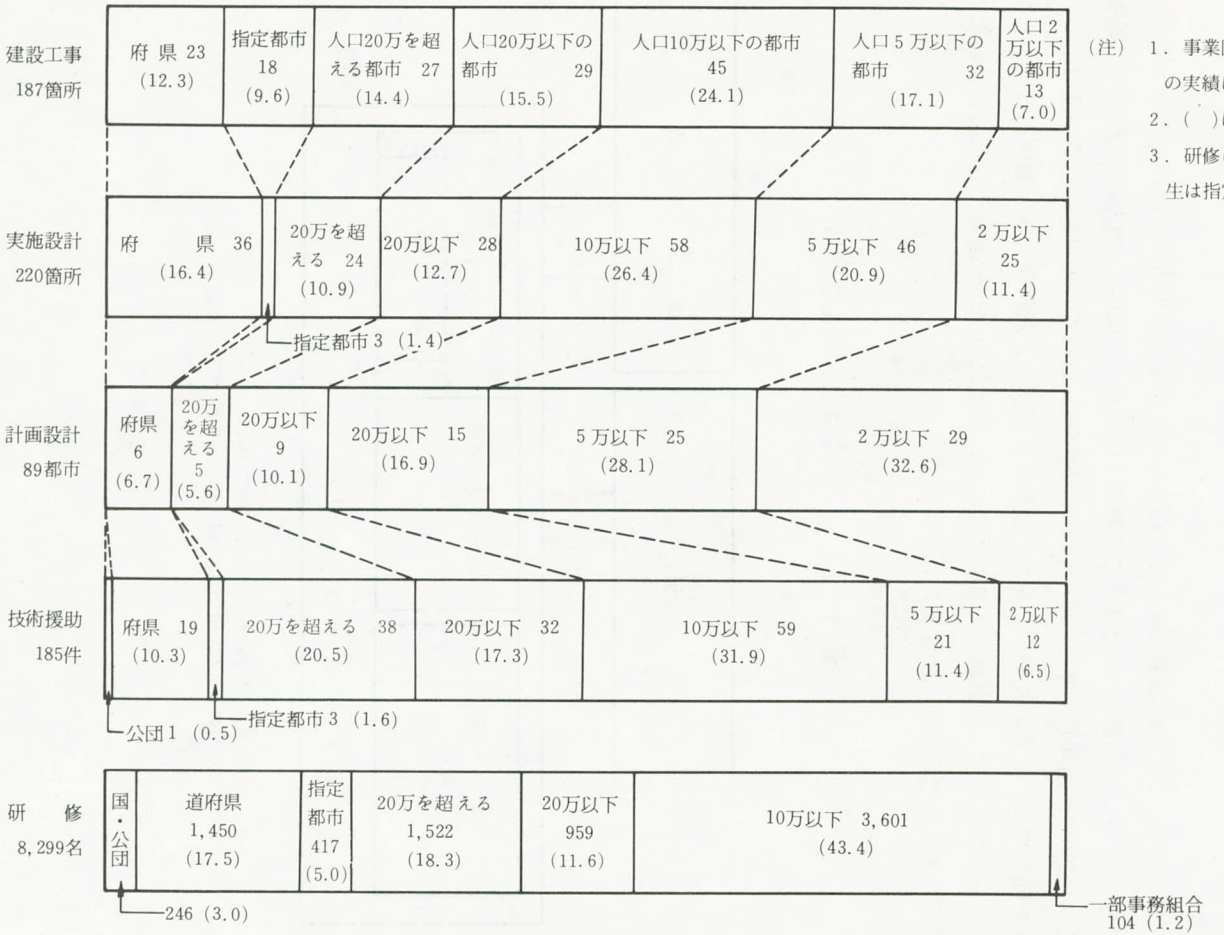

（注）1．事業団の設立から昭和56年度までの実績によって作成した。
2．（　）は，割合を示す。
3．研修について，特別区からの研修生は指定都市に算入した。

資料—54　　受託事業費と受託定員の推移

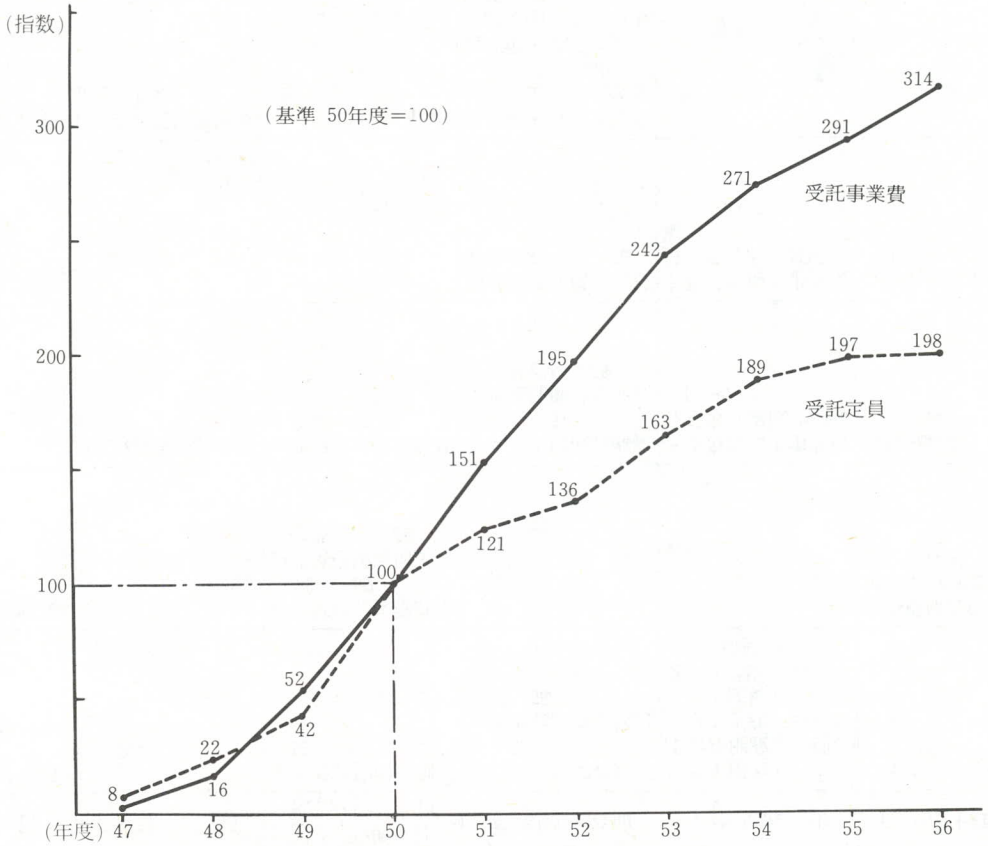

（注）受託事業費は，決算額による。

資料—55　設計・積算・施工に関する規準類作成状況

57年7月現在

規準類 / 業種	設計基準				積算基準	施工基準	
	設計指針	設計要領	設計標準（仕様書・標準図）	参考図その他	・標準歩掛表	工事の仕様書等	施工管理基準
土木	○設計基準(案)土木設計編(55)		土木設計標準詳細図(55)	○二次製品参考図(55) 土木設計標準検討書(56)	標準歩掛表の(1)管路施設（開削、推進工法、シールド工法編）(2)ポンプ場処理場施設（土木）編(53～55)	○土木工事一般仕様書	土木工事施工管理基準(案)
建築	○設計基準(案)建築設計編(57)		○建築設計標準詳細図(案)(55) ○建築機械設備工事標準図(案)(56)			建築機械設備工事及び建築電気設備工事特記仕様書(51)	建築工事施工監理資料(56) ○建築工事施工チェックリスト(56)
機械		送風機設備設計要領(案)(56)	○機械設計標準仕様書(案)(55)	下水道用機械設備参考図集(55) 下水処理機械設備設計参考資料(55)	下水道設備工事費積算基準（機械設備編）（53～56）	○機械設備工事一般仕様書	
電気	○設計基準(案)電気設計編(55)			中規模処理場電気設備設計参考図(56)	下水道設備工事費積算基準（電気設備編）（53～56）	○電気設備工事一般仕様書	
その他	小規模処理場設計指針(案)(55) 汚泥の処理処分法の選択基準(57)	小規模処理場機械設備設計要領(55)		処理場・ポンプ場設計のチェックリスト(54) 処理場・ポンプ場の設計で陥りやすい事例集			

（注）　1．○を付したものは，一般に公開されているものである。　　2．（　）は，作成された年度を表す。

3　事業団に対する評価

事業団は，国と地方公共団体の協力によって，多数の経験豊かな下水道技術者を擁し，地方公共団体から建設業務等の委託を受けてきた。

地方公共団体が事業団に施設の建設を委託した場合には，「下水道の早期完成が図られる」，「優れた施設が建設される」，「技術職員の一時的な増員が避けられる」，「資金の需要を緩和できる」等の利点があると言われている。

事業団は，設立10周年を迎えるに当たり，56年度までの10年間に，事業団に下水道施設の建設を委託した地方公共団体に対して，その委託する背景となった事情等を調査(「日本下水道事業団の業務委託に関するアンケート」調査，57年３月実施）したところ，次のような結果を得ることができた。

(1)　建設業務委託の背景

①　総括

地方公共団体が事業団に下水道施設の建設を委託する背景となった事情としては,「早期完成が期待できる」が74%（回収団体数に占める割合。以下同じ。）と最も多く，「多数の専門技術者を活用できる」が66%，「管渠の整備に専念できる」が47%，「下水道技術者がいない」が43%と次いでおり(資料—56参照)，事業団に委託しようとする理由としては，大半が早期完成と多数の専門技術者の活用への期待となっている。

②　受託時期別

この委託しようとする背景となった事情を前期（受託初年度が47年度から51年度までの間のもの）と後期（受託初年度が52年度から56年度までの間のもの）に分けると，両期とも「早期完成が期待できる」,「多数の専門技術者を活用できる」がそれぞれ１位，２位となっているが，前期では「工事費の一部立替えを利用できる」が３位と次いで，センター設立の目的の一つであった資金立替機能に対する期待があげられている。

また，前期，後期を通してみると，昨今の管渠の整備の促進ということからも，事業団に処理場等の建設を委託しようとする傾向が大きくなってきている（資料—57参照)。

資料—56　　委託する背景となった事情（総括）

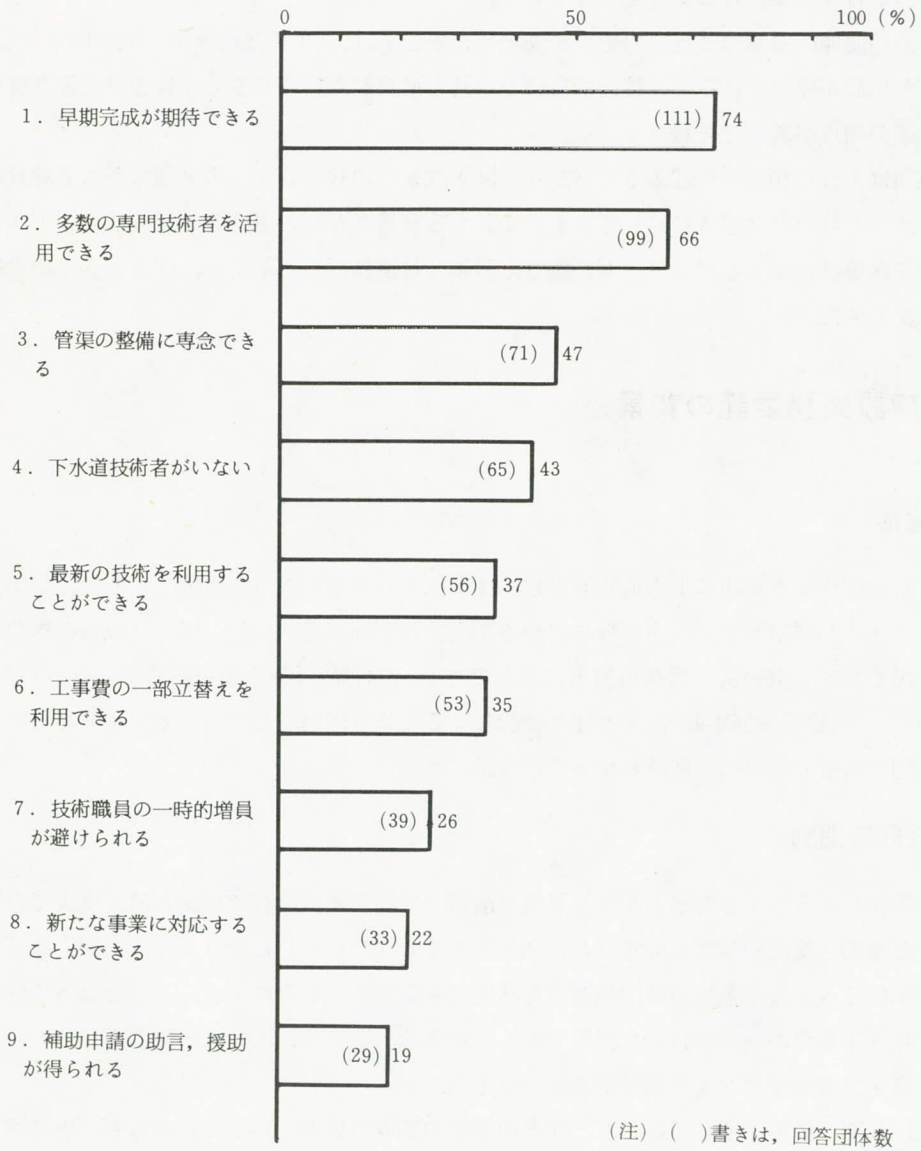

（注）（　）書きは，回答団体数

資料—57　　委託する背景となった事情（受託時期別）

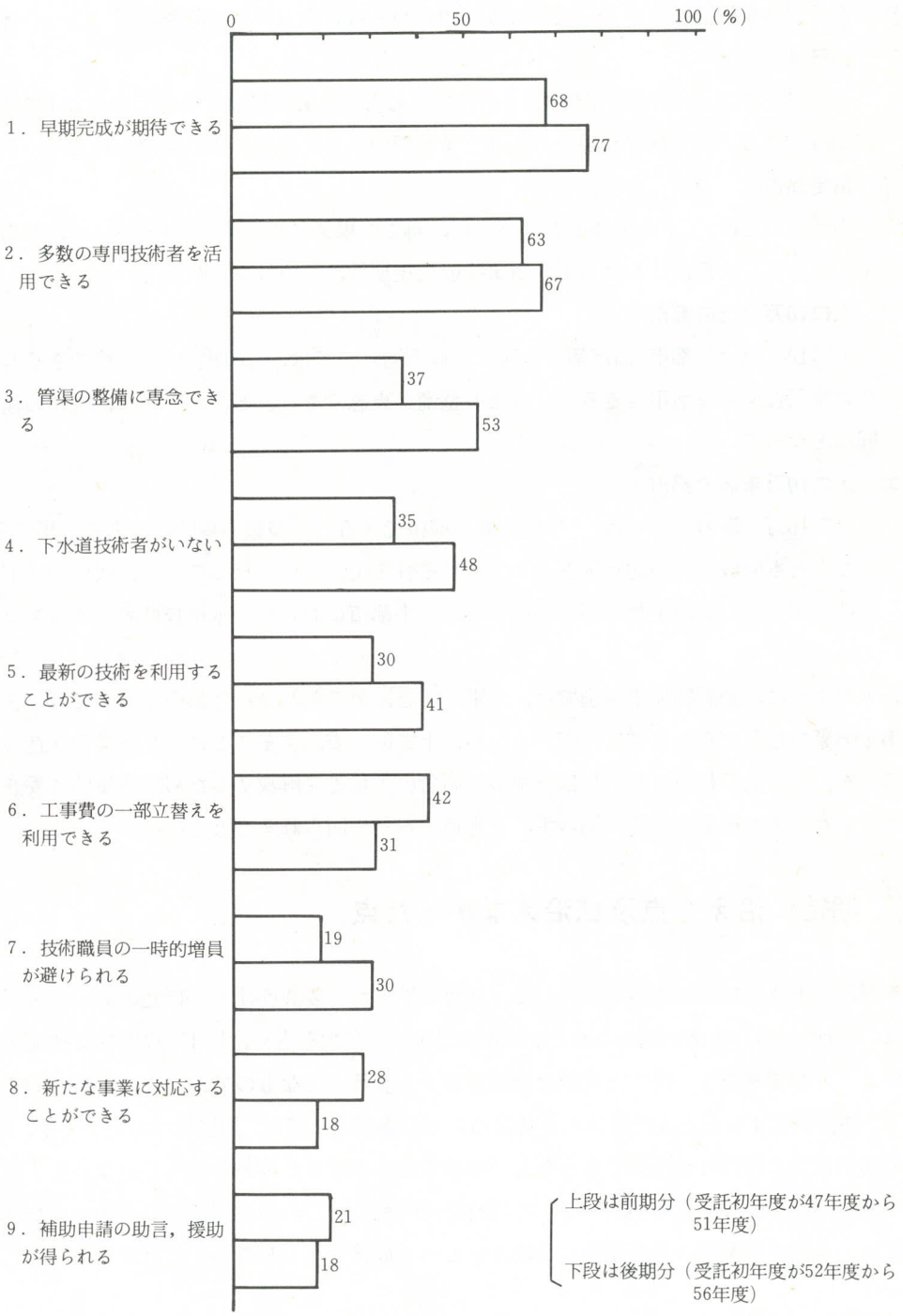

③ 委託団体規模別

次に委託団体規模別にみると，次のような傾向がみられる（資料—58参照）。

ア 都府県

都府県では，「多数の専門技術者を活用できる」，「管渠の整備に専念できる」，「早期完成が期待できる」がそれぞれ委託しようとする理由として回収団体の半数を超えている。

イ 指定都市

指定都市では，「下水道技術者はいるが，新たな事業にまで手がまわらない」に理由が集中しており，大都市における下水道事業の大規模性，緊急性を反映している。

ウ 人口10万以上の都市

人口10万以上の都市（指定都市を除く。以下同じ。）では，「早期完成が期待できる」，「多数の専門技術者を活用できる」、「管渠の整備に専念できる」と次いでおり，全体の傾向と同様となっている。

エ 人口10万未満の都市

人口10万未満の都市では，「早期完成が期待できる」，「多数の専門技術者を活用できる」の両方とも回収団体の約80％を占めてそれぞれ１位，２位となっており，次いで「下水道技術者がいない」が半数を超えているなど，小都市における下水道技術者の不足を反映している。

以上のように，委託団体規模別では，大別すると，都府県及び指定都市においては，主として事業の緊急性及び新規事業に対応するため，事業団に委託することにより事業の促進が図れることを，その他の都市においては下水道技術者の不足等を解決するため，事業団に委託することにより，下水道事業への早期着手，下水道の普及が図られることを期待している。

⑵ 期待に沿えた点及び沿えなかった点

事業団に下水道施設の建設を委託して，期待に沿えたと委託団体から特記のあった事項としては，「計画どおり事業が進められた」が回収団体の約半数を占め，以下「専門的な技術指導を受けることができた」，「優れた立派な施設ができた」等が主なものであった（資料—59参照）。一方，期待にはずれたと委託団体から特記のあった事項としては，数団体ではあったが，「担当者の異動により打合せが不備であった」，「維持管理を考慮した施設となっていない」，「初期運転の配慮が不十分であった」等があった（資料—60参照）。これらの期待に沿えなかった点に対しては，今後の事業団の業務運営に反映させるべく最善を尽くしていくことにしている。

資料・年表

資料—64　組織変遷図

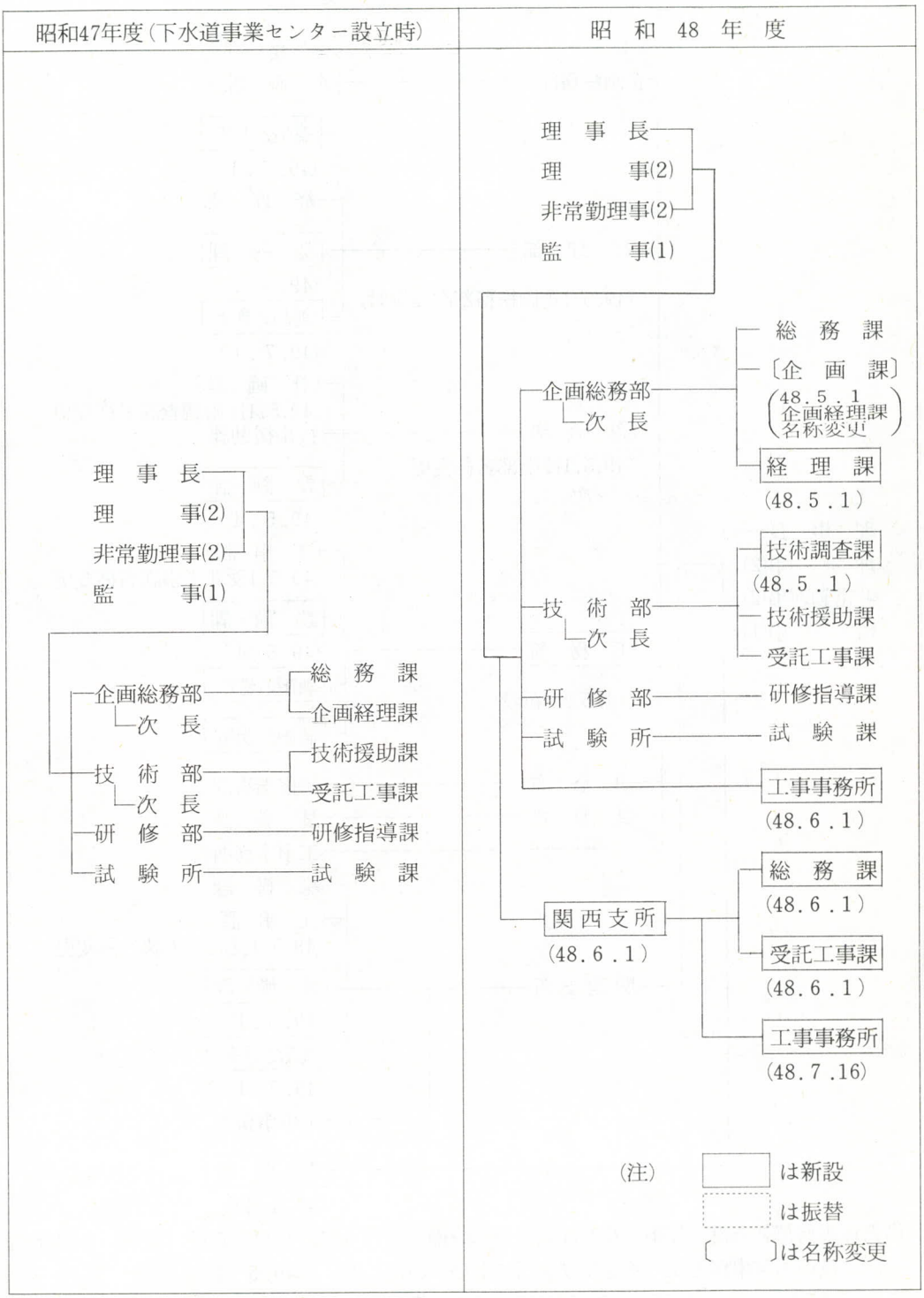
昭和47年度(下水道事業センター設立時)
理事長
理事(2)
非常勤理事(2)
監事(1)
企画総務部
次長
総務課
企画経理課
技術部
次長
技術援助課
受託工事課
研修部
研修指導課
試験所
試験課
昭和48年度
理事長
理事(2)
非常勤理事(2)
監事(1)
企画総務部
次長
総務課
〔企画課〕
(48.5.1 企画経理課 名称変更)
経理課
(48.5.1)
技術部
次長
技術調査課
(48.5.1)
技術援助課
受託工事課
研修部
研修指導課
試験所
試験課
工事事務所
(48.6.1)
関西支所
(48.6.1)
総務課
(48.6.1)
受託工事課
(48.6.1)
工事事務所
(48.7.16)
(注)
は新設
は振替
〔　〕は名称変更

昭　和　49　年　度

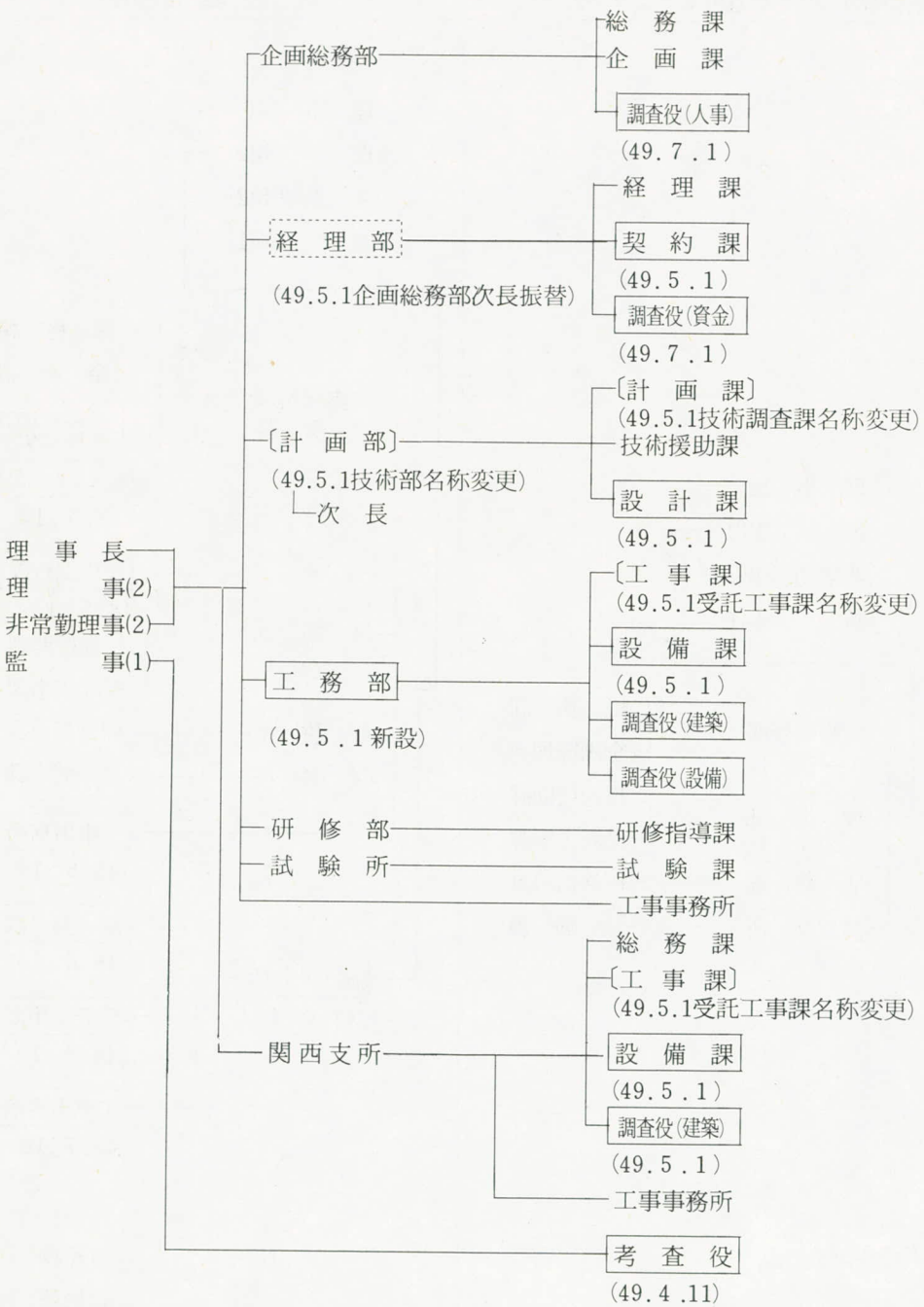

(備考) 工務部調査役（建築）及び同調査役（設備）の代りに計画部調査役（建築）を調査役の所掌事務を定める達及び実行において設置した。（49.5.1）

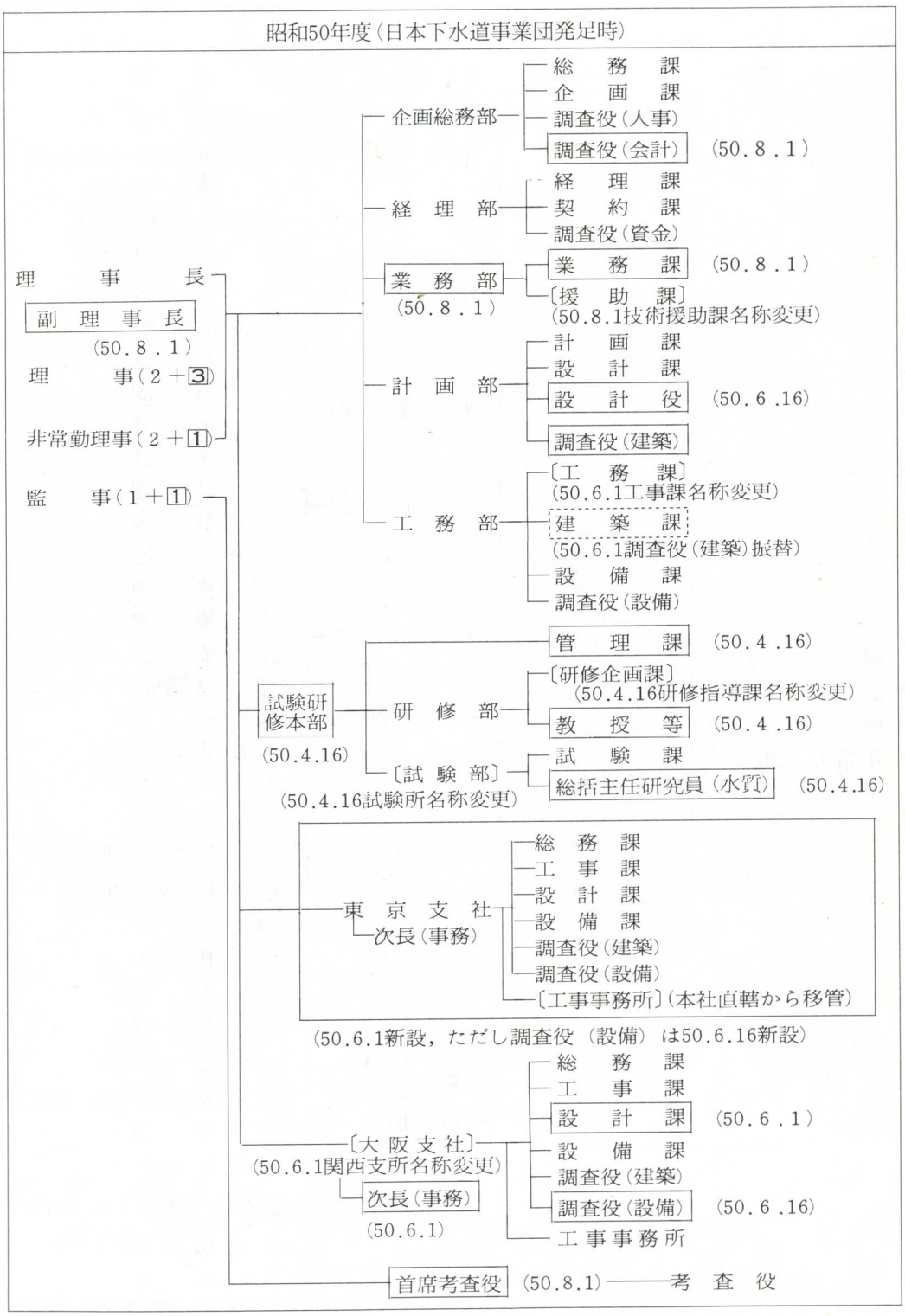
昭和50年度（日本下水道事業団発足時）
理　事　長
副　理　事　長
（50.8.1）
理　事（2＋3）
非常勤理事（2＋1）
監　事（1＋1）
企画総務部
総　務　課
企　画　課
調査役（人事）
調査役（会計）
（50.8.1）
経　理　部
経　理　課
契　約　課
調査役（資金）
業　務　部
（50.8.1）
業　務　課
（50.8.1）
〔援　助　課〕
（50.8.1技術援助課名称変更）
計　画　部
計　画　課
設　計　課
設　計　役
（50.6.16）
調査役（建築）
工　務　部
〔工　務　課〕
（50.6.1工事課名称変更）
建　築　課
（50.6.1調査役（建築）振替）
設　備　課
調査役（設備）
試験研修本部
（50.4.16）
管　理　課
（50.4.16）
研　修　部
〔研修企画課〕
（50.4.16研修指導課名称変更）
教　授　等
（50.4.16）
〔試　験　部〕
（50.4.16試験所名称変更）
試　験　課
総括主任研究員（水質）
（50.4.16）
東　京　支　社
次長（事務）
総　務　課
工　事　課
設　計　課
設　備　課
調査役（建築）
調査役（設備）
〔工事事務所〕（本社直轄から移管）
（50.6.1新設，ただし調査役（設備）は50.6.16新設）
〔大　阪　支　社〕
（50.6.1関西支所名称変更）
次長（事務）
（50.6.1）
総　務　課
工　事　課
設　計　課
（50.6.1）
設　備　課
調査役（建築）
調査役（設備）
（50.6.16）
工事事務所
首席考査役
（50.8.1）
考　査　役

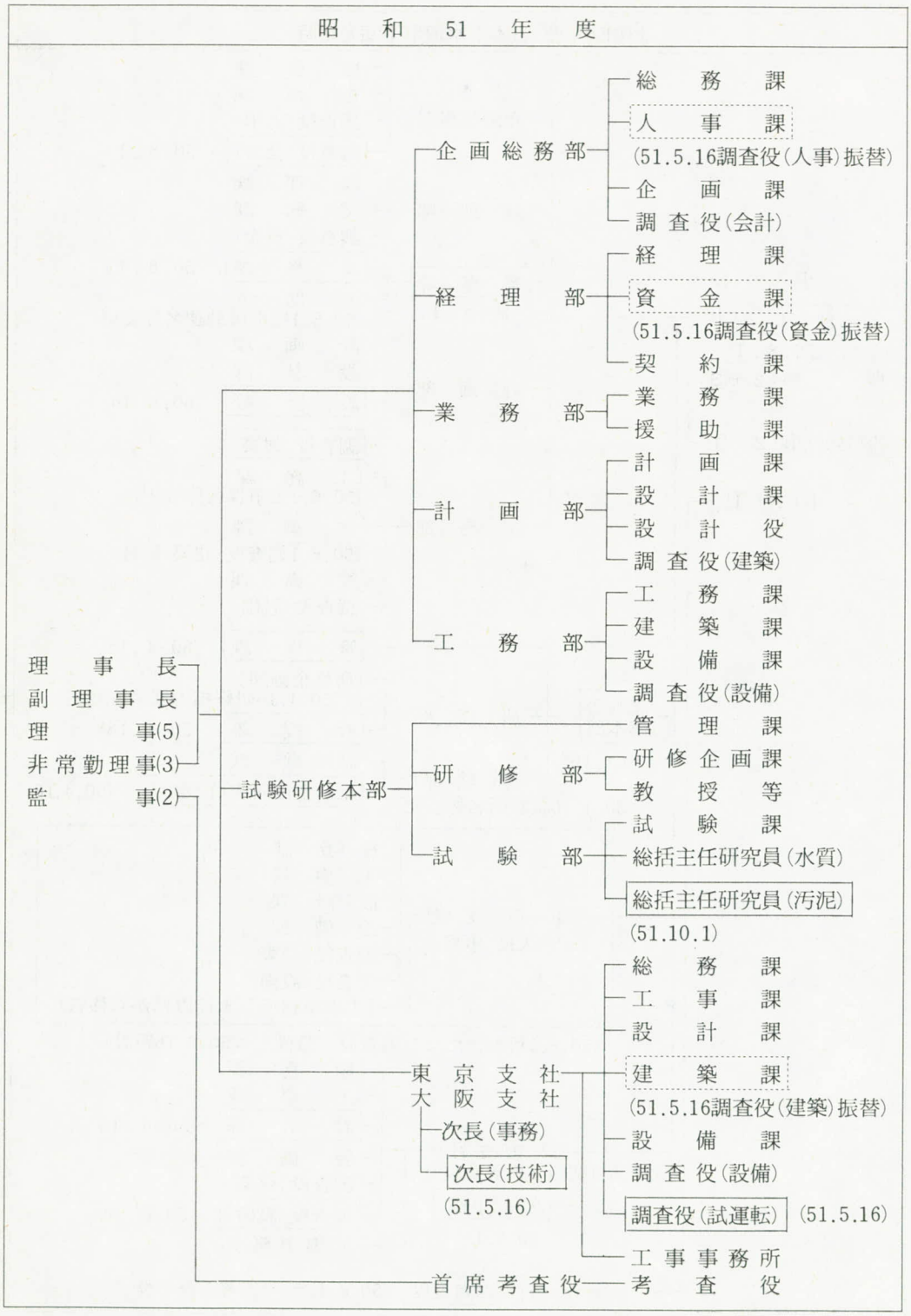
昭　和　51　年　度
理　事　長
副 理 事 長
理　　事(5)
非常勤理事(3)
監　　事(2)
試験研修本部
企画総務部
総　務　課
人　事　課
(51.5.16調査役(人事)振替)
企　画　課
調 査 役(会計)
経　理　部
経　理　課
資　金　課
(51.5.16調査役(資金)振替)
契　約　課
業　務　部
業　務　課
援　助　課
計　画　部
計　画　課
設　計　課
設　計　役
調 査 役(建築)
工　務　部
工　務　課
建　築　課
設　備　課
調 査 役(設備)
管　理　課
研　修　部
研 修 企 画 課
教　授　等
試　験　部
試　験　課
総括主任研究員(水質)
総括主任研究員(汚泥)
(51.10.1)
東 京 支 社
大 阪 支 社
総　務　課
工　事　課
設　計　課
建　築　課
(51.5.16調査役(建築)振替)
設　備　課
調 査 役(設備)
調査役(試運転)
(51.5.16)
次長(事務)
次長(技術)
(51.5.16)
工 事 事 務 所
首 席 考 査 役
考　査　役

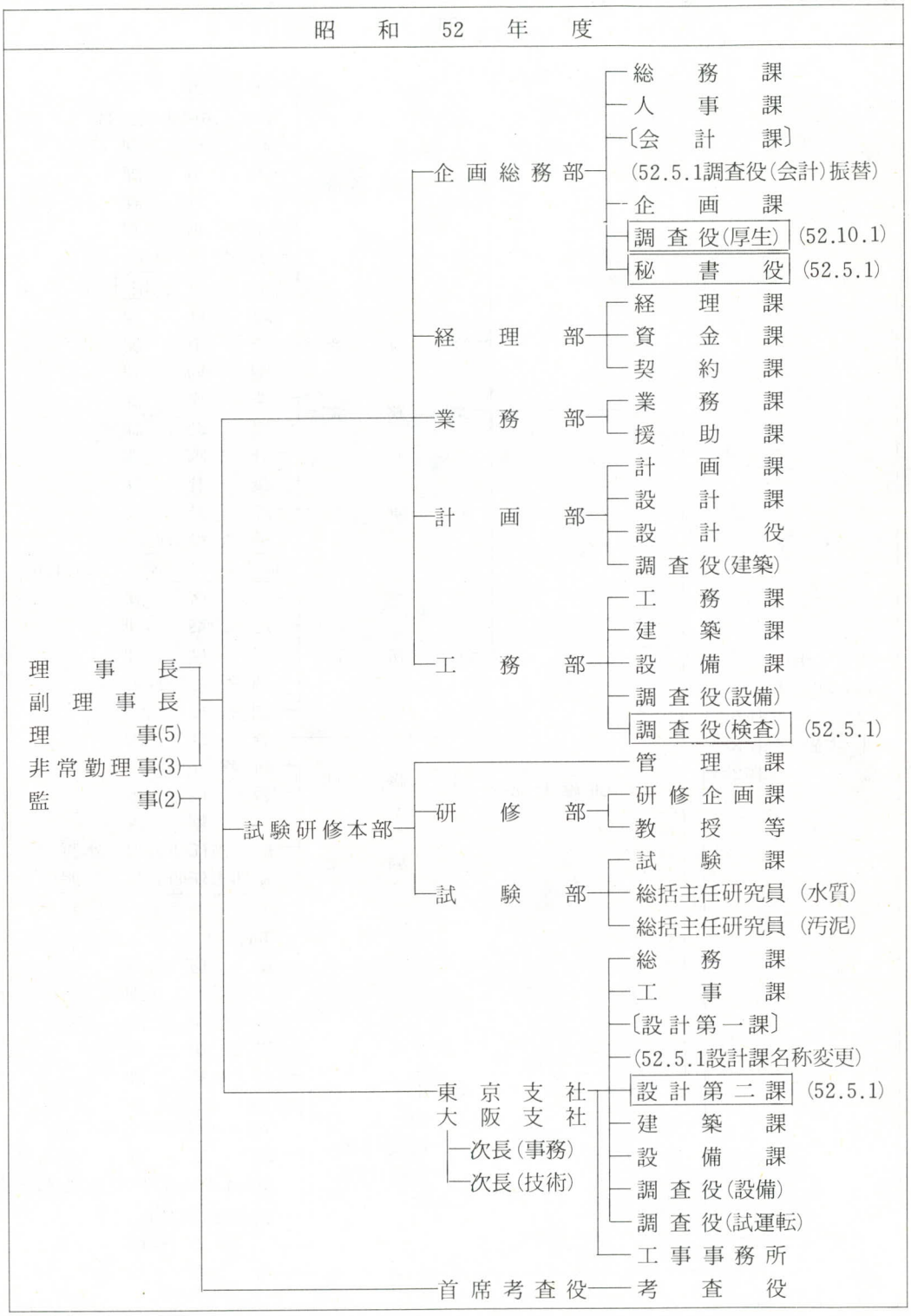
昭　和　52　年　度
理　事　長
副 理 事 長
理　　事(5)
非常勤理事(3)
監　　事(2)
企画総務部
総　務　課
人　事　課
〔会　計　課〕
(52.5.1調査役(会計)振替)
企　画　課
調査役(厚生)　(52.10.1)
秘　書　役　(52.5.1)
経　理　部
経　理　課
資　金　課
契　約　課
業　務　部
業　務　課
援　助　課
計　画　部
計　画　課
設　計　課
設　計　役
調査役(建築)
工　務　部
工　務　課
建　築　課
設　備　課
調査役(設備)
調査役(検査)　(52.5.1)
試験研修本部
管　理　課
研　修　部
研修企画課
教　授　等
試　験　部
試　験　課
総括主任研究員(水質)
総括主任研究員(汚泥)
東京支社
大阪支社
次長(事務)
次長(技術)
総　務　課
工　事　課
〔設計第一課〕
(52.5.1設計課名称変更)
設計第二課　(52.5.1)
建　築　課
設　備　課
調査役(設備)
調査役(試運転)
工事事務所
首席考査役
考　査　役

昭　和　53　年　度

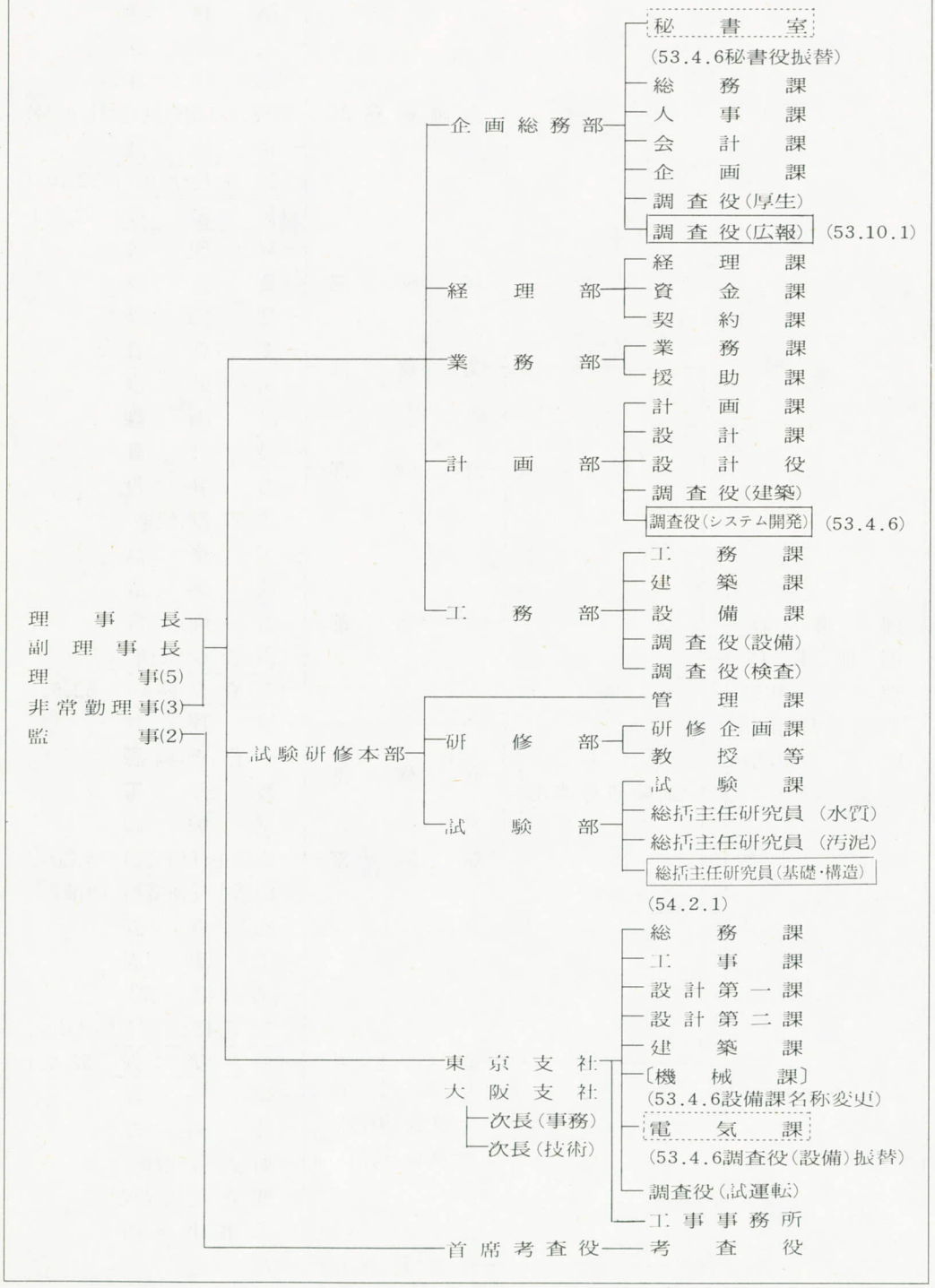
理事長
副理事長
理事(5)
非常勤理事(3)
監事(2)
企画総務部
秘書室
(53.4.6秘書役振替)
総務課
人事課
会計課
企画課
調査役(厚生)
調査役(広報)
(53.10.1)
経理部
経理課
資金課
契約課
業務部
業務課
援助課
計画部
計画課
設計課
設計役
調査役(建築)
調査役(システム開発)
(53.4.6)
工務部
工務課
建築課
設備課
調査役(設備)
調査役(検査)
試験研修本部
管理課
研修部
研修企画課
教授等
試験部
試験課
総括主任研究員(水質)
総括主任研究員(汚泥)
総括主任研究員(基礎・構造)
(54.2.1)
東京支社
大阪支社
次長(事務)
次長(技術)
総務課
工事課
設計第一課
設計第二課
建築課
〔機械課〕
(53.4.6設備課名称変更)
電気課
(53.4.6調査役(設備)振替)
調査役(試運転)
工事事務所
首席考査役
考査役

昭　和　54　年　度

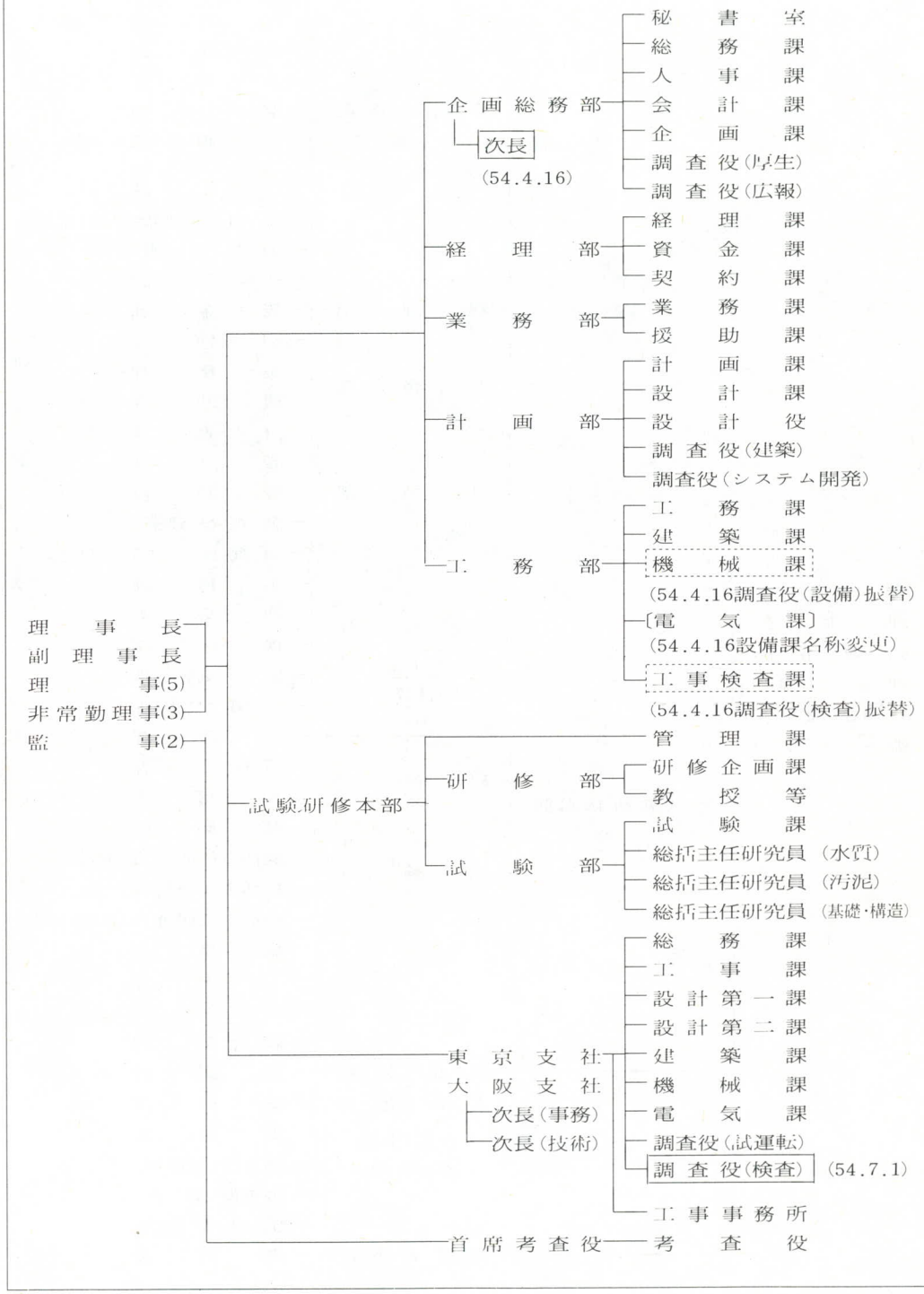
理　事　長
副 理 事 長
理　　事(5)
非常勤理事(3)
監　　事(2)
企画総務部
秘　書　室
総　務　課
人　事　課
会　計　課
企　画　課
調査役(厚生)
調査役(広報)
次長
(54.4.16)
経　理　部
経　理　課
資　金　課
契　約　課
業　務　部
業　務　課
援　助　課
計　画　部
計　画　課
設　計　課
設　計　役
調査役(建築)
調査役(システム開発)
工　務　部
工　務　課
建　築　課
機　械　課
(54.4.16調査役(設備)振替)
〔電　気　課〕
(54.4.16設備課名称変更)
工事検査課
(54.4.16調査役(検査)振替)
試験研修本部
管　理　課
研　修　部
研修企画課
教　授　等
試　験　部
試　験　課
総括主任研究員(水質)
総括主任研究員(汚泥)
総括主任研究員(基礎・構造)
東京支社
大阪支社
総　務　課
工　事　課
設計第一課
設計第二課
建　築　課
機　械　課
電　気　課
調査役(試運転)
調査役(検査)
(54.7.1)
次長(事務)
次長(技術)
工事事務所
首席考査役
考　査　役

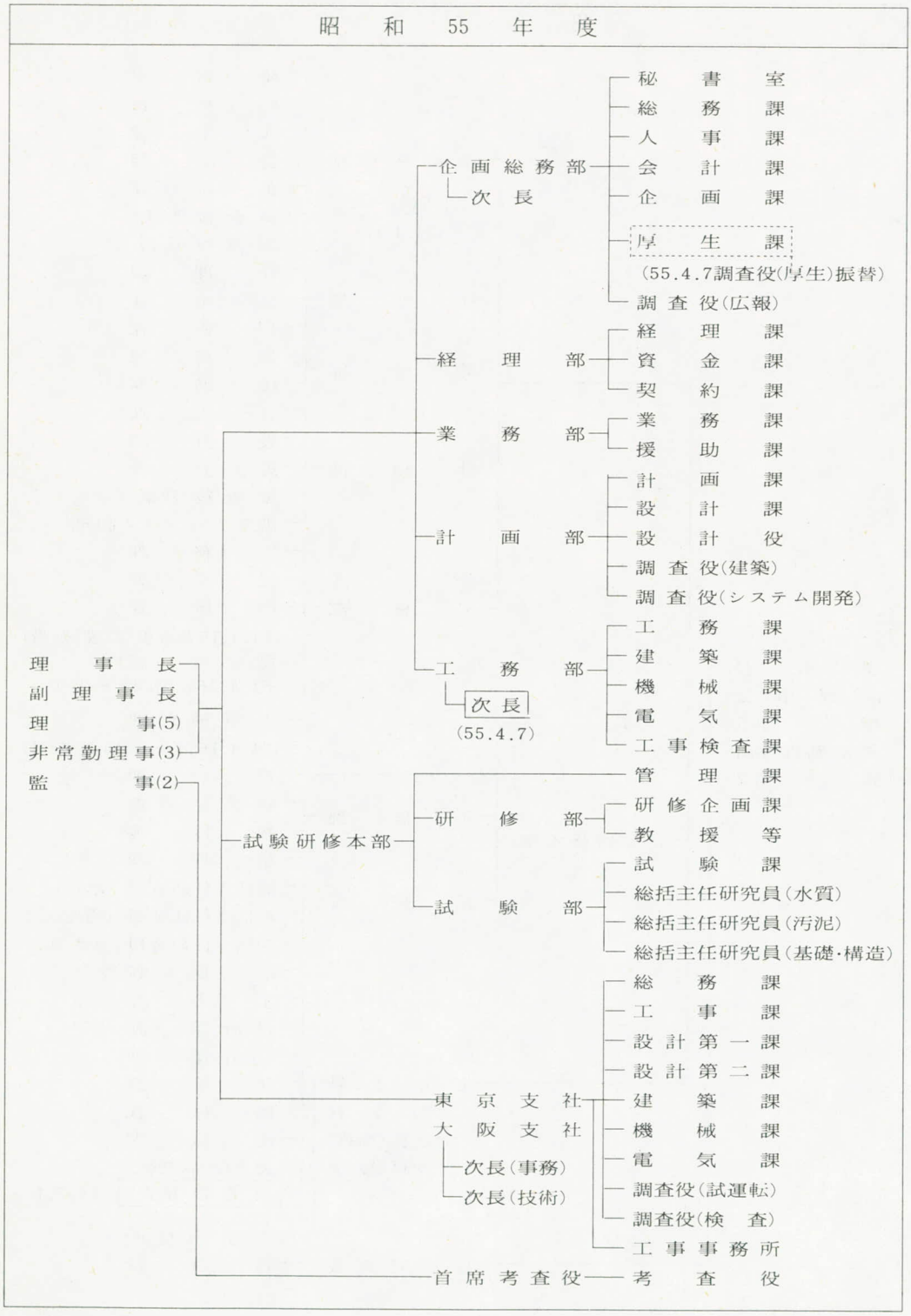
昭　和　55　年　度
理　事　長
副　理　事　長
理　　事(5)
非常勤理事(3)
監　　事(2)
企画総務部
次　長
秘　書　室
総　務　課
人　事　課
会　計　課
企　画　課
厚　生　課
(55.4.7調査役(厚生)振替)
調査役(広報)
経　理　部
経　理　課
資　金　課
契　約　課
業　務　部
業　務　課
援　助　課
計　画　部
計　画　課
設　計　課
設　計　役
調査役(建築)
調査役(システム開発)
工　務　部
工　務　課
建　築　課
機　械　課
電　気　課
工事検査課
次長
(55.4.7)
試験研修本部
管　理　課
研　修　部
研修企画課
教　授　等
試　験　部
試　験　課
総括主任研究員(水質)
総括主任研究員(汚泥)
総括主任研究員(基礎・構造)
東京支社
大阪支社
次長(事務)
次長(技術)
総　務　課
工　事　課
設計第一課
設計第二課
建　築　課
機　械　課
電　気　課
調査役(試運転)
調査役(検　査)
工事事務所
首席考査役
考　査　役

昭　和　56　年　度

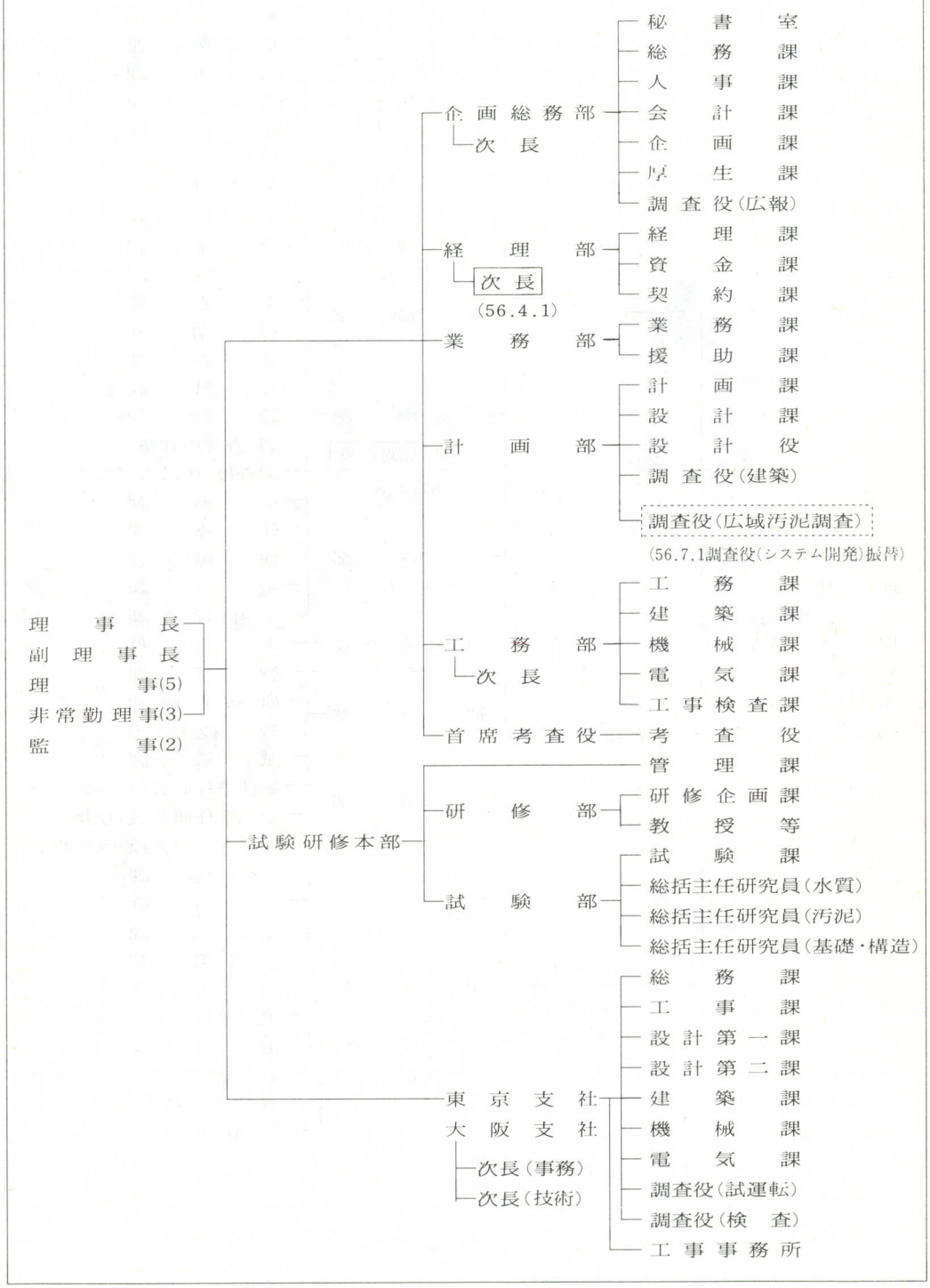
理事長
副理事長
理事(5)
非常勤理事(3)
監事(2)
企画総務部
次長
秘書室
総務課
人事課
会計課
企画課
庶生課
調査役(広報)
経理部
次長
(56.4.1)
経理課
資金課
契約課
業務部
業務課
援助課
計画部
計画課
設計課
設計役
調査役(建築)
調査役(広域汚泥調査)
(56.7.1調査役(システム開発)振替)
工務部
次長
工務課
建築課
機械課
電気課
工事検査課
首席考査役
考査役
試験研修本部
管理課
研修部
研修企画課
教授等
試験部
試験課
総括主任研究員(水質)
総括主任研究員(汚泥)
総括主任研究員(基礎・構造)
東京支社
大阪支社
次長(事務)
次長(技術)
総務課
工事課
設計第一課
設計第二課
建築課
機械課
電気課
調査役(試運転)
調査役(検査)
工事事務所

昭　和　57　年　度

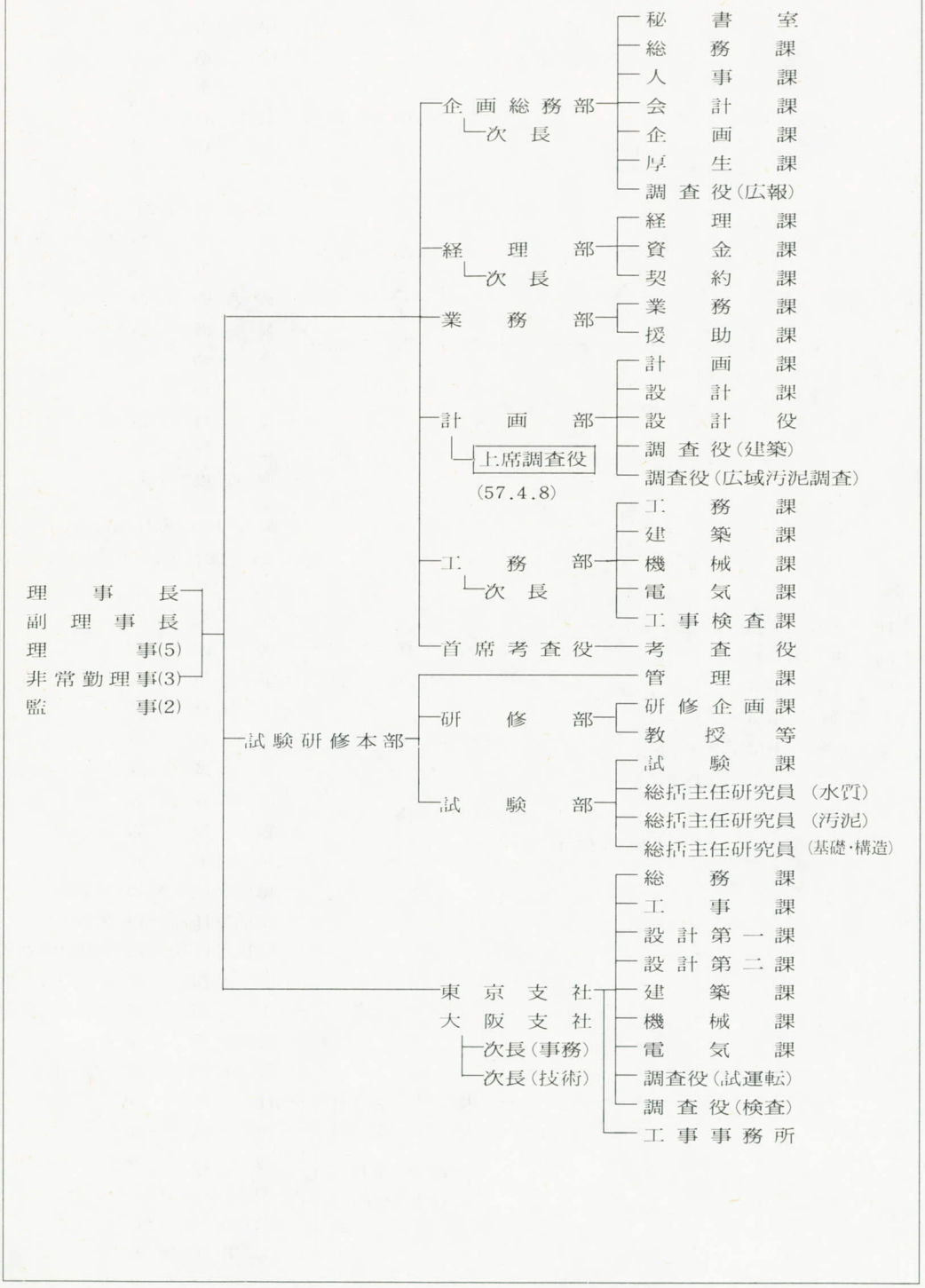
理事長
副理事長
理事(5)
非常勤理事(3)
監事(2)
試験研修本部
企画総務部
次長
秘書室
総務課
人事課
会計課
企画課
厚生課
調査役(広報)
経理部
次長
経理課
資金課
契約課
業務部
業務課
援助課
計画部
上席調査役
(57.4.8)
計画課
設計課
設計役
調査役(建築)
調査役(広域汚泥調査)
工務部
次長
工務課
建築課
機械課
電気課
工事検査課
首席考査役
考査役
管理課
研修部
研修企画課
教授等
試験部
試験課
総括主任研究員（水質）
総括主任研究員（汚泥）
総括主任研究員（基礎・構造）
東京支社
大阪支社
次長(事務)
次長(技術)
総務課
工事課
設計第一課
設計第二課
建築課
機械課
電気課
調査役(試運転)
調査役(検査)
工事事務所

資料—65　　工事事務所組織の変遷

昭和57年８月16日現在

（注）　⇨　は工事事務所の名称変更

〔　〕は工事事務所の名称変更年月日

（　）は出張所の所属事務所変更年月日

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
〈東京支社管内〉			
室蘭 室蘭市 （49．6．16 ～54．4．1）		49．6．16	54．4．1
北海道 北海道虻田町 （54.10.1～）	伊達	54．10．1 56．10．20	
岩木川 弘前市 （56.10.1～）		56．10．1	
北上川 盛岡市 （50.8.1 ～50.11.1） 岩手県都南村 （50.11.1 ～56.1.1）		50．8．1	56．1．1
北上川 北上市 （56.9.1～）		56．9．1 （再設置）	
石巻 ⇩ 宮城 石巻市 （52.10.1 ～57.1.1） 古川市 （57.1.1～）	 気仙沼 古川	52．10．1 〔54．12．1〕 54．12．1 55．11．1	——— 57．1．1
秋田 秋田市 （53.7.1～）	 能代	53．7．1 55．9．10	
山形 酒田市 （51.9.1 ～55.12.15）	 鶴岡	51．9．1 51．10．1	55．12．15 55．12．15
上山 ⇩ 東山形 上山市 （53.8.1 ～57.5.15） 天童市 （57.5.15～）	 寒河江 村山 上山	53．8．1 〔55．10．1〕 55．10．1 56．12．16 57．5．15	——— 57．5．14

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
福島		54. 8. 1	
会津若松市 (54.8.1～)			
潮来 ⇩ **茨城**		49. 4. 1 〔50. 9. 1〕	――――
茨城県潮来町 (49.4.1 ～50.10.20)	潮来	50. 10. 20	52. 8. 1
土浦市 (50.10.20 ～54.8.1)	勝田	51. 11. 1	56. 3. 31
下館市 (54.8.1 ～56.6.10)	下館	52. 10. 1	54. 7. 31
水戸市 (56.6.10～)	潮来	53. 8. 13	56. 3. 31
	水戸	56. 2. 2	56. 6. 9
	日立	56. 2. 2	
	総和	56. 2. 2	
	下館	56. 6. 10	57. 2. 28
	鹿島	56. 10. 1	
北栃木		50. 6. 1	
宇都宮市 (50.6.1～ ～54.1.15)	鹿沼	(50.6.1 栃木から)	52. 2. 28
今市市 (54.1.15 ～56.5.28)	黒磯	51. 12. 1	55. 9. 30
宇都宮市 (56.5.28～)	鬼怒川	52. 12. 5	54. 1. 15
	宇都宮	54. 1. 15	56. 5. 27
	北那須	54. 12. 1	

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
	栗山	54. 12. 28	57. 3. 31
	那須	55. 12. 15	
栃木 ⇩ **南栃木**		48. 7. 16 〔50. 6. 1〕	――――
小山市 (48.7.16 ～51.11.1)	鹿沼	48. 7. 16	(50.6.1 北栃木へ)
佐野市 (51.11.1 ～52.5.1)	佐野	48. 7. 16	52. 5. 1
足利市 (52.5.1 ～53.11.16)	足利	48. 7. 16	52. 5. 1
栃木市 (53.11.16～)	小山	50. 6. 1	51. 11. 1
	真岡	54. 12. 1	
	足利	55. 11. 10	
利根川		56. 4. 1	
前橋市 (56.4.1 ～56.8.16) 群馬県玉村町 (56.8.16～)			
北埼玉		56. 4. 1	
深谷市 (56.4.1～)	加須	(56.4.1 埼玉から)	
埼玉		48. 7. 1	
川越市 (48.7.1 ～48.11.1)	行田	49. 9. 1	53. 11. 30
	熊谷	50. 12. 1	54. 1. 31

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
東松山市 （48.11.1 ～54.1.15）	東松山	54. 9. 1	
川越市 （54.1.15 ～56.8.1）	加須	55. 8. 1	（56.4.1 北埼玉へ）
坂戸市 （56.8.1～）	深谷	55. 11. 1	56. 3. 31
	坂戸・鶴ヶ島	55. 11. 1	56. 7. 31
	川越	56. 8. 1	56. 11. 30
飯能 ⇩ **西埼玉**		51. 12. 1	――
		〔52. 10. 1〕	56. 4. 1
飯能市 （51.12.1～）	秩父	52. 10. 1	56. 3. 31
中川		52. 11. 1	
三郷市 （52.11.1～）	越谷	53. 10. 1	56. 3. 31
	鳩ヶ谷	54. 9. 1	
江戸川		50. 5. 1	
船橋市 （50.5.1 ～52.12.23）	習志野	55. 9. 1	
市川市 （52.12.23～）	松戸	55. 12. 20	57. 3. 31
	東金	56. 10. 1	
東京		50. 11. 1	
東京都港区 （50.11.1 ～50.12.24）	森ヶ崎	51. 1. 26	57. 3. 31
東京都葛飾区 （50.12.24 ～56.12.25）	小菅	56. 12. 25	
東京都港区 （56.12.25～）			

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
町田 ⇩ **西東京**		48. 7. 1	――
		〔50. 8. 16〕	
町田市 （48.7.1 ～53.4.1）	八王子	50. 8. 16	53. 3. 31
八王子市 （53.4.1 ～56.8.12）	町田	53. 4. 1	53. 12. 28
町田市 （56.8.12～）	町田	54. 7. 14	56. 3. 31
	八王子	56. 8. 12	57. 3. 31
神奈川		50. 7. 16	55. 7. 1
川崎市 （50.7.16 ～50.12.1）	川崎	50. 12. 1	52. 8. 31
横浜市 （50.12.1 ～55.2.1）	緑	51. 9. 1	54. 12. 28
川崎市 （55.2.1～）	大和	53. 2. 8	（53. 8. 1 西神奈川へ）
	川崎	53. 11. 16	55. 2. 1
西神奈川		53. 8. 1	
秦野市 （53.8.1 ～57.1.16）	大和	（53. 8. 1 神奈川から）	57. 3. 31
鎌倉市 （57.1.16～）	鎌倉	55. 8. 20	57. 1. 15
長岡		48. 7. 1	52. 5. 16
長岡市 （48.7.1 ～52.5.16）			
新潟		52. 5. 16	
新津市 （52.5.16 ～52.8.16）	柏崎	52. 7. 20	56. 12. 15

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
新潟市 （52.8.16 ～56.4.1）	新津	52. 8. 16	56. 3. 31
新津市 （56.4.1～）	十日町	54. 8. 1	
	三条	56. 12. 16	
富山 氷見市 （54.8.1～）		54. 8. 1	
石川 松任市 （56.11.1～）		56. 11. 1	
北長野 長野市 （53. 8. 1 ～57.4.1）		53. 8. 1	
	野沢	（53.8.1 長野から）	55. 4. 30
中野市 （57.4.1～）	中野	56. 12. 1	57. 3. 31
長野 ⇩ **南長野**		50. 7. 16	———
		〔53. 8. 1〕	
諏訪市 （50.7.16～）	野沢	52. 8. 1	（53.8.1 北長野へ）
	白樺湖	53. 8. 12	
恵那 ⇩ **岐阜**		51. 8. 1	———
		〔52. 7. 16〕	
恵那市 （51.8.1 ～54.4.1）	大垣	52. 9. 1	54. 4. 1
大垣市 （54.4.1 ～57.4.1）	土岐	55. 11. 20	57. 3. 31
土岐市 （57.4.1～）	大垣	57. 4. 1	
高山 高山市 （49.8.1 ～54.11.1）		49. 8. 1	54. 11. 1
東静岡 静岡県函南町 （53.11.1～）		53. 11. 1	
	伊東	53. 11. 1	55. 9. 30
	熱海	55. 10. 17	
	土肥	57. 1. 16	
沼津 ⇩ **静岡**		49. 8. 16	———
		〔50. 9. 1〕	
沼津市 （49.8.16 ～53.12.25）	富士	50. 9. 1	53. 12. 25
富士市 （53.12.25 ～55.2.1）	清水	52. 2. 15	56. 3. 31
富士宮市 （55.2.1 ～57.2.16）	富士宮	52. 9. 7	55. 2. 1
藤枝市 （57.2.16～）	富士	55. 2. 1	55. 3. 31
	藤枝	56. 11. 11	57. 2. 15
	富士宮	57. 2. 16	57. 3. 31
春日井 ⇩ **愛知**		48. 7. 25	———
		〔50. 11. 1〕	
春日井市 （48.7.25 ～50.12.15）	春日井	50. 12. 15	51. 7. 26
	四日市	53. 12. 15	

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
名古屋市 （50.12.15 ～53.12.15）	半田	54．8．1	57．3．31
岡崎市 （53.12.15 ～55.4.1）	知多	54．9．1	55．4．1
知多市 （55.4.1～）	春日井	55．8．19	57．3．31
蒲郡 蒲郡市 （48.7.16 ～53.3.31）		48．7．16	53．3．31
〈大阪支社管内〉			
武生 ⇩ **福井** 武生市 （51.9.16 ～55.6.1）		51．9．16 〔53．7．1〕 53．8．1	55．3．31
鯖江市 （55.6.1～）	永平寺 鯖江	54．9．17	55．6．1
	武生	55．6．1	55．8．31
	勝山	56．11．1	
琵琶湖 草津市 （53.11.1～）		53．11．1	
	近江八幡	55．12．16	57．7．31
	湖西	56．9．1	
桂川 ⇩ **京都** 京都市 （50.5.16～）		50．5．16 〔50．12．1〕	————
	吉祥院	51．4．1	52．9．30
	亀岡	54．11．1	

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
木津川 大阪市 （57.6.17～）		57．6．17	
大阪湾 泉大津市 （51.11.16～）	泉北	51．11．16 54．1．23	
神戸 ⇩ **兵庫** 神戸市 （50.7.16 ～55.2.16）		50．7．16 〔54．12．1〕	————
姫路市 （55.2.16～）	姫路	55．1．1	55．2．16
	神戸	55．2．16	56．3．31
	高砂	55．10．1	
高野 和歌山県高野町 （52.11.1 ～55.11.10）		52．11．1	55．11．10
米子 ⇩ **鳥取** 米子市 （50.12.1 ～54.4.1）		50．12．1 〔53．7．16〕	————
	天神川	53．8．1	54．4．1
鳥取県羽合町 （54.4.1～）	米子	54．4．1	56．3．31
宍道湖 松江市 （50.5.16～）		50．5．16	
玉野 ⇩ **岡山**		51．9．16 〔54．7．1〕	————

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
玉野市 （51.9.16 ～56.4.1） 笠岡市 （56.4.1～）	笠岡	54. 11. 1	56. 3. 31
呉 ⇩ 広島		50. 10. 16 〔51. 1. 1〕	————
呉市 （50.10.16 ～51.1.1） 広島市 （51.1.1～）	呉	51. 1. 1	51. 10. 15
	宮島	54. 9. 1	
	千田	55. 9. 1	
	旭町	55. 9. 1	
岩国		53. 4. 1	56. 12. 31
岩国市 （53.4.1 ～56.12.31）			
山口		50. 8. 1	
新南陽市 （50.8.1 ～51.2.1） 防府市 （51.2.1 ～55.4.1） 山口市 （55.4.1～）	新南陽	51. 2. 1	55. 4. 3
	山口	52. 8. 16	55. 4. 1
	岩国	52. 10. 1	53. 3. 31
	小郡	55. 10. 16	
	山陽	55. 11. 26	
	防府	56. 9. 16	
	萩	56. 10. 1	
徳島		53. 10. 1	55. 10. 15
徳島市 （53.10.1 ～55.10.15）			

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
香川		48. 7. 16	
丸亀市 （48.7.16 ～53.11.14） 香川県牟礼町 （53.11.14 ～54.11.30） 香川県宇多津町 （54.11.30～）	観音寺	49. 1. 16	53. 7. 31
	牟礼	49. 12. 1	53. 11. 14
	高松	52. 10. 16	
	丸亀	54. 10. 16	
東愛媛 ⇩ 愛媛		50. 10. 1 〔56. 12. 1〕	————
新居浜市 （50.10.1 ～56.12.1） 西条市 （56.12.1～）	川之江	50. 11. 10	54. 3. 31
	伊予三島	52. 11. 1	56. 3. 31
	今治	54. 7. 2	56. 9. 30
	八幡浜	56. 12. 16	
	川之江	57. 1. 16	
今治 ⇩ 愛媛		48. 8. 1 〔49. 12. 16〕	———— 53. 3. 31
今治市 （48.8.1 ～53.3.31）			
高知		54. 12. 16	
高知市 （54.12.16～）			
北九州・大分 ⇩ 北九州 ⇩ 福岡		50. 8. 16 〔53. 8. 1〕 〔57. 4. 1〕	———— ————

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
北九州市 （50.8.16 ～55.12.15）	大分	51. 1. 20	53. 7. 1
芦屋町 （55.12.15 ～57.4.1）	芦屋	54. 8. 1	55. 12. 15
宗像市 （57.4.1～）	宗像	56. 8. 1	57. 3. 31
	新町	56. 8. 20	
	芦屋	57. 4. 1	
福岡 福岡市 （50.10.1 ～56.4.30）		50. 10. 1	56. 4. 30
佐賀 佐賀市 （48.11.1 ～54.1.15）		48. 11. 1	54. 1. 15
長崎 長崎市 （55.10.1～）		55. 10. 1	
熊本		50. 8. 16	
宇土市 （50.8.16 ～51.9.16）	玉名	51. 1. 16	51. 9. 16
玉名市 （51.9.16 ～55.4.1）	宇土	51. 9. 16	55. 7. 31
荒尾市 （55.4.1～）	山鹿	52. 10. 1	54. 3. 31
	荒尾	54. 4. 1	55. 4. 1
	玉名	55. 4. 1	56. 10. 31
	八代	55. 12. 1	

工事事務所名 設置場所 （設置年月日 ～廃止年月日）	出張所名	設置年月日	廃止年月日
人吉 人吉市 （53.7.1 ～57.4.30）		53. 7. 1	57. 4. 30
大分		53. 8. 1	
大分市 （53.8.1～）	日田	53. 12. 1	56. 3. 31
	臼杵	55. 12. 16	
	日出	57. 3. 1	
宮崎 日南市 （54.10.1～）		54. 10. 1	
鹿児島		50. 8. 16	
鹿児島市 （50.8.16～）	名瀬	54. 9. 17	
	枕崎	55. 12. 16	
	指宿	56. 11. 1	
沖縄		49. 1. 1	54. 4. 30
本部町 （49.1.1 ～50.8.1） 名護市 （50.8.1 ～54.4.30）	名護	49. 9. 1	50. 7. 31
沖縄		56. 9. 1 （再設置）	
浦添市 （56.9.1 ～56.11.20） 石川市 （56.11.20～）	浦添	56. 11. 20	

資料—66　　歴

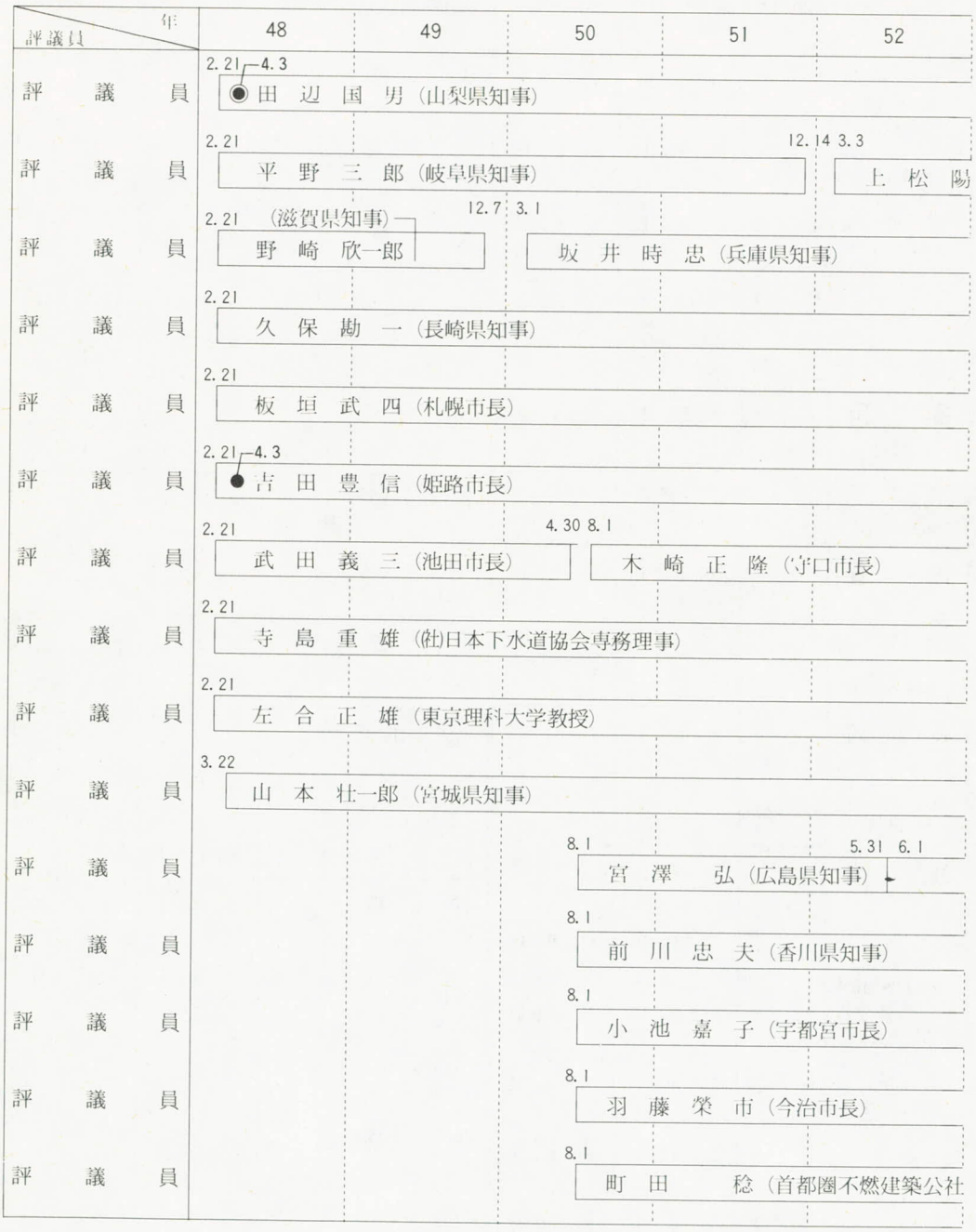

◉ 評議員会会長

● 評議員会会長代理

代　評　議　員

昭和57年８月16日現在

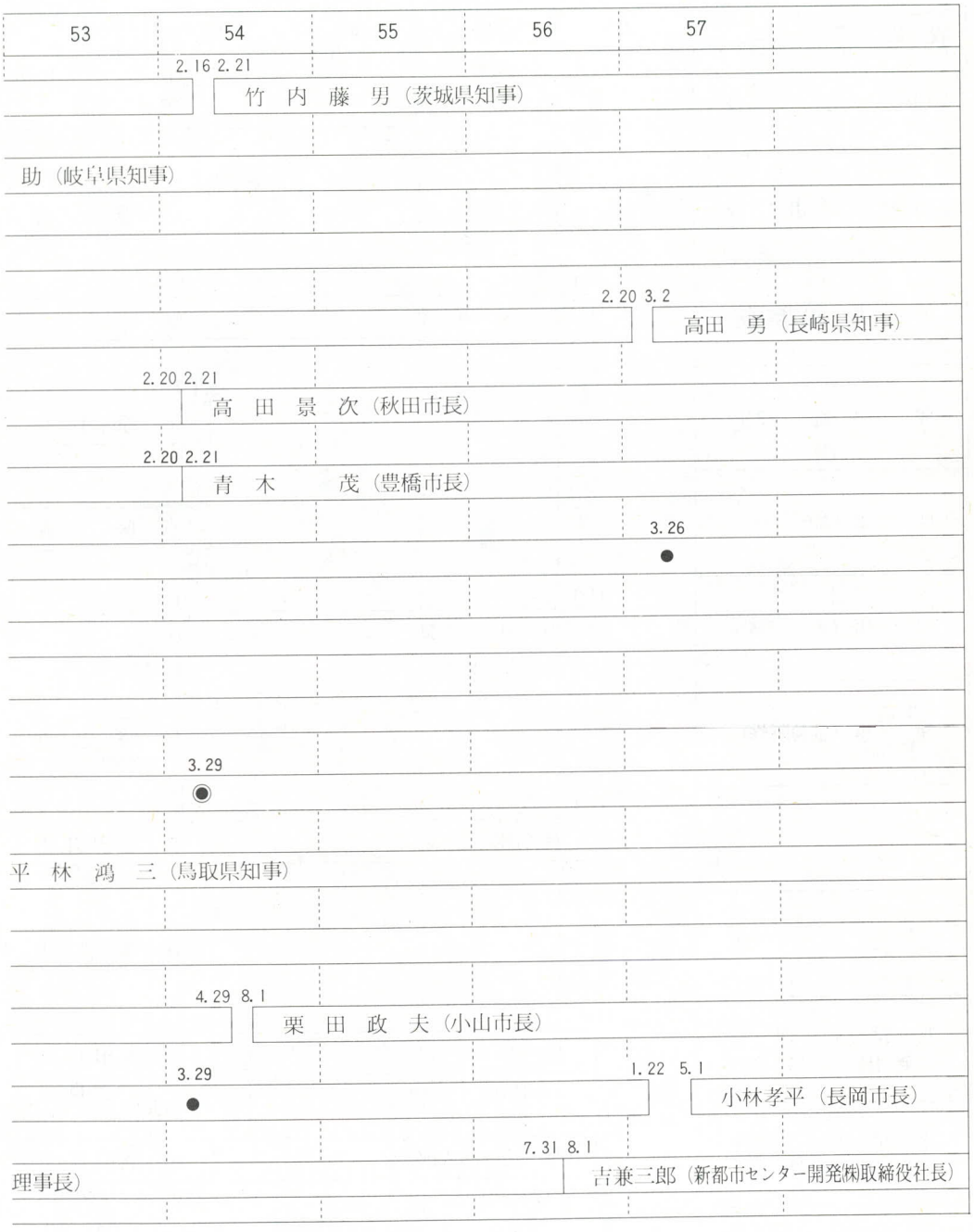

資料—67　　歴

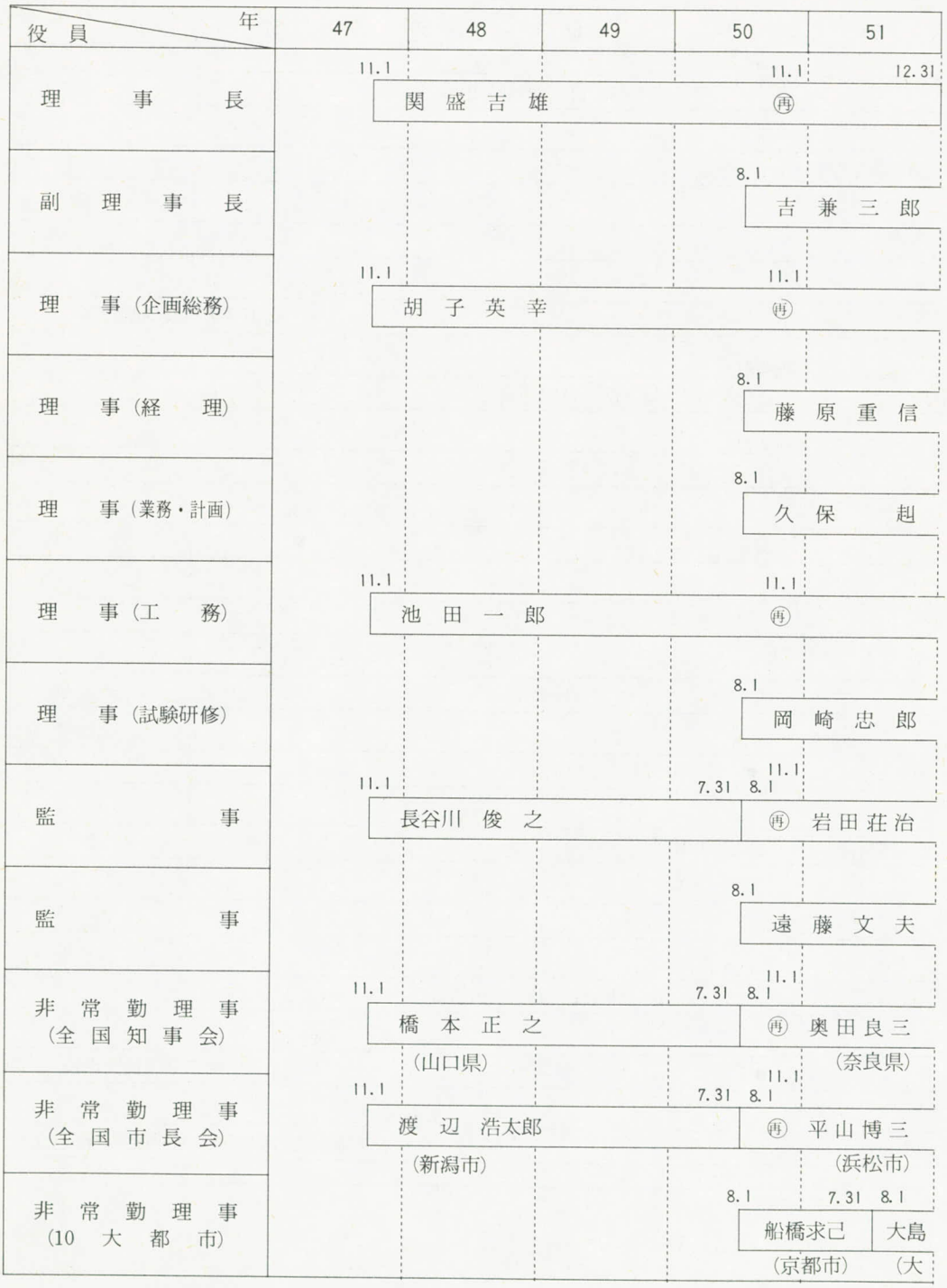
役員
年
47
48
49
50
51
理事長
11.1
関盛吉雄
11.1
(再)
12.31
副理事長
8.1
吉兼三郎
理事(企画総務)
11.1
胡子英幸
11.1
(再)
理事(経理)
8.1
藤原重信
理事(業務・計画)
8.1
久保　起
理事(工務)
11.1
池田一郎
11.1
(再)
理事(試験研修)
8.1
岡崎忠郎
監事
11.1
長谷川俊之
7.31
8.1
11.1
(再)
岩田荘治
監事
8.1
遠藤文夫
非常勤理事(全国知事会)
11.1
橋本正之
(山口県)
7.31
8.1
11.1
(再)
奥田良三
(奈良県)
非常勤理事(全国市長会)
11.1
渡辺浩太郎
(新潟市)
7.31
8.1
11.1
(再)
平山博三
(浜松市)
非常勤理事(10大都市)
8.1
船橋求己
(京都市)
7.31
8.1
大島
(大

代　　役　　員

昭和57年８月16日現在

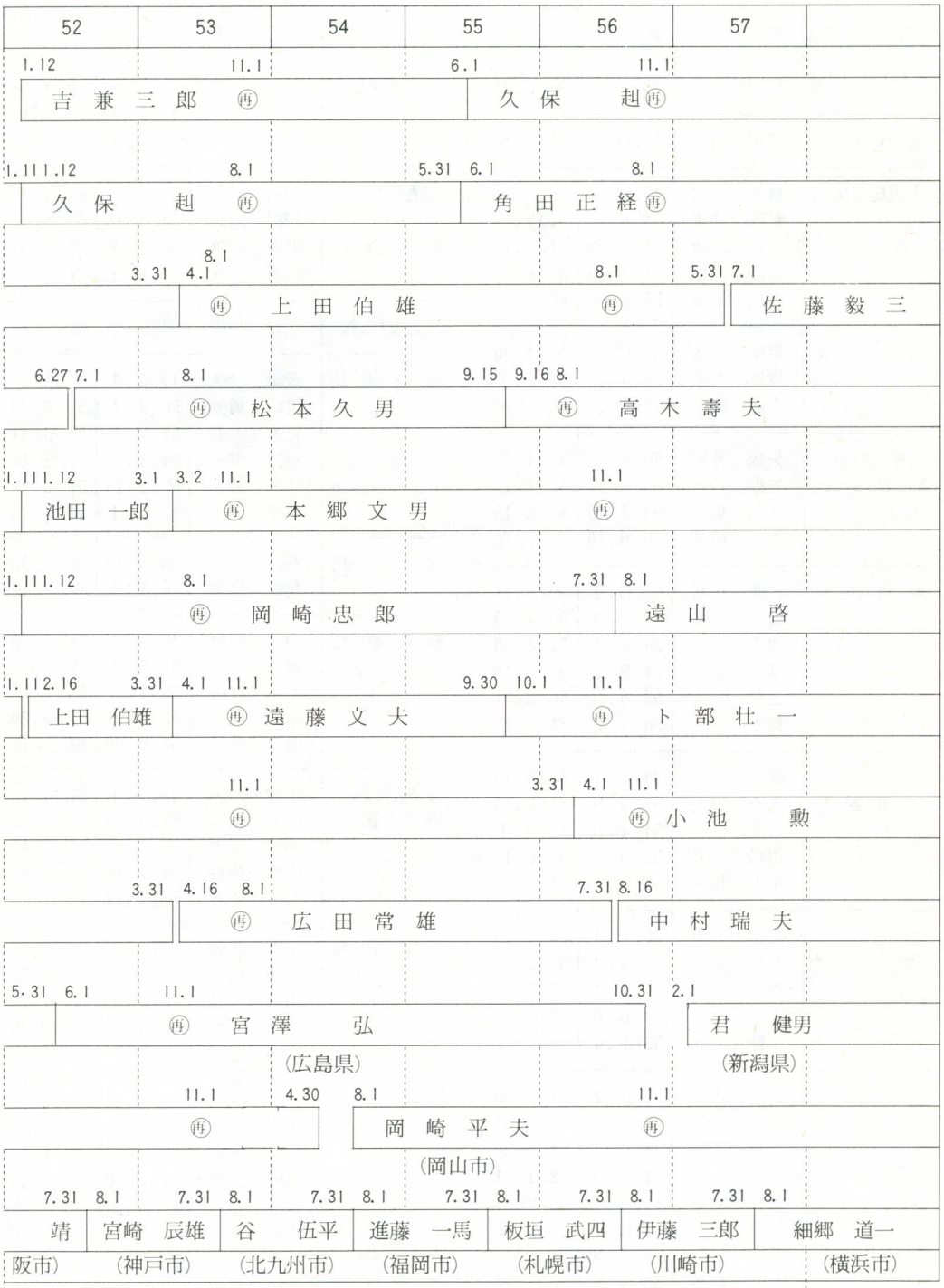

資料—68　歴代幹部職員

昭和57年８月16日現在

（注）〔役職名〕旧組織名を示す。
〔氏　名〕扱を示す。
（氏　名）兼務を示す。

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
顧問	杉戸　清	48.8.25	56.3.31
常任参与	安田　靖一	53.11.16	現在
企画総務部長	重元　良夫	47.11.1	48.7.31
	難波　通雄	48.8.1	51.2.28
	西山　良晴	51.2.29	54.4.15
	末沢　善勝	54.4.16	55.6.30
	高橋　昭治	55.7.1	現在
次長	茨崎　久	47.11.1	49.4.30
	篠原　秀夫	54.4.16	57.5.1
	吉田　堅一	57.5.21	現在
〔秘書役〕	矢板　芳男	50.8.1	53.4.5
秘書室長	矢板　芳男	53.4.6	55.7.15
	首藤　英生	55.7.16	56.6.15
	野口　紀雄	56.6.16	現在
総務課長	佐藤　和男	47.11.1	49.8.31
	野田　正弘	49.9.1	50.4.30
	竹内　啓	50.5.1	51.4.30
	畑　正一	51.5.1	53.6.15
	上村　光	53.6.16	56.3.31
	鈴木　省三	56.4.1	現在
〔調査役（人事）〕	篠原　秀夫	49.7.1	51.5.15
人事課長	篠原　秀夫	51.5.16	54.4.15
	吉田　堅一	54.4.16	55.6.1
	恒松　和夫	55.6.2	57.6.15
	川上　利夫	57.6.16	現在
〔調査役（会計）〕	関口　公男	50.8.1	52.4.30
会計課長	関口　公男	52.5.1	53.5.31
	〔西山　良晴〕	53.6.1	53.6.15
	山本　博	53.6.16	55.12.31
	小熊　一	56.1.1	現在
〔企画経理課長〕	野田　正弘	47.11.1	48.4.30
企画課長	野田　正弘	48.5.1	49.8.31
	三島　義教	49.9.1	51.4.30
	竹内　啓	51.5.1	52.1.31
	曽根　啓介	52.2.1	53.10.31
	竹本　直一	53.11.1	55.6.9
	鈴木　省三	55.6.10	56.3.31
	由良　範泰	56.4.1	現在

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
〔経理課長〕	山口　秋信	48.5.1	49.4.30
		49.5.1経理部経理課に改組	
〔調査役（厚生）〕	吉田　堅一	52.4.1	54.4.15
	野田　岩雄	54.4.16	55.4.6
厚生課長	野田　岩雄	55.4.7	57.7.31
	川幡　年秋	57.8.1	現在
調査役（広報）	北野　一成	53.9.1	現在
経理部長	茨崎　久	49.5.1	50.3.31
	宮崎　勇美	50.4.1	52.6.30
	青木　弘	52.7.1	54.3.31
	石田　栄一	54.4.1	57.2.14
	〔高木　壽夫〕	57.2.15	57.2.28
	高橋　敬造	57.3.1	現在
次長	（石田　栄一）	56.4.16	56.6.30
	長田　文栄	56.7.1	現在
経理課長	山口　秋信	49.5.1	51.4.30
	田中　栄一	51.5.1	53.7.5
	工藤　桂司	53.7.6	55.7.7
	赤羽　允尚	55.7.8	57.6.29
	坂牧　教旦	57.6.30	現在
〔調査役（資金）〕	小倉幸治郎	49.7.1	51.5.15
資金課長	小倉幸治郎	51.5.16	52.6.30
	福田　英世	52.7.1	55.7.15
	市橋　博喜	55.7.16	57.7.11
	前田　剛志	57.7.12	現在
契約課長	田丸　勝朗	49.5.1	50.5.15
	〔宮崎　勇美〕	50.5.16	50.5.31
	川本　和男	50.6.1	51.1.15
	古沢　次男	51.1.16	54.6.30
	小熊　一	54.7.1	55.12.31
	古川　賢二	56.1.1	現在
業務部長	坂　弘二	50.8.1	52.3.31
	末沢　善勝	52.4.1	54.4.15
	〔本郷　文男〕	54.4.16	54.4.30
	野田　正弘	54.5.1	57.6.30
	曽根　啓介	57.7.1	現在
業務課長	武田　篤夫	50.8.1	51.1.15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	川本　和男	51.1.16	52.3.31
	谷口　文夫	52.4.1	53.6.13
	八木欣之介	53.6.14	54.4.30
	西沢　辰夫	54.5.1	56.3.31
	神林　章元	56.4.1	現　在
援助課長	西田　哲夫	50.8.1	50.10.31
	(武田　篤夫)	50.11.1	51.1.15
	武田　篤夫	51.1.16	51.3.31
	石川　廣	51.4.17	54.1.31
	〔末沢　善勝〕	54.2.1	54.3.31
	安藤　茂	54.4.1	57.3.31
	菊池　正直	57.4.1	現　在
〔技術部長〕 計画部長	遠山　啓	47.11.1	49.4.30
	遠山　啓	49.5.1	50.7.15
	玉木　勉	50.7.16	52.1.31
	伊藤　俊美	52.2.16	54.7.31
	中本　至	54.8.1	56.6.9
	山田　睦郎	56.6.10	56.11.1
	〔本郷　文男〕	56.11.2	56.11.30
	辻　栄一	56.12.1	57.6.14
	斎藤健次郎	57.6.15	現　在
〔技術部次長〕 〔計画部次長〕	原　徳安	47.11.1	49.4.30
	原　徳安	49.5.1	50.3.31
	坂　弘二	50.4.1	50.7.31
		50.8.1業務部に改組	
上席調査役	斎藤健次郎	57.4.8	57.6.14
	来栖　司朗	57.6.15	現　在
〔技術部技術調査課長〕 計画課長	狩野　昇	48.5.1	49.4.30
	狩野　昇	49.5.1	50.7.15
	辻　栄一	50.7.16	52.9.30
	松尾　和幸	52.10.1	54.7.16
	星畑　國松	54.7.17	55.11.30
	小宮山克治	55.12.1	57.3.31
	橋本　安弘	57.4.1	現　在
〔技術部技術援助課長〕 〔計画部援助課長〕	武田　篤夫	47.11.1	49.4.30
	武田　篤夫	49.5.1	50.7.31
		50.8.1業務部業務課に改組	
〔技術部受託工事課長〕	永田　伸之	47.11.1	49.4.30
		49.5.1工務部工事課に改組	

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
設計課長	永田　伸之	49.5.1	50.5.31
	松本　克己	50.6.16	52.2.15
	奥田　康	52.2.16	52.12.1
	佐藤　治	52.12.2	54.7.31
	〔中本　至〕	54.8.1	54.8.6
	後藤謙次郎	54.8.7	57.8.15
	曽我部　博	57.8.16	現　在
設計役	新淵　昭光	50.6.16	53.4.30
	小野　保和	53.5.1	56.6.30
	安田　康宏	56.7.1	現　在
調査役(建築)	泊瀬川　郁	49.5.1	50.5.31
	福本　道彦	50.5.1	51.9.30
	川上　茂	51.10.1	54.9.30
	松田　義昭	54.10.1	57.3.31
	尾形　洋三	57.4.1	現　在
〔調査役(システム開発)〕 調査役(広域汚泥調査)	中川　幸男	53.4.6	54.12.31
	松井　大悟	55.4.1	56.6.30
	松井　大悟	56.7.1	57.6.15
	堂々　功	57.6.16	現　在
工務部長	笹倉　光雄	49.5.1	52.3.31
	橋本　定雄	52.4.1	55.4.6
	松崎　茂樹	55.4.7	57.3.31
	村田　恒雄	57.4.1	現　在
次長	岩崎　文一	55.4.7	56.6.1
	荒木　良典	56.6.2	現　在
〔工事課長〕 工務課長	岩崎　文一	49.5.1	50.5.31
	岩崎　文一	50.6.1	55.4.6
	〔松崎　茂樹〕	55.4.7	55.4.15
	荒木　良典	55.4.16	56.6.1
	深山憲次郎	56.6.2	現　在
建築課長	泊瀬川　郁	50.6.1	52.12.31
	金子研一郎	52.1.1	53.4.30
	内海　康夫	53.5.1	55.3.31
	岩崎　博	55.4.1	56.3.31
	白川　博之	56.4.1	現　在
〔調査役(設備)〕 機械課長	岩崎　臣良	50.6.16	54.4.15
	岩崎　臣良	54.4.16	54.7.31
	土屋　実	54.8.1	現　在
〔設備課長〕	保谷　一夫	49.5.1	53.6.1
	長濱　健彦	53.6.2	54.4.15

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
電気課長	長濱 健彦	54.4.16	56.7.6
	早野 克雄	56.7.7	現在
〔調査役（検査）〕	中川 幸男	52.6.2	53.4.5
	白川 渙	53.4.6	54.4.15
工事検査課長	草間 晃	54.4.16	56.3.31
	白川 渙	56.4.1	現在
首席考査役	西山 良晴	50.8.1	51.2.28
	〔淡路 憲治〕	51.2.29	51.4.30
	宇野 均	51.5.1	54.9.30
	〔淡路 憲治〕	54.10.1	54.10.31
	高橋 昭治	54.11.1	55.6.30
	長谷川徳之輔	55.7.1	現在
考査役	淡路 憲治	49.4.11	55.5.20
	積木才左右	55.6.2	現在
試験研修本部長	池田 一郎	50.4.16	50.7.31
	岡崎 忠郎	50.8.1	52.2.15
	上田 伯雄	52.2.16	53.3.31
	遠藤 文夫	53.4.1	55.9.30
	卜部 壮一	55.10.1	現在
管理課長	吉田 堅一	50.4.16	52.3.31
	金子 龍雄	52.4.1	56.3.31
	野村 岑之	56.4.1	57.6.15
	松鵜 正義	57.6.16	現在
研修部長	岩崎 保久	47.11.1	49.11.30
	丸山 速夫	49.12.1	51.7.31
	橋本 定雄	51.8.1	52.3.31
	武田 篤夫	52.4.1	54.6.8
	野端 利治	54.6.9	57.6.4
	伊阪 重信	57.6.5	現在
〔研修指導課長〕	西田 哲夫	47.11.1	50.4.15
研修企画課長	西田 哲夫	50.4.16	50.7.31
	伊阪 重信	50.8.1	52.12.1
	奥田 康	52.12.2	55.8.6
	佐藤 昭男	55.8.7	57.8.15
	田中 良治	57.8.16	現在
教授	伊藤 久蔵	50.5.1	52.4.24
	中村 正雄	50.6.16	57.3.16
	黒野 良夫	50.6.16	55.3.31
	木村 慶見	52.5.1	55.3.27
	高野 稔	55.4.7	57.7.31
	松橋武智雄	55.5.1	57.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	小沢 治夫	57.4.1	現在
	稲場紀久雄	57.8.2	現在
	畑田 晋	57.8.16	現在
〔試験所長〕	杉木 昭典	47.11.1	50.4.15
試験部長	杉木 昭典	50.4.16	53.1.20
	〔上田 伯雄〕	53.1.20	53.3.31
	柏谷 衛	53.4.1	57.3.31
	栗林 宗人	57.4.1	現在
試験課長	狩野 昇	48.3.16	48.4.30
	（杉木 昭典）	48.5.1	48.8.15
	横田 寛	48.8.16	52.6.1
	三木 伸夫	52.6.2	53.3.31
	〔柏谷 衛〕	53.4.1	54.3.31
	奥井 英夫	54.4.1	55.12.30
	（松井 大悟）	55.12.31	56.3.31
	田中 和博	56.4.1	現在
総括主任研究員（水質）	奥野 長晴	50.6.16	56.7.6
	小沼 敬一	56.7.7	現在
総括主任研究員（汚泥）	大宮 一夫	51.10.1	57.8.15
	星野 芳生	57.8.16	現在
総括主任研究員（基礎・構造）	矢部 正宏	54.2.1	56.6.15
	伊藤 宏美	56.7.1	現在
東京支社長	〔池田 一郎〕	50.6.1	50.6.16
	松下 行雄	50.6.16	53.6.1
	仲内 季彦	53.6.2	56.6.30
	忽滑谷良一	56.7.1	現在
次長（事務）	牧野 弘和	50.6.1	53.5.31
	関口 公男	53.6.1	55.12.31
	山本 博	56.1.1	現在
次長（技術）	小沢勇太郎	51.6.1	56.3.31
	服部 嘉夫	56.4.1	現在
総務課長	金子 龍雄	50.6.1	52.3.31
	積木才左右	52.4.1	55.6.1
	古川 賢二	55.6.2	55.12.31
	野木 丈平	56.1.1	現在
工事課長	草間 晃	50.6.1	54.4.15
	白川 渙	54.4.16	56.3.31
	梅津光五郎	56.4.1	現在

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
〔設計課長〕	佐藤　治	50.6.16	52.4.30
設計第一課長	佐藤　治	52.5.1	52.12.1
	真船　雍夫	52.12.2	55.7.4
	吉村　元宏	55.7.8	現　在
設計第二課長	水口　昇治	52.5.1	53.12.14
	田中　忠美	53.12.15	55.12.31
	鶴田　洋	56.1.1	現　在
〔調査役(建築)〕	金子研一郎	50.6.1	51.5.15
建築課長	金子研一郎	51.5.16	51.12.31
	押切　永智	52.1.1	53.3.31
	岩崎　博	53.4.1	55.3.31
	白川　博之	55.4.1	56.3.31
	関田　栄治	56.4.1	現　在
〔設備課長〕	土屋　実	50.6.1	53.4.5
機械課長	土屋　実	53.4.6	54.7.31
	山口　茂	54.8.1	55.7.7
	古林　繁男	55.7.8	現　在
〔調査役(設備)〕	野口　実	50.6.19	53.4.5
電気課長	野口　実	53.4.6	53.6.9
	那須野　才	53.6.10	56.3.31
	荻島　美住	56.4.1	現　在
調査役(試運転)	山柴　康弘	51.6.1	52.10.31
	那須野　才	52.12.2	53.6.9
	山口　茂	53.6.10	54.7.31
	〔仲内　季彦〕	54.8.1	54.8.6
	藤由　吉展	54.8.7	57.8.15
	松村　桓生	57.8.16	現　在
調査役(検査)	石川　公美	54.7.1	56.8.31
	(梅津光五郎)	56.9.1	57.3.31
	小林　殖	57.4.1	現　在
〔関西支所長〕	谷　和夫	48.6.1	50.5.31
大阪支社長	谷　和夫	50.6.1	52.3.31
	大西　義昭	52.4.1	56.3.31
	濱　宏	56.4.1	現　在
次長（事務）	荒谷　倫二	50.6.1	52.7.29
	吉田　勇	52.8.1	54.6.30
	古沢　次男	54.7.1	55.5.31
	吉田　堅一	55.6.2	57.5.20
	小垣原尚生	57.5.21	現　在
次長（技術）	丹原　稔	51.6.5	55.3.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	岩見　嘉夫	55.4.1	現　在
総務課長	吉田　勇	48.6.1	52.7.31
	野田　岩雄	52.8.1	54.4.15
	中野　誠吾	54.4.16	現　在
〔受託工事課長〕	白水　嘉夫	48.6.1	49.4.30
工事課長	白水　嘉夫	49.5.1	50.5.31
	藤本　忠利	50.6.1	52.4.30
	斉藤　彬	52.5.1	56.3.31
	城野　修身	56.4.1	現　在
〔設計課長〕	白水　嘉夫	50.6.1	52.4.11
	河村　寛司	52.4.12	52.4.30
設計第一課長	河村　寛司	52.5.1	53.4.10
	〔大西　義昭〕	53.4.11	53.4.23
	西村　善雄	53.4.24	55.4.10
	小川　正博	55.4.11	現　在
設計第二課長	村上　仁	52.5.2	54.6.14
	清水　和幸	54.6.16	57.4.11
	佐伯　正夫	57.4.12	現　在
〔調査役（建築）〕	藤本　忠利	49.5.1	50.5.31
	小川　三郎	50.6.1	51.5.15
建築課長	小川　三郎	51.5.16	52.3.31
	大井　市郎	52.4.1	54.4.5
	辺見　卓郎	54.4.6	55.9.30
	西尾　久雄	55.10.1	現　在
〔設備課長〕	坊農喜代治	49.5.1	53.4.5
機械課長	坊農喜代治	53.4.6	54.6.14
	行政　重介	54.6.16	57.6.14
	榮屋　悦男	57.6.15	現　在
〔調査役（設備）〕	後條　哲夫	50.7.1	53.4.5
電気課長	後條　哲夫	53.4.6	54.6.14
	谷　昌忠	54.6.15	56.4.10
	繁野　貞彦	56.4.11	現　在
調査役（試運転）	谷　昌忠	51.6.5	54.6.14
	入江　俊雄	54.6.15	57.4.13
	榮屋　悦男	57.4.14	57.6.14
	行政　重介	57.6.15	現　在
調査役(検査)	(斉藤　彬)	54.7.1	54.9.30
	来栖　司朗	54.10.1	55.6.1
	(斉藤　彬)	55.7.1	55.8.31
	村上　善英	55.9.1	57.6.14
	谷　正信	57.6.15	現　在

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
室蘭工事事務所長	宮本　和也	49.6.16	52.4.30
	稲垣　豊穂	52.5.1	53.4.9
	〔佐々木真澄〕	53.4.10	53.4.23
	永井　紀孝	53.4.24	53.10.31
	内藤　三幸	53.11.1	54.3.31 廃止
北海道工事事務所長	安田　彰	54.12.1	57.3.31
	(梅津光五郎)	57.4.1	57.4.19
	今井　武彦	57.4.20	現在
岩木川工事事務所長	曾津　祐二	56.10.1	現在
北上川工事事務所長	荒木　良典	50.8.1	55.4.15
	(三瓶　泰夫)	55.4.16	55.12.31 廃止
	(佐藤　佐門)	56.9.1	56.9.30
	石川　弘寿	56.10.1	現在
〔石巻工事事務所長〕	荒木　良典	52.10.1	53.3.31
	永谷　牧	53.4.1	54.11.30
宮城工事事務所長	永谷　牧	54.12.1	56.3.31
	佐藤　佐門	56.4.1	現在
秋田工事事務所長	〔戸祭　司〕	53.7.1	53.8.31
	三瓶　泰夫	53.9.1	56.3.31
	武田　哲雄	56.4.1	現在
山形工事事務所長	柴田　正博	51.9.1	55.12.15 廃止
〔上山工事事務所長〕	鎌田　秋雄	53.8.1	55.9.30
東山形工事事務所長	鎌田　秋雄	55.10.1	56.3.31
	山田　省吾	56.4.1	現在
福島工事事務所長	小池　昭夫	54.8.1	57.3.31
	小柳　彰	57.4.1	現在
〔潮来工事事務所長〕	斉藤　健吉	49.4.1	50.8.31
茨城工事事務所長	斉藤　健吉	50.9.1	56.8.31
	石川　公美	56.9.1	現在
北栃木工事事務所長	本山　明	50.6.1	51.4.15
	大塚　晃	51.4.16	53.10.31
	小関　一郎	53.11.1	55.11.30
	大塚　晃	55.12.1	57.3.31
	松田　良平	57.4.1	現在
〔栃木工事事務所長〕	深山憲次郎	48.7.16	50.5.31
南栃木工事事務所長	深山憲次郎	50.6.1	53.7.31
	(大塚　晃)	53.8.1	53.10.31
	(小関　一郎)	53.11.1	53.11.15
	梅津光五郎	53.11.16	56.3.31
	渡辺　忠男	56.4.1	現在
利根川工事事務所長	佐藤　安衛	56.4.1	現在
北埼玉工事事務所長	中村　浩	56.4.1	57.7.25
	(小菅　良治)	57.7.25	57.8.15
	吉澤　永幸	57.8.16	現在
埼玉工事事務所長	石川　公美	48.7.1	50.5.31
	佐々木秀男	50.6.1	56.3.31
	(中村　浩)	56.4.1	56.7.6
	小菅　良治	56.7.7	現在
〔飯能工事事務所長〕	佐藤　万平	51.12.1	52.9.30
西埼玉工事事務所長	佐藤　万平	52.10.1	56.3.31
中川工事事務所長	増野　忠	52.11.1	現在
江戸川工事事務所長	伊阪　重信	50.5.1	50.7.31
	〔田中　和博〕	50.8.1	50.12.15
	松下　健二	50.12.16	54.7.31
	〔仲内　季彦〕	54.8.1	54.8.6
	安田　康宏	54.8.7	56.6.30
	成毛　広	56.7.1	現在
東京工事事務所長	加藤　愼雄	50.11.1	53.6.1
	金井　英治	53.6.2	56.7.6
	豊田　章司	56.7.7	現在
〔町田工事事務所長〕	佐伯　一夫	48.7.1	50.8.15
西東京工事事務所長	佐伯　一夫	50.8.16	51.4.15
	須藤　政三	51.4.16	54.3.31
	山田　光明	54.4.1	57.3.31
	〔鈴木　通夫〕	57.4.1	57.4.7
	相沢　道世	57.4.8	現在
神奈川工事事務所長	村田福三郎	50.7.16	52.6.9
	井深　弘	52.6.10	55.6.9
	(小林　殖)	55.6.10	55.6.30 廃止
西神奈川工事事務所長	小林　殖	53.8.1	56.3.31
	菊池　正直	56.4.1	57.3.31
	東　欽一郎	57.4.1	現在
長岡工事事務所長	矢沢十四次	48.7.1	52.5.16 廃止

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
新潟工事事務所長	矢沢十四次	52. 5 .16	52. 8 .15
	渡部　猛	52. 8 .16	54. 9 .30
	垣本　三郎	54.10. 1	現　在
富山工事事務所長	山根　昌作	54. 8 . 1	57. 6 .30
	村上　修	57. 7 . 1	現　在
石川工事事務所長	塩田　信夫	56.11. 1	現　在
北長野工事事務所長	深山憲次郎	53. 8 . 1	56. 6 . 1
	東山　徹	56. 6 . 2	現　在
〔長野工事事務所長〕	中野　昭二	50. 7 .16	53. 3 .31
	横道　長幸	53. 4 . 1	53. 7 .31
南長野工事事務所長	横道　長幸	53. 8 . 1	56. 1 . 4
	橋本　忠雄	56. 1 . 5	現　在
〔恵那工事事務所長〕	水野　秀一	51. 8 . 1	52. 7 .15
岐阜工事事務所長	水野　秀一	52. 7 .16	54. 3 .31
	片山　哲実	54. 4 . 1	56. 3 .31
	白坂　晃	56. 4 . 1	現　在
高山工事事務所長	柴田　雅生	49. 8 . 1	54. 8 .31
	(片山　哲実)	54. 9 . 1	54.10.31 廃止
東静岡工事事務所長	安藤　義孝	53.11. 1	56. 3 .31
	井上　満茂	56. 4 . 1	現　在
〔沼津工事事務所長〕	水野雄次郎	49. 8 .16	50. 8 .31
静岡工事事務所長	水野雄次郎	50. 9 . 1	52. 6 .30
	降簱　茂	52. 7 . 1	55. 3 .31
	柴田　実	55. 4 . 1	56.10.15
	村田　實	56.10.16	現　在
〔春日井工事事務所長〕	田畑　潤	48. 7 .25	50. 3 .31
	越智　俊彦	50. 4 . 1	50.10.31
愛知工事事務所長	松川　匡利	50.11. 1	52. 6 . 1
	硎谷　栄三	52. 6 . 2	53. 3 .31
	(水野　秀一)	53. 4 . 1	53.12.14
	牧野　信彦	53.12.15	56.10.31
	今泉　宏	56.11. 1	現　在
蒲郡工事事務所長	中根　秀雄	48. 7 .16	51. 4 .30
	菊山　重之	51. 5 . 1	53. 3 .31 廃止
〔武生工事事務所長〕	井上　嘉郷	51. 9 .16	53. 6 .30
福井工事事務所長	井上　嘉郷	53. 7 . 1	54. 4 . 5

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
	宗近　隆盛	54. 4 . 6	56.12. 1
	稲垣　学	56.12. 2	現　在
琵琶湖工事事務所長	橋本　明	53.11. 1	55. 6 . 1
	来栖　司朗	55. 6 . 2	57. 6 .14
	村上　善英	57. 6 .15	現　在
〔桂川工事事務所長〕	河村　寛司	50. 5 .16	50.11.30
京都工事事務所長	河村　寛司	50.12. 1	52. 4 .11
	(河村　寛司)	52. 4 .12	52. 4 .30
	三浦　宏	52. 5 . 1	55. 4 . 6
	玉田小一郎	55. 4 . 7	現　在
木津川工事事務所長	山田　稔	57. 6 .17	現　在
大阪湾工事事務所長	原　勇	51.11.16	54. 3 .31
	(西村　善雄)	54. 4 . 1	54. 5 . 9
	田村　正義	54. 5 .10	56. 3 .31
	河村　保蔵	56. 4 . 1	現　在
〔神戸工事事務所長〕	浮田　義伸	50. 7 .16	53. 4 .20
	池谷　幹夫	53. 4 .21	54.11.30
兵庫工事事務所長	池谷　幹夫	54.12. 1	56. 6 .30
	金　忠平	56. 7 . 1	現　在
高野工事事務所長	(河村　寛司)	52.11. 1	53. 3 .31
	松原　志朗	53. 4 . 1	55. 3 .31
	(田村　正義)	55. 4 . 1	55.11.10 廃止
〔米子工事事務所長〕	飯塚　芳夫	50.12. 1	53. 7 .15
鳥取工事事務所長	飯塚　芳夫	53. 7 .16	54. 3 .31
	村上　善英	54. 4 . 1	55. 8 .31
	林　毅	55. 9 . 1	57. 6 .14
	伊藤　晃	57. 6 .15	現　在
宍道湖工事事務所長	来栖　司朗	50. 5 .16	54. 9 .30
	田中　道弘	54.10. 1	現　在
〔玉野工事事務所長〕	白鳥嘉司雄	51. 9 .16	54. 6 .30
岡山工事事務所長	白鳥嘉司雄	54. 7 . 1	56. 3 .31
	(村上　善英)	56. 4 . 1	57. 3 .31
	野田　敏司	57. 4 . 1	現　在
〔呉工事事務所長〕	卓永　昭	50.10.16	50.10.31
	田中　淑仁	50.11. 1	50.12.31

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
広島工事事務所長	田中　淑仁	51.1.1	54.3.31
	増田　皓司	54.4.1	57.3.31
	武田　尚幸	57.4.1	現在
岩国工事事務所長	小松　和人	53.4.1	56.3.31
	鎌田　實	56.4.1	56.12.31 廃止
山口工事事務所長	卓永　昭	50.8.1	現在
徳島工事事務所長	豊田　好昭	53.10.1	55.9.30
	(谷　正信)	55.10.1	55.10.15 廃止
香川工事事務所長	白川　渙	48.7.16	53.4.5
	谷　正信	53.4.6	57.6.14
	林　毅	57.6.15	現在
〔東愛媛工事事務所長〕	近藤　通彦	50.10.1	56.11.30
愛媛工事事務所長	近藤　通彦	56.12.1	現在
〔今治工事事務所長〕	長　伸一	48.8.1	49.12.15
愛媛工事事務所長	長　伸一	49.12.16	51.3.31
	多田羅　博	51.4.1	53.3.9
	(近藤　通彦)	53.3.10	53.3.31 廃止
高知工事事務所長	大利　三男	54.12.16	57.4.30
	(近藤　通彦)	57.5.1	現在
〔北九州・大分工事事務所長〕	仲道　敏行	50.8.16	53.6.30
	土肥　正直	53.7.1	53.7.31
〔北九州工事事務所長〕	土肥　正直	53.8.1	56.6.30
	名越　穆孝	56.7.1	57.3.31
福岡工事事務所長	名越　穆孝	57.4.1	現在
	荒木　克業	50.10.1	53.3.31
	(村上　仁)	53.4.1	53.10.15
	斉藤　眞	53.10.16	56.3.31
	(土肥　正直)	56.4.1	56.4.30 廃止
佐賀工事事務所長	東　良一	48.11.1	52.6.30
	浜地忠次郎	52.7.1	53.9.30
	(浜地忠次郎)	53.10.1	54.1.15 廃止
長崎工事事務所長	坪井　勉	55.10.1	現在
熊本工事事務所長	富永　惇	50.8.16	55.3.31
	弦巻　匠	55.4.1	現在

役職名	氏名	就任年月日	離任年月日
人吉工事事務所長	岩崎　貞夫	53.7.1	56.4.5
	(弦巻　匠)	56.4.6	57.4.30 廃止
大分工事事務所長	(浜地忠次郎)	53.8.1	53.9.30
	浜地忠次郎	53.10.1	55.6.15
	土肥　正直	55.6.16	55.7.15
	太田　正行	55.7.16	現在
宮崎工事事務所長	(岩崎　貞夫)	54.10.1	54.10.15
	花田　忠義	54.10.16	現在
鹿児島工事事務所長	山本　遜	50.8.16	53.6.30
	原田　武光	53.7.1	57.6.30
	宇多　親利	57.7.1	現在
沖縄工事事務所長	中野　節彦	49.1.1	52.6.30
	中野　信義	52.7.1	54.3.31
	(村上　仁)	54.4.1	54.4.30 廃止
	(鎌田　實)	56.9.1	56.12.31
	鎌田　實	57.1.1	現在

資料—69　　事業団の財務

事業団の財務では，受託業務に係るものとその他のものに分けて勘定を設定することとされており，その区分は次のとおりである。

勘定区分	対象業務	具体の内容
受託業務勘定	事業団法第26条第1号～3号業務	建設工事 実施設計及び計画設計 技術援助
一般業務勘定	その他の業務	研修及び技術検定 試験研究等

受託業務勘定に属する建設工事・技術援助等の業務の実施に必要な費用は，当該業務受託に伴う受託収入と建設工事の資金の一部を立て替えるための市中金融機関からの借入金等でまかなっている。また一般業務勘定に属する研修・試験研究等の業務とこれに関連する試験研修本館の建設等に必要な費用は，政府及び主要地方公共団体からの出資金及び業務運営補助金とその他研修実費収入等によってまかなうことになっている。

これらの資金構成は資料—70及び71のとおりで，受託業務勘定では年々受託工事収入の占める割合が高くなっており，一般業務勘定では研修実費収入等の増加によってわずかずつであるが出資金・業務運営補助金の占める割合が低くなってきている。また借入金の推移は資料—72に示すとおりである。

出資金と業務運営補助金の区分は，前者は試験研修本館及び実験棟等の建設費と本社・支社の庁舎借上敷金など投資的経費に充当しており，後者は人件費，庁費等の経常経費にあてている。出資金及び業務運営補助金は，原則として政府と地方公共団体が折出して負担することとなっており（50年度は事業団への改組により政府が3億円を超過負担。），このうち地方公共団体負担分については，建設省，自治省の協議のもとに全国知事会及び全国市長会の了承を得て，都道府県と人口10万人以上（45年国勢調査，以下同じ。）の151市とで2対1の割合で負担していただいてきたが，50年度からはこのほかに人口8万人以上10万人未満の36市を加え，187市で負担していただくこととなった。この経年推移は資料—73及び74のとおりである。

資料—70　　資金構成の推移（受託業務勘定）

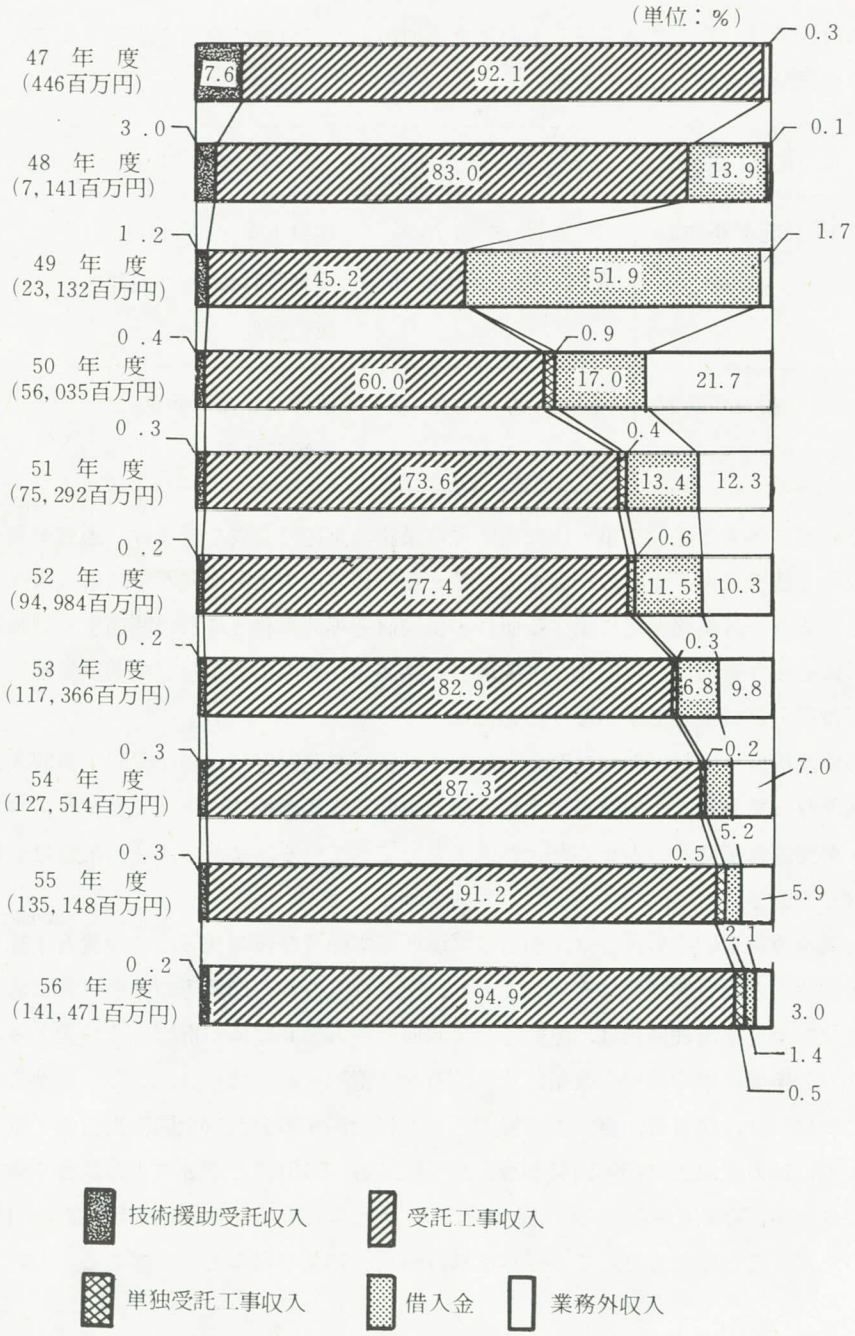

資料—71　資金構成の推移（一般業務勘定）

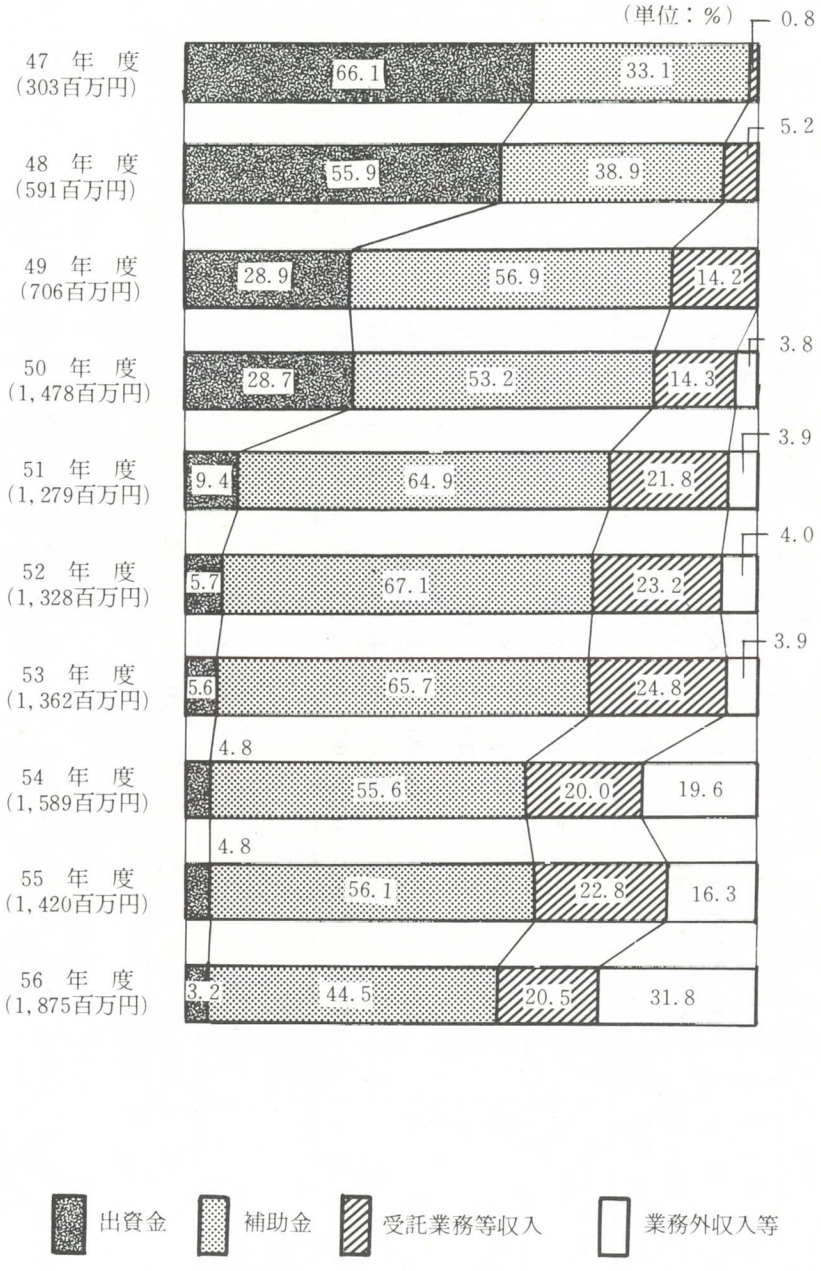

資料—72　借入金及び借入条件の推移

借入金の推移

（単位：百万円）

年度	48	49	50	51	52	53	54	55	56
一般市費分	746	550	1,074	1,737	1,169	1,521	1,537	1,291	1,131
施越事業費分	246	11,462	8,461	8,319	9,755	6,452	5,124	1,609	819
政府保証分	98	7,318	5,486	5,374	6,345	4,239	3,358	1,005	495
地方公共団体保証分	148	4,144	2,975	2,945	3,410	2,213	1,766	604	324
計	992	12,012	9,535	10,056	10,924	7,973	6,661	2,900	1,950
累計	—	13,004	22,539	32,595	43,519	51,492	58,153	61,053	63,003
償還額	—	241	11,267	8,501	8,933	10,688	8,023	6,833	3,242
累計	—	—	11,508	20,009	28,942	39,630	47,653	54,486	57,728
差引残高	992	12,763	11,031	12,586	14,577	11,862	10,500	6,567	5,275
一般市費分	746	1,301	2,570	4,314	4,992	5,411	5,452	4,958	4,456
施越事業費分	246	11,462	8,461	8,272	9,585	6,451	5,048	1,609	819

借入条件の推移

年度	48	49	50	51	52	53	54	55	56
利率（%）									
一般市費分	8.5	9.0～8.5	9.0～8.6	8.6～7.5	8.6～6.8	6.8～6.3	7.4～8.2	9.0～8.3	8.3～8.0
施越事業費分	9.25	9.25	9.25～6.75	6.75～6.25	6.25～3.75	3.75	5.5～7.5	9.25～6.75	6.75～6.0
期間（年）									
一般市費分	5	5	5	5	5	5	5	5	5
施越事業費分	1	1	1	1	1	1	1	1	1

資料—73　　出資金・補助金の推移

出資金

（単位：百万円）

年　　度	47	48	49	50	51	
国	100	165	102	362	60	
地方公共団体	100	165	102	62	60	
計	200	330	204	424	120	
年　　度	52	53	54	55	56	47～56計
国	38	38	38	34	30	967
地方公共団体	38	38	38	34	30	667
計	76	76	76	68	60	1,634

補助金

年　　度	47	48	49	50	51	
国	50	115	201	390	414.5	
地方公共団体	50	115	201	390	414.5	
計	100	230	402	780	829	
年　　度	52	53	54	55	56	47～56計
国	445.5	447.5	442	398	417	3,320.5
地方公共団体	445.5	447.5	442	398	417	3,320.5
計	891	895	884	796	834	6,641

資料—74　　1地方公共団体当りの出資金と補助金の負担額の推移

（単位：千円）

年　　度	47	48	49	50	51
出資金					
都道府県	2,128	3,510	2,171	1,319	1,276
補助金					
都道府県	—	461	2,127	5,095	5,454
151　市	322	618	669	928	974
36　市	—	—	—	293	808
合　計					
都道府県	2,128	3,971	4,298	6,414	6,730
151　市	332	618	669	928	974
36　市	—	—	—	293	308
年　　度	52	53	54	55	56
出資金					
都道府県	808	808	808	723	638
補助金					
都道府県	6,049	6,076	6,000	5,409	5,705
151　市	963	996.4	985	887.5	918
36　市	313	315	312	280	290
合　計					
都道府県	6,857	6,884	6,808	6,132	6,343
151　市	953	996.4	985	887.5	918
36　市	313	315	312	280	290

資料—75　　予算額及び決

科目	昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
(収入)										
受託工事収入	495,000	410,700	6,400,000	5,928,317	9,907,000	10,453,245	37,772,000	33,625,032	49,783,000	55,456,365
単独受託工事収入	—	—	—	—	—	—	100	497,367	446,190	288,580
技術援助受託収入	58,763	33,750	243,000	215,920	1,030,000	265,570	1,130,000	229,450	660,000	221,931
借入金	—	—	5,728,000	991,765	14,513,000	12,012,406	13,840,000	9,534,810	15,765,000	10,056,319
業務外収入	2,361	1,594	3,388	4,736	333,021	400,824	11,977,836	12,148,039	10,500,841	9,268,532
収入合計	556,124	446,044	12,374,388	7,140,738	25,783,021	23,132,045	64,719,936	56,034,698	77,155,031	75,291,727
(支出)										
受託工事業務費	469,526	388,220	11,735,203	6,625,547	23,410,542	21,728,137	49,125,323	41,605,184	62,657,723	63,156,128
単独受託工事業務費	—	—	—	—	—	—	100	483,381	435,911	281,074
技術援助業務費	38,804	26,964	205,060	189,217	993,319	235,947	1,094,522	207,832	614,158	207,406
一般管理費	39,733	30,665	243,757	251,667	518,248	607,907	1,616,618	1,462,861	2,125,752	2,241,728
一般業務勘定へ繰入	100	195	100	10	100	0	24,584	19,199	39,284	37,894
業務外支出	—	—	128,000	972	741,697	548,248	12,537,432	12,209,050	10,994,940	9,322,981
予備費	7,961	0	62,268	0	119,115	0	321,357	0	287,263	0
支出合計	556,124	446,044	12,374,388	7,067,413	25,783,021	23,120,239	64,719,936	55,987,507	77,155,031	75,247,211

算額の推移（受託業務勘定）

（注）　上段（　）は当初予算額　　単位・千円

昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度		昭和56年度
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額
(66,935,000) 69,257,000	73,519,614	(89,667,000) 94,217,000	97,371,064	110,916,000	111,286,324	118,153,000	123,241,599	123,026,000
377,000	577,130	500,000	310,870	500,000	271,120	500,000	696,020	500,000
380,000	169,685	290,000	217,470	290,000	368,370	390,000	355,530	390,000
16,083,000	10,924,345	13,635,000	7,972,876	14,203,000	6,661,334	14,677,000	2,899,967	14,894,000
9,665,527	9,793,338	11,421,084	11,493,781	8,439,100	8,927,040	7,900,052	7,954,805	4,184,621
(93,440,527) 95,762,527	94,984,112	(115,513,084) 120,063,084	117,366,061	134,348,100	127,514,188	141,620,052	135,147,921	142,994,621
(79,540,272) 81,788,604	81,627,626	(99,420,837) 103,848,087	102,079,269	120,238,560	113,594,457	127,675,847	121,773,181	132,565,111
367,002	561,039	488,916	303,483	488,981	263,809	488,728	679,020	487,610
338,519	165,695	276,382	201,300	274,326	352,126	373,178	324,637	372,102
2,522,418	2,706,635	3,247,497	3,277,700	3,978,788	3,870,580	4,238,000	4,486,380	4,693,409
38,569	39,435	41,063	38,330	65,021	295,160	165,476	209,043	212,000
10,125,233	9,703,670	11,603,972	11,366,462	8,602,972	8,847,542	8,127,202	7,654,562	4,236,359
(508,514) 582,182	0	(434,417) 557,167	0	699,452	0	551,621	0	428,030
(93,440,527) 95,762,527	94,804,100	(115,513,084) 120,063,084	117,266,544	134,348,100	127,223,674	141,620,052	135,126,823	142,994,621

資料—76　　予算額及び決

科目	昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
(収入)										
出資金受入	200,000	200,000	330,000	330,000	204,000	204,000	424,000	424,000	120,000	120,000
補助金受入	100,000	100,132	230,000	230,000	402,000	402,000	800,000	786,007	834,000	830,916
受託業務勘定より受入	100	195	100	10	100	0	24,584	19,199	39,284	37,894
受託業務等収入	1,500	1,035	23,000	23,060	98,450	89,525	225,570	211,689	281,440	279,290
業務外収入	958	1,196	4,032	7,804	11,783	10,939	41,644	37,532	8,504	11,352
収入合計	302,558	302,558	587,132	590,874	716,333	706,464	1,515,798	1,478,427	1,283,228	1,279,452
(支出)										
試験所等建設費	61,340	4,630	363,000	165,497	178,650	450,005	123,268	48,297	80,000	154,958
一般管理費	163,736	160,659	204,667	226,943	299,443	340,572	824,737	829,383	716,786	814,071
研修業務費	9,520	9,520	23,441	23,436	55,291	54,286	109,189	190,184	110,273	99,862
技術検定業務費	—	—	—	—	—	—	—	—	5,316	24,073
試験研究費	1,800	1,800	16,000	28,839	118,873	116,763	225,729	267,753	280,118	301,529
業務外支出	—	—	—	—	1,642	163	9,624	5,945	7,681	2,117
予備費	66,162	0	46,186	0	63,334	0	223,251	0	83,054	0
支出合計	302,558	176,609	653,294	444,715	717,233	961,789	1,515,798	1,341,562	1,283,228	1,396,610

算額の推移（一般業務勘定）

(注)　上段(　)は，当初予算額　　単位・千円

昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度		昭和56年度
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額
76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	68,000	68,000	60,000
(896,000) 890,976	891,813	(904,000) 894,712	894,712	884,000	884,000	802,000	796,574	840,000
38,569	39,435	41,063	38,330	65,021	295,160	165,476	209,043	212,000
307,460	307,657	313,060	337,344	314,260	317,243	322,810	324,782	376,220
11,431	13,495	11,390	15,268	17,306	16,624	20,070	22,034	22,940
(1,329,460) 1,324,436	1,328,400	(1,345,513) 1,336,225	1,361,654	1,356,587	1,589,027	1,378,356	1,420,433	1,511,160
46,000	39,782	75,700	75,700	76,000	76,000	168,000	68,000	205,000
(777,830) 776,301	840,201	(788,339) 787,374	800,344	792,790	807,343	767,249	786,186	809,023
(104,081) 102,573	113,278	(121,366) 120,083	139,318	122,187	122,186	83,218	82,054	91,306
18,404	18,195	18,768	18,574	19,242	18,996	19,010	18,768	20,468
(317,872) 315,885	320,831	(290,575) 289,785	317,649	315,629	323,725	311,021	310,793	349,997
8,111	1,133	1,200	161	2,500	354	2,500	64	2,500
57,162	0	(52,476) 46,226	0	28,239	0	27,358	0	32,866
(1,329,460) 1,324,436	1,333,420	(1,348,424) 1,339,136	1,351,746	1,356,587	1,348,604	1,378,356	1,265,865	1,511,160

資料—77　　建設業務協定年表

(注) 1．基本協定又は初年度協定の締結月日を記載。
2．(ポ)…ポンプ場，(処)…処理場，「ほか」は管渠等。

都市名等	受託施設名	協定年月日
昭和47年度		
川越市	月吉(ポ)	47.12.15
昭和48年度		
春日井市	勝西(処)	48. 5.23
町田市	町田(処)ほか	6. 5
東松山市	市野川(処)ほか	6.18
蒲郡市	蒲郡(処)ほか	6.18
鹿沼市	黒川(処)	6.28
長岡市	長岡(処)	6.30
今治市	今治(処)ほか	7.13
丸亀市	丸亀(処)ほか	7.14
小山市	小山(処)	7.16
足利市	第1(処)ほか	7.24
佐野市	佐野(処)	8.21
佐賀市	佐賀(処)ほか	10.15
観音寺市	観音寺(処)ほか	11.15
本部町	本部(処)ほか	11.30
潮来町	潮来(処)ほか	49. 1.31
昭和49年度		
室蘭市	蘭東(処)	49. 6. 1
宇都宮市	田川第2(処)	6.19
沼津市	中部(処)	7. 1
名護市	名護(処)ほか	7.10
高山市	宮川(処)	7.24
行田市	緑町(ポ)	7.29
牟礼町	牟礼(処)	9.20
新居浜市	新居浜(処)ほか	10. 1
京都府	桂川右岸・洛西(処)	10.11
島根県	宍道湖・東部(処)ほか	12. 2
千葉県	江戸川左岸・第2(処)ほか	50. 3.14
昭和50年度		
東京都	小菅(処)，森ケ崎(処)	50. 5.30

都市名等	受託施設名	協定年月日
長野県	諏訪湖・豊田(処)	6.16
川崎市	加瀬(処)	6.20
神戸市	東灘(処)	6.28
富士市	富士(処)	7. 1
防府市	防府(処)	7. 7
横浜市	緑(処)，金沢(処)	7.10
岩手県	北上川上流・都南(処)	7.17
新南陽市	新南陽(処)ほか	7.30
北九州市	日明(処)	7.30
八王子市	北野(処)	7.31
川之江市	川之江(処)	7.31
大分市	弁天(処)ほか	7.31
宇土市	宇土(処)	7.31
鹿児島市	南部(処)	7.31
茨城県	霞ケ浦湖北・霞ケ浦(処)	8.14
福岡市	和白(処)	9.18
呉市	広(処)	9.25
京都市	吉祥院(処)	9.30
名古屋市	守山(処)	10.13
熊谷市	荒川第3(ポ)	10.30
米子市	皆生(処)	11.17
玉名市	玉名(処)	12.17
広島県	太田川・西部(処)	12.26
昭和51年度		
恵那市	恵那(処)	51. 5.29
勝田市	勝田(処)	6.29
酒田市	酒田(処)	7. 1
鶴岡市	鶴岡(処)ほか	7. 7
玉野市	玉野(処)	7.23
北九州市	新町(処)	7.28
武生市	家久(処)	8. 2
神戸市	ポートアイランド(処)	9. 7

都市名等	受託施設名	協定年月日
黒磯市	黒磯(処)	51.9.10
大阪府	南大阪湾岸・北部(処)	9.13
飯能市	飯能(処)ほか	11. 9
清水市	北部(処)	12.13
昭和52年度		
新津市	新津(処)	52. 5.10
野沢温泉村	野沢温泉(処)	6. 7
柏崎市	柏崎(処)ほか	6.27
下館市	下館(処)	6.30
大垣市	大垣(処)	6.30
岩国市	一文字(処)	6.30
高松市	東部(処)	6.30
伊予三島市	伊予三島(処)ほか	7. 5
富士宮市	星山(処)ほか	7.12
新潟県	信濃川下流・新潟(処)	7.26
山口市	山口(処)ほか	8.10
山鹿市	山鹿(処)	8.12
秩父市	金室(処)	8.19
埼玉県	中川・中川(処)	8.31
北九州市	北湊(処)	8.31
石巻市	東部(処)	9. 6
高野町	高野山(処)ほか	10.14
栃木県	鬼怒川上流・鬼怒川上流(処)	10.20
大和市	中部(処)	11.22
昭和53年度		
永平寺町	志比(処)	53. 6. 1
白樺湖下水道組合	白樺湖(処)	6. 5
鳥取県	天神川・天神(処)	6.19
長野市	東部(処)	6.27
上山市	上山(処)	6.29
秋田県	秋田湾雄物川・秋田臨海(処)ほか	6.30
徳島市	中央(処)	6.30
大分市	宮崎(処)	6.30
秦野市	秦野(処)	7. 1
人吉市	人吉(処)	7.10
日田市	日田(処)	7.27
越谷市	第1(ポ)	9. 5
伊東市	玖須美(ポ)	9.22
福岡市	西戸崎第2(処)	9.25

都市名等	受託施設名	協定年月日
栃木県	巴波川・巴波川(処)	53.9.30
静岡県	狩野川・東部(処)	10. 2
川越市	滝の下(処)	10.11
岡崎市	八帖(処)	10.30
四日市市	日永(処)	10.30
滋賀県	琵琶湖・湖南中部(処)	12.25
荒尾市	大島(処)	54. 1.24
昭和54年度		
芦屋町	芦屋(処)	54. 4.26
半田市	北浜田(ポ)	5. 7
宮島町	宮島(処)	5.16
今治市	立花(ポ)	5.17
会津若松市	会津若松(処)	5.18
十日町市	十日町(処)	5.21
氷見市	氷見(処)	6.14
香川県	中讃・大束川(処)	6.16
東松山市	高坂(処)ほか	6.20
栗山村	湯西川(処)	6.25
知多市	南部(処)	6.26
北九州市	日明(処)その2	6.26
真岡市	真岡(処)ほか	7. 5
泉北環境整備施設組合	羽衣(ポ)	7.10
鯖江市	鯖江(処)ほか	7.11
鳩ケ谷市	里(ポ)	7.19
名瀬市	名瀬(処)ほか	7.19
気仙沼市	気仙沼(処)	8.24
日南市	日南(処)	8.30
笠岡市	笠岡(ポ)	9.25
虻田町	管渠	9.27
亀岡市	亀岡(処)	9.27
栃木県	北那須・北那須(処)	9.29
姫路市	東部(処)	11.20
高知市	潮江(処)	12.15
昭和55年度		
習志野市	津田沼(処)	55. 5.30
加須市	花崎(処)	7. 1
高砂市	伊保(処)	7. 1
鎌倉市	七里ケ浜(処)	7. 4
春日井市	勝西(処)その2	7. 5

都市名等	受託施設名	協定年月日
寒河江市	寒河江(処)	57.7. 7
能代市	能代(処)ほか	7.14
古川市	師山(処)ほか	7.15
広島市	旭町(処), 千田(処)	7.16
熱海市	第2(処)	7.24
小郡町	長谷(処)	8. 1
水戸市	水戸(処)	8.29
那須町	湯本(処)	9. 5
八代市	八代(処)	9.24
坂戸鶴ヶ島下水道組合	北坂戸(処)	9.29
日立市	滑川(処)	9.29
足利市	第1(処)その2	9.30
総和町	総和(処)	9.30
深谷市	深谷(処)	9.30
長崎市	三重(処)	10. 1
土岐市	土岐(処)	10. 6
大分市	原川(処)	10. 7
枕崎市	枕崎(処)	10.13
臼杵市	臼杵(処)	10.15
松戸市	新松戸(処)	10.20
近江八幡市	沖島(処)	10.27
山陽町	山陽(処)	11.10
滋賀県	琵琶湖・湖西(処)	11.19
昭和56年度		
群馬県	利根川上流・県央(処)	56.4.21
宗像市	宗像(処)	5.20
野沢温泉村	野沢温泉(処)その2	6.10
北九州市	新町(処)その2	7. 1
指宿市	指宿(処)	7. 1
伊達市	伊達(処)	7. 6
勝山市	勝山(処)	7. 8
萩市	萩(処)	7. 8
防府市	防府(処)その2	7. 8
岩手県	北上川上流・北上(処)	7. 8
川之江市	川原(ポ)	7.10
石川市	石川(処)	7.14
東金市	東金(処)	7.15
浦添市	前田(ポ), 城間(ポ)	7.23
西条市	西条(処)	8. 4

都市名等	受託施設名	協定年月日
鹿島町	鹿島(処)	56.8.20
中野市	中野(処)	8.27
土肥町	土肥(処)	9.18
松任市	中央(処)	9.21
三条市	三条(ポ)	9.22
日出町	日出(処)	9.28
八幡浜市	八幡浜(処)	10. 1
所沢市	所沢(処)	10. 1
小山市	扶桑(処)	10. 2
青森県	岩木川・岩木川(処)	10. 7
山形県	最上川・村山(処)	10.26
藤枝市	藤枝(処)	10.29
高山市	宮川(処)その2	11.12

資料—78　業　務　年　表

昭和47年5月1日から
昭和57年7月31日まで

年	内　部　事　項	参　考　事　項
昭和47年		5．15　沖縄日本復帰
	5．29　下水道事業センター法公布（47．7．22施行）	
		6．15　琵琶湖総合開発特別措置法公布・施行
		7．7　第1次田中内閣成立，木村武雄氏建設大臣に就任
	8．10　第1回発起人会開催	
	8．23　定款認可	
	10．17　下水道事業センター設立認可	
	11．1　下水道事業センター発足	
		12．4　第2回日米下水処理技術委員会開催（於ワシントン）
		12．15　国連「世界環境デー（6．5）」指定
		12．22　金丸信氏建設大臣に就任
昭和48年	2．6　研修部で研修開始	
		2．13　経済社会基本計画（昭和48～52年度）閣議決定
	4．3　第1回評議員会開催	
	6．1　関西支所設置	
		6．12　第3次「下水道と財政」提言
		7．23　都市計画中央審議会「下水道整備の今後のあり方について」答申
	8．31　第2回評議員会開催	
		10．2　瀬戸内海環境保全臨時措置法公布（48．11．2施行）
		11．13　ＯＰＥＣ原油価格大幅値上げ
		11．16　石油緊急対策要綱閣議決定
		11．25　第2次田中内閣成立，亀岡高夫氏建設大臣に就任
	12．27　試験研修本館着工	
昭和49年		2．12　第3回日米下水処理技術委員会開催（於東京）
	3．20　第3回評議員会開催	
		4．11　下水道事業補助率引上げ
		4．11　土木研究所に下水道部設置
	5．1　経理部・工務部設置，技術部を計画部に変更	
		6．26　国土庁発足
		7．15　下水道事業委託自治体連盟発足

年	内　部　事　項	参　考　事　項
昭和49年	7．19　技術評価委員会設置 8．16　広報誌「水すまし」発刊 8．29　第4回評議員会開催	8．1　地域振興整備公団発足 11．11　第3次田中内閣成立，小沢辰男氏建設大臣に就任 12．9　第1次三木内閣成立，仮谷忠男氏建設大臣に就任
昭和50年	2．7　初の業務研究発表会開催 3．20　第5回評議員会開催 3．25　試験研修本館竣工 4．16　試験研修本部発足，試験所を試験部に変更 6．1　東京支社設置，関西支所を大阪支社に変更 6．19　下水道事業センター法の一部を改正する法律公布（50．8．1施行） 6．12　琵琶湖三次処理実験プラント運転開始 7．18　初の受託処理場建設工事完成（沖縄県本部町） 8．1　日本下水道事業団発足，業務部・首席考査役設置 9．3　第6回評議員会開催 10．1　技術委員会設置	4．3　建設省下水道部組織変更（下水道事業課廃止，公共下水道課・流域下水道課設置） 7．20　沖縄国際海洋博覧会開幕 9．1　宅地開発公団発足 10．23　第4回日米下水処理技術委員会開会（於ワシントン）
昭和51年	3．14　第1回下水道技術検定実施 4．1　設計基準（第1次案）発行 4．9　第7回評議員会開催 7．7　竹下建設大臣東京都森ケ崎処理場建設工事現場視察	1．19　竹下登氏建設大臣に就任 2．20　第4次下水道整備五箇年計画閣議了解 5．14　昭和50年代前期経済計画閣議決定 5．25　下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部改正(51．5．25，52．5．1施行)

年	内部事項	参考事項
昭和51年	7．13 村田建設政務次官東京都森ヶ崎処理場建設工事現場視察 8．26 第8回評議員会開催 11．1 技術報発刊 11．1 赤坂分室開設 11．21 第2回下水道技術検定実施	8．31 第4次下水道整備五箇年計画閣議決定 9．15 第2次三木内閣成立，中馬辰猪氏建設大臣に就任 12．1 流域下水道事業委託都道府県事務連絡会発足 12．20 下水道の整備及び管理に関する行政監察結果に基づく勧告 12．24 第1次福田内閣成立，長谷川四郎氏建設大臣に就任
昭和52年	1．10 故関盛理事長の事業団葬執行 4．8 第9回評議員会開催 4．19 日米下水処理技術委員琵琶湖三次処理実験プラント視察 5．9 長谷川建設大臣試験研修本部視察 7．1 本社・東京支社移転 9．2 第10回評議員会開催 11．1 初の優良工事表彰実施 11．20 第3回下水道技術検定実施	4．26 第5回日米下水処理技術委員会開会（於東京） 11．4 第3次全国総合開発計画閣議決定 11．28 第2次福田内閣成立，桜内義雄氏建設大臣に就任
昭和53年	3．29 第11回評議員会開催 8．31 第12回評議員会開催 10．9 塚田建設政務次官京都工事事務所管内工事現場視察	1．4 公共事業施行対策本部設置 6．2 福岡市渇水のため給水制限 6．12 宮城県沖地震 6．13 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部改正(54．6．12施行) 6．27 第4次下水道財政研究委員会発足 10．4 初の下水汚泥資源利用展開催

年	内部事項	参考事項
昭和53年	11．19　第4回下水道技術検定実施	10．30．　第6回日米下水処理技術委員会開会（於ワシントン） 12．7　第1次大平内閣成立，渡海元三郎氏建設大臣に就任
昭和54年	3．29　第13回評議員会開催 5．23　初の全国レクリエーション大会開催 6．25　赤坂分室閉鎖 8．30　第14回評議員会開催 11．18　第5回下水道技術検定実施	6．12　水質総量規制制度実施 6．20　都市計画中央審議会に下水道部会設置 7．31　第4次「下水道と財政」提言 8．10　新経済社会7箇年計画閣議決定 8．20　都市計画中央審議会「今後の下水道整備のあり方について」答申 9．12　下水道法改正20周年記念大会開催 9．21　架空出張問題から公費天国批判始まる 11．9　第2次大平内閣成立，渡辺栄一氏建設大臣に就任
昭和55年	3．28　第15回評議員会開催 5．23　日米下水処理技術委員京都市吉祥院処理場視察 5．26　日米下水処理技術委員姫路市東部処理場視察 7．16　業務部援助課新潟分室設置 9．5　第16回評議員会開催 11．16　第6回下水道技術検定実施 11．17　霊南坂分室開設	5．19　第7回日米下水処理技術委員会開会（於東京） 7．1　滋賀県琵琶湖富栄養化防止条例施行 7．17　第1次鈴木内閣成立，斎藤滋与史氏建設大臣に就任
昭和56年	3．26　第17回評議員会開催	1．27　中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申 2．13　第5次下水道整備五箇年計画閣議了解 3．16　第2次臨時行政調査会初会合 3．20　神戸ポートピア'81開幕

年	内　部　事　項	参　考　事　項
昭和56年	9．8　第18回評議員会開催 10．7　久保理事長米国水質汚濁防止連盟の1981年度名誉会員となる 11．15　第7回下水道技術検定実施	5．1　下水道整備緊急措置法の一部改正(56．5．1施行) 9．28　建設業の談合入札が問題化 10．1　住宅・都市整備公団発足 10．12　第8回日米下水処理技術委員会開会（於ワシントン） 11．27　第5次下水道整備五箇年計画閣議決定 11．30　第2次鈴木内閣成立，始関伊平氏建設大臣に就任
昭和57年	1．28　下水道問題懇話会初会合 3．26　第19回評議員会開催 4．1　大阪支社琵琶湖分室設置 カウンセリング制度発足 6．14　下水道展に初の出展 6．25　村岡建設政務次官試験研修本部等視察	1．29　当面の入札制度合理化で建設次官通達 3．1　大阪湾広域臨海環境整備センター発足

あ と が き

本書は，事業団の設立10周年に当たり，関係方面に対する広報の一助にするとともに，業務上も活用することを目的として作成したものですが，いわゆる年史とは異なって業務個々の内容を詳述したものではなく，事業団の実績を知っていただくことと参考資料を求める際の索引として利用されることを意図したため，表などが主体となっております。構成としては，最初に受託地方公共団体の一覧図等を置き，本文は①これまでの経緯，②各業務の実績，③実績の分析と解説の３章として，巻末に資料，年表をつけました。説明の都合上，第２章と第３章の記述にいくらか重複した部分がありますが，御了承ください。

刊行に際しては，役員会の議を経て昭和56年７月に関係課長による編集委員会を設置し，具体的な作業に入りました。企画から発刊までは１年以上の期間があったわけですが，記述及び資料の基準時点を昭和57年３月末としたため実際の執筆時間はかなり短かくなり，課によっては資料のとりまとめ等に忙殺されるところもありましたし，編集担当者も短時日で原稿の精粗・不整合の統一など一連の作業を行うこととなりました。したがって，本書の内容についてはできる限り適正なものにするよう努めたつもりですが，なお脱落や至らぬ箇所があろうかと思いますので，その点は御寛容くださるようお願いいたします。

最後に，本書刊行のために御指導，御協力をいただいた関係各位に厚くお礼を申しあげますとともに，本書が所期の目的どおりに活用されることを祈念する次第であります。

昭和57年10月１日

企画総務部長　高　橋　昭　治

10年のあゆみ

昭和57年11月1日発行
編集　日本下水道事業団
発行　下水道事業団業務普及協会
東京都港区虎ノ門2丁目3番13号（第18森ビル）
電話03（502）8361番（代表）